

平成 14 年

小樽市議会会議録 (3)

第 3 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成14年
小樽市議会 第3回定例会 会期及び会議日程

会期 9月9日～9月27日(19日間)

月 日 (曜 日)	本 会 議	委 員 会
9月 9日 (月)	提案説明	
10日 (火)	休 会	
11日 (水)	〃	
12日 (木)	〃	
13日 (金)	会派代表質問	
14日 (土)	休 会	
15日 (日)	〃	
16日 (月)	〃	
17日 (火)	会派代表質問	
18日 (水)	一般質問	
19日 (木)	休 会	予算特別委員会 (総括質疑)
20日 (金)	〃	〃 (総務・経済所管)
21日 (土)	〃	
22日 (日)	〃	
23日 (月)	〃	
24日 (火)	〃	予算特別委員会 (総括質疑)
25日 (水)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
26日 (木)	〃	
27日 (金)	討論・採決等	

平成14年
小樽市議会
第3回定例会会議録目次

○ 9月 9日（月曜日） 第1日目

1 出席議員.....	1
1 欠席議員.....	1
1 出席説明員.....	1
1 議事参与事務局職員.....	2
1 開 会.....	3
1 開 議.....	3
1 会議録署名議員の指名.....	3
1 日程第1 会期の決定.....	3
1 日程第2 議案第1号ないし第32号並びに報告第1号及び第2号.....	3
○市長提案説明（議1～31、報1、2）.....	3
○提案説明（議32 古沢議員）.....	8
1 日程第3 休会の決定.....	9
1 散 会.....	9

○ 9月13日（金曜日） 第2日目

1 出席議員.....	11
1 欠席議員.....	11
1 出席説明員.....	11
1 議事参与事務局職員.....	12
1 開 議.....	13
1 会議録署名議員の指名.....	13
1 日程第1 議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号.....	13
○市長提案説明（議33、34）.....	13
○会派代表質問 成田議員.....	13
○会派代表質問 北野議員.....	26
○会派代表質問 高橋議員.....	47
1 散 会.....	63

○ 9月17日（火曜日） 第3日目

1 出席議員.....	65
1 欠席議員.....	65
1 出席説明員.....	65
1 議事参与事務局職員.....	66
1 開 議.....	67
1 会議録署名議員の指名.....	67
1 日程第1 議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号.....	67
○ 会派代表質問 渡部議員.....	67
○ 会派代表質問 大畠議員.....	82
○ 議事進行について 大畠議員.....	93
1 散 会.....	93

○ 9月18日（水曜日） 第4日目

1 出席議員.....	95
1 欠席議員.....	95
1 出席説明員.....	95
1 議事参与事務局職員.....	96
1 開 議.....	97
1 会議録署名議員の指名.....	97
1 日程第1 議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号.....	97
○ 一般質問 大竹議員.....	97
○ 一般質問 中島議員.....	105
○ 一般質問 佐々木（勝）議員.....	118
○ 一般質問 小林議員.....	126
○ 一般質問 秋山議員.....	132
○ 一般質問 斉藤（裕）議員.....	137
○ 議事進行について 斉藤（裕）議員.....	148
予算特別委員会設置・付託.....	149
決算特別委員会設置・付託.....	149
常任委員会付託.....	150
1 日程第2 請願・陳情.....	150
常任委員会付託.....	150
1 日程第3 休会の決定.....	150
1 散 会.....	150

○ 9月27日（金曜日） 第5日目

1 出席議員.....	151
1 欠席議員.....	151
1 出席説明員.....	151
1 議事参与事務局職員.....	152
1 開 議.....	153
1 会議録署名議員の指名.....	153
○ 市長から発言の申出.....	153
樽病事務局長.....	153
大畠議員.....	153
1 日程第1 議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号並びに請願、陳情 及び調査.....	154
予算特別委員長報告.....	196
議案第1号修正案の趣旨説明（西脇議員）.....	158
○ 討 論 古沢議員.....	159
採 決.....	160
決算特別委員長報告.....	161
採 決.....	161
総務常任委員長報告.....	161
○ 討 論 横田議員.....	163
○ 討 論 新谷議員.....	163
○ 討 論 斉藤（陽）議員.....	166
○ 討 論 佐々木（勝）議員.....	166
採 決.....	167
経常常任委員長報告.....	168
○ 討 論 西脇議員.....	170
採 決.....	170
厚生常任委員長報告.....	171
○ 討 論 中島議員.....	172
採 決.....	174
建設常任委員長報告.....	174
○ 討 論 武井議員.....	177
○ 討 論 古沢議員.....	177
採 決.....	178
1 日程第2 議案第35号及び第36号.....	178
○ 市長提案説明（議35、36）.....	178

○討 論	高階議員	179
採 決		179
1 日程第3	意見書案第1号ないし第17号	180
○提案説明	(意1～8 新谷議員)	180
○提案説明	(意9 成田議員)	181
○討 論	古沢議員	181
採 決		184
1 閉 会		185

議事事件一覧表

議案

議案	第1号	平成14年度小樽市一般会計補正予算
議案	第1号	平成14年度小樽市一般会計補正予算修正案
議案	第2号	平成14年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	第3号	平成14年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	第4号	平成14年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	第5号	平成14年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	第6号	平成13年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
議案	第7号	平成13年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	第8号	平成13年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	第9号	平成13年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	第10号	平成13年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	第11号	平成13年度小樽市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	第12号	平成13年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	第13号	平成13年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	第14号	平成13年度小樽市老人保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	第15号	平成13年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	第16号	平成13年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	第17号	平成13年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	第18号	平成13年度小樽市小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	第19号	平成13年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	第20号	平成13年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	第21号	平成13年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について
議案	第22号	平成13年度小樽市病院事業決算認定について
議案	第23号	平成13年度小樽市水道事業決算認定について
議案	第24号	平成13年度小樽市下水道事業決算認定について
議案	第25号	平成13年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
議案	第26号	小樽市税条例の一部を改正する条例案
議案	第27号	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第28号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	第29号	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
議案	第30号	和解について
議案	第31号	小樽市老人医療助成条例及び小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案
議案	第32号	小樽市非核港湾条例案
議案	第33号	平成14年度小樽市一般会計補正予算
議案	第34号	不動産の処分について
議案	第35号	小樽市教育委員会委員の任命について
議案	第36号	人権擁護委員候補者の推薦について

報告

報告	第1号	専決処分報告（平成14年度小樽市一般会計補正予算）
報告	第2号	専決処分報告（平成14年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算）

意見書案

意見書案	第1号	北海道小樽工業高等学校建築科・土木科の募集停止の白紙撤回を求める意見書（案）
意見書案	第2号	北海道の地域性やさまざまな困難を抱えた生徒の実態を踏まえ、地域の高校を守り発展させていくために「公立高等学校配置の基本指針と見直し」を見直すことを求める意見書（案）
意見書案	第3号	今日の教育危機を打開するため、国の責任での30人学級実現、教職員定数改善を求めるとともに、私学助成の削減に反対し、教育予算の拡充を求める意見書（案）
意見書案	第4号	憲法第9条を守り、有事法の制定に反対する意見書（案）
意見書案	第5号	障害者支援費制度の改善に関する意見書（案）
意見書案	第6号	住民基本台帳ネットワーク施行の凍結を求める意見書（案）
意見書案	第7号	公共事業受注企業からの政治献金規制に関する意見書（案）
意見書案	第8号	年金の引下げ計画中止に関する意見書（案）

意見書案第 9 号	道路整備に関する意見書（案）
意見書案第 10 号	「ペイオフ全面解禁」延長と、地方自治体の公金預金をペイオフ対象から除外し、全額保護を求める意見書（案）
意見書案第 11 号	安全で快適な学校を目指し施設改善を求める意見書（案）
意見書案第 12 号	奨学金制度の拡充を求める意見書（案）
意見書案第 13 号	介護保険制度の改革を求める意見書（案）
意見書案第 14 号	食品品質表示制度等食品の安全確保を求める意見書（案）
意見書案第 15 号	「地球憲章」の国際社会及び国内での普及・促進を求める意見書（案）
意見書案第 16 号	イラクなどへの軍事介入を行わず、国連を中心にした平和秩序を求める意見書（案）
意見書案第 17 号	北朝鮮による日本人ら致事件の真相解明を求める意見書（案）

請願

請 願 第 54 号	「公立高等学校配置の基本指針と見通し」の見直しを求める意見書提出方について
------------	---------------------------------------

陳情

陳 情 第 83 号	「ペイオフ全面解禁」延期と、地方自治体の公金預金をペイオフ対象から除外し、全額保護を求める意見書提出方について
陳 情 第 84 号	北海道小樽工業高等学校建築科・土木科の募集停止の白紙撤回を求める意見書提出方について
陳 情 第 85 号	春香山登山道入口における入山届出書、告知板及びトイレの設置方について
陳 情 第 86 号	緑第一大通のハロー薬局前における手押し信号設置方について
陳 情 第 87 号	コープさっぽろみどり店から富岡 1 丁目バス停への横断方法の安全対策について
陳 情 第 88 号	憲法第 9 条を守り、有事法の制定に反対する意見書提出方について

質 問 要 旨

○ 会派代表質問

成田議員（９月１３日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- １ 財政問題について
- ２ 行政改革について
 - （１）公園維持管理業務について
 - （２）その他現業部門について
 - （３）消防出張所適正配置について
 - （４）再任用について
- ３ 構造改革特区について
- ４ 小樽港の今後の在り方について
- ５ 中国定期コンテナ航路について
- ６ 分区条例について
- ７ 中小企業対策及びＴＭＯ構想について
- ８ 市営住宅について
- ９ 子育て支援と福祉事業について
- １０ その他

北野議員（９月１３日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- １ 市長の政治姿勢
 - （１）市民の期待にどう応えてきたか
 - （２）石狩湾新港、マイカル誘致への見解
 - （３）自らの責任について
 - （４）次期市長選挙に立候補するのか
- ２ 財政問題
 - （１）市財政の現状に対する市長の見解と対策
 - 財政危機の原因と対策
 - 市民へのしわ寄せをどう考えるか
 - （２）我が党の見解と再建方向
 - 政府の責任
 - ア 不況が税収減少をもたらす
 - イ 政府の地方財政計画の責任

ウ 国の方針では市財政の好転はない

小樽市固有の責任

ア 公債費膨張させた問題

- ・ 公債費は増えている
- ・ 国言いなりで借金膨張させた責任
- ・ 経済対策で景気回復したか

イ 政策上の誤り

- ・ マイカル誘致

市税減収はＯＢＣの滞納

滞納を認めないのは失敗を認めるからか

小樽短大誘致に関して

- ・ 石狩湾新港推進

予定どおり新港建設推進の市長

本港と新港の貨物の推移は

フェリーの苫東や新港への移転の可能性は高まった

敦賀便移転にともなう影響は

新港、苫東建設中止こそ本港を生かす道

- ・ 石狩開発（株）について

出資金６，８００万円がふいに

新港開発連絡協議会の振興策を市長は認めたのか

道の石狩開発（株）の抜本策とは何か

- ・ 石狩湾新港とマイカルは市財政圧迫の要因

財政再建の共産党の提案への市長の見解は

3 港湾問題

(1) 中国定期コンテナ航路

本市経済への波及効果

ガントリークレーン購入の採算は

中国航路が新港に取られる心配はないのか

(2) 「特区」の提案について

中央地区再開発２期計画の見通し

第３ふ頭の一般貨物の目標と実績

新港「特区」の提案は本港発展の責任放棄

(3) 非核港湾条例について

米大統領の核兵器の方針への市長の見解

米艦入港の３つの基準の改訂は

4 良好な環境を守る

(1) 星野町の違法建築について

違法建築の税金の納入は

違法建築が解決されない経緯と市の指導、対策

調整区域の家庭菜園が生ずる弊害とその解消

違法建築へ送電する北電の見解は

北電に協力を求めたのか

(2) 赤岩 2 丁目に予定の家庭菜園について

樹木伐採による水の心配は

衛生上の問題は

駐車場は

水道局の土地の売却は

5 その他

高橋議員 (9 月 1 3 日 3 番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 財政問題について

2 21 世紀プランについて

3 情報化の推進について

(1) 今後の情報化の考え方

(2) 行政の情報化について

(3) セキュリティ対策

(4) 地域情報化計画

(5) 教育関連

4 港湾問題について

(1) 外国船入港状況と中国航路

(2) 小樽港の管理体制

(3) 第 10 次 7 年計画

(4) 特区構想と今後のビジョン

5 環境問題について

(1) 地球温暖化問題について

(2) ISO14001

6 中心市街地の住環境について

7 教育問題について

(1) 小中学校の敷地内の禁煙の考え方

(2) 学校トイレの問題

(3) 学校給食の安全性

8 その他

渡部議員（９月１７日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 財政問題と平成１３年度決算について
- 2 総合計画について
- 3 環境基本計画と市の取組
- 4 介護保険について
- 5 商業振興策の対応と街なか活性化計画について
- 6 観光基本計画について
- 7 港湾政策と施策の対応について
- 8 その他

大畠議員（９月１７日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 議案３０号について
「瑕疵」の責任
- 2 財政健全化計画について
(１) 市職員の雇用計画について
職員削減計画は
 - ・年次別雇用計画と影響額は
 - ・調整手当の内容は
 - ・職員数の実態は
 - ・適正な職員数は
 - ・職員の年齢階層は
(２) 再任用について
全国の状況（人口１０万人～１５万人）は
全道３３都市は
小樽市は
 - ・１４年度見込額は
 - ・採用の審査は
来年度
 - ・「凍結」する理由は

- ・答弁との整合性は
- ・凍結、中止の事態は

3 小樽フィッシュミールについて

(1) 裁判について

現在までの状況は

事件名と今後の予定は

原告側の第9回、10回の口頭弁論「陳述書」の提出者は

- ・選任した理由は
- ・証人の立場、身分、ポストは
- 行政の継続性の責任は

4 公有財産の管理について

(1) 管理規定と管理は

(2) 市有財産の売却について

売却状況と予定は

(3) 公宅について

現在の状況は

所管先と使用目的は

借上家賃、貸付料は

- ・差額は
- 空き家の管理は
- ・建築は
- ・空き理由は
- ・再検討は

(4) 樽病の公宅について

建築、増改築は

樽病職員の公宅がなぜ

黙認か

規則違反では

特例か

- ・規則の関係は
- 総括服務管理責任者の責任は
- 信頼の回復は
- 監督責任は

5 小樽市職員倫理規定について

(1) 市長の見解は

6 その他

○ 一般質問

大竹議員（ 9 月 1 8 日 1 番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 市営墓地の利用について

2 教育問題

（ 1 ）学習指導要領の新・旧の相違点

（ 2 ）ゆとり教育とは

（ 3 ）家庭での学習時間の減少

（ 4 ）児童生徒の個人の尊重と教師の自主性

（ 5 ）少人数指導の将来展望

（ 6 ）土曜学校の開設需要と取組

3 その他

中島議員（ 9 月 1 8 日 2 番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 住民基本台帳ネットワークシステムについて

（ 1 ）個人情報保護対策は

（ 2 ）利用目的と範囲

（ 3 ）住基カードについて

（ 4 ）住基ネット離脱と個人選択制

（ 5 ）全国一律の機能は

2 交通安全について

（ 1 ）緑町、ハロー薬局前に手押し信号設置を

（ 2 ）緑生協前の交通安全策を

（ 3 ）歩道橋対策

（ 4 ）歩車分離交差点の取組を

3 宏栄社問題

（ 1 ）ユーロ債投機の損失への反省は

（ 2 ）訓練生、職員からの苦情

（ 3 ）市職員天下り

（ 4 ）福祉ホームの活用

4 介護保険

（ 1 ）2003 年からの介護保険料は

- (2) 低所得者対策の拡大を
- (3) 特養ホーム整備計画は
- (4) ホテルコストの影響について
- 5 その他

佐々木（勝）議員（ 9 月 1 8 日 3 番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 「核兵器廃絶平和都市宣言」小樽（市長の政治姿勢）
- 2 「数値で見る」小樽（住みよさランキング）
- 3 「住基ネット」(小樽)について
- 4 市の「国際観光交流特区」について
- 5 小樽の高校の現状について
- 6 その他

小林議員（ 9 月 1 8 日 4 番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長、教育委員長及び関係理事者

- 1 読売新聞の社説等にかかわって
- 2 樽教研のありようについて
- 3 教育研究所について
- 4 その他

秋山議員（ 9 月 1 8 日 5 番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 福祉関連
 - (1) 福祉のまちづくりに関して
 - (2) 子育て支援 ・ 児童福祉に関して
 - ・ 学童福祉
 - (3) 特別授業（命の教育）について
- 2 その他

斉藤（裕）議員（９月１８日６番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

１ 桃内廃棄物最終処分場法面保護マット布設工事

（１）特記仕様書への疑問

（２）保護マットメーカーの不誠実な行為

（３）試験成績書の疑問

（４）行財政改革との整合性

２ 旧朝里川温泉整形外科病院跡について

３ 住基ネット

４ 再任用

５ 自殺予防対策

６ 教育

（１）不正加配その後

（２）自宅研修見直し

７ その他

平成14年
小樽市議会 第3回定例会会議録 第1日目

平成14年9月9日

出席議員（33名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬
10番	中	島	麗	子	11番	新	谷	と	し
12番	古	沢	勝	則	13番	見	楚	谷	登
15番	次	木	督	雄	16番	久	末	恵	子
17番	小	林	栄	治	18番	八	田	昭	二
20番	佐	藤	利	次	21番	佐	々	木	勝
22番	渡	部		智	23番	武	井	義	恵
24番	北	野	義	紀	25番	西	脇		清
26番	高	階	孝	次	27番	岡	本	一	美
28番	吹	田	三	則	29番	中	畑	恒	雄
30番	松	田	日	出	31番	佐	々	木	政
32番	高	橋	克	幸	33番	斉	藤	陽	一
34番	秋	山	京	子	35番	佐	野	治	男
36番	佐	藤	利	幸					

欠席議員（2名）

9番	大	畠		護	14番	新	野	紘	巳
----	---	---	--	---	-----	---	---	---	---

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	監	査	委	員	木	野	下	智	哉
助	役	小	坂	康	平	収	入	役		中	松	義	治	
教	育	長	石	田	昌	水	道	局	長	須	貝	芳	雄	
総	務	部	長	鈴	木	企	画	部	長	山	岸	康	治	
企	画	部	参	事	山	財	政	部	長	藤	島		豊	
経	済	部	長	木	谷	市	民	部	長	池	田	克	之	
福	祉	部	長	田	中	保	健	所	長	外	岡	立	人	
環	境	部	長	山	下	土	木	部	長	兵	藤	公	雄	
建	築	都	市	部	長	港	湾	部	長	旭		一	夫	
				仲	谷									
				正	人									

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	菊讓
監査委員 事務局長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消防長	広田宰
社会教育部長	藤田喜勝
総務部総務課長	宮腰裕二

議事参与事務局職員

事務局長	厚谷富夫
庶務係長	三浦波人
調査係長	大門義雄
書記	丸田健太郎
書記	中崎岳史
書記	橋場敬浩

事務局次長	土屋彦
議事係長	大野肇
書記	渡辺美和
書記	牧野優子
書記	山田慶司

開会 午後 1時00分

- 議長（松田日出男） これより、平成14年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に横田久俊議員、斉藤陽一良議員をご指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から9月27日までの19日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第32号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第31号並びに報告第1号及び第2号について、市長から一括提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）（拍手）

- 市長（山田勝麿） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号から議案第5号までの平成14年度各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、高齢者健康づくり運動事業費、国道5号小樽駅前電線共同溝整備事業費、港湾施設維持費、博物館特別展開催経費などを計上したほか、平成13年度決算における剰余金の一部を財政調整基金に積み立てることとし、所要の補正を計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、前年度繰越金のほか、それぞれ歳出に対応する国・道支出金、寄付金、特別会計繰入金、基金繰入金及び諸収入を計上し、併せて減債基金繰入金に係る所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、3億5,163万5,000円の増となり、財政規模は698億1,987万6,000円となりました。

次に、特別会計では、港湾整備事業において、コンテナ航路開設に伴う施設整備費を計上するとともに、債務負担行為の補正としてコンテナ・クレーン整備費を計上いたしました。

次に、議案第6号から議案第25号までの平成13年度各会計決算認定について説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額716億9,677万3,790円に対し、歳出総額は711億7,564万6,188円となり、5億2,112万7,602円の剰余金を生じ、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は5億1,138万7,602円の黒字となりましたので、これを翌年度に繰り越すこととし決算を了したところであります。また、平成12年度からの繰越金を考慮した単年度収支では1億6,220万7,820円の黒字となりましたが、財政調整基金への積立及び取崩しを考慮した実質単年度収支では3億1,855万1,897円の赤字となりました。

平成13年度の決算の特徴といたしましては、歳入につきましては、平成12年度に対しまして、市税が3.1%の減となりました。これは、個人市民税が5.2%、法人市民税が11.0%それぞれ減となったことなどによるものです。

地方交付税につきましては、普通交付税が 2.5%、特別交付税が 7.5%それぞれ減となり、総額で 2.9%の減となりました。

その他、使用料及び手数料につきましてはごみ埋立処分手数料の増などにより 4.3%の増となりましたが、財産収入につきましては土地売却収入の減などにより57.0%の減となり、繰入金につきましては財政調整基金及び減債基金の繰入れの皆増、市債につきましては臨時財政対策債の皆増によりそれぞれ増となりました。

一方、歳出につきましては、平成12年度に対しまして、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、公債費が 3.4%減少したものの、人件費が 1.1%、扶助費が 2.7%増加したため、0.7%増加し、歳出総額に占める義務的経費の割合は前年度と同じく47.8%と高い数値となっております。

そのほか、繰出金は下水道事業会計繰出金の増などにより、補助費等は石狩湾新港地域企業立地促進事業助成金の皆増などにより、前年度に比較し、それぞれ増となりました。

經常収支比率につきましては、前年度と比較して 4.9ポイント悪化し、99.8%となりました。公債費比率につきましては、1.0ポイント増の18.9%となり、後年度負担となる市債残高は約 1 億 1,498万円増加し、約 660億 1,498万円となりました。

このように、平成13年度は、景気低迷の影響などを受けて本市の財政状況は急速に悪化しました。また、国においては地方財政の在り方の見直しが進められ、大きな影響が予想されることから、財政の健全性を維持し、市政を運営していくためには、今後ますます緊急かつ確実な健全化への取組を進めていかなければならないと考えております。

次に、平成13年度において実施した主な事業について、「21世紀プラン」における施策の大綱に沿って説明申し上げます。

まず、教育文化に係る「はぐくみ 文化・創造プラン」といたしましては、幸小学校と潮見台中学校の大規模改造を実施したほか、菁園中学校の校舎増改築工事に着手するとともに、情報教育の充実のため、全中学校にインターネットを使用できるコンピュータ機器を整備いたしました。また、社会教育におきましては、図書館業務の電算化事業に着手したほか、サッカー・ラグビー場の建設用地を取得するとともに、銭函地区にパークゴルフ場を建設いたしました。

市民福祉に係る「ふれあい 福祉・安心プラン」といたしましては、新たに赤岩保育所を建設したほか、奥沢保育所に地域子育て支援センターを併設するとともに、銭函保育所とさくら保育園で延長保育を実施いたしました。また、家族介護支援事業を実施したほか、在宅障害者等の社会参加の拡大を図るため、重度身体障害者移動支援事業を実施いたしました。

生活環境に係る「うるおい 生活・快適プラン」といたしましては、上赤岩道線、豊井道線、塩谷線の道路改良を完了したほか、桜 8 号線と堺学校下通線にロードヒーティングを整備いたしました。公園整備では、色内埠頭公園の整備を完了し、入船公園の再整備を実施いたしました。また、バリアフリー等住宅改造資金の貸付制度を創設するとともに、資源物分別収集の月 2 回収集地区を拡大いたしました。

産業振興に係る「ゆたかさ 産業・活力プラン」といたしましては、地場産業の振興事業として、小樽まち育て情報センター、産業クラスター展開事業等に対する支援を行うとともに、経営安定短期特別資金の貸付制度を創設いたしました。

都市基盤に係るにぎわい 都市・形成プランといたしましては、中央通から古笈川通線までの旧手宮線跡地を取得し、散策を楽しむことができるオープンスペースとして整備を行いました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

歳入につきましては、利子割交付金で約 8,109万円、地方交付税で 4,905万円、繰入金で約 2,935万円それぞれ増収となりましたが、市税で約 2 億 9,077万円、国庫支出金で約 1 億 9,821万円、道支出金で約 1 億 1,192万円、諸収入で約 8 億 6,194万円、市債で約 3 億 1,390万円それぞれ減収となり、歳入総額では約17億 1,802万円の減収となりました。

歳出につきましては、約22億 1,740万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、民生費が生活保護費の減などにより約 5 億 306万円、土木費が共同住宅建設改良資金貸付金の減などにより約 3 億 9,945万円、教育費が菁園中学校校舎等増改築事業費の減などにより約 3 億 893万円、諸支出金が国民健康保険事業会計貸付金の減などにより約 5 億 7,307万円となっております。

次に、特別会計について説明申し上げます。

まず、港湾整備事業につきましては、歳入総額10億 1,030万 8,363円に対し、歳出総額10億 403万 2,121円となり、差引き 627万 6,242円の剰余金を生じました。平成13年度には、中央地区再開発事業を完了するとともに、港町ふ頭上屋を完成させ、供用を開始いたしました。

青果物卸売市場事業につきましては、歳入・歳出総額ともに 8,141万 1,368円となりました。

なお、平成12年度に比較して、取扱量は 0.9%減の 2万 3,306トン、取扱額は 8.8%減の41億 8,972万円となりました。

水産物卸売市場事業につきましては、歳入総額 4,362万 5,279円に対し、歳出総額 4,106万 1,966円となり、差引き 256万 3,313円の剰余金を生じました。

なお、平成12年度に比較して、取扱量は 1.3%減の 5万 8,053トン、取扱額は 3.7%減の43億 7,735万円となりました。

国民健康保険事業につきましては、保険料収納率向上対策や、医療費適正化対策、各種保健事業の推進に努めたところではありますが、収支状況は依然として厳しく、一般会計より財政原則の特例として国保財政安定化支援事業分に加え、2 億 5,000万円の繰入れを行ったものの、約 1 億 3,937万円の単年度収支不足額が生じることとなり、これを一般会計からの借入金により措置し、決算を了したものであります。

この結果、決算規模は、歳入・歳出総額ともに 189億 153万 4,765円となり、実質的な単年度収支不足額を加えた平成13年度末の実質累積収支不足額は33億 8,723万 2,233円となりました。

交通災害共済事業につきましては、歳入歳出総額ともに、1,637万 7,426円となりました。

なお、平成12年度に比較して、平成13年度末の加入者数は 3.0%減の 3万 2,861人となり、加入率も22.1%と 0.4ポイント下回りました。

土地取得事業につきましては、歳入歳出総額ともに 6,778万 7,113円で、2 件の公共用地の売払いを行いました。

駐車場事業につきましては、歳入歳出総額ともに 8,249万 6,817円となりました。

老人保健事業につきましては、歳入総額 232億 8,344万 9,387円に対し、歳出総額 235億 3,662万 8,032円となり、差引き 2 億 5,317万 8,645円の歳入不足となりましたが、これを平成14年度の歳入の繰上充用により措置し、決算を了しました。

なお、医療給付費は、平成12年度に比較して 1.8%増の 231億 7,135万 9,666円となりました。

住宅事業につきましては、歳入・歳出総額ともに18億 1,277万 457円となりました。平成13年度には、勝納

住宅の主体工事に着手いたしました。

簡易水道事業につきましては、歳入・歳出総額ともに1億2,151万574円となりました。

中央通地区土地区画整理事業につきましては、歳入・歳出総額ともに27億7,168万7,168円となりました。

平成13年度には、前年度に引続き移転補償や区画道路の整備等を行いました。

小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業につきましては、歳入・歳出総額ともに3億5,493万396円となりました。平成13年度には、換地処分による清算を行い、本特別会計を廃止いたしました。

介護保険事業につきましては、歳入総額92億2,827万8,571円に対し、歳出総額90億3,729万1,786円となり、差引き1億9,098万6,785円の剰余金を生じました。この剰余金のうち、1億2,424万8,598円は国庫支出金及び道支出金の超過交付によるもので平成14年度に精算されるものです。

融雪施設設置資金貸付事業につきましては、歳入・歳出総額ともに3億7,427万5,218円で、新たに133件の貸付けを行いました。

物品調達事業につきましては、歳入・歳出総額ともに1,371万1,299円となり、事務用品の効率的な調達に努めたところであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、入院及び外来収益が予定を上回り、昨年度に引き続き、単年度での純利益を計上することができました。

この結果、固定負債の長期借入金が残っておりますが、懸案でありました不良債務につきましては、平成13年度で解消することができました。今後も、単年度収支の均衡を維持するため、引き続き努力してまいりたいと考えております。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は入院及び外来収益の増などにより1億3,953万4,759円の増収となり、支出では給与費、材料費、管理経費などで1億8,986万5,885円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債の減などにより719万9,000円の減収となり、支出では退職給与金などで2,631万437円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額123億7,260万8,699円に対し、費用総額121億5,897万1,143円となり、差引き2億1,363万7,556円の当年度純利益を生じました。

また、当年度未処理欠損金は66億6,058万9,334円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、維持管理費などの経費節減に努めた結果、平成13年度においても単年度で純利益を計上することができました。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は給水収益の減などで3,788万2,444円の減収となり、支出では維持管理費などで1億2,065万7,960円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は建設改良費の一部を翌年度へ繰り越したことから3,795万3,556円の減収となり、支出では建設改良費などで992万3,419円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額34億3,134万2,954円に対し、費用総額は33億9,508万7,671円となり、差引き3,625万5,283円の当年度純利益を生じました。

また、当年度未処理欠損金は18億800万299円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であり

ます。

下水道事業につきましては、公衆衛生の向上と生活環境の整備を図るため、長期的な展望に立った事業の推進に努めている中、一般会計からの多額の繰入金により資金収支を保つ依然として厳しい経営状況となっておりますので、効率的な事業の執行及び管理経費の節減など、より一層努力してまいりたいと考えております。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料の減により2億1,794万6,049円の減となり、支出では維持管理費、支払利息などで8,869万7,229円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は負担金の増などにより784万4,038円の増収となり、支出では建設改良費、貸付金などの減により4,184万1,378円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額45億3,930万3,928円に対し、費用総額は46億6,568万4,314円となり、差引き1億2,638万386円の当年度純損失を生じました。

また、当年度未処理欠損金は115億384万4,164円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、道路改良工事などからの大量の土砂搬入があった前年度に比較しますと、処分量は大幅に減少しましたが、廃プラスチック類等の受入れの平年度化や料金改定などにより、前年度並みの営業収益を確保し、引き続き単年度純利益を計上することができました。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は1,328万3,754円の増収となり、支出では1,423万6,375円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、支出で予定していた防災施設整備等の工事について、工事着工に必要なのり面の形状が得られなかったため、全額不用額となりました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額2億9,718万524円に対し、費用総額1億4,358万2,395円となり、差引き1億5,359万8,129円の当年度純利益を生じました。

また、当年度未処分利益剰余金2億2,823万6,380円のうち、2,000万円を建設改良積立金とし、残額を翌年度繰越利益剰余金としてそれぞれ処分する予定であります。

次に、議案第26号から議案第31号について説明申し上げます。

議案第26号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、株式譲渡に係る個人市民税の課税の特例措置、特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置等を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第27号廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、生活環境影響調査結果の縦覧等の対象から焼却施設を除外し、ごみ埋立処分手数料等の計量単位を改正するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第28号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、上場株式等の譲渡所得に係る申告義務の免除及び保険料の算定の特例について規定を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第29号火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、消防法の一部改正等に伴い、火を使用する設備等の位置等について所要の改正を行うものであります。

議案第30号和解につきましては、小樽市と好井時夫氏との間で係争中の土地引渡等請求事件の裁判上の和解

を成立させるため、議決を求めるものであります。

議案第31号老人医療助成条例及び福祉医療助成条例の一部を改正する条例案につきましては、老人保健法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

最後に、専決処分報告第1号及び第2号につきましては、老人保健法の改正に係る受給者証の交付に伴い、事務経費に不足を生じるため、平成14年度一般会計予算及び平成14年度老人保健事業特別会計予算の所要の補正について、本年8月21日に専決処分したものであります。

以上、概括的にご説明申し上げましたが、何とぞ原案どおりご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(松田日出男) 次に、議案第32号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

○12番(古沢勝則議員) 全国で注目されておりました長野県知事選挙において、田中康夫前知事が、知事不信任勢力に担がれた候補に2倍以上の大差をつけ、圧勝いたしました。同時に行われた県議補欠選挙でも、この田中知事候補を応援して奮闘した日本共産党の候補が前回票を3倍化し、上田市区では高村京子さんが羽田派後援会幹部を相手に圧勝であります。今、長野から政治の新しい風が全国に吹いています。この風を実感しながら、これまで繰り返し提出してきた非核港湾条例案について、我が党として8回目の提案説明を行います。

さて、アメリカのブッシュ大統領は、悪の枢軸と決めつけているイラクへの戦争計画をエスカレートしています。8月15日、米議会に提出された国防報告は、こうした事態の深刻さを裏づけています。先制攻撃の必要性を説き、核兵器の使用も選択肢であるとして、敵性国家の政権交代、これまで打ち出したのが同報告書であります。サダム・フセインの政権を倒すためならあらゆる手段の行使、つまり、核兵器による攻撃も辞さないとした宣言でありました。

こうしたアメリカの行動は、核兵器の使用は明確な戦争犯罪、こう決める国際法に真っ向から反し、その上、国連憲章第51条でも認められていない先制攻撃を公然と主張するなど、まさに狂気のさたであります。こんなアメリカの暴走は許されるはずがありません。同盟国をはじめ、アジア、アフリカ、中東諸国など国際社会が一斉に非難の声を上げたのは当然のことであります。

ところで、「イラクには核兵器での先制攻撃も辞さない」、このように明言するブッシュ政権に対して、それはアメリカの考え、選択肢として理解する、これが我が国政府、小泉首相の態度でありました。世界じゅうが今、不安を感じ、異議を唱え、非難の声を上げているとき、いまだに、反対はもちろんのこと、懸念の表明すらできない、何とも情けない限りであります。

ご承知のように、この夏、被爆地の広島、長崎の両市長は、それぞれの平和宣言において次のように訴えました。

「日本国政府の役割は、まず、我が国を、他のすべての国と同じように、戦争のできる普通の国にしないことです。すなわち、核兵器の絶対否定と戦争の放棄です。その上で、政府は、広島、長崎の記憶と声、そして祈りを、世界、特にアメリカ合衆国に伝え、明日の子どもたちのために戦争を未然に防ぐ責任を有しています」、広島市長でありました。そして、「米国政府の独断的な行動を私たちは断じて許すことはできない」、こ

れは長崎市長であります。両市の平和宣言として初めてアメリカを名指ししたこの批判は、国の内外で大きな共感を広げています。

しかし、同じく被爆国日本の政府首脳が、米国政権の先制核攻撃政策を容認し、非核三原則の見直しさえ言及するなど、許しがたい事態が生まれています。日米軍事同盟の下で、沖縄をはじめとした全国 100か所余の米軍基地は、テロ対策を理由にこの先制攻撃戦略の最前線基地とされ、そのためにもと、今週の臨時国会では有事法制の成立がねらわれているわけであります。

こうした状況の下であればあるほど、我が党の提出した議案第32号小樽市非核港湾条例案の成立こそ、多くの市民から待たれているのではないのでしょうか。安全で安心のできるまち、平和なまちで暮らしたい、市民の願いであります。そして、この市民の願いに何とかしてこたえたい、こうして、日夜、苦闘されているのが山田市長であります。議会がその市長に大きな力を付与するためには何が必要か。言うまでもなく、その一つが今提案しております条例案であります。

以上、議員各位の賛同を心から呼びかけて、提案に当たっての趣旨説明を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(松田日出男) 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明9月10日から9月12日まで3日間、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時33分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 横 田 久 俊

議 員 斉 藤 陽 一 良

平成14年
小樽市議会 第3回定例会会議録 第2日目

平成14年9月13日

出席議員（34名）

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大島護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	15番	次木督雄
16番	久末恵子	17番	小林栄治
18番	八田昭二	20番	佐藤利次
21番	佐々木勝利	22番	渡部智
23番	武井義恵	24番	北野義紀
25番	西脇清	26番	高階孝次
27番	岡本一美	28番	吹田三則
29番	中畑恒雄	30番	松田日出男
31番	佐々木政美	32番	高橋克幸
33番	斉藤陽一良	34番	秋山京子
35番	佐野治男	36番	佐藤利幸

欠席議員（1名）

14番 新野紘巳

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	鈴木忠昭
企画部長	山岸康治	企画部参事	山田厚
財政部長	藤島豊	経済部長	木谷洋司
市民部長	池田克之	福祉部長	田中昭雄
保健所長	外岡立人	環境部長	山下勝広
土木部長	兵藤公雄	建築都市部長	仲谷正人
港湾部長	旭一夫		

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	菊讓
監査委員 事務局長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消防長	広田宰
社会教育部長	藤田喜勝
総務部総務課長	宮腰裕二

議事参与事務局職員

事務局長	厚谷富夫
庶務係長	三浦波人
調査係長	大門義雄
書記	丸田健太郎
書記	中崎岳史
書記	橋場敬浩

事務局次長	土屋彦
議事係長	大野肇
書記	渡辺美和
書記	牧野優子
書記	山田慶司

開議 午後 1時00分

- 議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に中村岩雄議員、古沢勝則議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

まず、本日新たに提案されました議案第33号及び第34号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）（拍手）

- 市長（山田勝麿） ただいま追加上程されました案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

議案第33号平成14年度一般会計補正予算につきましては、旧住吉中学校の敷地及び校舎の売払いに伴う必要の補正を計上するものであります。

議案第34号不動産の処分につきましては、旧住吉中学校の敷地である住ノ江1丁目所在の土地約5,394平方メートルを1億8,450万7,582円をもって、学校法人北海道龍谷学園に売払うものであります。

何とぞ原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

- 議長（松田日出男） 次に、質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） 3番、成田晃司議員。

（3番 成田晃司議員登壇）（拍手）

- 3番（成田晃司議員） 平成14年第3回定例会に当たり、自由民主党を代表し、市民の目線に立って、山田市長並びに関係理事者の皆さんに質問させていただきます。

最初に、財政問題について何点かお伺いします。

我が国の経済動向を見ますと、景気低迷が続き、平成13年度はマイナス成長となり、完全失業率も5%台と高い数値で推移しました。この厳しい状況が続いている雇用情勢は、個人消費に大きな影響を与え、将来に対する不安が広がり、景気回復を遅らせている要因の一つであると思われています。本市においても、景気低迷の影響を顕著に受け止めていると思われま

す。まず、平成13年度の決算についてですが、詳しくは決算特別委員会で伺うこととしまして、ここでは概要について伺います。

市長は、平成13年度の主な事業としまして、福祉関係では、赤岩保育所の建設、子育て支援センターの開設、延長保育の実施など、教育関係では、菁園中学校の増改築や中学校でのコンピュータの整備を、その他、小樽まち育て情報センターへの助成や旧手宮線跡地は、オープンスペースを利用した地域住民と協働による花壇づくりなど、市民の利用度の高い施設として整備されました。この厳しい財政状況の下で、事業を厳選しつつ着実に進められたご努力に敬意を表する次第です。

しかし、今回提出されました平成13年度決算を見ますと、実質収支では約5億1,100万円の黒字となりましたが、実質単年度収支では約3億1,900万円の赤字となっており、減債基金も大幅に取り崩しております。平成12年度は、財政調整基金も減債基金も取り崩さずに黒字決算となったことから見ましても、一気に財政状況が悪化したとの印象を持ちますが、その要因をどうとらえているのか、お聞かせください。

次に、財政分析指標を見てみますと、決算審査意見書にもありますとおり、経常収支比率、財政力指数、公債費比率、いずれも悪化し、財政硬直化が進んでいると思われます。特に、経常収支比率は、平成9年度98.9%から若干改善の傾向にありましたが、平成13年度は99.8%と極めて100%に近い数値となっております。

その主な要因は何か、お示してください。

次に、基金の状況ですが、さきの第2回定例会での補正後の減債基金は約2億円と、ほとんど底をついた状況でしたが、今回、平成13年度の決算で剰余金が出て、財政調整基金への積立ても行うようですが、本定例会補正後の財政調整基金と減債基金の額はどのようなのでしょうか。

また、今年度の個人市民税や普通交付税の動向もある程度見えてきていると思いますので、平成14年度の収支見通しもお示してください。

次に、財政健全化との関連ですが、財政健全化計画は、本年3月に見直しをされ、今後の収支見直しを出されていますが、それによりますと、財政調整基金及び減債基金の取崩しを考慮しないで、平成13年度では約22億4,500万円の収支が不足する見込みとなっております。平成13年度決算は、それとの比較ではどうだったのか、伺います。

財政問題では最後になりますが、地方税財源について伺います。

財政の健全化を中長期的に見ますと、地方分権を支える財政基盤の確立の面からも、地方税財源をいかに確保していくかが大きな課題となると考えますが、一方では、国の構造改革の一環として補助金や地方交付税などの見直しが行われており、地方財政はますます厳しい状況になっていくことが予想されるものであります。

市長は、自主・自律と自己責任の中で、どのように税財源を確保していかれるお考えなのか、お聞かせください。

次に、行政改革について伺います。

決算説明書でも述べてありますが、各自治体とも厳しい財政状況の中で、これまで以上に徹底した行政改革が求められております。本市の行政改革につきましては、これまでも真剣な取組がなされてきており、成果も上げてきましたが、さらに踏み込んだ改革をしなければ、この危機的とも言える財政状況を乗り切ることはできないのではないのでしょうか。

市税収入や地方交付税が減少する傾向にある中で、経常収支比率が100%に近い現状では、経常的な経費を削減しない限り財政の健全化はありえないわけですが、本市の場合、削減可能な経常的経費は人件費と扶助費ぐらいではないのでしょうか。

しかし、扶助費は、削減しようとするれば市民に与える影響が大きいこと、その前に、市の内部でもっとやるべきものがないかと市民の多くの声が批判となって出てきて、市民の理解が得られることが相当困難を伴うことになるものと予想されます。

このようなことを考えますと、やはり、人件費の削減により財政の健全化を図らなければならないという結論になるものと思われます。職員数の削減につきましては、新行政改革の実施計画に基づいて、これまでも相当な数を削減したことは承知しておりますが、業務委託を更に進めれば、まだ職員を減らすことは可能ではないのでしょうか。

そこでまず、公園維持管理の業務委託について伺います。

公園維持管理につきましては、中には民間に委託しているものもありますが、いまだに市が臨時職員や嘱託職員を採用して直営で維持管理をしているものもあります。公園の維持管理については、直営をやめ、民間に

委託することにより、雇用の拡大と、民間活力の活用や市民サービスの向上に結びつけることができると思いますが、今後の取組と考え方をお聞かせください。

また、公園維持管理だけでなく、その他の業務についても民間への業務委託を更に推進して、市民サービスを低下させることなく、人件費の削減を図っていくべきではないかと考えます。特に、引き船業務や学校給食業務など現業部門では、委託可能な業務もまだまだあるのではないかと考えられますが、現業部門の業務委託についてどのように考えているのか、今後の現業部門の在り方などを含め、市長のお考えをお聞かせください。

更に、業務の民間委託だけでなく、組織や体制の見直しも必要と思われます。しかし、職員を削減することにより、市民サービスが低下するようなことがあってはなりません。特に、消防については、市民の安全を守るという重要な任務を負っていますので、この点にじゅうぶん留意する必要があると考えます。

昨年1年間の救急車の出動件数は5,342件であり、消防車の火災出動件数は131件であります。本市は、道内他都市に比べて高齢化が進んでいることから、消防の重要性は今後ますます増加してくことになると思います。

新行政改革実施計画では、消防出張所及び職員の適正配置計画を策定するとなっており、既に消防本部内に検討委員会も設置されて検討が進められていると聞いております。検討委員会の中ではさまざまなことが議論されているものと思われますが、消防出張所及び職員の適正配置計画の策定については、現在までにどのような取組がなされているか、お聞かせください。

市民の生命、財産をあらゆる災害から守るため、消防力を維持し、さらに高めていくには、消防団との連携を一層高めていくことはもとより、消防OBなどの一般市民を含めた、いわば消防人による協力体制づくりも必要になるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

行政改革の最後に、再任用制度について伺います。

今年度から導入した職員の再任用制度につきましては、市税や地方交付税の予想を上回る減収など急激な財政状況の悪化や、今後予想される国庫補助金、交付金などの動向を考えますと、制度の趣旨は理解できるものの、市の財政が危機的な状態にあるということを考えれば、当分の間、再任用は凍結すべきと考えます。

先般、市長は、再任用凍結の方針を示されましたが、凍結の理由など、基本的な考え方をお聞かせください。次に、国の構造改革特区構想について伺います。

さきに、政府において経済の活性化を進めていく施策の一環として、規制改革を地域の自発性を最大限尊重する形で進めるため、地域活性化の切り札として特定の地域に限り規制を外す構造改革特区の提案が募集され、全国で約250余りの自治体や民間団体から426件の構想が提案されたと新聞報道により知りました。

この426件の構想のうち、2件は小樽市が提案したものであり、地域経済の活性化に向けた取組として提案したものと理解いたしておりますが、国際観光交流特区と新エネルギー特区のそれぞれの目的をお聞かせください。

小樽の知名度や地域特性を勘案した場合、これ以外にも考えられると思いますが、なぜこの2地区の提案になったのか、お聞かせください。

また、規制改革特区と言われておりますが、提案された構想に対して、各省庁が慎重姿勢を示しているとの報道もされていますが、提案した特区についての期待される効果についてお聞かせください。

また、本構想の推進に向けた市長の今後の取組について、意気込みをお聞かせください。

次に、小樽港の今後の在り方について伺います。

北海道における経済を支えている農業、水産業、食品工業、製造業などに代表される基幹産業の物流は、海外へは海上輸送がほとんどで、本州との国内輸送でも90%以上を海上輸送に依存しており、この拠点である港湾の役割は大変大きなものがあります。

かつて小樽港も道内の主要港湾として栄えてきましたが、時代の変遷とともに、石狩湾新港が開港し、石狩湾の中に二つの重要港湾が存在することになりました。また、太平洋側には苫小牧港が工業港として開港し、その後、商業物流港に用途変更され、物流が大きく変化しました。

その結果、港湾物流輸送企業が安価で地理的にも条件のよい港に移るのは、企業論理としては当然であります。市長を先頭に要請活動したにもかかわらず、新日本海フェリーの敦賀便が苫小牧にシフトされたことは、いかにも残念なことであります。石狩湾新港や苫小牧港は北海道が管理組合に参加していることから、これ以上、太平洋側に物流が過剰にならないように調整をしていただきたいと日ごろから思っているところであります。

また、近年の海上輸送は、大量輸送、高速化、ユニット化と進んでおり、小樽港としても大変厳しい状況になっておりますが、私は、国内のみならず、東アジア圏の経済情勢をじゅうぶん踏まえた上で、小樽港を取り巻く環境整備と商業港としての確立を含め、これからの小樽港の在り方について考えることが必要だと思いますが、どのような見通しを持って取組をなされるのか、お聞かせください。

次に、中国コンテナ航路についてお伺いします。

このたび、小樽港にとりまして初めての外貿コンテナ航路となる中国との定期コンテナ航路が開設されたことは、本市におきましても、厳しい経済状況が続く中、久々に明るい話題として大変喜ばしく感じますと同時に、市長を先頭に、官民一体となって航路の誘致に当たってこられました関係者の方々のご努力に対し、厚く敬意を表するところであります。

いよいよ今月17日には記念すべき第一船が入港し、運航が開始されるものとお聞きしておりますが、この航路の開設を契機に、今後、物流港湾として小樽港に新たな展開が広がっていくものと大いに期待しているところであります。

航路開設の決定に至るまでは、運航船社であります神原汽船側とさまざまなお話をされてきたものと思いますが、このたびの小樽への寄港について、神原汽船はどのような考え方を持って決定されたのか、まず、お伺いいたします。

中国は、将来的に有望な巨大マーケットを擁し、また、豊富な労働力と低い賃金コストという優位性から、現在では、日本をはじめ、先進諸国からも多くの企業が進出し、世界の生産拠点並びに物流拠点としてその地位を高めてきております。

今回の航路は、北海道では、唯一、中国と直結するコンテナ航路であり、道央圏のみならず、北海道において中国とのかかわりの中で事業を行っている企業の方々には高い利便性があるものと思われますし、また、これから中国ビジネスへ参入を検討している方には大きな可能性が提供されるものと考えております。

ここで、中国との貿易航路についてお伺いいたしますが、現在、北海道と中国の間では主にどのような貨物が動いているのか、また、今回のコンテナ航路ではどのような貨物が想定されるのか、お聞かせください。

このたびの中国コンテナ航路は、小樽港の発展を図る上で非常に重要な役割を持つものであります。今後、航路の安定的な発展を確立していくためには、何と申しまして、この航路に向け、いかに多くの貨物を集めることができるかと考えます。そのような意味から、市は現在どのような集荷活動を進められているのか、お

聞かせください。

北海道におきましても、集荷にかかわる各港湾の間の競争は大変激しいものがあるとお聞きしております。市長を先頭に、私たちも含めて関係者が一体となり、中国定期コンテナ航路の安定確立に向け努力していかねばならないと思っております。

次に、いわゆる分区条例の緩和についてお伺いします。

今まさに国を上げて構造改革と規制緩和の議論がなされておりますが、構造改革特区につきましても、その流れの一環であろうと考えられます。経済の活性化を進めるために、民間企業が活躍しやすい環境をもっとつくる必要であり、そのためには、国も地方も知恵を絞り、新たな投資を伴わずにできることがないかと、さらに広く検討すべきではないかと思えます。

さて、本市におきましては、平成8年11月から、条例により臨港地区において分区がなされ、それに基づいて規制がなされております。商工港湾都市としての発展を期すため、貴重な小樽の臨港地区を港湾関係の企業に何とか使っていただきたいのですが、近年の厳しい本市の経済状況などを考えますと、そこに若干の緩和ができないものかと思えます。本来は港湾企業でありながら、新たな事業を展開したいと思っている者や、新たにこの臨港地区に、現在は規制されているような商売をしたいと思っている者に対して、門戸を開くことは可能でしょうか。今後の展望と取組について、市長のお考えをお聞かせください。

次に、中小企業対策について何点かお伺いします。

昨年の中小企業の動向は、デフレの影響が進行し、製造業の海外進出による空洞化が進み、金融機関の貸渋りなどから資金調達が困難を窮めるなど厳しい状況にありました。本年も、こうした影響に改善が見られず、一層厳しい状況が続くと考えられます。市内企業におきましても例外でなく、資金繰りに苦勞しており、更に、受注量の減少や競争激化による価格の低下、収益の減少など、依然として厳しい状況にあります。

このような中、昨年は全国的に企業倒産が高水準で推移し、史上3番目に達したとのことでありますが、同様に、市内企業の倒産も増えていると思えます。

そこで、過去3年間の倒産件数と倒産原因についてお伺いします。

次に、本市の経済活動の活力をつけるには、地場産業が元気になり活力をつけることが最重要であり、かつ、雇用の創出、新製品の導入、新たな市場の開拓、経営改善などが重要となります。そのためにも、地場企業の経営革新を支援することが急務と考えますが、ご所見をお聞かせください。

次に、中小企業を取り巻く現下の厳しい経営環境を考えたとき、中小企業が危機を打開し、事業継続が可能となるような経営基盤の確立のために、適切な支援体制をとることが大切な課題と思えますが、そうした支援対策の一つとして、本年5月より、新たな取組として、従来からの相談窓口に加え、外部の専門家による経営相談窓口を開設されておりますが、その利用状況や相談内容を具体的にお示しください。

次に、中心市街地商業活性化事業、いわゆるTMOについてお伺いします。

本市の小売商業を取り巻く環境は、人口の減少、購買力の流出、消費者ニーズの多様化、大型店の出店など、大変厳しい状況にあります。こうした中で、市は、平成13年8月に、小樽商工会議所が策定した小樽市タウンマネジメント構想をTMO構想として正式に確定したところであります。

同構想に基づく中心市街地の商業振興に大いに期待するわけですが、この構想の中で、平成14年度事業実施として位置づけられている都通り商店街環境整備事業及び花園銀座商店街環境整備事業についてお伺いします。

財政状況が大変厳しい中で、市は、これからの事業を支援するために、今年度当初予算において商店街近代化施設設置事業助成費 3,600万円を計上されましたが、既存商店街に対する積極的な支援であり、高く評価するものであります。

既に、一部工事は開始しているところもあるようですが、リニューアルによって集客が期待されます。しかし、集客効果を高めるには、こうしたハード事業だけでなく、ソフト事業も重要と考えますが、現在、それぞれの商店街で計画されているものがあれば、その内容について伺います。

更に、こうした両商店街の動きに刺激を受け、近隣の商店街で新たな動きが出れば、中心商店街全体の活性化に弾みがつくと思いますが、情報を把握していればお示してください。

次に、市営住宅施策について伺います。

本市では、人口の高齢化に伴い、単身高齢者や高齢夫婦世帯が増加するとともに、低迷する経済情勢の下でのリストラによる失業者は増嵩の一途をたどっております。このような状況の下で、民間共同住宅においては、高齢を理由に入居を拒否されたり、失業によって家賃が払えないなどによって公営住宅への入居希望者が多いと思われます。

本市におきましては、平成9年度に、小樽市公共賃貸住宅再生マスタープランを策定し、市内の老朽化した市営住宅の建替えを中心に建設が進められております。この施策の方針によれば、居住水準の向上、高齢化社会に対応した住宅の供給、住環境の向上など、住宅の広さやバリアフリー化、生活利便性に配慮した立地場所などを示すとともに、地域のまちづくりや活性化への寄与について述べております。

しかし一方では、現地建替えが、地形などの条件によって効率の悪い住宅については、住宅の用途廃止を挙げております。市は、この計画に基づいて、これまで高齢単身者向けの入船住宅の建設や、稲北地区再開発事業に伴う稲穂北住宅の買取りや、築港地区の元国鉄官舎跡地に勝納住宅の1号棟を建設し、オタモイ地区も平成16年度を目途に建設の準備に取りかかっていると伺っております。

そこで、お尋ねしますが、この再生マスタープランによる市営住宅の建設については、現在の入居者の住替え住宅を中心として建設されていると伺っていますが、市営住宅の入居希望者が多い現状から、一般市民にも門戸を拡大して公募するなど、住宅に困っている人にも入居の機会を与えてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

また、再生マスタープランによれば、地形的に悪いところの老朽化した市営住宅については、現地の建替えを行わないで、入居者を住み替えさせて、その住宅を用途廃止に位置づけして除去を行い、借地については地主に返却することになっていると伺っています。

しかし、現在、住宅を建設した当時と大きくさま変わりをし、何十年もの間、借地として市の意向に沿って協力してもらった経緯から、地主の意向をじゅうぶん聞く必要があると思いますが、市としてはどのような考えがあるのか、お伺いします。

次に、現在、住宅マスタープランや再生マスタープランに基づいて、市は、公営住宅の建設を進めるとともに、今年度からは、若年定住促進のための家賃補助や高齢者優良賃貸住宅の促進など、民間共同住宅の支援施策を行っております。このことが既存民間共同住宅経営の圧迫につながるのではないかと危惧しているところではありますが、市は、今後の住宅施策はどのような方針で進めようと考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

次に、子育て支援についてお伺いします。

小樽市の住民基本台帳における人口を見ますと、本年8月では、総人口14万8,982人に対し、老年人口が3万6,754人と、構成比で24.67%となっている状況で、4人に1人が高齢者となっているところであります。

私は、本年1定の一般質問において、少子化対策にかかわる保育行政についてお伺いしました。現状では、保育所の入所希望者が多く、枠外入所に対応していくとのことでしたが、先日の新聞では、子育てボランティア育成講座の受講者の募集記事が出ておりました。社会機能が変化する中で、育児に自信を持ってない親や身近に子育ての悩みを相談する相手がいない母親が増えています。ここで、家族や地域によって支えられてきた子育てを、これからは社会で支援していくことが重要であると思います。

核家族化の進展により、祖父母と同居する世帯が減っていることや、地域のコミュニティの希薄化により、子育ての環境の変化の中で、親の子育てに対する意識と必要性を感じさせることが大事なことと思います。子育てに自信を持ってない親、家庭内で孤立している親が増えていることや、児童虐待の増加が著しいこと、子育てに未熟な親が多いことなど、このように不安を持った親は、子育てに自信をつけることができる機会が必要であり、また、このような場をつくり、親を対象にした子育て支援を積極的に行っていく必要があると思いますが、市長のご所見をお聞かせください。

次に、自主的な取組とボランティアについてお伺いします。

子育てを社会で支えていくには、保育所の拡充など公的支援の充実に加え、地域みずからがコミュニティを活発にしていくことが重要であり、子育てや子どもの健全育成に地域で取り組み、自主的に子育てサークルづくりをしたり、子育て支援のNPO活動として地域の活動範囲を広げ、社会全体で子育てを支援していくことが大切と考えますが、いかがでしょうか。

次に、福祉事業の措置制度から支援費制度の移行についてお伺いします。

平成12年度から介護保険がスタートし、ほぼ2年半を経過するわけですが、介護保険は、高齢者の介護などの福祉サービスの分野で大きな柱であります。本市におきましても、保険者として、介護保険事業の円滑な運営に最大限の努力をし、市民ニーズに的確に対応した施策を展開してきていると考えております。

さて、介護保険は、社会保障をめぐる国の動きの大きな改革であると思いますが、障害者福祉についても施策の改革が進められ、社会福祉基礎構造改革により、平成15年4月から、障害者福祉については、現行の措置制度から、新たな利用の仕組みである支援費制度に移行するとお聞きしているところであります。

また、支援費制度は、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とするものであること、事業者などと対等な関係に基づき、障害者みずからがサービスを選択するものであること、事業者などはサービス提供の主体として利用者の選択にじゅうぶんこたえることができるよう、サービスの質の向上を図ることが求められるものであることなどと言われております。

そこで、この支援費制度について何点かお伺いします。

現行の措置制度と新制度の違いはどのような内容なのか、また、支援費制度に変わる理由について、基本的なところをお示しください。

次に、障害者福祉サービスのうち、具体的にどのようなサービスが支援費制度の中で提供されることになるのか、また、それぞれのサービスの対象者数を市内でどのくらいと見込んでいるのか、お答えください。

次に、支援費制度の下で、市が申請により受給者証を交付することになり、利用者はこの受給者証によって各種の福祉サービスを受けることになると聞いていますが、この受給者証にはどのような項目が記載されているのか、また、交付の申請はいつから受付を開始し、そのPR、周知についてはどのような方法を考えている

のか、お答えください。

次に、各サービスの支給の単価と利用者負担金の考え方は、どのような考え方なのか。また、小樽市で新年度より計上しなければならない予算規模はどれぐらいになるのか、お示してください。

次に、支援費制度についての質問項目の最後になりますが、平成15年度のスタートまでの市の業務の大きなスケジュールについてお答えください。

支援費制度について何点かお伺いしましたが、いずれにしましても、障害者の福祉サービスの充実・向上につながるよう円滑に移行されることを期待するものであります。

以上、何点かお伺いしましたが、再質問をいたしませんので、理事者の皆様の誠意ある答弁を期待し、自由民主党を代表しての私の質問とさせていただきます、（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 成田議員の質問にお答えいたします。

財政問題で幾つかお尋ねがありました。

まず、財政状況の急速な悪化の要因についてであります。一番大きな要因は、景気低迷の影響を受けて、市税が前年度に比べて約5億1,000万円、当初予算に比べて約8億400万円と大きく減収となったことによるものです。また、消費低迷の影響で、地方消費税交付金も前年度に比べ約5,900万円減少するなど、一般財源の落込みが顕著に現れております。また、市税収入の減少などの補完的な役割を持つ地方交付税も前年度に比べ約5億1,400万円減少し、一方、歳出におきまして、義務的経費は約2億3,600万円の増となるなど、収支のバランスが大きく崩れ、財政状況が急速に悪化したものであります。

次に、経常収支比率の悪化についてであります。ご承知のとおり、経常収支比率は、市税や地方交付税など経常的に収入される一般財源のうち、どのくらいの割合が人件費や扶助費、公債費といった経常的な経費に費やされたかを示す指数であります。まず、さきほどもご答弁申し上げましたが、市税や地方交付税など経常的な収入が大きく減少となったことに加え、扶助費や公債費などの経常的な経費が増加したことにより、大きく悪化したものであります。

次に、財政調整基金と減債基金の残額についてであります。本定例会では、平成13年度決算で剰余金が生じたことに伴い、平成14年度へ繰越しを行いました。地方財政法の規定により、剰余金の2分の1を下らない額として2億6,000万円を財政調整基金に積み立て、残額を補正予算の財源との調整を行った後に、減債基金の取崩し額の減額を行っております。その結果、財政調整基金と減債基金の予算上の残額は、本定例会の補正後では、第2回定例会補正後と比較しますと、約6億3,800万円ほど増え、約8億3,700万円となります。

また、平成14年度の収支見通しについてであります。現時点ではまだ全体的な見通しは立ちませんが、個人市民税と普通交付税では、予算に比べそれぞれ2億円を超える減収が見込まれます。今後、法人市民税などにおきましても、景気低迷の影響が危ぐされますので、大変厳しい状況が予想されます。そのため、今年度の予算執行についても再度見直し、歳出予算を極力保留するよう指示したところであります。

次に、平成13年度決算と財政健全化計画との比較についてであります。平成13年度決算では、財政調整基金と減債基金の繰入れを考慮しなければ約17億3,400万円の赤字となりますので、財政健全化計画との比較で

は約5億1,100万円、収支が改善されております。

計画上の収支見通しは予算をベースにしておりますので、改善の主な要因としましては、歳入におきまして、市税で約2億9,000万円減収となりましたが、歳出におきまして、人件費で約7,300万円、扶助費で約2億7,600万円など、それぞれの経費で不用額を生じたことによるものであります。

次に、税財源の確保についてであります。地方分権を推進していくためには、その裏づけとなる財政基盤の確立が必要不可欠であります。そのためには、国から地方への税財源の移譲がぜひとも必要と考えており、要請活動を行っております。

一方、地方交付税につきましても、地方団体間の財源の不均衡を調整する制度として、なくてはならないものと考えており、所要総額の確保を要請しているところであります。

今後は、現在、国におきまして国庫補助金等の削減、税源移譲、地方交付税の見直しが三位一体で議論されておりますので、その推移を注意深く見守りながら、地方財政に深刻な影響を及ぼすことのないよう、全国市長会等を通じ、必要な要請活動を行っていききたいと考えております。

また、一方、本市の財政運営におきましても、財政健全化の一環といたしまして、市税等の収納率の向上や適正な受益者負担の設定、また、市税制の在り方等の研究も行いながら、税財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、行政改革について何点かお尋ねがありました。

まず、公園維持管理の業務委託についてであります。公園維持管理の業務としては、フェンス、階段、遊具などの補修、草刈りや樹木の手入れ、ごみの清掃などがあります。現在も朝里川公園や色内埠頭公園などの草刈りやごみ清掃を民間に委託して対応しておりますが、市内には多数の公園があり、業務期間が集中することなどから、民間業者の受入れ体制、費用や効果などを考慮し、今後もできるものから民間委託を進めてまいりたいと考えております。

次に、その他の業務委託についてであります。まず、基本的には、事務事業そのものの必要性をじゅうぶん検討し、実施に当たっては、民間委託や嘱託化などの方法も含め、費用対効果をじゅうぶんに考慮して効率的に執行するべきものと考えております。これまでも、廃棄物最終処分場の管理業務委託や市民会館、市民センターの業務委託など、現業部門を中心に民間委託を進めてまいりましたが、現在、引き船業務について、平成15年度実施に向け、鋭意協議を進めているところであります。今後も、ごみ収集運搬業務委託の拡大をはじめ、事務事業の全体的な見直しを進め、民間委託や嘱託化などにより、更に効率的な行政運営を進めてまいりたいと考えております。

次に、消防出張所の適正配置についての取組であります。現在、検討委員会において、今年度中に策定すべく鋭意検討しているところでありますが、高齢化が進み、救急需要が年々増加している状況にあって、これらの業務にどう対応することができるかが大きな課題であります。

そのためには、他都市で実施している火災や救急の発生に応じて、隊員がポンプ自動車と救急車を乗り換えるいわゆる車両の乗換え運用や、予防活動や火災現場の警戒活動を行っている消防団員がみずからポンプ自動車を管理し運用することができるのか、また、予防課などの本部職員による出動態勢がとれるかどうかについて議論しているところであります。

また、消防職団員のOBの協力体制については、他都市の実態を調査し、検討してまいりたいと考えております。

次に、再任用制度についてであります。年金制度の改正により、小樽市としても退職者が年金を満額受給できるまでの補完措置として再任用制度を条例化し、本年4月から実施いたしました。

しかしながら、平成13年度決算において、小樽市の財政状況は、市税や交付税の大幅な減収等により急速に悪化し、来年度の予算編成においては約40億円の財源不足が見込まれ、ここ数年は厳しい財政状況が続くものと考えております。このため、現在、財政健全化に向けてさまざまな取組を実施しており、職員の人件費削減においても調整手当3%を廃止する考えであります。

この厳しい財政状況を踏まえ、退職者に対しても人件費の総額抑制の一環として、平成15年度から当分の間、再任用制度を凍結することとしたものであります。

次に、構造改革特区について何点かご質問がありました。

初めに、その目的についてであります。国際観光交流特区構想につきましては、小樽港第3号ふ頭の指定保税地域を存置しつつ、寄港する外国人観光客等へのサービス機能の導入など、国際観光交流機能をあわせ持った北海道観光の国際的な海の玄関口として、魅力ある地域を創造し、地域経済の活性化を目的とするものであります。

また、新エネルギー特区構想につきましては、道央中核都市圏で最大の工業団地である石狩湾新港地域に、風力発電や水素ガス等を利用した新エネルギーの開発導入を図り、札幌市に隣接している地理的条件からも、今後、新エネルギーの供給需要が見込まれることから、当該地区を北海道の研究開発及び安定供給基地とすることを目的として提案したものであります。

次に、特区地区の選定についてであります。庁内関係部において、規制を緩和することによる効果、また、隣接地域や市内に及ぼす影響などについてさまざまな検討を行ってまいりました。検討に当たっては、新たな産業の創出等により市内全体に経済効果が見込まれることや、規制を緩和することによってまち並み景観や生活環境に悪影響を及ぼさないなどを重視し、一定のエリア内での効果がじゅうぶん期待できる小樽港第3号ふ頭地区と石狩湾新港地域の2地区を提案したものであります。

次に、特区に期待される効果についてであります。国際観光交流特区構想では、第3号ふ頭の港湾物流機能を確保しつつ、関税法等の規制緩和を行うことで、港湾関連企業の観光産業への参入や事業展開等による地域経済の活性化、また、新エネルギー特区構想では、高圧ガス保安基準等の規制緩和により、新エネルギーの開発研究施設の立地誘導による研究開発関連企業の進出や土地利用の促進が図られ、地域経済の活性化につながることを期待し、提案したものであります。

今後、国の法整備に関する動向につきまして注視していかなければなりません。私といたしましては、関係機関の協力を得ながら、提案した特区構想の実現に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、今後の小樽港の在り方についてであります。21世紀を迎えた今日、日本をめぐる経済社会構造は大きな変革の時代にあります。港湾の分野におきましても、構造改革や規制緩和の流れの中で、港湾間の貨物獲得競争も一層激しさを増してきております。

こうした中で、小樽港は、道央圏の日本海側の物流拠点としての役割を担うべく港湾機能の充実を図り、サハリンとの日口定期フェリー航路や中国との定期コンテナ航路などの実現に努めてまいりました。今後も、物流機能をじゅうぶん発揮するため、対岸貿易の促進、国内フェリー機能の維持・拡大、穀物基地機能の維持に努めるとともに、既存ふ頭の有効活用を図り、第3号ふ頭周辺における国際観光交流特区構想や、ウォーターフロントを活用した親水空間の確保など、小樽港の物流拠点としての役割はもちろんのこと、港湾機能と親水機

能の調和が図られた小樽港の発展に向け努力してまいりたいと考えております。

一方では、小樽港の今後の在り方として、石狩湾新港を含めた検討も必要であると考えており、改めて両港の今後の在り方について、関係者のご意見も踏まえ、早急に検討していかなければならないものと考えております。

次に、中国定期コンテナ航路についてであります。まず、神原汽船の小樽港への寄港決定の考え方ですが、当該船社は、企業戦略として瀬戸内海や日本海において地方港中心の航路展開を図っておりますが、中国と日本海諸港を結ぶコンテナ航路の寄港地として、小樽港につきましても選択肢の一つとして検討されているとの情報をお聞きし、何とか念願のコンテナ航路を実現したいものと、官民一体となって航路の誘致を進めてまいりました。今回の寄港決定に当たりましては、航路開設に向けた本市の熱意を十分ご理解いただいたものと考えております。

また、小樽港には、税関などのC I Q機関が完備され、本船の円滑な接岸や迅速な荷役体制が確保されるなど、質の高い港湾サービスが提供されるとともに、国道5号の4車線化により札幌圏への交通アクセスが格段に向上したことなどもあわせて総合的に判断されたものと考えております。

次に、北海道と中国との間の貨物についてであります。北海道全体で申し上げますと、輸入品では、石炭、石油などのバルク貨物が多く、コンテナ貨物としては石材、製材、水産加工品、生活雑貨品などとなっております。一方、輸出品では、紙、水産品、鉄スクラップ、電子部品などのコンテナ貨物が主な品目となっており、輸入が輸出を大きく上回っております。また、今回のコンテナ航路の取扱貨物につきましては、現在までの集荷活動の中では、輸入品では石材、製材、生活雑貨、野菜、水産加工品など、輸出品では魚介類などの水産品、鉄などのスクラップ、木材などを想定しております。

次に、集荷活動についてであります。コンテナ航路の安定、確立を図るため、貨物の集荷は最も重要な課題であります。市といたしましては、現在、運航船社並びに船舶代理店と緊密な連携の下で、開設された航路の周知を図り、中国との取引を行っている企業の情報収集を進めるとともに、積極的に企業訪問を行い、早期により多くの貨物を確保すべく、鋭意取り組んでいるところであります。また、中国におけるポートセールスを効率的に進めるため、小樽港及び小樽市を紹介する中国語版リーフレットを既に作成しているところであり、今後とも、新たな貨物の開拓に向け、小樽港貿易振興協議会など関係団体とも一体となって、引き続き、精力的な集荷活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、いわゆる分区条例の緩和についてであります。市といたしましても、臨港地区の一層の振興を図る観点から、検討しなければならない重要課題であると認識しております。特に、運河周辺などにつきましては、今後、更にさまざまな要望が寄せられることも予想されますので、当面の対応策として、分区条例自体を変えることなく、どの程度までの緩和が可能か、現在、庁内で検討いたしております。その内容によっては、地方港湾審議会にお諮りをし、ご意見を伺うことも必要であります。いずれにいたしましても、港湾活動に支障にならない範囲で、更に有効な土地利用が図られるよう、なるべく早く一定の方針をまとめてまいりたいと考えております。

次に、中小企業対策及びTMO構想について何点かお尋ねがありました。

まず、小樽市内における過去3年間の倒産件数ですが、帝国データバンクの調査によりますと、負債額1,000万円以上のものとしたしましては、平成11年が20件、平成12年が27件、平成13年が25件となっており、倒産の原因としたしましては、需要減少による販売不振を理由とする不況型倒産が最も多くなっております。

次に、地場企業の経営革新に関する支援であります。企業を取り巻く環境が大変厳しい中で、経営基盤を確立するためには、新たな取組による経営の向上、消費者ニーズに合致した新商品の開発や生産、新サービスの開発や提供などの経営革新がますます重要となっておりまして、

このような認識の下で、これまでも新商品の開発や新たな生産方式の導入などについて、事例に基づいた研修会を開催し、異業種交流グループによる福祉機器開発を支援するなど、企業の経営革新を促しておりますが、何といたしましても、企業経営者みずからが経営基盤の確立のための目標を設定し、その達成に向けて努力をすることが必要でありますので、国、道などの関係機関と連携しながら、情報提供やアドバイザーの派遣など、フォローアップに努めてまいりたいと考えております。

次に、経営相談窓口についてであります。従来、経営相談につきましては、市職員により対応してまいりましたが、経営環境が急激に変化する中で対応には限界がありますので、中小企業総合事業団など関係機関の協力を得て、外部の専門家による経営相談窓口を開設することにいたしましたところであります。

この経営相談窓口は、本年5月から毎月1回をめぐりに開設し、企業ニーズに応じて金融、税務、経営、経理、製品開発などについて個別に相談を受け、専門家からの的確なアドバイスをいただくことにしております。5月から8月までに40社からの申込みがあり、公認会計士、税理士、中小企業診断士などの専門家が、金融、経理、販売、取引関連や創業などに関しての相談に応じております。

なお、必要に応じて専門家が直接企業を訪問して指導をしたり、数回にわたって相談窓口を利用いただくなど、アフターフォローに努めていただいております。

次に、TMO構想に基づき、都通り商店街、花園銀座商店街で計画されておりますソフト事業であります。今年度、両商店街ともTMO構想に基づく商店街環境整備事業に取り組んでおりますが、ハード整備事業による施設完成後に、地域コミュニティの場として集客効果を高め、リニューアルされた商店街を広くアピールするために、幾つかのソフト事業の実施が計画されております。まず、都通り商店街では、リニューアルセレモニーの開催や商店街カレンダー作成事業のほか、垂れ幕の作成やインフォメーションボードの設置などを行う予定であります。また、花園銀座商店街では、同じくリニューアルセレモニーの開催や商店街ヒストリーマップ作成事業のほか、歩道の部分に桜の植樹などを予定しております。

市といたしましては、これら事業が商店街活性化のために効果的なものであると判断し、国とともに積極的に支援を行うことにいたしております。

次に、近隣商店街の活性化に向けた動きであります。サンモール一番街商店街においては、アーケード設置後、十数年が経過し、外観の汚れや劣化が目立つため、年内に美観維持のための清掃作業やアーケード入口の部分的な改修工事を行うほか、近い将来、開閉式の天がいの改修工事等を行う計画があると聞いております。また、都通り梁川商店街においても、中央市場と密接な連携を図りながら、10月に実施予定である中央市場設立50周年記念感謝祭において写真展を開催するなど、集客とにぎわいを取り戻すためのさまざまな方策について、知恵を出し合い、検討していると聞いております。

今後とも、それぞれの商店街団体等が互いに創意工夫を凝らす中で、競い合い、刺激し合って相乗効果を発揮することで集客力を高めていくことが期待されております。

次に、市営住宅について何点かお尋ねがありましたが、まず、建替え住宅での一般公募についてであります。現在、再生マスタープランに基づいて老朽化した住宅の用途廃止や、建替え住宅の入居者の住替えを円滑にするため、対象入居者の意向調査を踏まえながら移転を進めているところであります。具体的な移転に当た

りましては、建替え住宅のほか、既存住宅の空き住戸への住替えも含めて移転先を確保することによって、建替え住宅への一般公募枠につきましてもできるだけ確保するよう努めているところであります。

次に、用途廃止に伴う借地の返却であります。住宅の敷地の形状、規模、土地利用上の規制などにより、住宅の配置や取付道路の確保が困難な地域にある住宅については除去し、民間借地については除去に合わせて解消を図っていくこととしております。

民間借地の地主の方々に対しましては、二、三年前より返却することを説明しておりますが、今後とも、地主の方々の意向を聞きながら、土地利用方法などについて相談に応じてまいりたいと考えております。

次に、今後の住宅施策についてであります。現在、市では、住宅マスタープランなどに基づき、良好な住環境実現のための各施策の推進に努めているところであります。公営住宅におきましては、老朽化した住宅の統廃合を含めた建替え整備を推進する一方、民間住宅におきましても、居住水準の向上を図るためのバリアフリー等改造資金の融資などを行うとともに、今年度からは、新たに若年者定住促進のための入居者への家賃補助や、家主への建設費の一部を支援する制度を立ち上げ、良質な住宅の確保を図っているところであります。今後とも、民間住宅の供給動向などを見極めながら、多様化する住宅ニーズに対応できるよう、民間活力の導入も視野に入れた良質な民間住宅建設の誘導策や公営住宅の建替えを進め、安全で快適な住環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援と福祉事業について何点かお尋ねがありました。

まず、子育て支援についてであります。近年の児童虐待の増加や核家族化の進行に伴う育児不安の解消を図るため、昨年度、奥沢保育所に子育て支援センターを設置し、引き続き、今年度は赤岩保育所に設置したところであります。

支援センターの活動は大変好評であり、育児相談をはじめ、親子で楽しく遊ぶ手遊びやお母さん方の仲間づくりのお手伝いをするなど、育児不安の解消に向けた取組を積極的に展開してきているところであります。今後とも、子どもを産み育てやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、社会全体での子育て支援についてであります。地域のコミュニティが希薄化している現状を考えると、社会全体で子育て支援できるような組織をつくっていく必要があると認識しております。そのため、今年度は、保育士による子育てサークルへの親子遊びや子育て相談等の出前指導、更には、子育て支援ボランティア育成講座の実施など、新たな取組を行っているところであります。今後は、これらのサークルやボランティアが地域で交流し、連携が図られるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、支援費制度について何点かお尋ねがありました。

初めに、措置制度と支援費制度との違いであります。措置制度においては、障害者からの申請に基づいて、市がサービス利用の可否を決定し、事業者や施設にサービスの提供を委託しているのに対し、支援費制度におきましては、障害者からの申請に基づき、市が支援費支給について決定し、障害者みずからが事業者や施設を選択し、契約によりサービスを利用することなどが挙げられます。

したがって、新制度におきましては、市は、障害者がサービスを選択し利用するために必要な情報提供を行うことなどが求められております。また、支援費制度に変わる理由であります。障害者みずからが福祉サービスを選択することで障害者の権利が守られることや、サービスを提供する側の質の向上が図られることなどが挙げられております。

次に、支援費制度の対象となるサービスについてであります。身体障害者授産施設や知的障害者更生施設

など、入所・通所施設サービスとホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、グループホームのいわゆる在宅サービスが対象となります。

また、サービスを利用する対象者数につきましては、現行の措置制度での利用者数とほぼ同程度と考えております。現在、身体障害者の施設サービスは70名、知的障害者の施設サービスは410名となっております。在宅サービスにつきましては、身体障害者が60名、知的障害者が230名、児童が60名であります。したがって、施設サービス、在宅サービスを合わせて800から900名程度と見込んでおります。

次に、受給者証についてであります。施設サービスと在宅サービスで内容が若干異なりますが、受給者や扶養義務者の住所と氏名のほか、各サービスの支給期間、障害の程度、支給量、利用者負担額等が記載されることになっております。また、受給者証の交付申請は11月1日から開始すべく準備をしていますが、利用者への周知につきましては、福祉施設と連携を図るとともに、市の広報に掲載するほか、パンフレットを作成し配布したいと考えております。

次に、支援費支給の単価と利用者負担についてであります。現在のところ、国からは単価などは示されておきませんが、現行の措置費と同程度と聞いております。また、15年度の支援費関係予算についてであります。単価や利用者数が現行と変わらないと仮定した場合、総体で約16億円になるかと考えております。

次に、支援費制度スタートまでのスケジュールについてであります。新制度に関する情報提供のため、10月をめぐりにパンフレットを作成し配布するとともに、受給者証などの印刷を終えて、11月の申請受付に備えたいと考えております。また、国の支援費単価が年明けに決まることから、その後、受給者の支援費支給を決定し、3月には受給者証を交付したいと考えております。

なお、新制度の全体像が明らかになっておりませんが、4月からの制度移行が円滑に進むように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松田日出男） 成田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時40分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 24番、北野義紀議員。

（24番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○24番（北野義紀議員） 第3回定例会に当たり、日本共産党を代表して、質問します。

初めに、山田市長が市政を担当して3年余になります。この間、市長として市民の期待にどのようにこたえてきたと考えておられるか、基本的見解を伺います。

また、議会からの指摘、とりわけ野党である我が党からの指摘の市政をめぐる政策問題については、どのような感想をお持ちでしょうか。石狩湾新港やマイカル誘致など、見解の大きく違う問題についてどう考えておられるか、伺います。

とりわけ、マイカルの問題では、市長は、議会で決めたことを自分は進めてきただけだと、みずからの政治責任はないかのような見解です。市政担当1期目が終わろうとしているわけですから、これまでのみずからの

責任を回避することはやめて、改めて見解をお聞かせください。

この間、政府は、地方の時代などと持ち上げ、地方分権一括法で地方自治体の自主性を尊重すると言いながら、自治体の要求である財源保障機能の維持と地方財政の支出削減とならない税財源の移譲は先送りし、あげくの果て、市町村合併の押しつけで地方交付税を大幅に削減しようとするなど、地方自治体に大変な困難を押しつけてきています。

山田市長は、新谷前市長の後継者として、石狩湾新港やマイカルを推進してきました。しかし、後でも詳しく指摘しますが、いずれもこれらの失敗は明らかとなりました。それにもかかわらず、山田市長が、現在の政治的スタンスのまま、次期市長選に立候補し、当選となれば、小樽市の現状は一層ひどくなると心配するのは、我が党だけではありません。

こういう有権者の声が出ている状況の下で、市長は次期市長選挙に立候補されるのかどうか、見解をお聞かせください。

次は、平成13年度の決算が明らかにされたことともかかわって、財政の問題点について質問します。

平成13年度決算は、一般会計の実質収支で5億1,000万円の黒字ですが、平成12年度末に36億4,000万円あった財政調整基金と減債基金を約20億円取り崩した結果の黒字で、本市財政が好転した結果でないことは、市長も同感だと思います。

市長は、提案説明で、財政悪化の要因の指標を各項目ごとにパーセントで述べていますが、リアリティに欠け、本市財政のイメージがわかりません。金額で表わせば、歳入では、市税収入は前年と比べ5億900万円余りの減少、地方交付税で5億1,350万円の減少、一方、歳出は、扶助費が3億3,600万円からの増加で義務的経費が増加し、繰出金は、下水道会計が伸びて5億600万円増加したことなどが挙げられています。

財政指標も悪化し、経常収支比率は、さきほどの成田議員への答弁のとおり、4.9ポイント上昇し、99.8%になったとの説明です。これは、新しい事業を行う財源が何もないということを意味し、本市財政の危機的状況を端的に表わしています。

本市財政が破たん寸前に陥った原因が何であると認識されておられますか、また、その対策はどうとうとしておられるか、答弁をお願いいたします。

こういう財政難は、市民にことごとくしわ寄せされています。一つだけ例を挙げますと、市道長橋線の清水町中野植物園付近の中央バス梅源線の狭い箇所が先延ばしされました。この箇所は、北手宮小学校への児童、北山中学校の生徒が通る箇所でもあり、冬期間は、バスが通行すれば交差が難しいだけでなく、通行人が絶えず危険にさらされています。市民の命にかかわる狭い箇所を平成14年度に拡張すると公言しておきながら、財政難を理由に平然と先送りする。このことに市長は心が痛みませんか、見解を求めます。

我が党は、財政難の原因は、大きく分け、二つあると考えています。

一つは、国の責任、もう一つは、小樽市固有の責任です。

まず、国の問題です。

さきほどの成田議員への答弁を聞いておりましても、財政難の理由を国だけに限定している答弁です。長引く不況の下で税収が伸び悩み、減少しています。この結果、本市の市税収入が減少しているのは、これは当然のことです。それにもかかわらず、小泉内閣の下で、医療制度の改悪で国民負担がこれまで以上に重くのしかかり、介護保険料も来年度から全国平均11%も引き上げられようとしています。加えて、年金の切下げも行われようとしており、景気回復の指標である、かなめである個人消費が一層冷え込むことは明らかで、景気が更

に悪化することは目に見えており、一層、税収が伸び悩むということが予測されます。

また、扶助費が計画より伸びているのは、景気の低迷からリストラで無収入となり、再就職もままならず、やむなく生活保護に移行した人も増えているからです。当然、これらの市民は課税対象から外れます。義務的経費の増加は、これらが原因ではありませんか。これは全国共通の課題で、政府の責任で解決すべき課題です。市長の考えを伺います。

ところが、政府の対策は、地方財政の困難を解決するものではありません。昨年、第1回定例会でも指摘しましたが、交付税の伸び悩み、減少は、本市財政にとって重大問題です。

政府は、平成13年度から3年間、臨時財政対策債を導入しました。これは、本来、交付税で見るとべき額の一部を臨時財政対策債として導入し、償還額を全額交付税で見ると交付税と同じだ、地方に迷惑はかけないとの説明であります。

しかし、これとて、交付税で償還額が仮に全額見られたとしても、借金返済に充てられることになるわけですから、地方にとって不利になることは否めません。しかも、平成14年度では、臨時財政対策債は13年度の2.3倍も導入しています。今後の本市の財政健全化を目指す上で大きな障害となることは明らかではないでしょうか。

以上の我が党の見解と指摘に対する市長の見解を求めます。

更に、ここ最近の地方財政計画では、交付税措置で足りない不足財源を地方財政対策で、公共事業のための財源対策債を除く不足額を国と地方で折半するとしました。本来、国が見るべき財源を、半分とはいえ、地方に借金として押しつけ、償還のときは交付税措置するとはいえ、地方の借金に計上せざるをえなくしています。

国は、償還のとき、交付税措置をすと言っていますが、本市の交付税そのものが平成13年度では、前年比5億1,352万8,000円も落ち込んでいるのです。景気の動向からいって、市長も交付税の伸びは見込めないと判断だと伺いますが、そうであれば、償還額は交付税で全額見るとはいても、果たして実際に交付税で見られているのかの疑問は解消されません。

加えて、国は、地方への財源の配分を削減しようとして、基準財政需要額を減らし、交付税を減らそうとしていることも見過ごすことはできません。

さらに、さきほどの市長の答弁では、国庫補助金を削減するということだけに限った答弁に聞こえますが、政府は、国庫負担金と補助金を意図的に混同させ、国の責任であり義務でもある国庫負担金にさえ手をつけようとしているのです。これは重大です。これは、根拠のない話ではなく、ここ最近の政府の経済財政諮問会議の議事録で明白です。これら政府の地方自治体に対する財政措置が続けば、地方の財政が好転する見通しにはならないのではありませんか。市長の見解を求めます。

次に、小樽市固有の問題です。

本市財政がなぜこうなったか、だれの責任であるのかです。市長は、口をつぐんでこれに答えようとはしません。

3点で尋ねます。

第1は、公債費の問題です。

小樽市の借金の返済、公債費の償還額は、年々増加し、平成13年度決算で81億4,500万円で、公債費比率は18.9%になり、財政硬直化の要因となっている問題です。

市長は、提案説明で、義務的経費である公債費が3.4%減少したと説明していますが、これは、一般会計で

平成12年度の借換債の操作でこうなっているだけで、事実上は公債費は増えていると見るのが正しいのではありませんか、見解を求めます。

公債費がこんなに膨らんだのは、平成4年度以降、政府の景気浮揚対策をうのみにし、借金に借金を積み重ねて事業を進めてきたことも大きな原因です。平成4年度から13年度まで、政府の言いなりに本市の経済対策として118億7,500万円の事業費を組み、多額の借金を積み重ねてきた財政運営が公債費を膨らませた大きな原因です。これに対する市長の見解をお聞かせください。

この間の政府の景気浮揚策は、景気回復に役立たないということを政府も認めざるをえなくて、この浮揚策をやめてしまいました。政府のこの景気浮揚策をうのみにした本市の経済対策が、景気回復に役立ったと考えているかも、あわせてお答えください。

第2は、基本政策の失敗が財政を困難にしている問題です。

言うまでもなく、マイカルと石狩湾新港で伺います。この二つの問題で、市長は失敗を認めていませんから、改めて伺います。

初めは、マイカルです。

小樽活性化の起爆剤として多くの市民や商業者の反対を押し切ったマイカル誘致の事業が失敗したことは、だれの目にも明らかです。市税収入が前年に比べ5億円減ったと言いますが、このうち1億3,000万円は、マイカル小樽を運営する小樽ベイシティ開発の滞納ではありませんか。なぜこのことを語ろうとしないのですか、余りにもマイカルに対して卑屈ではありませんか。お答えください。

9月6日の市街地活性化特別委員会で我が党が指摘しましたが、小樽ベイシティ開発の社長が7月19日の議員協議会の席で、あるいは、8月30日付けの議長あての文書で認めているにもかかわらず、理事者は、ベイシティ開発の市税滞納額を議会に説明しようとはしません。認めれば、マイカル誘致の失敗を認めることになるからではありませんか。市長の見解を求めます。

今後の財政問題にもかかわりますので、マイカルの問題でもう一つ指摘しておきます。

再開発地区計画についてです。

この間、マスコミなどで報道されてきた小樽短大のビブレ棟への移転は事実上できないことが、9月6日に開かれた市街地活性化特別委員会の我が党の指摘で明らかにされました。小樽短大のビブレ棟への進出のマスコミ報道に関しても、理事者は、一貫して、「小樽短大の側から事業計画が出てこないからコメントできない。正式に提出されてから本格的に検討する」、こういう見解を示し、再開発地区計画の変更等を行えば、小樽短大のビブレ棟への移転は可能との認識をとり続けてきました。この市の見解が、小樽短大のビブレ棟への移転が可能であるとの見方を広げる結果となったのではありませんか。

ところが、文部科学省令短期大学設置基準に照らして、どのような形であれ、短大の移転はできないとの見解が文部科学省から示されたのは、ごく最近のことです。このことを指摘するのは、市長が、破たんしたマイカルの再建に関して、「財政支援はできないが、行政としてできることがあれば協力する」との態度を明らかにしていたのですから、マスコミがどういう報道をしようが、短大の移転は不可能であるとの見解を示すことこそ、小樽市の役目ではありませんでしたか。初めから明らかにしていれば、市民の中に、あるいは関係者の中に、小樽短大のビブレ棟への移転で床が埋められ、再生がなるのかような幻想を与えなくてもよかったのではありませんか。この点で、罪なことをしたとは思いませんか。

ビブレ棟の物販テナント進出は事実上困難ですから、OBCは、大学がだめならということで、次はと、再

開発地区計画にかかわらず、非物販のテナント探しに奔走することは目に見えていますから、小樽短大の移転のてつを踏まないよう、マイカルに対するスタンスは違いますが、我が党として意見を申し上げ、市長の見解を求めます。

次は、石狩湾新港についてです。

市長は、我が党のこれ以上の石狩湾新港建設は中止せよとの要求に、現在の新港管理組合負担金の範囲内であれば新港建設を続けるとの態度です。

そこで、伺います。

現在、石狩湾新港は、水深14メートルバースの建設を中心に進められていますが、新港建設の来年度以降のピークはいつですか。そのときの小樽市の管理組合負担金は幾らと想定していますか。

議会にも資料として出されていますが、新港管理組合負担金の推移を見れば、平成14年度が4億6,383万9,000円で、過去最高です。この最高になった範囲内を超えないという市長の態度であれば、結局、石狩湾新港の建設を予定どおり進めるという態度にほかなりません。お答えください。

機能分担とは言っても、規制緩和で小樽で取り扱うことになっていた貨物がどんどん石狩湾新港にとられていいるではありませんか。ここ5年間の小樽港と石狩湾新港のそれぞれの一般貨物の推移について、小樽港は減少傾向なのに、石狩湾新港は増大しているのではありませんか。貨物の内容にも触れて、実績を報告してください。

次は、新日本海フェリーの敦賀便が苫小牧港東港区の周文ふ頭に移る問題です。

苫東の当初の港湾計画では、工業港であったのに、苫東の失敗がだれの目にも明らかになってきた中で、平成7年8月、苫東開発計画が産・学・住・遊複合開発に変更され、平成9年の港湾計画の改訂で、苫東の供用開始されている区域は物流関連ゾーンとしての機能を持たせることになりました。これを根拠に、小樽に入っていたフェリーの新潟便のうち、夜の便を苫東に持っていきしまいました。当時、西港との調整がつくまでの暫定措置だと言っていましたが、このけりがつかないうちに、今度はフェリーのドル箱と言われている敦賀便を、全便、苫東に移すことになったわけです。

かつ、苫小牧港の管理者の一員である堀知事も、平成7年の苫東の開発計画変更のとき、道議会で、「変更するけれども、苫小牧港東港区へのフェリーの導入は考えておりません」との答弁にもかかわらず、同港へ移ることになりました。

この事実からも、今後、フェリーが、苫東はもとより、石狩湾新港に移る可能性が大きくなったことは否定できません。お答えください。

小樽 - 敦賀便全便が9月16日をもって苫小牧港東港区に移行することになり、これによる小樽市や関連業者への影響は深刻なものがあります。入港料、係船料の落込みは年間6,000万円、給水料は300万円に上ることですが、このほかにトレーラーへの給油、修理業者への影響、北海道宏栄社のフェリーのシーツなどの受注の取りやめなど、マイナス要素は多方面にわたりますが、これらの影響をどのように掌握されておられるか、説明してください。

現在の経済状況の下で、海運貨物は大きく伸びる可能性はありません。苫小牧東港なり、石狩湾新港の建設が進めば進むほど、小樽をはじめ、道内の既存港湾は大きな打撃を受けることになります。この苫小牧東港、石狩湾新港、両港の建設を中止するのでなければ、小樽港の機能を生かすことにならないのではありませんか。

自公保政治の港湾の規制緩和による道内港湾の機能分担破壊で、北海道の海運貨物は、太平洋側は苫小牧に

一極集中、日本海側は石狩湾新港にそれぞれ一極集中させられる流れが加速しています。さきほどの市長の答弁を聞いていますと、小樽が日本海における物流の拠点港となるべく努力するという立場を表明されていますが、事実はそうではありません。市長も、7月22日の経済常任委員会で、フェリーを苫小牧に移すやり方に「憤りを感じる」と言っていたではありませんか。苫小牧港東港区と石狩湾新港の建設中止を強く求めてこそ、小樽港の機能を生かすことになるのではありませんか、お答えください。

次に、石狩湾新港の背後地の工業団地を開発、分譲している第三セクター石狩開発について尋ねます。

石狩開発は、団地の分譲が計画どおり進まず、経営危機に直面しています。そこで、石狩開発の取締役でもある市長の見解を伺います。

小樽市は、石狩開発に有価証券として額面6,800万円出資し、株券を所有しています。石狩開発は、14年度、債務超過に陥ることは必死であり、会社更生法なり民事再生法による再建が避けられないとの見通しです。こうなったら、株券はベインティ開発と同じように100%減資で、6,800万円もの市民の税金が一瞬のうちに消えてしまいます。市長は、この重大な損害をどう認識されていますか。

北海道や金融機関、関連機関などをつくる石狩湾新港地域開発連絡協議会は、先日、企業立地の低迷打破のため、来年度以降の石狩湾新港地域全体の振興策をまとめました。この中で、分譲価格をさらに引き下げ、石狩開発の負担を軽減する、その分を北海道、小樽、石狩市に負担させるとしています。その他、二つにわたる振興策も決めたようです。市長は、この振興策を認めたのですか、お答えください。

しかし、肝心なのは、当の石狩開発の再建が前提です。そのため、北海道は年内にも石狩開発の再建の抜本策をまとめるとしていますが、出資者であり、取締役でもある市長が、その内容について知らないはずがありません。説明してください。特に、再建のかなめである造成用地の分譲の見通しがどうなっているのかには、必ず触れて説明をしてください。

新港の小樽市域の背後地は236.4ヘクタール、このうち造成用地は201.9ヘクタール、分譲されたのは104ヘクタールで、分譲率は44%、そのうち操業している企業は32社にすぎません。これに未造成の面積は97.9ヘクタールで、造成のめどさえ立っておりません。背後地の企業立地状況と分譲、造成の見通しがなく、平成13年度の売上げは、わずか50万9,000円です。

市長や与党は、背後地から市税収入があると説明しています。しかし、新港管理組合負担金と背後地からの市税収入を昭和53年度以降の合計で比較しますと、持出しが30億円にも上っているのです。現状では、背後地の分譲の見通しが立たないこともあり、これ以上、市税収入が伸びる可能性はありません。これに石狩湾新港の我が党が指摘している問題点とあわせ、本市財政に貢献しているどころか、財政難の要因となっていることは明白ではありませんか。市長はどう考えますか。

我が党は、早くから年度当初の予算修正案で石狩開発から出資金を引き上げることを提案していますが、各党の皆さんの反対で実現していません。る説明した石狩開発の経営状況に照らして、我が党の提案に反対をし続け、出資金6,800万円をふいにする市長や自民、公明、民主、市民クの責任は免れません。

以上、政策上の二つの誤りを指摘しましたが、市長の見解を求めるものです。

本市財政が破たん寸前の状態の中で、どうしたら財政を再建できるか、市長も議会も、その基本的方向が問われています。

我が党は、これまで、ずっと前から新年度予算編成に向けて日本共産党の要求を市長に申し入れてまいりました。2002年度の要求は、市政を市民本位に転換する上で最小限必要な要求を、市民の切実な要求とともに1

45項目にまとめ、申し入れました。膨大ですから繰り返しません、大項目として六つ提案させていただいています。

一つは、雇用・失業対策の拡充・強化、二つ、地元中小企業対策の拡充・強化、三つ、医療改悪に反対し、介護保険、国民健康保険の負担軽減、乳幼児医療費助成制度の就学前までの拡大、4、30人以下学級の早期実現、5小樽港の軍事利用反対、6大企業奉仕の公共事業を生活福祉型へ切り替え、地元の雇用と仕事を増やし、市財政の再建と景気回復を目指すという内容で、市長の新年度予算に積極的に取り入れるよう要望しました。

更に、毎年、3月の予算議会に予算修正案を提案し、大企業本位の市政を、市民生活を応援し、地元中小企業、商店を支援する市政に転換する立場から、限られた財源の範囲内ではありますが、さまざまな提案をさせていただきました。

この予算修正案は、残念ながら、ほかの会派の皆さんの賛同をいただけず、否決されてきました。しかし、我が党の提案に耳を貸さず、石狩湾新港やマイカルに市民の貴重な税金を投入し、政府言いなりに借金に借金を重ねた結果、本市財政は、事実上、破たんに追い込まれました。この事実を前に、市長と与党はどう考えるのか。また、その責任を明らかにしなければなりません。

広報おたると市民の皆さんに市の財政の危機的状況を報告したところ、自分はまじめに税金を納めているのに、財政破たんに追い込んだ原因と、だれがそんなことをしたのかという意見が一斉に寄せられました。

以上、我が党の建設的提案と指摘に市長はどういう見解をお持ちか、お聞かせください。

次に、港湾問題について尋ねます。

まず、中国との週1便定期コンテナ船の就航についてです。

この定期コンテナ船で、中国からは生活雑貨、石材、水産加工品、青果物の輸入、小樽からは水産品、紙、鉄くずなどスクラップ等の輸出が予定されているとのことです。

この就航に努力された市長に敬意を表するものです。

この就航に伴う本市経済への効果がどのようなものと想定されているか、お聞かせください。

補正予算で、自走式ガントリークレーン購入に伴う施工監理委託費をはじめ、関連予算が提案されていますが、本命のガントリークレーンは、債務負担行為で平成15年度に6億3,000万円全額借金で購入するとのことです。いわば、来年度予算の先食いです。こんなにして借金までするのですが、心配事が二つあります。

一つは、償還に見合う採算がとれるのか、また、中国とのコンテナ定期便が石狩湾新港にとられる心配はないかということです。平成3年には、日通の内航定期コンテナ船が石狩湾新港にとられています。また、1997年、韓国の釜山航路は石狩湾新港にとられてしまいました。市長、議長、商工会議所会頭など、関係団体がこぞって新日本海フェリー本社や関係機関に陳情したにもかかわらず、敦賀便の苫小牧移転は翻意させることができませんでした。これらの幾つもの事実がありますから、この二の舞になる心配はないのか。小樽港では採算が合わないことを理由に、石狩湾新港に中国航路をとられることにならないかが心配です。この対策もあわせてお答えください。

次に、第3ふ頭を物流だけでなく観光目的にも使用できる特区として政府に提案したとのことですが、この点に関して二つ伺います。

一つは、小樽港の中央地区再開発計画の2期計画の見通しについて説明願います。このことを聞くのは、中央地区の2期計画で埋立てすることになっている港町ふ頭の護岸に防げん材を設置して木材船に対応する、この予算が計上されているからです。このことは、2期計画は長期にわたって手をつけないことを意味しますか

ら、港湾関係者の間で、石狩湾新港に先駆けて小樽港の整備近代化を図るという当初の大前提が投げ捨てられていると、心配と嘆きの声が聞かれます。防げん材設置の理由はわかりますが、2期計画を投げ捨てたとの感否めません。説明してください。

第3ふ頭を国際観光交流特区に提案し、そして、豪華客船が入港のたびに税関と話し合い、許可を受ける煩雑さを解消したいという気持ちはわかりますし、暫定使用も必要でしょう。しかし、肝心の港湾貨物が第3ふ頭ではどうなっているのか、説明があってしかるべきです。

平成9年改訂の港湾計画で、平成17年の小樽港の一般貨物の目標は462万4,000トンになっていますが、各ふ頭ごとの目標も各ゾーンごとに明らかにされています。第3ふ頭の一般貨物の目標と各年の実績を報告してください。

第2は、小樽港の第3ふ頭を特区として提案しただけでなく、石狩湾新港の小樽市域の港湾関連用地を新エネルギー特区としてあわせて提案したのは、どういう理由によるものですか。小樽市域の中に二つの特区を提案したが、小樽港は第3ふ頭に限った暫定使用の域を出ていません。石狩湾新港は、規模からいっても本格的構想です。提案内容にも触れて、詳しく説明してください。

小樽港の整備近代化は後回し、特区の提案も小樽は暫定的なものに比べ、石狩湾新港は規模も内容も経済の発展の先取りの内容です。こんなことではますます日本海側の貨物を石狩湾新港に集中させることになるのではありませんか、お答えください。

港湾問題の最後に、我が党提案の議案第32号非核港湾条例案に関連して質問します。

提案理由と重複しない範囲で伺います。

ご承知のように、アメリカのブッシュ大統領は、今年1月の年頭教書で、2002年は戦争の年と宣言し、イラク、イラン、北朝鮮はテロと大量破壊兵器拡散を進める悪の枢軸と一方的に断定しました。同時に、核兵器を持たない国には核兵器で攻撃することはしないとのこれまでのアメリカ政府の方針を180度転換し、これらの国に対しても核兵器を通常兵器と同じように扱うという核兵器使用計画を明らかにし、世界の人々を驚かせました。これを国防報告としてアメリカ政府の公式方針にしたことが重大問題です。更に、ロシアとの間に約束した核兵器削減条約も無視して、ミサイルに核弾頭を再装備することを明らかにしました。

我が党は、カーチス・ウィルバーの小樽寄港に当たって、市長は、ソ連とのミサイル削減条約で米艦船には核兵器は搭載されていないとの勝手な判断をして入港を認めました。現時点で、我が党の、小樽港に入港する米艦船には核兵器が搭載されているとの認識が、ブッシュ大統領の方針に照らして正しかったのではありませんか。この点について、再度、市長の見解を求めるものです。

また、米艦船に港湾施設使用を認めるかどうかの際の三つの基準ですが、核兵器搭載可能艦の入港を阻止できないことがはっきりしておりますので、少なくとも三つの基準の改正が必要なのではありませんか。改めて、見解を求めるものです。

最後に、良好な住環境を守る問題で質問します。

市街化調整区域には、原則として建築物は建てられません。ところが、調整区域である市内の星野町、バイパスで札幌の方に向かいますと旧アドバンテスト社の右側の小高いところです。この市内の星野町には、2ヘクタール近い土地が平成5年ころから家庭菜園として70区画が売り出され、物件概要にも市街化調整区域で建築不可と明記されていたにもかかわらず、平成9年ころから建物が建てられるようになりました。

昨年6月の小樽市の撤去勧告にもかかわらず、撤去された方はお1人だけで、現在は本格的な建築物が7棟

と仮設的な建物33棟の40戸が建てられたままです。本格的建築物の所有者は、登録免許税法に基づく不動産価格の1000分の6の税金を国に納めたのか、また、不動産取得税を道に納入したのか、小樽市は、本格的建築物を課税対象として捕そくしているのか、固定資産税を課税し、納入してもらっているのか、お答えください。

調整区域にもかかわらず、なぜこういう事態になったのか、なぜ防ぐことができなかったのか、経緯に即して、市としての指導がどのようになされたか、報告してください。現在に至るも、そのまま放置されている事態をどう解決されようとしているのかも説明してください。

こういう事態を生む一番の問題点は、調整区域であっても家庭菜園なら造成してもいいとなっています。しかし、トイレはもとより、家庭菜園に必要な施設が一切建てられないということです。このことが、家庭菜園を購入し、楽しむ市民にさまざまな弊害を生み、かつ、付近住民とのトラブルが必然的に引き起こされる結果になっています。この問題点、矛盾をどう解決されるのか、説明してください。

星野町の家庭菜園では、北電がコンクリートの本格的電柱を建て、違法建築に電力を供給しています。これは、電気事業法にかなった電力の供給なのでしょう。電気事業法では、電気事業者は正当な理由がなければ電力の供給を拒んではならないとなっています。

しかし、北電の電気供給約款では、「法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払い状況、その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部又は一部をお断りすることがあります」こう書かれているのです。この約款に照らせば、北電はもっと能動的に電力供給を初めの段階で断るべきだったと思いますが、北電は、この点に関して小樽市にどういう説明をしておりますか。

北電の話では、小樽市などから、都市計画法などで建築物が建てられない区域だから、電力の供給は好ましくないとの連絡があれば、電力の供給を保留することができるということです。小樽市は、この点で、星野町の違法建築に関して北電の協力を求めたことがあったのかも報告してください。

政府は、調整区域内の建築の例外も認めています。平成10年に、市街化調整区域における開発許可制度の運用についての通達を出しました。通達は、都道府県の審査対象としているのは、既存の土地利用を適正に行うため、最低必要な管理施設であって、分譲した家庭菜園の耕作に必要な機具の保管、休息施設は、道の審査会では認めればよいとの見解です。

しかし、星野町の現況は、この通達にうたわれている都市計画法第34条第10号の口による開発審査案件として取り扱えるかとの小樽市の問合せに、道は審査案件としては許可にならない、こう判断を下しました。

私は、都市住民が潤いある生活を求め、家庭菜園を求め、休日に家族で自然に親しむことは必要だと考えています。都市住民が潤いある生活を求める気持ちを理解しようとしてあげても、星野町の事例は法令や道の審査会で認められていません。

私が心配するのは、既成事実さえつくってしまえば、後はお構いなし、法の網をくぐり抜けさえすればそれでよしとする風潮を助長することになりはしないかということです。私がこのことを指摘するのは、具体的なことで星野町の二の舞の心配が出てきているからです。場所は、赤岩2丁目、北山中学校裏、赤岩サニータウンに隣接する調整区域 2.4ヘクタールの原野についてです。この原野の樹木9割方が伐採され、跡地を家庭菜園にするとのことです。これは、小樽市に提出された伐採及び伐採後の造林届出書に、伐採跡地は家庭菜園すると記載されていることでも明らかです。

ところが、家庭菜園に関する住民への業者の説明が、公式にも非公式にも全くありません。関係住民の願いは、業者の話だけでなく、小樽市の正式に届けられた書類を基に詳しい説明が欲しいということです。このこ

とを前提に、幾つか質問いたします。

第1は、樹木の伐採による保水力の低下から水の心配はないかとの問題です。

サニータウンの宅地造成のとき、側溝の排水量をどう計算し、指導されましたか。2.4ヘクタール内の樹木のあらかたの伐採は、市街化区域内への水の影響をどう計算しておられるか、お答えください。

また、仮に、将来、被害が出た場合の補償はだれが責任を負うのか。家庭菜園造成業者は、仮に売却してしまえば、それで責任がなくなるのが普通ですから、この責任はだれが負うのかが問われているわけです。お答えください。

第2は、家庭菜園になった場合の衛生上の問題等をどう解決されるのか。調整区域にはトイレは建設できない。家庭菜園許可の場合、農機具、肥料を保管する最小限の小屋、トイレ、ごみ処理はどうするかも、法に基づいて解決されなければなりません。こういう不備な点がありますから、赤岩2丁目に家庭菜園造成の正式申請がなされた場合、小樽市としてどう取り扱い、どう指導するつもりなのか、星野町の教訓にも触れて答弁してください。

第3は、家庭菜園を購入したり借り受けた方の駐車場はどうなりますか。家庭菜園の造成計画の中に、駐車場は認められるのか、お答えください。

第4は、水道局管理用地のかかわりです。この2.4ヘクタールの土地の中に、小樽市水道局の管理する旧北山配水池の用地があります。遊休資産は売却が基本だから、購入の要請があれば渡りに船と売却するのでしょうか。この場合、住民の不安が解消されないのに売却に応ずるのは適切でないと思いますが、答弁してください。

サニータウンの住民は、家庭菜園をつくること自体に反対しているわけではありません。しかし、指摘した問題や予期せぬ不都合な問題が起これば、反対せざるをえないとの態度です。住民の良好な住環境を守る立場で適切な指導をすることを強く要望し、再質問を留保して、終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) 北野議員の質問にお答えいたします。

初めに、政治姿勢について何点かご質問がありました。

まず、市政運営に当たりましては、市長就任以来、私は、市民の心を大切にすることを基本姿勢とし、市民の皆さんとともに、知恵を出し合い、まちづくりを推進することが重要と考え、市長と語る会を開催したほか、市長への手紙の事業を実施してまいりました。その中で、市民の皆さんから数多くのご意見をいただいております。私としては、できる限りそれらの声を反映させながら、生活環境や教育環境の整備、更には、福祉の充実など、市政全般にわたり力を注いでまいりました。

これまでの3年余り、本市の将来都市像であります「未来と歴史が調和した安心、快適、躍動のまち」を目指して、誠心誠意、市政運営に努めてきたものと思っております。

次に、見解の違う政策課題でありますけれども、これまで進めてまいりました石狩湾新港や築港地区再開発につきましては、その推進に当たりまして、その時々々の社会・経済情勢を見極めながら、小樽の将来と発展にとって必要な事業と判断し、進めてきたものであると認識しております。

次に、マイカル問題に関する責任についてであります。さきの議会でもお答え申し上げましたが、築港地区のまちづくりについては、関係行政機関との協議や、各界各層の方々のご意見をいただき、議会審議を経ながら進めてきたものであり、誤った判断であったとは考えておりません。

今後も、未利用地の活用が図られるよう努力したいと考えておりますし、マイカルやＯＢＣが破たんしたことは大変残念なことでありますが、これをあらかじめ想定できるものではないと考えております。

市としては、ＯＢＣの破たん後、雇用の場を確保する意味からも、施設の存続に向けた努力をしてまいりました。結果として、7月3日に民事再生計画の認可が確定し、一定の役割は果たせたと考えており、引き続き、雇用の確保と施設の存続に向けて行政としてできる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

次に、次期市長選挙についてのお尋ねでありますけれども、現時点では、いろいろな課題がありまして、その解決に取り組んでいるところでありまして、まだ次期については考えている余裕がありません。いずれにいたしましても、残された期間を本市の活性化と市民生活向上のために、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、財政問題について幾つかお尋ねがありましたが、まず、財政悪化の要因であります。やはり、長引く経済不況の影響で、横ばいあるいは微増であった市税収入が、平成13年度には前年度に比べ約5億1,000万円と大きく減収となったことに加え、扶助費、人件費など義務的経費や他会計への繰出金が増加したことが主な要因と考えております。

次に、その対策についてであります。景気の動向や国の財政状況から、市税収入や地方交付税が増加することは当面期待できないため、組織のスリム化や人件費の見直し、業務の効率化などにより徹底した行政コストの縮減に努めるとともに、事務事業を根本的に見直し、限られた財源の中での事業の選択を徹底していくことが必要であると考えております。

次に、財政問題に関連して、中野植物園付近の狭あい部の道路拡幅についてのお尋ねであります。市といたしましても、狭あい部分の解消の必要性はじゅうぶんに認識しており、地権者の同意を得るべく、協力を求めながら検討を行ってまいりました。

その結果、整備に当たっては、用地取得のほか、支障物件もあり、多額の事業費やふくそうする権利関係もあることから、総合的に検討していかなければならないものと考えております。

なお、これまでも、安全対策としてカーブミラーの設置や除雪についても注意を払ってきたところであり、今後とも安全対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、財政状況の悪化と国の責任であります。政府は、バブル崩壊以後、さまざまな経済政策を進めてまいりましたが、世界経済の影響も受け、平成13年度はマイナス成長になりました。その結果、消費は低迷し、失業率も高い水準で推移し、本市におきましても、市税収入が減少し、雇用情勢を反映し生活保護費も増加するなど、大変厳しい財政状況となっています。

こういった財政状況を改善していくためには、行財政健全化の取組を強化していくことが急務となっております。国におきましても、政府、日銀が一体となったデフレ対策への取組や、税制改革や規制改革など、経済再生のため実効性のある施策が早期に実施される必要があると考えております。

次に、社会保障制度の改革による国民負担の増についてであります。医療制度や年金制度など社会保障制度につきましては、このままでは高齢化の進展による給付費の増などにより国民負担が大きく増加し、また、年金制度では世代間に大きな不公平が生じるなど、制度の存続が困難となっております。そのため、制度を将

来にわたり持続可能なシステムとしていくためには、給付と負担水準の適正なバランスを図っていくことが必要であると考えております。

また、消費の低迷は将来に対する不安感にもその一因があると思いますので、そのためにも安定的な社会保障制度の確立は必要なことと考えております。

次に、臨時財政対策債が本市の財政健全化の障害になるのではとのお尋ねであります。臨時財政対策債は、地方財政の財源不足の一部について補てんするための特例債で、その償還については、利息も含めて全額交付税措置されるものです。通常の交付税額に上乗せされる形となりますので、健全化の大きな障害となるとは考えておりません。

次に、政府の地方財政に対する措置であります。まず、地方交付税につきましては、臨時財政対策債や減税補てん債など、償還額全額が交付税措置されるものや、事業費補正などにより地方交付税の所要額は年々増加してきており、景気低迷の影響で地方税が減収となれば、更に所要額が増大することになります。

しかし、交付税の原資となる国税が減少しておりますので、所要額の確保は、今後ますます困難になっていくものと考えております。既に、段階補正の見直しが行われ、投資的な経費を中心に基準財政需要額全体の見直しも始まっております。

制度の維持のためには何らかの改革は必要と思いますが、地方の財政状況も大変厳しい状況の中で、既に実施した事業に対する事業費補正の削減や、地方の実情を無視した一方的な削減は認めるわけにはいかないと考えております。

次に、国庫補助負担金の削減についてであります。さきに閣議決定されました経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002では、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で、引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲するとなっております。いずれにしても、地方の持出しが増えることのないよう措置されるべきものと考えております。

次に、提案説明の中での公債費の説明についてであります。一般会計決算につきましては、義務的経費を前年度と比較いたしまして、その増減の内容を示す一つの数値として説明したものであります。

なお、平成12年度には多額の市債借換えに伴う償還等の特別要素がありましたので、その要素を除いて比較した場合には2.8%の増加となっております。

次に、公債費の増であります。本市におきましても、国の景気対策に協調して事業を実施し、その際、市債を活用し所要の財源を確保してきたところであります。その償還分につきましては、事業費補正による補てん措置もありますが、公債費を増加させる要因の一つにはなっておりますが、実施事業は、いずれも市民生活の基盤整備や市内経済の活性化のため必要な事業を選択して実施してきたものであります。

次に、本市で実施してきました景気対策の効果についてであります。事業は、いずれも市民生活の基盤整備など本市にとって必要な事業を選択し、実施してきたものであります。また、景気浮揚へ役立ったかということですが、早期着工のための債務負担行為、冬期間工事による発注の平準化、緊急雇用対策など、いずれも地元企業を中心とした景気・雇用対策であり、それなりの効果はあったものと考えております。

次に、市税収入についてであります。市税の収入総額では、前年度に比べおよそ5億円程度減少しておりますが、主に個人市民税及び法人市民税の減少によるものであります。

また、個別の納税義務者との関連の有無及び滞納状況等については、守秘義務がありますので、お答えすることができませんので、ご理解を願いたいと思います。

次に、小樽短大の移転問題に関してのご意見であります。短大の一部の機能をビブレ棟に移転したい考え方については、本年4月にお聞きし、ＯＢＣとの協議をじゅうぶんすることや、計画案が設置基準を満たしているかどうか、文部科学省に確認をとるよう指導してまいりました。

このたび、計画内容を断片的に把握し、文部科学省に確認いたしましたところ、好ましい計画ではないものと判断が示されたものであり、今後、短大としては、文部科学省と協議し、認められる範囲の中で事業を行う方向でＯＢＣと協議を継続すると聞いております。

また、本地区の再開発地区計画については、昨年ＯＢＣが破たんして以降、地区全体の土地利用の見直しが必要であるとの判断から、庁内でその見直し作業を進めており、その中で、必要があれば変更手続きを行いたいと考えており、ＯＢＣの施設利用についても、必要があればこの中で検討してまいりたいと考えております。

次に、石狩湾新港について何点かお尋ねがありました。

まず、新港建設の来年度以降のピークについてであります。今後の建設事業につきましては、現在、国において公共事業の見直しについて検討が進められていることなどから、現時点でその予定を明確に示すことはできませんが、マイナス14メートル岸壁関連の工事が終了する平成16年度がピークになるものと予測されます。

また、この時点での管理組合の負担金につきましては、港湾収入や管理経費などにも左右されることから、現時点で算定することは難しいものと考えております。

次に、新港建設に対する考え方についてであります。石狩湾新港につきましては、小樽港とともに、道央圏、日本海側の物流拠点港として、経済状況や貨物動向などを見ながら必要な整備を進めることとしております。

しかしながら、本市のみならず、北海道、石狩市、各母体においても大変厳しい財政状況にあることから、従来にも増して事業の必要性、緊急性を見極めるとともに、管理運営経費などの見直しを図り、母体負担の抑制に努めていく必要があるものと考えております。

これまでも、さまざまな機会をとらえ、母体負担の抑制について主張してまいりましたが、今後、更に母体協議の場にあります「石狩湾新港の運営に関する会議」などを通じて、母体負担の抑制策などを協議していく考えであります。

次に、小樽港と石狩湾新港の過去5年間の一般貨物の推移であります。小樽港につきましては、平成9年は221万7,000トン、平成10年182万8,000トン、平成11年173万1,000トン、平成12年166万6,000トン、平成13年160万9,000トンと推移しており、平成9年と平成13年の比較では、主な品目では石油製品など増加しているものの、飼料原料である大麦やセメントなどが減少しております。

一方、石狩湾新港につきましては、平成9年251万2,000トン、平成10年237万トン、平成11年261万9,000トン、平成12年290万2,000トン、平成13年343万9,000トンと推移しており、これは主に石油製品の増加によるものであります。

次に、フェリー問題についてであります。このたびの小樽 - 敦賀航路の休止につきましては、市議会議長、商工会議所会頭とともに、新日本海フェリーに対し再考していただくよう要望してきたところでありますが、今月17日から苫小牧東港へ移行することとなり、まことに残念な結果になったものと思っております。

新日本海フェリーは、新潟航路では物流のほか小樽観光を念頭に置いた集客戦略の面から、また、舞鶴航路では物流の効率化に向け、平成16年度に高速フェリーを投入する計画であり、引き続き、小樽港を拠点とした事業展開を進める意向であると聞いております。

市といたしましても、新潟、舞鶴両航路の維持、発展を図るため、小樽港貿易振興協議会と連携し、フェリー―貨物の集荷に努めるなど、できる限りの協力をしてまいりたいと考えております。

次に、フェリーの苫小牧東港への移行に伴う影響であります。市といたしましても、移行表明直後から関連企業への影響調査を進めてきたところであり、市の港湾施設使用料は大きな減収となるほか、一部の給油所、自動車修理工場、更には船内清掃業者などに少なからぬ影響が生じる見込みであります。このほか、トラック運送会社の一部では、運転手と車両の配置転換も検討されていると聞いております。

次に、道内港湾の機能分担についてであります。北海道における海運貨物は、太平洋側の太い物流を反映して苫小牧港への一極集中という流れにあることは否めない部分であります。このような港湾物流の過度の集中は好ましいことではないと考えております。

これに対して、日本海側港湾の物流機能を拡大していくためには、ともに道央圏に位置し背後圏を共有する小樽港と石狩湾新港が、競合ではなく、それぞれの特性を生かしながら補完的な連携を深めていくことが必要であると思っております。港湾の規制緩和が進み、各港湾間の競争が激化する中、改めて両港の今後の在り方について、関係者のご意見を踏まえ、早急に検討していかなければならないものと考えております。

次に、石狩開発に対する出資についてであります。ご質問にありますように、石狩開発株式会社は、厳しい経営環境の下、これまでみずから大幅な人員削減等の合理化を進めるとともに、道の資金貸付、金融団による金利軽減等の支援を受けてまいりました。

しかしながら、多額の金利負担が経営を圧迫するという状況は変わらず、このままでは会社の安定を図ることは難しい状況にあると考えております。現在、筆頭株主であります北海道と日本政策投資銀行を中心に、今後の長期的な経営安定に向けた協議が進められており、北海道が年内に抜本策をまとめる意向と伺っております。

今後、市といたしましても、情報の収集に努めるとともに、それらの内容をじゅうぶん検討しなければならないものと認識しております。

次に、石狩湾新港地域の振興方策の基本方向案についてであります。先般、9月9日に、石狩湾新港地域開発連絡協議会の幹事会が開催され、土地利用や開発スキームの見直し及び事業推進主体の在り方など、今後の開発の進め方についての基本方向の案が示されました。今後、この基本方向案について、庁内の関係部局で検討を加え、市としての考え方を整理してまいりたいと考えております。

次に、道がまとめる抜本策についてであります。さきほどもお答え申し上げましたとおり、現在、北海道と日本政策投資銀行等の金融団により、石狩開発の経営安定に向けた協議が行われております。道としては年内をめどに抜本策をまとめるものと伺っておりますが、その内容については承知いたしておりません。

また、用地の分譲見通しにつきましては、ここ一、二年、大変厳しい状況にあり、現在の経済環境から見ても、今後大きく伸びるという状況にはないものと考えております。

次に、石狩湾新港と築港地区再開発についての総括的な見解であります。いずれの事業も、その時々为社会・経済情勢の中で、小樽市の将来と発展を考え取り組んできた事業であると考えております。

結果的に、今日の日本経済の低迷の中で、それぞれの事業が厳しい状況になっているのは事実であります。地域経済の活性化、更には北海道経済の自立などの観点から、いずれも重要な施策であると思っております。

次に、共産党の新年度予算に対する要望などについてであります。元来、本市の企業の90%以上は中小企業であり、工事や物品など、市内業者で対応できるものはすべて市内業者に発注しており、また、実施事業に

つきましても、福祉、教育、保健といった市民生活に密着した事業や市内経済活性化のための事業を中心に実施してきております。

また、事業選択に際しましては、限られた財源ですので、各会派、市民、各界各層など広くご意見を伺いながら、慎重に判断し、議会の審議もいただきながら進めてきており、ご指摘の石狩湾新港地域の開発や築港駅周辺地区の土地区画整理事業なども同様に進めてきたものであります。

次に、港湾問題について何点かのご質問ですが、まず、中国定期コンテナ航路就航に伴う本市経済への効果についてであります。小樽港を拠点とする新たな物流が発生することにより、港湾荷役業者、トラック業者、倉庫業者などの港湾関連業者をはじめ、市内経済にも相当の経済効果が及ぶものと思われれます。

更には、市内外の中国貿易関係者や中国ビジネス参入を検討している方々にとりましても新たなビジネスチャンスが提供されることとなり、地域経済の国際化の促進にもつながるものと考えております。

次に、ガントリークレーンの購入に係る採算性の問題であります。起債の償還期間内に就航時の週1便の利用のみでその償還費用を回収することはなかなか難しいものと考えております。したがって、市といたしましては、今後とも、小樽港貿易振興協議会など関係団体とも一体となって、定期航路に係る新たな貨物の開拓に努めながら、その増便に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中国定期コンテナ航路の定着、発展であります。小樽港といたしましては、このたびの航路就航に当たり、早期に安定した貨物を確保することが最も重要なことであり、このことが採算性にもつながっていくものと思っております。したがって、今後とも、運航船社並びに船舶代理店と緊密な連携の下、小樽港貿易振興協議会など関係団体とも一体となって精力的に集荷活動を進め、航路の定着、発展に努めてまいりたいと考えております。

次に、中央地区再開発2期計画であります。中央地区再開発につきましては、近年の海上物流の変化に対応する小樽港の近代化を図るために整備を進めており、平成12年4月に第1期の供用を開始し、港町ふ頭札幌側のマイナス12メートル岸壁を利用して、今月からは外貿定期コンテナ航路が開設されるなど、多目的国際ターミナルとして利用されているところであります。

また、港町ふ頭の手宮側、護岸部分は、2期計画実施までの間の有効活用を図るため、暫定的に防げん材を設置し、木材船等の係留施設として活用してまいりたいと考えております。

なお、この第2期計画の事業着手に当たりましては、港町ふ頭の利用状況や港湾貨物量の動向などを見極めた上で、国や関係業界とも協議しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、第3ふ頭の一般貨物の目標と実績についてであります。港湾計画における平成17年度を目標とする取扱貨物量は、ふ頭ごとの推計ではなく、地区ごとで推計しており、厩町岸壁、手宮北浜岸壁、第2ふ頭、第3ふ頭、堺町岸壁を含む手宮・中央地区につきましては131万2,000トンであります。また、第3ふ頭のみのお取扱貨物の実績としては、平成9年が8万2,000トン、平成10年が9万3,000トン、平成11年が8万1,000トン、平成12年が6万4,000トン、平成13年が9万1,000トンであります。

次に、構造改革特区であります。国際観光交流特区構想では、第3号ふ頭の港湾物流機能を確保しつつ、関税法等の規制緩和を行うことで港湾関連企業の観光産業への参入や事業展開等を図ることを目的とし、また、新エネルギー特区構想では、高圧ガス保安基準等の規制緩和により、新エネルギーの開発研究施設の立地誘導による研究開発関連企業の進出や土地利用の促進を図るため、いずれも地域経済の活性化につながることを期待し、提案したものであります。したがって、今回の提案は、規制を緩和することにより、それぞれの地

区の特性や優位性がより発揮され、そのことが地域経済の活性化に結びつくものと考えておりますので、暫定使用や本格構想等という考え方には立っておりません。

次に、米国艦船の寄港に当たっての核兵器搭載の有無についてであります。日米安全保障条約上、いかなる核の持込みも事前協議の対象であり、核の持込みについての事前協議が行われた場合には、政府として拒否することが表明されており、事前協議がなかった以上、核兵器の持込みはなかったものと考えております。

また、米国艦船の入港に当たっては、従来から当市独自に核兵器の搭載の有無について外務省等へ文書照会を行うと同時に、入出港時の安全性の確保、港湾機能への支障の有無について確認をし、判断しているところであります。今後も、この基準に沿って慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、星野町の市街化調整区域における建築物についてであります。これらの建築物の登記を調査したところ、登記がされていないことから、登録免許税の納入はないものと考えます。また、不動産取得税については、道税であり、市としては把握できない状況にあります。

次に、固定資産の課税状況についてであります。建築物が存在していることについては認識しておりますが、建物が建設された当初より仮設という判断でとらえておりましたので、現在、固定資産税は課税されておられません。しかしながら、最近、比較的大きな建物も建っている状況にありますので、早急に現地調査を行ってまいります。

次に、これら建築物の建築の経緯についてであります。平成5年から6年にかけて、比較的なだらかな傾斜地に、地形なりに家庭菜園のための分譲が実施されたものであります。その後、本地区に隣接する山側部分で、平成9年に宅地造成などの申請があり、平成10年に造成工事が完了しております。完了検査時に10棟程度のスーパーハウスなどの建築物が確認されたため、現地において違反建築物であることを口頭で伝え、除去の指導を行っております。その後、平成12年に現地調査を実施した結果、41棟の建築物を確認しており、北海道とこのような事例の対応について協議を行ったところであります。

これらの違反建築物に対する市の対応策としては、平成13年4月に道から許可が困難であるとの回答に基づき、平成13年6月に、市から違反建築物の除去についての勧告文を建物の所有者に郵送し指導したところでありますが、その結果、除去されたのは、現在、1棟のみであります。また、今後の対応については、当該地区は、位置的に見ても著しく公共性、公益性に支障を来している状態でもないことと、更には、近年、農村地域などに滞在し余暇活動を行うなど、都市住民がゆとりや安らぎを求める機運が高まってきていることから、現在、道においても、市街化調整区域におけるこのような建物の取扱いについて検討していると聞いておりますので、これらの推移を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、北電が電力供給することについてであります。北電の話では、申込時に違反建築物かどうかの判断はできないし、申込みがあれば電力供給の拒否もできないと言っております。

また、違法建築物に対する北電への協力要請についてですが、平成12年の現地調査の時点で電気が供給されていることを知ったところであり、その後、特に北電への要請は行っておりませんが、今後、市街化調整区域におけるこのような建築物に対する取扱いの検討の中で整理をしてまいりたいと考えております。

次に、サニータウンについてですが、昭和54年に開発した団地で、その排水量などについては開発許可基準に基づいて指導したものと思われますが、詳細につきましては、書類の保存年限が過ぎておりますので確認ができません。樹木の伐採による市街化区域への影響については、具体的計画が明らかになった時点で、被害が起きないように計画内容などをじゅうぶんに精査し、指導してまいりたいと考えております。

次に、赤岩の家庭菜園計画の件についてですが、今年の春に市の窓口で事前の相談があり、そのときは具体的な事業内容の説明はありませんでしたが、相談者に対し、菜園地として分譲するに当たっては、宅地造成等規制法に基づく手続などが必要であることなどを口頭で説明しております。

現在、事業者からの申請はありませんが、この地区は住宅地と隣接していることから、申請があった時点で、付近住民への影響にも配慮しながら、トイレ、ごみ問題、農機具、肥料の保管問題などを含めて庁内関係部で協議をし、星野町のような違反建築物が建たないよう、また、環境に対してもじゅうぶん指導してまいりたいと考えております。

また、造成計画の中に駐車場は可能ですが、所定の手続に基づいて指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、水道局管理用地についてですが、当該事業者から旧北山配水池の水道用地についての具体的な土地利用の要請がありませんので、要請があった場合には慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 24番、北野義紀議員。

○24番（北野義紀議員） 再質問させていただきます。

第1点は、財政問題の中で、市の財政困難の犠牲を市民にしわ寄せしている問題です。

一つだけ例を挙げましたけれども、今の市長の答弁を聞いていますと、多額の補償のお金が必要とか、あるいは、権利関係を整理するとか、さまざまな理由を述べられておられます。私は、それは当然のことだと思うのですが、そういうことを承知の上で、平成11年に、平成11年のときですよ。平成14年度にここの拡幅をやるというふうに当時の土木部長は答えているのですよ。だから、その答弁のことは踏まえた上で、14年度にやる、しかし、財政は困難だから先送り。こうなったから、これは、子どもたちの安全の問題、付近住民の安全の問題と。中央バスの方に聞きましたが、小型のバスを導入するなど、会社としては存続のために最大の努力をして、もうこれ以上はできないと言っているのですよ。だから、財政難をまさに市民にしわ寄せし、子どもたちの命にかかわることさえ解決しようとしないうちに、あえて私はこの場で指摘をしたわけです。さきほどの答弁では納得できませんので、再度お答えいただきたい。

それから次に、財政困難の小樽市固有の責任があるのではないかということについては、市長は明確にお答えになっていません。国の責任もそうです。しかし、小樽市独自の責任もあるのではないですかということですが、市長は、公債費が増えたのは市民の要望にこたえた仕事をやったからだし、マイカル、石狩湾新港もそれなりに必要だと思ってやったということですから、これらは小樽市の財政困難の原因ではないということだということで理解してよろしいですね、市長の態度は。これは、答弁の中で、改めて確認の意味で、短くてもよいですから、お答えください。

そこで、経済対策で景気回復したのかという質問に対して、それなりの効果があったというふうにお答えになりました。これは答弁になっていないので、具体的にお伺いいたします。

小樽市統計書というのが、毎年、議員の皆さんに配られます。そこで、景気回復の指標として、この小樽市統計書の中では何と何と何をもって景気回復しているか、そうでないかというふうに判断するのですか。

それで、それなりの効果があったというのは私もわかりますから、そういうことを聞いているのではないのです。経済対策で小樽市の景気が回復しましたかと聞いたわけですから、私どもに示されたこの資料の何ペー

ジで何の指標がこういうようによくなったから景気回復したとか、効果があったとか、そういうふうに答えないと答弁にはなっていないので、そういうようにお答えをいただきたいと思います。

それから次に、マイカルの問題で、市長は、マイカルの税金の滞納の問題については、小樽ベイシティ開発の社長が、議員協議会の席で、2億7,300万円のうち半分払ったと答えているのですよ。だから、1億3,000何がしは残っているということでしょう。

それから、そのときに答弁が保留されていたベイシティ開発の市税の今年の分、1期、2期分は納めたのかという共産党の質問に、今資料がないから後でお答えすると言って、8月30日付けの議長あての文書で、1期、2期分は優先債権というふうに答えたから、払っていないということです。合わせれば4億円滞納しているということを、ベイシティ開発は、公の席、公文書でも認めているのですよ。守秘義務だから、本人が言っていないのに、どここの会社、どここの個人が税金を払っているか、払っていないかを明らかにしなさいなどと、そういうむちゃなことを私は聞いているのではないのです。本人がちゃんと認めているのだから、なぜそれを認めないのですか。どうもわかりません。もう一度お答えください。

それから、新港と苫小牧東部建設について、中止しなかったら小樽港の機能は生かされないという基本問題を提起したわけですが、それにかみ合った答弁はありません。ですから、小樽を日本海の物流の拠点としたいという市長の気持ちはわかりますよ。私もそうあってほしいと願っています。

しかし、事実はそうっていないのです。小樽が見捨てられて、石狩湾新港や苫小牧にどんどんどんどんシフトしていくわけでしょう。そのことによって、小樽の人口も減る、若者の働く場所もなくなる、こういうことが続くわけだから、ここでそれらに見直しをかけて、海運貨物の量というのは伸びていないのですよ。施設がどんどんどんどん広がっていけば、近代化されている方に流れていくでしょう。だから、そういうことをストップしなさいということです。改めてお答えください。

それから次に、石狩開発の出資金6,800万円が消えてなくなるということについて、損害について、損するのではないかということについては明確なお答えがありません。心配ないのか、不安なのか、市民の税金6,800万円ですから、お答えください。

それから、特区の問題です。

平成9年の改訂港湾計画資料36ページ、海運貨物の貨物ごとの目標が示されています。43ページには、各ふ頭のゾーンごとの貨物量の目標が示されている。これは、当時、ふ頭ごとの積上げでそうだったというふうに西脇議員に説明してはいませんでしたか。だから、ふ頭ごとの積上げがないのに希望でそう書いているのかと。しかも、問題なのは、第3ふ頭で9万1,000トンの貨物が取り扱われています。しかし、それでも、第3ふ頭の機能は遊んでいるから、特区として観光のそういう機能をあわせ持つように提案しても港湾活動に支障はないというふうに判断したというのであれば、第3ふ頭の貨物量はこれから増えないということを前提にしているとしたか聞かれませんから、小樽港の発展について、現実の問題になれば余りにも悲観的な見方をしているというふうにしかとれませんので、お答えをいただきたい。

最後に、良好な環境を守る問題でる説明がありましたけれども、まず一つは、市長は、これから星野町の教訓にも学んでああいうふうにならないように指導するというふうにおっしゃっています。

しかし、私が指摘したように、今の許可制度の下では、必ずああいう矛盾は起こるのです。スコップとか、くわとか、肥料を持って車で行くわけでしょう。そういうのをまた持って帰るのですか。必ずそこに保管しますよ。だから、今の法の不備を正すことともあわせてやらなければ、この問題の解決にはならないということな

のです。

同時に、市街化区域と境界を接しているところには特に配慮が必要です。サニータウンを売り出したときに、直接、自然と接する良好な環境のところだと言って売り出したのでしょうか。そこへ、目の前にそういう違法建築が建つようなことになれば、これは良好な環境というのが全く壊されてしまうわけですから、これらについてどういうふうに指導していくのか、プロセスが明白ではありません。

なお、伐採による水の心配について聞いていることについて、一つは資料がないからわからないとおっしゃいますが、これから菜園の計画が出てきた時点で水の問題についても詳細に検討して指導すると、こういうふうに理解してよろしいですか。

以上です。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○市長（山田勝麿） たくさんありましたので、漏れないようにお答えしたいと思います。

中野植物園のところの道路の問題ですけれども、市としては、何とか事業をしていきたいということで地権者とも協議してきたというふうに聞いていますが、たまたま支障物件があるということで、この支障物件は権利関係もふくそうしているということもありますので、そういった問題が解決できれば着手をしようということには変わりはありませんので、その点はご理解願いたいと思います。

それから、財政の問題で、市独自の責任の問題でございます。マイカルとか新港の話でもございましたけれども、確かに、市全体の市税収入が減少してきているという問題もありますし、全体の予算枠が減少してくるだろうと。これからの状況を見ますと、税収も落ちる、交付税も落ちる、そういう中で、市全体の規模が縮小するのではないかと。そういうことからいきますと、従来どおりの新港の負担金などについて、これは負担していくのは非常に難しいだろうということで、今までも、再三、管理組合なり道の方にはそういった母体負担の抑制についてお願いもしてきています。今回のガントリーの問題についても、私も知事に、直接、何らかの支援をお願いしたいということも申し上げておりますし、そんなことで、何とか財政については一日も早く健全化を進めていきたいというふうに思っております。

それから、景気浮揚の関係で、なったかどうかということにつきましては、確かに、国の方も、今までの公共事業の進め方では景気浮揚になったというふうに判断をしていないみたいなことを言っています。ただ、私が申し上げましたのは、それなりに、景気浮揚になったかどうかは別にして、事業をしたことについては、それぞれ関係業者なり皆さん方への効果はあったというふうに思っています。

ただ、景気浮揚になったかどうかについては、政府自体も景気浮揚になったとは言っていない。ですから、小樽市だけが景気浮揚するということは、特段、そのことで小樽だけがよくなったということはちょっと考えられませんので、国全体として、北海道全体として景気が上がったというならいいのですけれども、我々小樽だけが上がったというふうにはなかなか言いづらいのではないかと。それはそう思います。

それから、OBCの滞納の問題につきましては、確かに議員協議会で社長さんが話をしていますけれども、社長さんは、あるかないか言うのは自由だと思いますが、我々が言うのはやっぱり問題があるのだろうということで申し上げられないということです。

それから、苫東と新港の開発の中止の問題ですけれども、さきほども申し上げましたが、苫小牧の一極集中についてはやっぱり問題があるだろうというふうに私どもも認識しておりまして、そのことについては、道で、

もっとよく調整してほしいということは申し上げております。

したがいまして、苫小牧を中止せいか何かではなくて、苫小牧については言える立場ではございませんけれども、新港につきましては、さきほど申し上げましたとおり、母体負担の抑制という観点で、事業の必要性、緊急性を見極めた中で事業を進めてほしいということは申し上げております。

それから、石狩開発の出資の問題ですけれども、この問題につきましては、さきほど申し上げましたとおり、北海道と政策投資銀行の間でこれから協議を進めていくということですから、今すぐこれが経営破たんになるとかということではありません。もう少し時間がかかると思いますが、どういう結論になるのか、もう少し推移を見て、私どもとしても意見を申し上げながら、何とかそういった問題にならないように努めていきたいと思っております。

それから、特区の関係ですけれども、これはあくまでも一つの提案でありまして、今これをどうするこうするというのではなくて、こういう使われ方もあるのではないかとということで提案をしたのです。これが採択になるかどうか、全然見込みはありませんけれども、一つは、やはり今年に入ってから相当に大型の客船が入ってきております。したがいまして、今の現状の中では、たくさんのお客さんがおりてきても、休む場所もなければ全然そういった設備がないということで、何とか、3号ふ頭は、ちょうど小樽駅前から真っすぐ見えるところで、市民から見てもお客さんから見ても、小樽のまちというものについて非常に好感度が高いということがありますので、ぜひそういった整備ができればなという観点で提案したものです。特段、3号ふ頭の貨物がどうこうということではなくて、3号ふ頭の有効活用を図りたいということもありますし、それから、第3ふ頭の基部の問題で、来年、企業が一つなくなりますので、そこの土地の再開発の問題もあります。そういったことも含めて、何とかこういった方向にならないだろうか、そこで規制緩和が行われないかどうかということの提案でございますので、ご理解願いたいと思います。

それから、家庭菜園の問題ですけれども、これもさきほど申し上げましたが、道としても何かいい方法はないかということで検討しているようでございますので、そういったものについて、私どもとしてもじゅうぶんに道と密接に協議していきたいと思っています。

それから、サニータウンの問題は、やはり、さきほどからご指摘があるような問題もあります。まだ開発の計画自体が来ておりませんので、来た段階では、星野の状況のことも踏まえてじゅうぶんに指導していくということでご理解願いたいと思います。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

○24番(北野義紀議員) 一つは、財政について、苦しくした小樽市の固有の責任の問題についてなかなかお認めにならないようですが、そこで、監査委員に伺います。

決算の資料が出ていますが、平成13年度の審査意見書です。これの12ページ、ここに市税の収入未済額が書かれています。この中で、平成12年度と13年度を比べて、市税の収入未済額が2億145万3,000円、13%伸びたというふうに審査意見書の資料に出ているのです。

さきほど来指摘しているように、佐藤監査委員もお出になったと思うのですが、7月の全員協議会で、ベイシティ開発の社長は、我が党の古沢議員が2億7,300万円余りの滞納について聞いたら、半分払ったと答えているのです。そうすると、残りは1億3,000万円余りだということはだれでもわかることです。

そうすると、収入未済額の2億円のうち、1億3,000万はマイカルだというのははっきりしているでしょう。

本人がそうやって答えているのだから。だから、本人がそうやって言っていないのに答えろというのは、私は無理だと思いますよ、聞いている方が。だから、市長も、何でマイカルに遠慮するのかさ。本人がちゃんと答えているのだもの、本人が言っているならそうでないですかというぐらい言ったっていいでしょう。何でそのぐらい言えないのですか。小樽市の財政に迷惑かけているから私は聞いているのですよ。

だから、監査委員に改めて伺います。

市税の入ってこない分の2億のうちの1億3,000万はマイカルですね。マイカルというよりも、小樽ベイシティ開発の固定資産税だということですね。

それから、前後しますが、家庭菜園の問題で、市長は、固定資産税をこれから調査して検討するというのですけれども、経過の説明をる聞いたのです。なんべんも現地に行っているのですよ。そこに違法建築があるということはなんべんも現認しているのですよ。そして、本格的な基礎、私の家よりももっと立派な家が建ち上がっているのですから。そういうところは固定資産税の対象になるというふうにすぐ気がつきませんか。今ここで言われたから、これから調べますというのはいったいどういうことなのですか。

それから、二つ目は、固定資産税はいつからいただくのですか。課税漏れとなっているのだったら、さかのぼるはずですが、これらについて、担当の部長からでもいいですから、答えていただきたい。

それから、どうしてもはっきり言わないのですが、石狩開発の市民の税金6,800万円の出資金さ。株だから、もう間もなく破たんするのではないかという新聞報道が出たら、株なんていうのは6,800万円の値なんかないですよ。もう既に紙くず同然ですよ。今、売りに出したって買う人はいませんよ。これが100%減資になったら、文字どおりゼロになるのですから。そういう損害を与えるようなことを市の施策としてやってきているのでしょうか。だから、石狩湾新港の全体の事業が小樽市の財政の圧迫になっていないのかというふうに聞いているのは当然ではないですか。この点についてお答えください。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 家庭菜園の方は、財政部長から答えさせます。

それから、石狩開発の今の出資金の問題ですけれども、確かに厳しい経営状況ですから、経営破たんしますと、それはもう6,800万というものはパーになりますので、それは財政に影響を与えることはそのとおりだと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 財政部長。

○財政部長（藤島 豊） 星野町のいわゆる建物についてのお答えを申し上げます。

建設された当時から、スーパーハウスのないいわゆる物置小屋みたいな物が建っているというのは見ておりまして、そういう面ではいわゆる仮設だろうというふうに判断して、以来、来ておりました。

しかし、ここ数年になりまして、ご指摘のとおり、結構規模の大きいハウスが建設されておりますので、実際、その辺についてはきちっと調査をいたしまして、課税対象となるか、ならないかについて、これから判断してまいろうというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 監査委員。

- 監査委員（佐藤利幸） 北野議員の質問にお答えをいたします。

一般会計の収入未済額の内容につきましては、監査のための審査に付された書類では、収入未済の細目につきましては承知する状況になっておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

- 議長（松田日出男） よろしいですか。

北野議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時45分

- 議長（松田日出男） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、32番」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） 32番、高橋克幸議員。

（32番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

- 32番（高橋克幸議員） 平成14年度第3回定例会において、公明党を代表し、質問いたします。

初めに、財政問題について質問します。

本市の財政状況は、依然として大変厳しい状況が続いています。平成13年度の決算では、一般会計において実質収支は5億 1,138万 8,000円の黒字であり、また、単年度収支は1億 6,220万 8,000円の黒字となりました。しかし、財政調整基金6億 6,100万 4,000円を取崩しており、実質単年度収支は3億 1,855万 2,000円の赤字となりました。

財政構造について、最近の各指標を見ますと、財政力指数は、平成10年度 0.497、平成11年度 0.476、平成12年度 0.465、平成13年度 0.460となっています。公債費比率は、平成10年度17.3%、平成11年度17.8%、平成12年度17.9%、平成13年度18.9%となっています。経常収支比率は、平成13年度99.8%となり、いずれの数値も近年で最悪の状態を示しており、財政構造はますます硬直化した状態であります。

これらの決算内容についてどのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。また、このように厳しさを増す財政上の背景とその要因について、更に、今後の財政運営の基本的な考え方についても、併せてお答えください。

次に、収入未済額及び不納欠損額についてであります。

まず、収入未済額ですが、一般会計では、平成13年度20億 5,887万 1,000円となり、特別会計では9億 500万 7,000円となっています。また、未収金は、企業会計の27億 676万 8,000円となっており、いずれの会計においても前年度と比較して増加をしております。不納欠損額においては、一般会計で1億 7,058万 2,000円となり、特別会計では2億 6,921万 7,000円となり、企業会計では1,611万 3,000円となっています。各会計の合計金額では、前年度と比較して減少はしているものの、決して小さな金額ではありません。この収入未済金及び不納欠損金の主な内容と要因、そして、これらの発生抑制や早期回収についてどのように検討されているのか、見解を伺います。

これからの財政再建を考えると、現在の大変厳しい財政状況において、行政本体の意識改革の推進や、市民の理解を得られるような考え方、システムづくりが求められています。抜本的に本市の財政を検討し、5年先、10年先、そして将来の財政を見据えた上で、今後の構想や中長期の計画に具体的に取り組むことを目的に、

各部から選抜の専門チーム、財政再建のためのプロジェクトチームを設置すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

また、このような観点から、組織機構の見直し、人材配置の検討、事務事業の見直しなどあらゆる面で根本的な行政改革の考え方も、併せて、このチームの中で思考することも必要であると思いますが、これらも含めてお答えください。

次に、21世紀プランについて質問します。

近年、急速な少子高齢化、目覚ましい情報化や国際化の進展、そして、我が国の安定した発展を支えてきた経済社会システムは大きな転換期を迎え、さまざまな変革が求められてきました。

このような状況の中、これらの変化に対処し、21世紀における本市の発展と市民福祉の向上を図るため、現状認識と将来展望に立った新たなる目標として、「市民と歩む 21世紀プラン」が平成10年に策定されました。基本計画の中で、期間の設定は1998年度から2007年度までの10年間とされており、2002年度は、ちょうど中間点である5年目を終了する年度であります。

この21世紀プランの中に施策大綱が掲げられておりますが、これは、「はくぐみ 文化・創造プラン」「ふれあい 福祉・安心プラン」「うるおい 生活・快適プラン」「ゆたかさ 産業・活力プラン」「にぎわい 都市・形成プラン」の五つであります。計画期間の前半を終了する年度の総括として、このそれぞれのプランの達成率と進捗状況、特徴的な事例などがありましたら、お示しください。

また、2007年度までの後半5年間の計画予定や、現在の硬直化した財政状況の中において、見直し、再検討などについてどのように考えられているのか、市長の見解を伺います。

次に、情報化の推進について質問します。

今日、我が国は情報化という大きな時流の中にあり、こうした中、政府は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、いわゆるIT基本法を策定し、これに基づき、官民挙げてIT施策を推進している状況であります。

我が国のインターネットの利用者数は、平成13年度で4,800万人となり、これは全人口の3分の1に当たります。また、インターネットの世帯普及率は44.7%となり、前年同月期に比べ14ポイントの伸びとなっております。更に、利用機種別で見ますと、パソコンによる利用者は約3,300万人であり、携帯電話による利用者は約1,800万人となっております。急速な伸びを示しております。また、情報通信の高速化に伴い、ブロードバンドユーザーの占める割合は全体の3割を超えており、人口換算では1,100万人を超える状況であります。

このような状況の中で、本市として、今年度、IT推進本部を立ち上げ、本格的な推進のスタートを切ったわけですが、急速に伸びている情報化に対する今後の本市の方向性や考え方について、市長の見解を伺います。

次に、行政の情報化と地域情報化計画についてであります。

IT推進を考える上で、二つの視点があると思います。一つは、行政本体の情報化であり、もう一つは、地域に関連してリンクする地域の情報化であります。

初めに、行政の情報化であります。庁内LANなどハード面での機器整備は徐々に進んでいると思われませんが、現在の整備状況はどのようになっているのか、また、ソフト面での整備状況はどのように整備されているのか、お示しください。

また、今後のハード面での整備計画やソフト面での整備計画として、例えばファイリングシステム、電子入札、電子決済、GIS地理情報システムなどさまざまなシステムがあるわけですが、本市の電子自治体に向け

てどのように考えられているのか、更に、市民がＩＴ化のメリットとして考えられるワンストップサービスについてどのように検討されているのか、お答えください。

ＩＴ推進に伴って、個人情報保護の観点からセキュリティ対策の重要性、確実性が求められています。外部からハッカーなどの悪質なアクセスを阻止するため、ファイアウォールの設置やウイルス検索、ワクチンソフトなど、セキュリティ対策はどのように考えられているのか。また、内部の対策として、個人情報保護に対する認識を高めるとともに、情報のモラルや情報管理の責任ある対応など、徹底した研修を行うことも必要と思いますが、いかがでしょうか。

更に、情報が漏えいできないようなシステムの検討も重要であり、今後の課題であると考えますが、どのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。

次に、地域情報化計画ですが、本年に入り具体的な計画の取組がスタートしました。ＩＴ推進に向けて必要不可欠な計画ですが、この計画の目的、位置づけや主な内容、現在の進捗状況、今後のスケジュールなどについてお示ください。

また、21世紀プランにある情報化社会に対応したサービスシステムづくりとして掲げてあります保健・医療・福祉情報、教育文化情報、防災・気象情報、産業・観光情報などのシステムはどのように考えられているのか、地域情報化計画の中ではどのように検討されているのか、お答えください。

この地域情報化計画において、市民の意見を集約するためにアンケート調査を最近実施されたと伺いましたが、この調査の目的、対象件数、配布数、回収数、回収率についてお答えください。

また、調査の結果として、どのような意見があったのか、どのような傾向性が見られたのか、市民の要望しているものはどのようなことなのか、主なものについてお答えください。

次に、教育に関連してであります、本市の小中学校のＩＴ推進の整備状況とインターネットを利用した具体的な活用状況、授業の内容、そして、今後の整備計画やハード・ソフト両面の考え方についてお答えください。

文部科学省の調査によると、2001年度、小学校から高校までの教員でコンピュータを使って授業のできる教員は47.4%となっており、2005年度までに100%を目標としています。

本市での教員の現状については、昨年度と比較してどのような状況なのか、また、他都市での現況や教員のＩＴ研修についてどのような対策を実施したのか、その結果についてと今後の目標についてもお答えください。

次に、港湾問題について質問いたします。

外国船入港状況と中国航路についてであります。

水産庁が、本年4月から、密漁力への輸入に対する取締りを強化した影響で、外国船の入港隻数は大幅に減少し、過去9年間で最低の数字となりました。また、外国船の入港数は4か月連続で下回っています。特に影響の大きい外国船として、ロシア船の入港状況は激減しているようですが、前年度4月から7月の隻数と本年同月の対比をするとどのような状況なのか、主な品目の内容も含めてお答えください。

また、本年4月から、このような外国船入港状況で、小樽の経済にどのような影響があらわれているのか、本市としてはどのように対応されてきたのか、更に、道内他港の状況や関連なども含め、今後の対策をどのように考えられているのか、市長の見解を伺います。

次に、コンテナ船の中国航路についてですが、いよいよ9月17日よりスタートするということで、小樽港にとっては明るいニュースであり、期待をされている方も多いと思います。この中国航路開設に当たり、市長を

はじめ、関係者のご努力の成果と思いますが、これはどのように開設されてきたのか、経緯、経過についてお示しください。

この中国航路により、物流の拡充が考えられるところですが、具体的にはどのようなものが輸出入される予定なのか、また、規模や量についても伺います。更に、中国航路開設による経済効果についての見通しと、今後の構想や人的交流についてどのように考えられているのか、また、この航路の開設に当たっての課題とその対策についても、併せて市長の見解を伺います。

小樽港の管理体制についてであります。

近年、マスコミで報道されていますが、小樽港での盗難車密輸問題や、銃器、麻薬、売春などの問題が表面化しており、小樽港のマイナスイメージとして、また、市民からは犯罪の増加が懸念されているところであります。まず、これらの問題についてどのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。

1年前にこの問題の質問をさせていただきましたが、さまざまな検討をされ、対応策を講じてきたのではないかと思います。

そこで、伺いますが、この1年間でどのような対策を考え、実行されてきたのか、現在の状況も含めてお示しください。

また、犯罪の状況は、対策が実施されてからどのような効果があったのか、以前との対比も含め、お答えください。

市民からの要望として、小樽港の管理体制や実行されている対策がよくわからないというものがあります。マイナスイメージを改善するためにも、市民の懸念を少なくするためにも、管理体制の具体的な対策についてハード・ソフト両面での取組状況や関係官庁との関連も含め、市民にわかりやすい広報活動も大切な点であると思いますが、どのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、小樽港の第10次7か年計画であります。

国土交通省は、同省が所管する公共工事7か年計画10本を国土交通省社会資本整備重点化計画として一本化する方針を固めました。これは、港湾、空港、道路など旧運輸省、旧建設省の時代に策定されたもので、本年度で期限切れになる7か年計画8本と、平成15年度が最終年次となる治水と住宅建設の2本を加えた10本の計画であります。

小樽港の第9次7か年計画については、本年度に終了するわけですが、計画終了の前から次の第10次7か年計画の準備作業に取り組んでいるのではないかと推察するわけですが、今後、このような国の方針によって小樽港の第10次7か年計画についてどのような影響が考えられるのか、また、どのような方向性で計画されているのかなど、現在把握されているものがありましたら、お答えください。

次に、特区構想と今後のビジョンについてであります。

近年、経済のグローバル化の進展により港湾を取り巻く経済社会情勢や港湾行政に対する要望が大きく変化している中で、港湾が競争力を備え、活力ある経済に進んでいくためには、新たな港湾行政の考え方が必要とされています。このような時代背景の中で、現在求められている小樽港の姿、在り方についてどのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。

これからの港湾を考えると、本市の将来を形成する港湾以外の諸要素と関連を有機的に、客観的に把握をし、検討していかなければならないと思います。そこで、これに関連して、本市で提案されている特区構想について伺います。

これは、小樽港の第3ふ頭を、物流だけでなく、観光目的にも使えるようにする国際観光交流特区として、政府の構造改革特区推進室に提案をし、港湾物流と観光開発を両立させるため、関税法などの規制緩和を求めているものであります。

この特区構想については、いつごろを目標としているのか、また、施設整備計画などのハード面や具体的なソフト面での考え方、更に、規制緩和による経済活性化の影響や効果についてどのように考えられているのか、お答えください。

港湾問題の最後に、歴史ある小樽港であります。視点を10年先、20年先、そして未来へ向けたときに、本市の小樽港のビジョンについてどのように考えられているのか、市長の見解を伺います。

次に、地球温暖化問題について質問します。

小樽市において、昨年6月、小樽市温暖化対策推進実行計画が策定され、ようやく地球温暖化問題に対して本格的に取り組が始まり、大きな目標に向かってスタートしました。地球温暖化の対象ガスは、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素など6種類とされています。これらの温暖化への寄与割合から見ますと、おおよそ二酸化炭素60%、メタン15%、フロン10%、亜酸化窒素5%、その他10%という割合であります。また、排出割合で見ますと、その90%が二酸化炭素となっており、いかにこれを削減できるかによって今後の温暖化に影響が出てくるわけであります。

また、二酸化炭素排出の約半数は家庭系に寄与しており、このことを考えるとき、小樽市が行政として率先実行に取り組むことは、これからの温暖化防止に対し大きな役割を果たすものと思っています。

そこで、小樽市の事務事業にかかわるこれらの排出の現状と温暖化に対する影響についてどのように認識されているのか、市長の見解を伺いたいと思います。

実行計画が策定されて1年以上経過しましたが、どのような結果となったのか、各部、各課の協力体制や状況はどのようなものだったのか、今後の取組についても併せてお答えください。

また、市民への結果の公開や温暖化の啓発についてどのように検討されているのか、お答えください。

この実行計画の目的の中に、市の率先実行により積極的に行動を促進する市職員一人一人が日常業務の中で実践するとあるように、個々の具体的な取組なくして目標達成はあり得ないと思います。

そこで、まず初めに、地球温暖化問題の基本的な認識に立った職員一人一人の意識改革を進めることが重要であります。ゆえに、環境部の役割は大きく、推進のかなめであることは言うまでもありません。現在、環境部として専門的な研究や他の職員に対する広報・啓発活動や研修の実施についてどのような取組を考えているのか、伺います。

次に、環境マネジメントシステム、ISO14001であります。

このISO14000シリーズの中核を成すISO14001は、企業や団体などの組織が環境に対する負荷を軽減したり、汚染、事故などを未然に防止したりする活動を継続的に実施するための環境管理システムを規定するものであり、別名、環境ISOと呼ばれています。

最近の環境問題が深刻さを増す中、企業だけではなく、地方自治体も認証取得を目指す動きが勢いを増しつつあります。平成14年7月現在の認証取得件数は、全国で8,112件で、北海道内では167件となっており、そのうち地方自治体の取得数は、道庁、帯広市など11件であります。

小樽市内でのISOの取得状況ですが、ISO9000の取得は10社であり、そのうち建設業者が3社であります。また、ISO14001の取得は2社であります。北海道の特徴としても、建設業の割合は多くなっているよ

うであります。このような動向について、どのように認識をされているのか、見解を伺います。

自治体が環境ＩＳＯの取得に取り組むことは、地域レベルの環境問題の早期改善や環境に配慮したまちづくりに向けて大きなねどとなるだけでなく、行政サービス全体の改善という点でも意義があると思われます。環境ＩＳＯについては、できるだけ速やかに具体的な取組を実行すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

環境問題の最後に、21世紀を実質的に担っていく小中学校の子どもたちの学習の中で、この地球温暖化問題を中心として環境問題をぜひ学習していただきたいと思いますが、子どもたちや教員の認識はどのような現状なのか、総合的学習の時間で環境問題を学習しているところはどの程度あるのか、お示しください。

次に、中心市街地の住環境について質問します。

本市の人口は減少傾向にあり、特に中心市街地では顕著でありました。しかし、近年、集合住宅として、マンション建設は毎年減少することなく建設され、平成4年以降、10年間に中心市街地で階数3以上の非木造共同住宅、いわゆるマンションとして建設されたものは38棟、930戸になっています。このうち10階以上の中高層住宅は15棟となり、全体の40%になっており、高層化の傾向が見受けられます。現在においても、そのようなマンションは、中心市街地を中心に建設されている状況であります。

小樽市の人口指数を見ますと、昭和55年を100とすると、平成7年では91.6であり、中心市街地では70.5と減少をしていました。平成14年の状況を考えると、平成7年から7年を経過しており、近年のマンション建設により幾分なりとも改善されているのではないかと思います。

そこで、伺いますが、中心市街地の全体の人口数、年齢別の人口数、世帯数の推移の状況をお示しください。

昔のまち並みとは変わり、マンションなどの集合住宅による住環境の変化によって、町内でのまちづくりやコミュニケーションの在り方など、以前と違った課題があると思いますが、どのように把握されているのか、また認識をされているのか、見解を伺います。

更に、行政として、これらのサポートなどの側面的な支援についてどのように考えられているのか、併せてお答えください。

高層化に伴う問題点として、消防の消火活動の問題があります。

火災については、近年、減少傾向にあります。高所での火災は、地上の火災とは違い、大きな制約を受け、困難な状況も多いようであります。本市の消防行政として、この高層化に対してのハード面、ソフト面での現状と課題、その対策についてどのように検討されているのか、見解を伺います。

もう1点、分譲マンションなどのマンション問題で最近問題になっているのが、古くなってきた建物の管理や改修であります。本市では、これらの問題は余り聞かれませんが、今後、懸念されるところであります。この問題についてどのように認識をされているのか、見解を伺います。

次に、小中学校の敷地内の禁煙の考え方についてであります。

近年、公共施設では分煙区分が進んでおり、また、禁煙運動も着実に広がってきているようであります。東京都千代田区では、モラルに期待するのは限界との思いから、歩きたばこ禁止条例が6月に可決され、世論の注目を浴びたところであります。また、たばこ問題に対し、たばこのポイ捨て禁止条例について取り組む自治体も増加の傾向を見せているようであります。

さて、子どもたちを取り巻く環境として、先進的な取組を実施したのが和歌山県であります。それは、県内のすべての公立学校敷地内を全面禁煙とし、本年4月よりスタートさせております。

しかし、この取組が決定するまでにはさまざまな議論が交わされ、多くの意見が出されていたようでありま

す。その代表的なものとしては、教師や保護者から、学校でたばこの煙が漂っているのはおかしいのではないのか。電車やレストランでも禁煙のところが多いのに、なぜ学校ではできないのか。また、麻薬や覚せい剤などの薬物乱用防止教育をやっているが、まず、たばこ問題に取り組むべきではないのか。更には、たばこの有害性を教えている教師が学校内でたばこを吸っているのは説得性がないし、矛盾しているのではないかなどであります。このような意見や思いを持っている教師や保護者、地域の方も多いと思いますし、私も同感であります。

そこで、何点か伺いますが、本市の小中学校でたばこに対しての教育内容や時間数についてはどのような状況なのか、教える側である教師の認識について同一の学校内での格差や学校別の格差についてどのようなになっているのか、また、授業を受けている子どもたちの反応はどのようなものなのか、効果についてはどのようにとらえているのか、お示しください。

次に、小中学校内での教員や関係者の喫煙率はどのような状況であるのか、職員室の喫煙状況や職員会議での禁煙率についてもお答えください。

更に、学校関係者の具体的な意見の集約としてアンケート調査などを検討することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

諸外国の状況としては、アメリカ、カナダ、ヨーロッパ各国、オーストラリア、香港、タイ、シンガポールなどでは、学校や病院はすべて禁煙となっています。本市の小中学校敷地内での禁煙の方向性を見据えつつ、分煙も含め、できる限り早く検討すべきと提案いたしますが、教育長の見解を伺います。

次に、学校トイレ問題について質問します。

この学校トイレの問題につきましては、これまでに何回か質問させていただきましたが、これは全国的にも話題となっており、教育問題の重要なものの一つと言えるのではないかというふうに考えております。

小学校では、古くなっている校舎のトイレと自宅のトイレを比較して、汚い、不潔感のある、におう学校のトイレを嫌う傾向が多く、帰宅するまで我慢をしてしまう子どももいるようであります。

また、他都市の例ですが、市内全校を対象にして行った調査結果によりますと、学校のトイレの改善点のトップ項目は、においの解消となっています。その内訳として、小学校68%、中学校60%となっており、また、多くの生徒が使用する学校では特ににおいが消えにくく、トイレのイメージをさらに悪くしていることがわかり、その対策の検討を始めたようであります。

さて、本市で行われた学校トイレのアンケートについてですが、実施より1年以上経過しており、さまざまな角度から検討され、多くの事例がデータとして蓄積され、分析されてきたことと思いますが、結果としてどのような傾向や問題点があるのか、改善点のポイント、あるいは、アンケートに答えた子どもたちがトイレについてどのようにとらえているのか、また、意見、要望はどのようなものがあつたのか、お示しください。

更に、学校トイレにおける問題について、教育長はどのように考えられているのか、見解を伺います。今後の具体的な改善計画などがありましたら、お聞かせください。

次に、もう一点の観点から見た問題点として、学校トイレのバリアフリー化があります。子どもたちのだれもが、一時的に車いすや松葉づえを使わなければならない場合が少なからず生ずることを考えるときに、障害を持った子どもに限らず、だれでも使えるトイレとして意識を変えていくことも大切な点であると思います。また、開かれた学校づくりの観点から、PTA、地域住民が使用する機会も多くなってくると考えられます。新しい学校では車いす用トイレが設置されているところが多いかと思いますが、これからの地域とのかかわりを

考えるときに、バリアフリーの考え方が重要になるものと思いますが、教育長の見解を伺います。

次に、学校給食の安全性について質問します。

近年、食品添加物や遺伝組換え食品の問題がクローズアップされたり、また、牛肉のBSE問題や輸入冷凍野菜から基準値以上の残留農薬が検出され、大きな問題となりました。更に、食材の産地偽装事件が発覚し、食の安全性の確保が厳しい時代となりました。まことに残念なことであります。

大人より抵抗力の少ない子どもたちへの影響を考えると、小中学校で安心して食べられる学校給食への関心度は、親だけではなく、社会全体の共通した認識であると思います。文部科学省では、安全な食材の調達方法の調査研究を2003年度から実施し、モデル事業として取り組む予定であります。最近の食の問題や安全な学校給食についてどのように認識をされているのか、教育長の見解を伺います。

また、本市の学校給食の安全性を確保するためにどのような対策を実施しているのか、情報収集の方法や安全管理システムについても併せてお答えください。

最後に、以前、提案いたしました食中毒に関するマニュアルですが、その後の活用状況、事後のシミュレーションなど、具体的な危機管理の実施状況についてお答えください。

以上、再質問はいたしませんので、明確なる答弁をお願いいたします。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

財政問題で幾つかお尋ねがありました。

まず、平成13年度決算についてであります。平成13年度は、平成12年11月に策定いたしました財政健全化計画の初年度に当たり、計画に沿った取組を行い、健全財政の維持に努めてきたところでありますが、市税収入の落込みなどにより実質単年度収支で約3億1,800万円の赤字となったことに加え、平成13年度1か年で減債基金から約15億8,400万円の繰入れを行っていることも考えますと、極めて深刻な状況であると考えております。

次に、厳しい財政上の背景とその要因であります。まず、全国的な厳しい経済情勢を反映し、市税収入が前年度と比較して約5億1,000万円、また地方消費税交付金も約5,900万円減少するなど、一般財源収入が大きく減少した中で、扶助費や公債費など経常的経費に充当する一般財源が増大したことが主な要因であります。

また、本市の場合、歳出における義務的経費の占める割合が高く、施策的に削減できる経費の幅が小さく、市税など一般財源の影響を強く受けるといった財政構造上の要因もあります。

次に、今後の財政運営の基本的な考え方ですが、市の歳入の根幹であります市税収入と地方交付税につきましては、景気の動向、国の地方財政の見直しなどを考慮しますと、当面の伸びは期待できないことから、歳入に見合った行政を行うことを基本と考えており、そのための組織のスリム化、給与・手当の適正化、事務事業の見直しなど、なお一層の取組に努めていきたいと考えております。

次に、収入未済と不納欠損処分などの主な要因ですが、会計や収入金の種類により、それぞれ内容や要因も異なっておりますが、全体として収入未済となっているものにつきましては、経済不況の影響もあり、苦しいやりくりの中で市税の支払金が後回しになるといったケースが大半ではないかと考えております。また、収

入未済の増加は、不納欠損処分が増加につながってまいりますが、不納欠損処分は時効によるものが大半で、その要因といたしましては、無財産や生活困窮が主な要因となっています。

次に、発生抑制や早期回収についてであります。まず、納入者の理解と協力を得ることが基本と考えております。納入者への説明の徹底のほか、広報などを通じた意識啓発も必要です。未納額が増えますと支払い意欲も低下しますことから、早期に催告を行うなど、未納者との接触を密にし、必要であれば分割納付など、支払いやすい条件を整えていくことも必要であると考えております。また、理解を得られない場合には、負担の公平性の見地から、法的な措置も含めて適正な対応をすることにより、収入未済や不納欠損処分の発生の抑制や早期回収につながるものと考えております。

収納率の向上につきましては、新行政改革実施計画や財政健全化計画におきましても実施項目に掲げており、健全化の見地からも重要であると考えておりますので、収入未済発生の抑制や早期回収に努めてまいりたいと考えております。

次に、財政再建のためのプロジェクトチームについてであります。平成13年度の市税収入が大きく減収となるなど、財政状況が大きく悪化し、また、今後、平成15年度から17年度までの3か年の間に、150億円という膨大な収支不足が見込まれたため、この2月に三役と各部長職で構成する財政健全化緊急対策会議を立ち上げ、また、本年度から行財政健全化担当主幹を配置するなど、財政健全化の取組の体制づくりも行ってきたところであります。

緊急対策会議では、当面の平成15年度予算編成に向けての事務事業の見直し等に取り組む一方で、中・長期的に取り組むべき課題を整理し、総体として計画を立てて取り組んでいくこととしておりますので、当面はこの体制で進めていきたいと考えております。

次に、根本的な行政改革の考え方もそのプロジェクトチームで検討すべきではないかというご提案ですが、行財政改革の根本的な考え方につきましては、総括的には財政健全化緊急対策会議で検討しており、今後も引き続き検討していくこととなります。

また、実際の取組を行うに当たりましては、事務事業全般の見直しにつきましては、財政健全化緊急対策会議において基本的な考え方や方法も協議し、各部に示しながら取り組んでおりますが、組織機構の見直しや人員配置の検討につきましては、行政改革推進本部を中心に集中的な取組を行うなど、機能分担も行っております。また、各部に財政健全化に向けた検討組織も設置しておりますので、広く職員の意見も取り入れながら、関係部局間の横断的な検討も加えるなど機動的な取組を行っております。

次に、21世紀プランについてであります。施策の大綱に掲げられているプランの事業費ベースの達成率は、平成10年度から平成15年度までの計画に対しまして、平成14年度予算までの実績で見ますと、「はぐくみ 文化・創造プラン」では77%、「ふれあい 福祉・安心プラン」では80%、「うるおい 生活・快適プラン」では85%、「ゆたかさ 産業・活力プラン」では70%、「にぎわい 都市・形成プラン」では87%となっており、第2次実施計画をあと1年残す中で、おおむね着実な進捗状況にあると考えております。

また、特徴的なことは、いなきたコミュニティセンターの建設、ごみの最終処分場の整備、中央通地区土地区画整理事業など、比較的大型のプロジェクトを推進してきたことや、学校校舎の整備など教育環境の充実、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむための体育施設整備、更には、急速な情報化の流れに対応するため、IT関連の事業を多く盛り込んだことなどが大きな特徴ではないかと思っております。

次に、再検討などについてであります。我が国の社会経済情勢の急激な変化の中で、本市の状況は、計画

策定時から人口の減少、少子高齢化が一層進み、また、極めて厳しい財政状況の中で、現状の計画について行政評価などの手法を導入しながら21世紀プランの中間点検を行う必要があると考えており、これらを踏まえて、第3次実施計画の策定に反映させていきたいと考えております。

次に、情報化の推進について何点かお尋ねがありました。

まず、情報化に対する今後の本市の方向性や考え方についてであります。情報通信技術やインターネットの急速な進展と普及が進む情報化社会に対応するため、国においては、e - J a p a n戦略構想の推進により電子政府や電子自治体の実現を目指してそれぞれ取組を進めているところです。

本市においても、21世紀プランの中で情報化推進を重要な施策と位置づけ、これまで情報化について、ＩＴ講習会の開催や庁内ＬＡＮの整備などの取組を進めてきましたが、今年度は、視覚に障害のある方を対象としたＩＴ講習会を昨年度に引き続き実施しております。

また、小樽まち育て情報センターにおいて、産学官が連携して市民を対象としたインターネットやメールの活用、さらには、ホームページの作成などに関する研修会を開催しております。そのほか、入居企業が市民20人を対象に地図データ入力などに関するＳＯＨＯ事業者の養成講座を実施しており、現在、この受講者のうち6名の方方でＳＯＨＯ事業を主とする企業組合の設立に向けた取組を進めているところであります。

今後、本格的な情報化社会の到来を迎えるに当たって、市民だれもが利用できる情報環境づくり、国や道とのネットワーク整備など、多くの諸課題の解決に向けて一つ一つ取組を推進し、来るべき情報化社会を見据えた地域づくりを進めていく必要があると思っております。

次に、行政の情報化についてであります。ハード面では、今月初めに、保健所ほか4か所の接続回線を従来の100倍の容量がある広帯域なサービスに変更するとともに、戸籍住民課などに設置のホストコンピュータ端末29台をパソコン型の共用端末に更新したところであります。この結果、現在、庁内ＬＡＮで利用できる端末は、共用端末、パソコン合わせて約650台となりました。ソフト面では、ホストコンピュータからのプリントを電子化する電子帳票システムを導入し、また、固定資産税土地評価調書の電子帳票化を行いました。今後、更に、市民税課や保険年金課などの各業務の帳票の電子化を実施してまいります。

一方、電子自治体へ向けては、平成15年度に国と地方自治体を結ぶネットワークＬＧＷＡＮへの接続をしたいと考えております。今後、国としては、電子入札システムなど、ＡＳＰ方式でＬＧＷＡＮ上のシステムとして実施し、各自治体を利用する方式を研究しており、市としても計画が明らかになった段階で、独自システムと併せて検討してまいりたいと考えております。

また、市民がネットワークを通じて自宅等で行政サービスを利用できるワンストップサービスについてですが、現在、小樽市行政情報化検討委員会において、個人認証が必要で環境整備が整わないと実施できないものと、市のホームページを利用して早い段階で実施可能なものとに分けて検討しており、今後、小樽市地域情報化計画の中でその方向性を示していきたいと考えております。

次に、庁内ネットワークのセキュリティ対策としては、ファイアウォールの設置、二重のウイルス対策など万全の対策を講じております。しかし、その対策をより一層有効なものとするには、ウイルスに対する知識など、システムを利用する職員の理解が必要でありますので、行政情報の多くが市民の個人情報であることを再確認し、個人情報保護に対する意識を高めるよう職員を啓発してまいります。更に、情報を漏えいさせない安全で心配のないシステムをつくり上げていくために、職員の意識を高め、モラルを維持し、向上していくことが基本になるものと考えております。

次に、地域情報化計画についてで何点かお尋ねがありましたが、初めに、計画の目的についてですが、近年の本格的な情報化社会の到来に対応するため、本市における今後の情報化推進施策について基本的な考え方と具体的な施策についてまとめるものであります。また、計画の位置づけは、21世紀プランを上位計画し、基本計画に示される情報ひろがりプログラムの実施計画として策定するものであります。

計画の主な内容についてですが、庁内LANの活用や文書管理など、行政の情報化と地域のネットワークづくりや電子会議室の設置など、市民がかかわる地域の情報化の二つの柱が主な内容となります。

現在の進捗状況についてですが、IT推進本部や地域情報化計画策定懇話会、行政情報化計画推進委員会など、計画を策定するために必要な組織を立ち上げ、協議を進めており、6月にはアンケート調査を実施いたしました。また、行政として情報化を推進するに当たり、ホームページや電子入札などについては、関係部局による個別部会を設置し、問題点や今後の取組方などについて検討を進めているところであります。

今後のスケジュールであります。懇話会につきましては近々に提言内容をまとめていただき、更には個別部会での検討内容を踏まえながら、来年3月には計画をまとめたいと考えております。

次に、21世紀プランにある情報化社会に対応した保健・医療・福祉情報などのサービスシステムについてありますが、地域情報化を進めるに当たっては、いずれのサービスシステムについても取組を進めなければならない大切な課題であると考えております。現在、それぞれ関係する部局の中で個別部会を設けて、他都市での事例などを参考にしながら検討しているところでありますが、今年度の具体的な事例といたしましては、国土交通省のモデル実験事業として、携帯電話やカーナビなどによる後志の広域ドライブ観光に関する総合的案内システム事業について取組をしているところであります。今後、個別部会の中で、保健・医療・福祉情報をはじめとする各サービスを実施する上での問題点や課題などを整理し、本市としてどのような内容や方法で実施できるか検討したものを計画に反映していきたいと考えております。

次に、アンケート調査についてですが、この調査の目的は、市民や事業所の情報通信機器やインターネットなどの利用や行政情報の入手方法又は必要とする情報は何かなどについて実態を把握し、地域情報化計画を策定する上での基礎データとするために行ったものであります。対象は、20歳以上の市民1,000人と市内300の事業所に郵送で調査をお願いし、回収数と回収率は、それぞれ市民が347通で34.7%、事業所は216通で72%であります。

調査結果の主な傾向についてであります。インターネットの利用については、市民で約30%、事業所では約80%という結果が出ており、全国平均と比べて、市民ではやや低く、事業所では高い利用率の傾向となっております。しかし、現在はインターネットを利用していないが、機器の操作方法の習得や通信費が高いことなどの問題が解決すれば今後利用したいという市民は約47%で、現在の利用者と合わせると6割を超えることになり、本市においても、今後は更にインターネットの普及が進むものと考えられます。また、行政への意見、要望の主なものといたしましては、IT講習会を昨年度実施しましたが、初心者コース、更に中・上級コースについての講習会開催希望が多く寄せられているほか、個人情報保護への配慮についての意見、また、ホームページに関しては、わかりやすく、内容の充実を求める意見とともに、今後の行政情報の入手手段として高い期待が寄せられております。

次に、外国船入港状況と中国航路についてであります。まず、本年4月から、ロシア漁船の入港規制が実施されたことに伴うロシア船の入港状況につきましては、4月から7月までの入港実績で申し上げますと、平成13年が526隻、本年は229隻となっており、水産物輸入船を中心に前年比で56%の減少となっております。

水産物の中でも、特にカニ輸入船については200隻から16隻と前年の8%、また、エビ輸入船が66隻から10隻と前年の15%に大幅に減少しており、全体数を押し下げる形となっております。

次に、ロシア漁船の入港規制による本市経済への影響と対応であります。ただいま申し上げましたとおり、小樽港へのロシアからの水産物輸入船の入港が著しく減少し、これに伴い、水産物輸入加工業者、船舶代理店、港湾荷役業者、冷蔵庫業者はもとより、飲食店や土産品販売などの観光関連業者など、さまざまな業種の地元企業に大きな影響が生じています。

市といたしましても、深刻な問題と受け止め、関係団体、業界、更には、稚内、根室など関係市とも緊密な連携を図りながら、事態の打開に向けて必要な取組を進めてまいりました。5月24日には、私と市議会議長、商工会議所会頭が水産庁を訪問し、水産庁長官に地域経済に配慮した対応について要請してまいりました。また、7月11日には、稚内市長、根室市長とともに、農林水産大臣と面会し、改めて地域経済の窮状を訴えるとともに、外国人漁業の規制に関する法律の適用の見直しなどについて要望してまいりました。このほか、北海道水産林務部が開催したロシア漁船による水産物輸入適正化に係る説明会には、港湾部職員と市内関係業界の代表が多数出席するなど、その都度、水産庁などに入港規制の見直しなどについて要望してまいりました。

水産庁は、ロシア政府からの密漁・密輸防止と、水産資源保護の協力要請を受け、基本的に、今後とも入港規制を継続していく考えであることから、市といたしましては、本市と同様の状況にあります稚内市や根室市などと連携を図りながら、今後とも、水産庁に対し、引き続き、法令の運用等について必要な要望を続けていくとともに、資源保護の観点から適正にロシア船入港が回復する方策について、関係団体、業界と連携を図りながら、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、中国定期コンテナ航路開設の経緯、経過についてであります。このたびの中国定期コンテナ航路の開設につきましては、ポートセールス活動を進める中で、神原汽船が日本海航路の拡張を検討しているとの情報を得て、平成12年1月、同社を訪問したことが始まりであります。

その際、中国と日本海諸港を結ぶコンテナ航路の寄港地として、小樽港についても選択肢の一つとして検討されているとお話をお聞きし、何とか念願のコンテナ航路を実現したいものと、それ以降、当該船社と頻繁に接触を図り、官民一体となって航路の誘致を進めてまいりました。その間、市と港湾業界による中国航路開設検討会議を設置し、航路の受入体制について検討を進めるとともに、平成12年10月には、市、商工会議所、港湾業界の代表者が中国各地を視察し、中国との貿易の可能性を探るなど、必要な取組を進めてまいりました。

こうした経緯を経て、本年7月2日、広島県にある神原汽船本社において、小樽港寄港についての覚書に調印し、今月17日の第1船寄港実現に至ったものであります。

次に、取扱貨物についてであります。現在までの集荷活動の中では、輸入品では石材、製材、生活雑貨、野菜、水産加工品など、輸出品では魚介類などの水産品、鉄などのスクラップ、木材などを想定しております。数量的なことにつきましては、今後の集荷活動にかかわっており、現時点で明確に申し上げることはできませんが、できるだけ多くの貨物を確保できるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、航路開設による経済効果並びに課題とその対策についてであります。経済効果につきましては、小樽港を拠点とする新たな物流が発生することにより、港湾荷役業者、運送業者、倉庫業者など港湾関係業者をはじめ、市内経済にも相当の波及効果があるものと考えておりますし、地域における中国ビジネスへの参入が促進されることも期待されます。また、当面の最も重要な課題は、航路の安定・確立に向けた集荷活動であります。このため、現在、運航船社並びに船舶代理店と緊密な連携の下に、航路の周知を図り、中国貿易関連企

業について情報収集を進めるとともに、積極的に企業訪問を行い、早期により多くの貨物を確保すべく鋭意取り組んでいるところであります。

今後とも、新たな貨物の開拓に努め、小樽港貿易振興協議会など関係団体とも一体となって、週1便運航から週2便体制への増便を目指して努力していきたいと考えております。

次に、小樽港の管理体制であります。まず、小樽港における近年の犯罪についてであります。小樽税関支署の話によりますと、密輸入や密輸出といったいわゆる関税法違反事件は、総体としては、残念ながら増加傾向にあるとのことであり、港湾を管理する者といえども、憂慮すべき状況にあると考えております。

これまでも申し上げておりますとおり、本港の構造上、ふ頭内への立入りを完全に規制するのが難しいという事情も背景にはありますが、近年、それらの犯罪も巧妙化しており、施設面の整備だけではなかなか解決できない状況にもあります。

しかしながら、市民の皆さんに安心して利用していただくためには治安の維持が不可欠でありますので、市といえども、今後とも、税関や警察など関係機関との協議を深め、それらの取締り等に対して積極的に協力することにより、ふ頭内の治安の改善に更に努めてまいりたいと考えております。

次に、この1年間の対策であります。ただいま申し上げましたとおり、昨年の初めから盗難車等の密輸出が相次いだため、その対策として、昨年の第4回定例会で関連予算の議決をいただき、勝納ふ頭と中央ふ頭にゲートとガードレールを増設いたしております。

また、今年の4月からは、既設のゲートを含め、基本的には夜の7時から翌朝の6時まで各ゲートを施錠するとともに、そのかぎの管理も厳正に行っており、税関等によりますと、車両の密輸出について言えば、今年に入ってまだ1件の摘発もないとのことありますので、この面につきましては、期待どおりの効果があったものと考えております。

次に、港湾の管理状況に関する市民への広報であります。市としての対応策やそこに至るまでの経過などを理解していただくためには、ご提言にありますような広報活動も大切なことと考えております。

残念ながら、現在でも密輸等の犯罪がなかなか減らない状況の中で、これまで港湾の管理に関する取組について積極的にお知らせはしておりませんが、今後はどのような方法でお知らせするのがよいか、税関等のご意見も伺いながら、検討してみたいと考えております。

次に、小樽港の第10次7か年計画であります。現在の第9次港湾整備7か年計画は、港湾整備緊急措置法に基づき、港湾整備事業の実施目標とその量を定めるもので、運輸大臣が作成し、閣議の決定を受けたものであります。

次の第10次港湾整備計画に関する国の方針では、公共事業硬直化の原因と指摘されてきた事業費総額の明示は原則しないとされており、こうした国の方針の変化による影響は現時点でははっきりしませんが、国土交通省が所管する10本の公共事業計画を一本化することにより、港湾につながる道路整備や港湾に隣接する河川整備など、各事業の横断的な連携が更に期待できると思われますので、整備計画の策定に当たりましては、今後とも国の動向を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽港の今後のビジョンであります。小樽港は道央圏の日本海側の物流拠点としての役割を担うべく港湾機能の充実を図り、サハリンとの日ロ定期航路や中国との定期コンテナ航路などの実現に努めてまいりました。

日本経済が低迷を続ける中で、これからの港湾には、地域の活性化を図る上でさまざまな取組が求められて

おり、港湾を核とした地域振興が従来にも増して必要になると認識しております。今後も、物流機能を十分発揮するため、対岸貿易の促進、国内フェリー機能の維持拡大、穀物基地機能の維持に努めるとともに、既存ふ頭の有効活用を図り、第3ふ頭周辺における国際観光交流特区構想や、ウォーターフロントを生かした親水空間の確保など、小樽港の物流拠点としての役割の充実はもちろんであります。港湾機能と親水機能の調和が図られた小樽港の発展に向け努力してまいりたいと考えております。

一方では、小樽港の今後の在り方として、石狩湾新港を含めた検討も必要であると考えており、改めて両港の今後の在り方について、関係者のご意見を踏まえ、早急に検討していかなければならないものと考えております。

次に、このたび提案いたしました国際観光交流特区についてであります。国からの説明によりますと、今回の提案受付は、あくまでも秋の臨時国会へ関連法案を提出するに当たっての参考とするものであると聞いております。したがって、私どもの提案も、目標年次や施設の整備計画など、具体的な内容につきましてはまだ未定であり、今後法律が整備され、改めて申請が求められた段階で、それらにつきましては慎重に検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本市経済の活性化につなげるため、関係機関の協力を得ながら、この構想の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、環境問題について何点かお尋ねがありましたが、初めに、小樽市の事務事業に係る温室効果ガスの排出の現状についてであります。基準年度である平成11年度二酸化炭素換算での排出量は約3万9,000トンであり、北海道の事務事業に係る排出量約29万トンと比較しても、温暖化に与える影響は少なくないものと認識しております。

本市の気候や地形の特性などから、エネルギー効率がよくないことがその原因と考えられますが、市民サービスを低下させることなく、省エネルギーや環境配慮に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成13年度の実行計画の進捗状況であります。温室効果ガス総排出量で3万5,892トンと、平成11年度比で8.8%削減され、平成17年度目標の2%以上削減を大きく上回っておりますが、今年の暖冬などの要因を考慮しますと、目標値の見直しまで至るものではないと判断しております。

各部の協力体制につきましては、職員の率先行動や実績報告が計画の趣旨に沿って実行されたものと認識しております。今後とも、職員周知のための情報提供に努め、策定会議幹事会を通じて率先行動の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、実行計画の結果の公表であります。第2回定例会厚生常任委員会でご報告をし、新聞報道されたところでありますが、市民への結果の公開と温暖化の啓発記事を、広報おたる9月15日号に掲載いたします。また、普及啓発手法としては、4月から配布しております環境家計簿小樽版に加えて、10月からは省エネナビという消費電力表示器のモニター募集のほか、市民ルール推進員会議の主催による講演会を開催するなど、さまざまな場面で温暖化対策の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、温暖化対策の研究や職員に対する広報及び啓発、研修についてであります。環境部では、実行計画策定会議事務局として、北海道や環境サポートセンターの指導を受けて、環境マネジメントシステムや国内外の温暖化対策についての検討を続けており、職員への広報・啓発については、省資源の観点から、主に庁内LANにより実施しております。また、研修についても、効果的なプログラムを選定して実施してまいりたいと考えております。

次に、環境マネジメントISO14001について、北海道では建設業の割合が高いことについてであります、近年、公共、民間を問わず、建設工事や事業の発注者が住民合意形成の過程で環境配慮を求める傾向が強いことから、企業の認証取得意欲が高まっているものと認識しております。

次に、ISO14001の認証取得に向けての取組であります、実行計画の中で環境マネジメントシステムを構築し、進行管理を進めております、ISOの準用を実施している後志支庁など、北海道の出先機関の取組を参考にして検討してまいりたいと考えております。

次に、中心市街地の住環境についてのご質問であります、初めに、中心市街地の人口等であります、平成7年3月末と平成14年3月末現在の住民基本台帳人口の比較では、人口は平成7年2万8,928人、平成14年2万5,771人、年齢別では、ゼロ歳から14歳が、平成7年3,013人、平成14年2,125人、15歳から64歳、平成7年1万9,186人、平成14年1万6,085人、65歳以上、平成7年6,729人、平成14年7,561人、世帯数、平成7年1万3,195世帯、平成14年1万3,144世帯となっております。

次に、町内会での新たな課題の把握についてであります、中心市街地を特定した把握はしていませんが、お話のとおり、近年、マンションなど高層集合住宅が建設され、独立性、機密性が高まり周囲との交流機会が少なくなったこと、更には、少子高齢化や核家族化の傾向が強まったことなどにより、隣同士や地域との連帯意識が以前より希薄になっているのではないかと考えております。また、これからは、地域において子どもをはぐくみ、高齢者を支えていくことも求められており、地域による助け合いや連帯意識がますます大切になると考えております。

次に、行政の支援についてであります、これまでも、いなきたコミュニティセンターの開放、町内会館の建設助成、街路灯の設置助成などを行ってきておりますし、また、最近、町内会役員が高齢化し、町内会活動が難しくなっているとお聞きしておりますので、次代を担うコミュニティリーダー養成のための研修会を開催するなど、若手指導者の育成に努めているところであります。今後とも、これらの課題を踏まえ、総連合町会や各町内会などと連携を深めながら、地域や町内会活動などについて積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、高層マンション火災の対策であります、はしご車に対応できる高さについては限界もありますことから、消防隊が使用する連結送水管などの設備が義務づけられ、消火活動を容易にしているものでありますし、また、消防隊は、事前にはしご車の停車位置、消防隊の侵入口などを把握し、それぞれのマンションの火災防御活動を定めた計画を作成しております。入居者に対する防火指導については、廊下や階段に支障となるものを置かないことや、初期消火訓練、避難訓練を積極的に行うよう指導しているところであります。

次に、分譲マンション問題についてであります、全国的に建物の老朽化の進行と大規模改修の立ち遅れ、所有者の高齢化、更には管理委託業者とのトラブルなど、大きな問題となってきております。本市では、これらの問題による相談等については今のところ受けておりませんが、平成13年にマンション管理の適正化の推進に関する法律も施行されていることから、これらの情報収集に努めるとともに、具体的な相談については、今後とも北海道と連携をとりながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 議長(松田日出男) 教育長。
- 教育長(石田昌敏) 高橋議員のご質問にお答えします。

まず、小中学校のＩＴ推進の整備状況などについてですが、中学校においては、昨年度にコンピュータを導入し、インターネットが可能な整備を行っており、主に社会科、技術・家庭科、総合的な学習の時間における調べ学習に活用しております。今後、小学校においても、各教科や総合的な学習の時間にコンピュータを導入した授業やインターネットの利用が必要になることから、整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、教員のコンピュータ活用の現状と教員のＩＴ研修についてですが、市内の中学校においては、コンピュータを操作できる教員の割合は、５月１日現在、昨年同期に比べ約10％増加し、68.7％となっております。また、指導できる教員の割合も12％増加し、32.6％となっておりますが、全国では41.5％、全道が42.9％となっており、授業でのより積極的な活用を図るよう指導に努めてまいります。小学校においては、操作できる教員の割合は53.0％にとどまっておりますことから、機器の整備と操作できる教員の割合を高めていくことが急務であります。研修については、この８月に管理職対象のＩＴセミナーを実施しておりますが、引き続き、教員を対象にした講習会を実施し、コンピュータの操作技術の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、環境教育についてですが、市内の小中学校では、従前より、特別活動などにおいて地域の環境保全に取り組むなど特色ある教育活動が定着してきたところであります。地球温暖化問題をはじめとして、環境問題を子どもたちに学習させることが大切なことであると認識しており、各学校におきましても、各教科をはじめ、あらゆる場面を想定し、計画的な取組を進める必要があります。現在、総合的な学習の時間においては、環境問題を自校のテーマとして取り上げている学校が市内で半数を超えており、子どもたちや教職員の関心の高さと深まりを感じております。

次に、たばこに対する教育内容についてですが、小中学校においては、保健の時間で扱われますが、薬物乱用防止の内容を含めて、喫煙問題について、小学校では５年、６年生で５時間、中学校では３年生で５時間、指導することとなっております。市内のすべての学校で学習されております。授業では、発育期には強い悪影響があらわれることなど、喫煙の健康に与える影響などを学習しますが、「どうして大人は健康に悪いのにたばこを吸うのだろうか」「こんなにたばこを深く考えたことがなかった」という感想が多いことから、今後とも、薬物乱用防止の内容を含め、健康とたばこに対する指導を一層充実してまいります。

次に、小中学校内の教員や関係者の喫煙状況についてですが、本年の調査によりますと、市費職員については、128名中43名が喫煙しており、喫煙率は34％となっております。喫煙場所については、指定している学校が42校中27校あり、主な喫煙場所としては、用務員室18校をはじめ、印刷、事務、休憩、会議、職員室及び校長室となっております。

なお、職員室での喫煙については、児童・生徒を含めた非喫煙者に配慮し、何らかの分煙対策をとっている状況にあります。教員については調査しておりませんので、詳細は把握しておりませんが、これまでも、校長会議などにおいて、校内では児童・生徒の健康に考慮して分煙対策などを指導しているところであります。

いずれにいたしましても、学校における教職員の喫煙状況の把握とその対策は必要なことと考えており、ご提案の調査を早急の実施してまいります。

次に、学校トイレのアンケート結果についてですが、小中学校とも、ご指摘のにおいの問題が約80％を占めております。その他、小学校では、汚いが67％、古いが32％、中学校では、汚いが72％となっております。この結果から、多くの子どもたちは、学校トイレに対し、臭い、汚いとの不満を抱いていると思われます。

また、学校トイレに望むこととして、小学校では、きれいなトイレが35％、におわないトイレが18％、中学校では、きれいなトイレが30％、におわないトイレが13％となっております。その他、小中学校とも、明るい

トイレ、広いトイレ、洋式トイレを多くして欲しいとの要望がなされており、これらの意見、要望に即した施設設備の改善が必要であると考えています。

次に、学校トイレにおける問題であります。学校は、児童・生徒にとって教育の場であるとともに、生活の場でもあり、特に学校トイレの改善は、子どもたちが心身とも快適に過ごすことができるようになることが必要であると考えております。今後の改善計画については、国において、トイレ等補助の基準が見直しされてきていること、また、現在の学校施設は老朽化や耐震化などの問題を抱えていることから、これらの改修・改築計画に合わせて学校トイレの整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校トイレとバリアフリーの考え方についてであります。障害を持つ児童・生徒の学習環境を改善することや地域コミュニティの拠点としての学校のかかわりなどから、学校トイレのバリアフリー対策は必要なものと認識しており、今後検討してまいります。

次に、食の問題についてであります。ご承知のように、学校給食は、子どもたちの心身の健全な発達や望ましい食習慣を形成する上で大きな役割を担っております。しかしながら、近年、ＢＳＥや生活習慣病の低年齢化などさまざまな問題が生じておりますことから、学校で安全で栄養バランスに配慮した給食の提供と食生活に対する指導を徹底することは必要不可欠であると考えます。

市教委としては、学校給食運営協議会や教職員、保護者の意見をじゅうぶん聞きながら、学校給食の一層の充実を図ってまいります。

次に、学校給食の安全性の確保についてであります。食材の選定に当たっては、無農薬や減農薬野菜、 unnecessaryな添加物の使用がされていない食品、遺伝子組換えのない国産品や道産品など、良質で安全な食品の使用に心がけております。また、学校給食衛生管理マニュアルに基づき、施設・設備の点検、食材の検収から保存食に至るまでの全工程において安全チェック体制をとっております。今後も、学校給食の安全衛生管理の徹底や強化に努めてまいります。

最後に、食中毒に関するマニュアルについてであります。平成12年3月に文部省や道の基準に基づき、当市の現状を踏まえ策定されたもので、このマニュアルに従い、共同調理場や単独校において食材や調理作業の安全衛生管理を行っております。また、日常的に食中毒が発生した場合を想定し、保健所、学校、教育委員会等、関係機関との連絡体制の確認や保護者への正確な情報提供の在り方を職員に指導するとともに、衛生管理マニュアルの周知・点検など、危機管理の徹底に努めております。

以上であります。

○議長（松田日出男） 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会とします。

散会 午後 6時09分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松田日出男

議 員 中 村 岩 雄

議 員 古 沢 勝 則

平成14年
小樽市議会 第3回定例会会議録 第3日目

平成14年9月17日

出席議員（34名）

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	15番	次木督雄
16番	久末恵子	17番	小林栄治
18番	八田昭二	20番	佐藤利次
21番	佐々木勝利	22番	渡部智
23番	武井義恵	24番	北野義紀
25番	西脇清	26番	高階孝次
27番	岡本一美	28番	吹田三則
29番	中畑恒雄	30番	松田日出男
31番	佐々木政美	32番	高橋克幸
33番	斉藤陽一良	34番	秋山京子
35番	佐野治男	36番	佐藤利幸

欠席議員（1名）

14番 新野紘巳

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	鈴木忠昭
企画部長	山岸康治	企画部参事	山田厚
財政部長	藤島豊	経済部長	木谷洋司
市民部長	池田克之	福祉部長	田中昭雄
保健所長	外岡立人	環境部長	山下勝広
土木部長	兵藤公雄	建築都市部長	仲谷正人
港湾部長	旭一夫		

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	菊讓
監査委員 事務局長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消防長	広田宰
社会教育部長	藤田喜勝
総務部総務課長	宮腰裕二

議事参与事務局職員

事務局長	厚谷富夫
庶務係長	三浦波人
調査係長	大門義雄
書記	丸田健太郎
書記	中崎岳史
書記	橋場敬浩

事務局次長	土屋彦
議事係長	大野肇
書記	渡辺美和
書記	牧野優子
書記	山田慶司

開議 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に松本光世議員、佐野治男議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題とし、9月13日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 22番、渡部智議員。

（22番 渡部 智議員登壇）（拍手）

○22番（渡部 智議員） 平成14年第3回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して、質問いたします。
まず、財政問題と平成13年度決算についてです。

市は、財政状況の厳しさとスリム化から、いち早く「行政改革実施計画」を策定し、一定の効果とともに、引き続き平成13年度以降も計画を改訂して取り組んでいます。また、財政の点検と今後の見込みから、平成14年2月に入って「小樽市財政健全化緊急対策会議」を立ち上げ、何回かの対策会議を経て、平成15年度に向けて実施するものの内容を検討、決定するということです。これらの対策と厳しさの反映から、広報おたる5月号では、「市の台所は火の車」と題して、市民に緊急特集として織り込んでいます。

先般、第3回定例会の初日において、市長から、平成13年度決算についての説明がありましたが、いずれも厳しい財政状況にあることは言うまでもなく、今後、どう市政執行していくのか、大きな不安と危ぐを抱くものです。

以前から、本市の財政は、歳入においては税収基盤がぜい弱で、一般財源である市税収入の割合が他都市に比べて低く、歳出においては義務的経費の割合が高いという、歳入・歳出両面における構造的な問題を抱え、また、総体的に見て、社会・経済状況に大きく左右されるという人口構成等、外的要因を含め、体力的に弱い構造にもあります。多様化する時代のニーズにこたえるため、生活産業基盤の整備や少子高齢化対策など、総合的な基盤確立に向けて、総合計画に掲げた諸施策を進めてきて今日にあります。とりわけ、経済の活力と振興、人口問題等に力を注いでおり、さらには、行財政改革の下に積極的に取り組んできましたが、いずれも構造的な問題が解決に至っておらず、むしろこれからにおいて、更に厳しさと難しい財政運営となることを実感として受け止めているところです。

何点かお聞きしますが、まず、平成13年度決算について、その特色と課題、また、市長自身、どのように受け止めておられるか。

二つに、財政健全化緊急対策会議では、対策会議を重ねて、平成15年度に向けて実施するものの内容決定とありますが、現状、どのような検討といつごろ内容決定を行うのか。

三つに、広報おたる5月号の市民の反応はどうであったのか。

四つに、本市の持つ構造的な問題解決にどう対応してこられたのか。反面、依然として解消されないその要因と課題はどこにあるのか。

最後に、厳しさの環境と反映から、平成15年度予算において、市が実行すべき事項と同時に、市民への負担という多様な施策展開が予測されますが、大事なことは、公平・公正と市民生活向上、産業基盤の確立等々を基本的に、いつ、いかなる場合においても、発展的要素での財政運営が必要であると考えます。厳しい状況の

中での財政運営について、どのようにお考えか、お聞かせください。

次は、総合計画についてです。

本市の将来計画像を掲げた21世紀プランは、新しい世紀とともに更に発展を期すことから、平成10年にスタートし、これまで2次の実施計画を組みながら着実に事業実施の推進を行い、また、平成14年度終了で10年計画の半分を迎えます。更に、平成15年には、第3次実施計画策定の年を迎えることとなります。一方で、計画推進に当たって、本市は財政的に厳しい状況にあり、その背景には、端的に言って、経済の長期低迷による経済活動の停滞、超高齢化と少子化、人口の構造的問題、国の財政事情等々があることから、計画による展開と推進は、今後において相当の困難が予測されるところです。

既に、市は、平成15年以降大幅な財源不足を提起しており、総合的なまちづくり計画は今後どのように推移していくのか、予測のつかないところであり、また先行きの不透明感と不安要素は、そうそうぬぐい去ることのできない社会・経済情勢にあります。

しかし、将来像として策定した計画は、市民生活にとって普遍であり、計画に沿って着実な実行から達成に向けなければなりませんし、そのための財源のねん出と確保とともに、今大事なことは、知恵と工夫を持っての対応が求められるところです。

何点かお聞きしますが、一つに、平成10年スタートからおおむね半分の5年が経過したわけですが、実施状況についてどう認識され、また、分析されておられるか。

二つに、実施計画で第2次まで積み上げてきておりますが、第3次は来年の策定となり、状況から見て非常に厳しいものと判断されますが、どのように見ておられるか。

三つに、計画策定当時から見て、状況、環境において相当の変化もあり、また、予測される情勢にもあります。5年経過に当たって、政策アセスの関連を含めて、見直し等の検討も必要かと考え、以前にも提起いたしましたが、市長はどのようにお考えか、再度お伺いいたします。

次は、環境基本計画と市の取組についてであります。

平成5年11月に環境基本法が制定され、地域の自然的・社会的条件に対応した環境保全措置を計画的に実施すべきというこの精神に基づき、たしか平成8年第2回定例会で質問し、また、委員会で引き続き質疑を行った経過にあります。

この時点でも、大気環境、水環境、土壌廃棄物、地球環境等々、環境の範囲が広く、どのように計画を組み立てていくのかの大きな課題、あるいは、市民生活にかかわるごみ問題の具体的計画の関係及び既に条例化されているものとの整合性の問題等々があったのは事実です。

その後、国は、平成9年12月からダイオキシン類の規制やごみ焼却施設の改善等の対策を進め、平成11年3月、ダイオキシン対策推進基本指針を策定し、この指針に基づき、平成14年までにダイオキシン類の排出量を平成9年に比べて約9割削減することを規定づけています。

また、平成12年12月には、平成6年12月に策定した環境基本計画の変更が行われています。これは、著しい公害を第1の環境の危機とするならば、現在、私たちは、社会の在り方そのものを変えない限り解決できない第2の環境の危機に直面していることから、「持続可能な社会」の構築に向けた環境政策の基本的な方向と取組の枠組みを明らかにしております。

こうした動きと変化の対応から、市は、行政と市民が協力し合って環境の理解度を高め、身近なところから実践を目指した「環境にやさしい小樽市民ルール」について策定し、とりわけごみの減量と地球温暖化対策を

懇話会を含めて進めています。

一定の経過から何点かお伺いしますが、平成8年当時から見て、策定できる状況にあると判断しており、改めて環境基本計画を策定すべきと思いますが、市長はどのように考えておられるか。また、環境問題は、重要事項の一つであり、環境政策の基本的方向と具体的施策及び取組についてお聞かせください。

次は、介護保険についてです。

平成12年4月からスタートした介護保険制度は、実施に当たって多くの課題と議論があったことから、その先行きに懸念を示しておりましたが、まずは順調に推移し、2年半を経過したところです。

これまでの間、市は、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を策定し、高齢者やその家族の生活支援と生活の質の向上を図るため、これらの計画に基づき、「健康・安心・連携」の理念の下に実現に向け、また、平成13年3月には意識調査の報告及びシルバー情報など、利用者の声及び制度のPRを行ってきました。

介護認定者数は、スタート時3,388人で、12年度利用者数は4月分で在宅1,238人、施設で1,425人であり、また、平成14年7月の認定者数は5,340人となり、6月の利用者数は在宅2,459人、施設1,666人という人数になり、認定者数は年間800人から1,000人の増となっているようです。

保険料は、ご承知のごとく、平成12年4月から9月までは無料、12年10月から13年9月までは半額、そして、13年10月からは、全額支払いとなり、小樽市の基準額は月額3,090円となっています。また、13年10月から低所得者に対する保険料の減免も行っており、この決算では409名が対象で約180万円となっています。更に、低所得者に対する利用者負担の減免として、当初から法施行時の訪問介護利用者は3%。13年1月から、社会福祉法人による減免として5%。14年6月、民間ヘルパー事業で同じく5%の負担となるよう軽減措置を行っています。

市が実施したアンケートとその報告によりますと、おおむね利用者への対応と理解が得られているものと思いますし、先日、京都での研修会に参加して、全国的な調査及び傾向と同じような感で見ているところです。

ただ、少数意見は大事にして、今後の運営と同時に、いつかの時期に範囲を広めて利用者の声を聞くことも大切であろうと思います。

実際の課題として、行政と民間事業の役割分担、自治体の基盤整備の課題、介護予防と生活支援事業の重要性、更に介護の総費用の増大と将来の財源の在り方等、まだまだ多くの課題や問題があるところですが、限られた時間でことから、当面する事項について市長にお伺いいたします。

一つ、アンケート調査結果から満足度は高い比率となっていますが、行き届いた事業という観点から、更に政策的に充実、拡充に向けての施策の展開が必要と考えますが、いかがでしょうか。

二つに、冒頭、認定者数について触れましたが、2年で約2,000人増となっていることから、必然的に、基盤整備として、とりわけ特別養護老人ホーム等の施設が必要となりますが、現状、待機者も相当数おられることから、どのように対応されるのか。また、並行して、介護予防、生活支援事業の重要性もあり、「要介護状態にしない、させない」ということから、更に積極的な取組が必要と思いますが、いかがでしょうか。

三つに、事業実施から3年後に保険料を見直すということですが、本市はどこまで検討が進んでいるのか、また、いつごろ明らかになるのかについてもお聞かせください。

次は、商業振興策の対応と街なか活性化計画についてです。

平成8年3月に策定された小樽市商業振興策は、大型店の進出に合わせた既存商店街に対する振興策を至急に取りまとめたものであり、その背景として、特にマイカルの進出にあり、平成7年10月に3条申請し、翌年

9月決定及び平成11年3月開業と同時に共存共栄の対策と対応にあったと私は思っております。

策定では、短期施策で、ハード・ソフト事業は行政14事業、民間21事業、中長期政策では、行政7事業、民間同じく7事業となっており、当時、活力と振興の上に立って議論を行ってきました。また、既に商店街からの要望もあったことから、この振興策以前の平成7年あたりから、できるところは手をかけていき、平成8年の議論を含めながら、実質的には平成9年度から事業を展開しております。

この振興策は、やがては国の中心市街地活性化法により、平成11年8月策定の小樽市街なか活性化計画に引き継がれていくわけですが、また、この計画を受けて、TMO構想が平成13年8月に小樽商工会議所が策定し、市は、同年9月、同構想を認定しており、商工会議所は企画調整のTMOとなっています。

これら、経過に照らして何点かお伺いするところですが、まず、平成8年3月に策定された小樽市商業振興策に掲げた各種事業の達成状況はどのようになっていたのか、また、総括的にどう見ておられたのか、お聞かせください。

中心市街地活性化法の背景には、大型店対応や建築基準緩和及び建設省が主導で進めてきた「シェイプアップマイタウン計画」が、総合的なまちづくり政策としての新たな法律であると思います。こうした流れとして、振興策は、その多くが街なか活性化計画に引き継がれたわけですが、その際の整理と区分がいま一つ不明確であったように思います。

とりわけ、共存共栄の反映か、新たな事業展開から総合的理解の下にまちづくり推進なのか、お聞かせください。

また、活性化法は、総合的なまちづくりという観点にあり、引き継がれた各種施策と新たな事業推進に当たって、じゅうぶんなる連携の下に対応できる体制になっているのかどうか。更に、街なか活性化計画のエリアを210ヘクタールに設定しておりますが、活力とにぎわい、また、環境整備等の事業推進の方向性はしっかりとプログラムされているのかどうか。当面、駅前通線の拡幅事業も、平成15年度完成の予定であり、駅前通線に連動する路線の快適と回遊性、また、ブロックごとの循環的な回遊性等から、それに伴う環境及び整備が急がれるところですが、その一つとして、駅前通線の拡幅に伴う次の事業展開についてお聞かせください。

次は、観光基本計画についてであります。

近年の生活水準の向上や、自由時間の増大等により、人々の価値観は多様化、高度化しており、観光に求めるニーズにも変化が見られつつあります。こうした変化を背景として、日常生活では触れることのできない潤いや心の豊かさが求められている傾向にあります。更に、観光振興は、経済効果のみならず、交流によるにぎわいの創出、都市のイメージアップ等、さまざまな社会的効果が期待できるなど、また、まちの活性化を図る上でも重要なものとなっています。このように、観光を取り巻く環境は変化しており、これらに対応した諸施策を図ることが、従前にも増して必要なことと思います。

本市の観光状況は、平成11年度は、過去最高の973万人を記録し、12年859万人、13年は893万人の入込客であり、また、宿泊者は3年間ベースで78万人となっています。更に、12年調査の小樽経済にもたらす効果については、観光客の消費額は1,351億円で、経済波及効果は実に3,046億円になっております。また、これらの背景として、本市には、美しい自然と、豊かな歴史、文化にはぐくまれた財産が小樽観光の振興に大きく寄与しており、更に、市長の観光に注ぐ情熱も大きな役割を果たしているものと思います。

昨年4月には、機構改革から観光振興室を設置し、更なる振興に目を向け、より積極的に施策の展開を進めてきているところです。更に、小樽観光について、政策的に熟度を高め、諸施策を総合的、体系的にまとめ、

次への振興と発展を図ることから、観光基本計画の策定が必要と考えています。

これまで、基本計画策定の質問では、総合計画に盛り込まれた諸施策を基本として推進していく旨の答弁であったと思いますが、小樽観光の位置づけと更なる飛躍と発展を目指す上で、計画策定を要望するものですが、いかがでしょうか。

もう一つは、観光という観光客にとらわれ基本的な一つが忘れがちなものの中に、市民対応と対象をしっかりと位置づけることも必要です。

市民がこぞって参加できる仕組みを考え、そこに観光客が参加するといった施策も大事であろうと思います。市民が共鳴して参加することは、もちろん観光客に喜ばれることとなり、そこで人的交流やホスピタリティも生まれてきます。

また、子どもたちとの関係では、小樽の豊かな歴史を知り、歴史に戻った体験等を通じ、それこそ知恵と工夫を凝らした事業から文化をはぐくみ、同時に、研修、体験クラフト、実践といった、幅広く、かつ市民と観光客とともに歌うことができるよう考えていってよいのではと思いますが、いかがでしょうか。市長のご所見をお聞かせください。

最後は、港湾政策と施策の対応についてであります。

小樽港は、波乱と変化に富み、これからの先行きはどうなるのか期待と不安が交錯しています。長年の懸案であった対岸貿易のロシア航路に続いて、悲願とも言うべき中国コンテナ定期航路の開設がこの9月17日に実現しようとしており、喜ばしい限りであります。

一方、海運の規制緩和も伴って、船会社の経営方針上、新たな戦略から小樽・敦賀間のフェリーが苫小牧港に航路変更され、更には、日本の輸入規制によるカニは大きな影響をもたらし、いずれも現状並びに今後に大きな課題と不安をもたらしています。

国の港湾政策について若干触れてみますと、国土交通省は、第10次港湾整備7カ年計画を策定するために、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築など、実現する港湾政策について交通政策審議会港湾分科会で審議し、年内に答申をまとめることとしています。

その中で、スーパー中枢港湾の構想が浮上しており、また経済特区構想とも絡んで、今後の港湾整備計画の柱になるようです。

また、何回か質問してきました港湾の規制緩和は、残された地方港における「需給調整規制の撤廃」ありきで本格的な審議を行うところまで来ています。

循環型社会構築の一環として、資源の再利用、再使用を進めるため、「静脈物流システム」の構築が課題となっています。

国土交通省は、総合静脈物流拠点港、リサイクルポートの第1次指定港として、5月30日、道内では室蘭、苫小牧港、また東京、神戸、北九州を指定しております。ごく一部の政策ですが、港湾のみならず、国際競争力の強化、グローバル経済体制に適應するためと称する「市場原理」「自由化」「規制緩和」の名の下に、中小零細事業者や、労働者に大きな犠牲をもたらしている現実にあり、原理による競争激化は多方面にわたって影響をもたらしており、まずありきではなく、あるべき国の社会的責任を明確にして実施すべきであり、こうした動勢や政策について市長はどう認識されておられるか、まずお聞きいたします。

以下、順を追って質問していきますが、まず、雇用・能力開発機構廃止問題です。

特殊法人の見直しの一環として、雇用・能力開発機構の廃止が決まりました。これに伴い、関係する施設は

地方自治体に低価格で売却するということであり、現状、本市においては、港湾労働者福祉センターや雇用促進住宅、勤労青少年体育センターなどがあります。既に、勤労青少年体育センターについては、買収済みであるとのことですが、とりわけ港湾労働者の福利厚生施設の建設、管理運営は、港湾整備を行う港湾管理者の責任ですが、その財政措置は、国が責任を持つべきと考えます。特に、港湾も24時間 365日フルオープン時代に入っており、ますます福利厚生施設が重要になります。

先般、6月21日に、国土交通省、厚生労働省と交渉を行い、港湾管理者に買い取らせたとしても、維持費を含めて国が責任を持つべきと追求しており、引き続き交渉の確認を行っています。

現状、国が財政措置を行うことを明確にさせ、具体的費用を予算化しなければ、結果として福利厚生施設が維持できないものと思われます。能力開発機構は、小樽市に対して説明に来ていると思いますが、その経過とそれぞれの施設について、市長のお考えをお聞かせください。

次は、港湾労働者の雇用確保についてですが、港湾管理者は、港湾機能と港湾産業の発展を期して、あらゆる角度から検討の上、10年スパンの港湾計画を策定し、また、都度の整備計画に基づき、ハード・ソフト面で拡充を図り、今日に至っております。

これらの計画は、港湾整備とともに、港湾運送事業、労働を含めた体制も十分に加味した中での策定であり、当然、港湾管理者は、港湾運営においてその責任を果たすという任務が伴うものと考えます。

港湾政策で若干述べてみたわけですが、今、国の推し進める政策は、地方港がひとしく均等した発展ではなく、競争原理と拠点港化に拍車をかける一方です。

こうした状況で、生産企業の統廃合及び撤退の問題とともに、追い打ちをかける地方港の規制緩和は、港湾秩序の崩壊であり、真に港湾運送事業並びに港湾労働の正念場の大きな課題と言えます。

とりわけ、港湾労働者の雇用は、深刻な問題として提起されるところです。港湾労働者の雇用問題の認識に立って、雇用保障の求めに市長の基本的見解と対応について伺いいたします。

次に、中国定期コンテナ船の就航についてです。

現在、道内における外貿コンテナ船の就航は、石狩湾新港で2船社、週2便、苫小牧港6船社、週6便、室蘭港1船社、週2便、8月31日就航した釧路港は1船社、週1便、そして、この9月17日、小樽港で1船社、週1便となっています。

90年代に急速に進んだ日本における国際海上コンテナ取扱量の全国化、地方港化は、90年24港、99年52港、現状58港となっています。日本には、指定港96港及び非指定港があり、2000年の指定港、非指定港合わせて全国コンテナ取扱量は、約1,200万TEUで、東京が296万TEU、横浜港は240万TEUで、5万TEU未満は47港もあります。

これだけの貨物が分散すれば、1個当たりの取扱コストは高くなるばかりか、ターミナル建設費用の回収もできなくなるのは当然で、国の港湾政策そのものに問題があるところです。しかし、物流の流れや国のランクづけ、また各港湾の活力と政策から、ポートセールス、港湾サービスを含めて、躍起の状態であり、競合の激しさがうかがえる港湾動勢にあります。

当面して各港共通した課題と必要事項は、一つに、何よりも集荷であり、集荷により増便が左右されることにより、安定的な集荷体制から増量に向けた対策が必要です。

二つに、最低限の施設整備です。多い少ないは別にして、外貿コンテナを扱うとなれば、「国際コンテナ港」と呼称され、他港と比較並びに競合となることから、他港にそん色のない体制が必要です。

三つに、誘致活動と他港間競争から原価コストを含めて、港湾サービスをどう考えていくかです。更に、港湾荷役とスムーズな輸送であり、トータル的な物流効率化が求められるところです。

大枠、こうしたことが必要であり、どう定着し、増便体制に向けての努力と同時に、コンテナ船以外の船舶誘致に引き続きポートセールスを徹底し、小樽港の取扱貨物の増に向けての対策が必要であります。それぞれどうお考えか、お聞かせください。

最後に、港湾計画と港湾整備計画について伺います。

港湾計画は、平成9年から17年度までのおおむね平成10年代後半を目途に改訂され、一方、第9次港湾整備7カ年計画は平成14年度で終了し、現状、15年から、継続を含め、新たな港湾整備の策定年度となります。

まず、平成14年度までの港湾計画の進ちょく状況はどのようになっているのか、また、計画で盛り込んだ各整備等の達成について、どう見ておられるのか。

次に、第9次7カ年整備計画に掲げた事業の進ちょく状況と、更に、次の第10次の整備計画の策定について、現状、どのように検討し考えておられるか、お聞かせください。

国の公共事業に対する考え及び港湾におけるランクづけほか種々の課題があり、更に規制緩和、物流効率化の推進等が相まって地方港は厳しい現実を迎えております。

小樽港の存在の確保と振興に当たって、更なる調査、研究及びポートセールス等、重要な課題がありますが、今後、小樽港として機能を果たすべく方向について具体的かつ明らかにしながら対策を講ずることが重要と思います。

いかがお考えか、その対策をお聞かせください。

以上、再質問を留保して、終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) 渡部議員のご質問にお答えいたします。

財政問題について、幾つかお尋ねがありました。

まず、平成13年度決算の特色についてであります。いわゆるバブル崩壊後の景気低迷の中で、微増あるいは横ばい状態が続いていた市税収入が、市民税を中心に大きく減少に転じ、また、消費低迷の影響で地方消費税交付金も減少するなど、年々増加を続けてきました一般財源が前年度に比べ約6億円の減少、財政調整基金からの繰入金を検討しますと、約12億6,000万円もの減少となりました。

一方、歳出では、扶助費などの義務的経費や繰出金が増加したため、実質単年度収支で約3億1,800万円の赤字となり、減債基金も約15億8,000万円取り崩す結果となりました。

次に、課題についてであります。経常収支比率が非常に高いなど財政が弾力性を失っている状況では、一般財源減少の影響を受けやすいため、経常経費をいかに削減していくかが大きな課題であると考えております。

次に、決算の結果をどう受け止めているかというお尋ねですが、まず、経常収支比率についてであります。平成13年度は99.8%となり、財政の硬直化が更に進み、早急な対策が必要と考えております。経常収支比率は、80%以下が理想とされておりますが、「財政健全化計画」では、当面90%以下を目標に掲げており、組織のスリム化、給与・手当の見直し、民間委託の推進など行財政改革の取組を強め、人件費をはじめとする行政コス

トの徹底した削減に努めてまいりたいと考えております。また、財政調整基金や減債基金も底をついてきており、今後は、歳入に見合った事務事業の選択をいかに行っていくかも大きな課題であります。そのため、本年2月に「財政健全化緊急対策会議」を立ち上げ、事務事業の徹底した見直しに全庁的に取り組んでおります。

次に、財政健全化緊急対策会議の検討状況についてであります。本年2月に同会議を設置した後、平成15年度予算編成に向けて事務事業の見直しの基本的な考え方や方法を示し、現在、各部におきましては、例外を設けず、すべての事業の点検に取り組んでいるところであります。その結果を踏まえ、更に緊急対策会議で政策的な検討も加えて、平成15年度予算編成作業に入る前までには方向性や内容についてまとめていきたいと考えております。

次に、広報おたる5月号に掲載しました本市の財政状況についての緊急特集に対する反応であります。今回の特集では、まだ、具体的な施策の見直し内容や対策については掲載しておりませんので、市民の皆さんからの反響は少数にとどまっておりますが、「まち育て出前講座」の財政状況に対する申込みや、「市長への手紙」などで財政状況に対する問合せもありますので、市民の皆様の間にも市の財政状況への関心が徐々に高まってきているものと感じております。

次に、本市の持つ財政構造的な問題解決への対応であります。本市の場合、歳出の経常的経費の割合が非常に高いことから、平成9年度から平成12年度までの行政改革実施計画期間で63項目の改革を実施し、人件費を中心として約61億円の財政効果を達成し、同計画第2次改訂の初年度となる平成13年度には34項目、約6億5,000万円の実績を上げております。

しかしながら、景気の低迷は深刻であり、市税収入や地方交付税の減少に加え、雇用情勢の悪化や高齢化の進展による扶助費の増加が、ぜい弱な本市の財政基盤を更に厳しいものとしている要因であると考えております。今後、少子高齢化の進展は避けられず、景気の回復にも時間がかかるものと思われるので、増加を続ける扶助費にどう歯止めをかけていけるのかが大きな課題であると考えております。

もう一つの構造的な問題に、税基盤のぜい弱さがあります。税収は、景気動向に大きく左右されますので、国の経済政策に期待するところが大きいわけではありますが、市として地元経済の活性化にこういった有効な手だてができるかが大きな課題であると考えております。

次に、平成15年度の財政運営であります。市の歳入の根幹であります市税収入と地方交付税につきまして、今年度以上に厳しい状況になると思われますことから、現在進めております財政健全化の取組を実効あるものとなるよう、まず、組織のスリム化、給与・手当の適正化、事務の合理化を積極的に行うとともに、事業の見直しを徹底し、市民のご理解とご協力の下で行政サービスに対する適正な負担をいただくことも必要と考えております。

現在、緊急対策会議で取り組んでおります事務事業の見直しの結果を、できるものから平成15年度予算に反映させていきたいと考えております。

なお、市財政の根本的な健全化には、財源の根幹であります税基盤を確立していくことが重要なこととなります。市税収入を確保していくためには、地域経済が活性化されることにより、雇用が創出され、設備投資も増加するなど、結果として消費が拡大していくことが必要です。市の単独の施策で目に見える効果を上げていくことは大変困難な問題ではありますが、従前からも取り組んでおります地場産業の振興や商業振興策、更には観光振興策、若年者定住対策や住みよい環境づくりの施策など、きめ細かい取組を行うことにより、地域経済の活性化へつなげていきたいと考えております。

次に、総合計画について何点か質問がありました。

初めに、総合計画の実施状況についてであります。近年の地方自治を取り巻く環境の急速な変化の中で、事業の実施に当たりましては、その事業の緊急性や事業効果をじゅうぶん勘案し、弾力的に対応してまいりました。

結果として、実施計画に盛り込まれながら、先送りした事業や、第2次実施計画策定の際の事務事業評価により廃止や縮小した事業もあります。

また、21世紀プラン前半の計画につきましても、事業費ベースでは、平成10年度から平成15年度までの計画に対して、平成14年度予算までの実績を見ますと、施策の大綱の五つのプランの進捗率は81%となっており、おおむね着実に進められているものと考えております。

次に、第3次実施計画策定であります。我が国の社会経済情勢の急激な変化や国の財政事情の中で、本市の状況は、計画策定時に比べ、人口の減少、少子高齢化が一層進み、また、極めて厳しい財政環境にあります。

したがって、事業の選択に当たりましては、市民の視点に立ち、その緊急性や必要性等の観点から優先順位をつけるなど、創意工夫が必要になるものと考えております。

次に、政策アセスを含めた見直しの提言についてであります。平成12年度には、「効果効率の薄い事業を継続的に見直し、行財政運営の健全化を図る」ことを目的に、事務事業評価を試行したところでありますが、本年度には計画が中間点を迎えることから、現状の計画について、行政評価などの手法を導入しながら点検を行う必要があると考えており、これらを踏まえて第3次実施計画の策定に反映させていきたいと考えております。

次に、環境基本計画の策定であります。本市におきましては、市民、事業者、行政の環境パートナーシップの確立を目指して、地球温暖化対策とごみの減量をテーマに、平成12年度から市民参加のルールづくりとして進めてきた「環境にやさしい市民ルール推進員会議」において、環境政策への市民意見の反映を図っているところであります。その中で、市民の皆さんが求めているのは、難しい理念や理論よりも、まず、環境保全のために市民一人一人が今何をなすべきかという「行動計画」であります。また、政府が平成12年12月に策定した新環境基本計画においても、持続可能な社会を目指して、理念から実行への展開と、計画の実行性の確保が強く求められております。

このようなことから、本市では、市民ルールの延長線上に、本年度、国で策定される「京都議定書目標達成計画」や「循環型社会形成推進基本計画」を踏まえて、環境保全に向けた「市民行動計画」を環境基本計画に先駆けて策定してまいりたいと考えております。

次に、環境政策の基本的方向であります。第1にあらゆる場面における環境配慮、第2に規制や環境学習などのさまざまな政策手段の組合せ、第3に市民・事業者・行政の協働であります。また、市の具体的施策としては、地球温暖化や廃棄物問題のような市民の日常生活に起因する課題を、市民参加で解決する取組を更に推進してまいりたいと考えております。

次に、介護保険について何点かお尋ねがありました。

初めに、介護保険制度の充実、拡充に向けた施策の展開についてであります。介護保険が施行され2年5か月を経過し、本市におきましても、サービス利用者、サービス利用量ともに増加傾向にあり、制度が定着しつつあると受け止めております。

しかしながら、核家族化の進行や介護の長期化などを背景に、介護サービスのニーズは一層高まっていくも

のと予想されますので、今後とも、現在策定作業を進めております高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の中で検討し、必要なサービスの充実、拡充に努めていく必要があると考えております。

次に、特別養護老人ホームなどの基盤整備についてであります。制度当初と比較して要介護認定者数は約6割増加しており、在宅サービス利用者で約2倍、施設サービス利用者で約2割ほど増加しております。このような介護サービスの利用実績等を踏まえ、特別養護老人ホームの待機者数のほか、今後、在宅サービスや施設サービスの必要量等を総合的に勘案し、特別養護老人ホームを含めた施設整備等について、次期高齢者保健福祉計画の中でじゅうぶん検討してまいりたいと考えております。

次に、介護予防・生活支援事業についてであります。介護予防・生活支援事業は、介護保険制度の円滑な運営の観点からも大変重要であると考えております。市といたしましても、このような重要性を踏まえ、保健、医療、福祉が連携の下で、健康相談や訪問指導、給食サービスや軽度生活援助サービス等を実施してきましたが、平成14年度には、転倒骨折予防教室や家族介護教室を新たに実施したところであります。厳しい財政状況ではありますが、今後とも、高齢者が要介護状態になることなく、自立して健やかな在宅生活が送られるよう、必要性や緊急性とを勘案しながら、各種支援やサービスの提供に取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、介護保険料であります。現在、保険料改定の基となる介護保険対象サービスの現状、サービス見込み量確保のための方策などの検討作業を進めております。

また、平成15年度からの次期保険料であります。保険料が明らかになるのは、新たな介護報酬との関連から本年12月ころになるものと考えております。

なお、現時点での保険料の水準については、今議会中にお示しできるものと考えております。

次に、商業振興策の対応と、街なか活性化策について何点かお尋ねがありました。

まず、商業振興策に掲げた各種事業の達成状況であります。この振興策は、ソフト・ハード事業合わせて49項目が挙げられており、その達成率を数字等でお示しすることは困難であります。行政、民間の緊密な連携、協力の下、それぞれが事業主体となり、各種事業の実現に向けて可能なものから取り組んできております。

これまで短期的に取り組むハード事業として、都通り商店街のロードヒーティング敷設や、花園北門商店街、入船銀座商店街等の街路灯設置などの商店街環境整備事業を行ってきておりますほか、既存商店街や市場の活性化策として平成9年度から事業化した商店街空き店舗対策支援事業において、これまでに20件の支援を行ってきております。そのほか、既存商店街や市場の活性化に向けた支援といたしましては、商店街活性化支援事業、商店街等活性化アドバイザー派遣事業、商店街夜のにぎわいづくり支援事業、いきいき市場づくり推進事業など積極的な支援を展開し、本市商業全体の底上げを図っているところであります。

次に、商業振興策を総括的にどう見ているかであります。振興策として掲げた事業の中で、短期的な事業については、相当部分が達成又は着手している状況にあり、一定の成果はあったものと考えております。しかし、時間の経過とともに見直しが必要となる事業もあろうかと思っておりますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、商業振興策と街なか活性化計画とのかかわりであります。商業振興策は、大型店の進出等により経営環境が厳しい状況にある既存商店街の機能を強化することや、まちづくりの観点から集客のための魅力を高めることによって、地域の活性化と振興を図ることを目的に策定されたものであり、マイカル進出による既存商店街との均衡ある発展にも配慮したものであります。したがって、商業振興策に盛り込まれた既存商店

街の振興強化策と、まちづくりの振興策ともに、かなりの部分が街なか活性化計画に盛り込まれております。

次に、中心市街地の事業推進体制であります。主にソフト面の商業振興事業やハード面での市街地の整備改善事業などから成る「街なか活性化計画」を中心市街地活性化法に基づき平成11年8月に策定し、中心市街地の活性化に向けて、各種施策を鋭意展開しているところであります。この計画の推進体制は、市街地活性化対策室が総括的な窓口となり、各個別事業を担当する庁内関係部局や、中心市街地における商店街のコーディネーター役を務めるＴＭＯなどの関係団体、更に、市民が参加する街なか活性化計画推進協議会などと連携を図り、計画の推進に努めているところであります。

次に、中心市街地の活性化における事業推進の方向性であります。本市の中心市街地の活性化に向けて策定された街なか活性化計画は、「にぎわいのある交流空間の創出」や「活力ある経済活動の促進」などを基本方針として、「求心性、中心性を高める都市基盤整備の促進」や、「親しみと魅力にあふれる商業機能の強化」などを目標に各事業が体系づけられております。また、これらの事業の推進に当たっては、各事業ごとに実施時期が設定されており、事業の進ちょく状況を検証しながら着実に進めていくとともに、地区全体の活性化に向けて、今後、施策の検討を行ってまいります。

次に、中央通の拡幅事業以降の中心市街地活性化に向けた事業展開であります。中央通の拡幅事業は、中心市街地活性化の核的事業と位置づけ、街路空間の快適性と回遊性を高める整備を進めておりますが、今後は、ハード面では、中央通と連動する歩道の整備や都市環境の整備を進めるとともに、ソフト面では、ＴＭＯとの連携を深め、ＴＭＯ構想に掲げられている観光客集客事業や、商店街夜のにぎわいづくり事業などの地域の独自性を考慮した事業展開を図り、中心市街地の面的な活性化を図ってまいります。

次に、観光振興について何点かお尋ねがありました。

まず、観光基本計画の策定であります。現在では年間900万人に及ぶ観光客が訪れる観光都市となり、今や観光は小樽の基幹的産業にまで成長し、これからの小樽のまちづくりを進める上でも観光振興は重要な要素であると思っております。その意味からも、観光交流の拡大は、地域の活力につながる重要な柱と位置づけ、近年の旅行形態やニーズの変化に対応した長期的な展望に立った観光施策を着実に進める必要があると考えております。例えば、滞在型観光を目指す本市といたしましては、宿泊客を100万人に到達させるために、目標年次を定めて施策を展開するなど、より具体的な観光振興施策を、市民と企業と行政が一体となって知恵を出し合い、協力して進めていくことが重要であると考えております。

こうした観点を踏まえ、本市の中長期的な観光の在り方を示す指針として観光基本計画の策定は必要なことと考えており、今後、官民一体となって取り組む体制づくりなどの諸準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、市民が中心となった市民参加型事業への取組であります。本市では、これまで、市民の方々が主体となった数多くのイベントが開催されてきております。その中でも、小樽雪あかりの路は、まさに、市民が共鳴してイベントに参加する傾向が全市的に見られ、なおかつ、観光客にも本市の新たな冬の魅力として認められつつあります。

市といたしましては、今後とも、このような市民、観光客がともに楽しみ交流を深められる事業に対して、市民との連携を図りながら支援してまいりたいと考えております。

また、先日、手宮線を会場として、市民の創意工夫によるイベントが開催され、また、去る14日には天狗山から小樽の夜景を楽しむ会が開催されましたが、いずれも大勢の子どもたちや市民がカンテラの製作体験など

を楽しんでおりました。こうした魅力的な観光資源を活用した特色ある事業を通して、観光客のみならず、子どもたちも含めた市民の皆さんが本市の豊かな歴史や文化を体験できるよう、今後とも市民と行政が知恵を出し合い各種事業を展開してまいりたいと考えております。

次に、港湾問題について何点かお尋ねがありました。

まず、港湾動勢や政策についての認識であります。近年、アジア地域内において港湾間の競争が激しさを増す中で、日本の港湾は相対的に国際競争力が低下していると言われております。このようなことから、国においては、国際競争力の強化と国民生活の質の向上に資する海上物流サービスを確保するため、港湾運送事業法の改正などによる規制緩和を進めるとともに、いわゆるリサイクルポートを指定し、さらにはスーパー中枢港湾の指定を予定するなど、拠点港化を進めております。

こうした情勢により、地方港にとってはますます厳しい状況になると思われまますので、今後、産業経済活動など地域の活力を支え、個性ある「みなとまちづくり」に資するなど、より一層、利用しやすい港湾を目指していくことが必要であると認識しております。

次に、旧雇用促進事業団が保有する施設であります。ご質問にありました3つの施設については、雇用・能力開発機構からは、雇用・能力開発機構法に基づき、いずれも有償で市に譲渡する意向が示されております。市といたしましては、港湾労働者福祉センターにつきましては、港湾労働者にとって貴重な福利厚生施設として認識はしておりますが、会議室などの利用者数が年々減少していることや、譲渡後の維持管理費の負担などを考えると、現時点では譲渡を受けることは難しいものと考えております。雇用促進住宅については、銭函80戸、潮見が丘120戸、桂岡80戸の合計280戸の住宅がありますが、いずれも譲渡代金及び維持管理費が多額になることから、現時点では譲渡を受けることは難しいものと考えております。

次に、港湾労働者の雇用問題であります。近年の物流の効率化の流れの中で、港湾労働者を取り巻く環境にも大きな変化が生じてきていると認識いたしております。本市におきましても、さまざまな要因により、港湾関係業界は大変厳しい経営環境にあり、今後、労働者の雇用問題につながることも懸念されますが、いずれにいたしましても、港湾労働者の雇用の安定を図るためには、港湾活動の活性化が必要であります。

市といたしましても、ロシアや中国との定期航路の維持、拡大に努めるほか、構造改革特区の指定による港湾業界への新たな産業への参入なども提案しておりますが、あわせて、経済界をはじめ関係業界の皆様との議論を深めながら、小樽港の一層の利用促進を図られるよう更に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽港の取扱貨物の増加対策であります。中国定期コンテナ航路につきましては、今週の第1船入港に合わせて必要な施設整備を行い、受入れ体制を整えたところでありますが、航路の定着を図るためには、安定的な貨物の確保が最も重要なことであります。市といたしましては、現在、運航船社並びに船舶代理店と緊密な連携の下に、精力的に集荷活動を進めておりますが、早期により多くの貨物を確保することにより、週1便から2便体制への増便にもつなげていきたいと考えております。

一方、コンテナ航路以外につきましては、新日本海フェリー新潟便、舞鶴便の将来にわたる航路の維持、発展を図るため、より一層の集荷対策が必要であります。また、日ロフェリー定期航路につきましては、長期的な視点で発展を図っていかなければならないものと考えており、その他の船舶につきましても、既存貨物の確保に努めるとともに、新たな貨物の開拓に向けて、今後とも、小樽港貿易振興協議会など関係団体とも一体となって引き続き集荷活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、港湾計画の進ちょく状況であります。従来からの継続分も含めますと、総事業費487億円に対し、

実施済み事業費が185億円で進ちょく率は約38%となっており、中央地区再開発や臨港道路など港湾機能の整備と合わせまして、築港臨海公園など親水機能の整備などにも取り組んできたものであり、厳しい財政状況の中で物流機能の強化や親水性に富む憩いの場を求める市民に要望にこたえてきたものであります。

次に、第9次7カ年計画の進ちょく状況であります。当初計画の事業費218億円に対し、平成14年度までに実施する事業費は235億円であり、このうち中央地区再開発1期計画や、運河泊地護岸、勝納築港線などの臨港道路、手宮・北浜岸壁、築港臨海公園、港町公共上屋などの整備が完了し、小樽港縦貫線などは次の第10次計画でも引き続き整備を行ってまいりたいと考えております。

また、次の第10次整備計画につきましては、国土交通省が所管する10本の公共事業計画を一本化するとの方針が示されておりますので、今後は、公共事業の横断的な連携や重点化、集中化が更に期待できるものと思われますことから、整備計画策定に当たりましては、今後とも国の動向を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽港の今後の振興策であります。今日、港湾の分野におきましては、拠点港化の流れや規制緩和が進展する中で、港湾間の競争が激化するなど、小樽港をはじめ、地方港を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。こうした中で、新たな時代を見据え、今後の小樽港の振興について一定の方向づけを行うことは喫緊の課題であります。

今後の振興方策につきましては、物流動向の把握に努めるとともに、国の港湾政策なども踏まえ、関係各界のご意見をお聞きしながら、新たな検討を進めていきたいと考えております。基本的には、物流機能をじゅうぶん発揮するため、中国コンテナ航路や日ロフェリーを生かした対岸貿易の促進、国内フェリー機能の維持、拡大、穀物基地機能の維持に努めるとともに、既存ふ頭の有効活用を図り、一方では、第3ふ頭周辺において「国際観光交流特区」構想やウォーターフロントを活用した親水空間の整備を進め、物流機能と親水機能の調和が図られた形の方向づけを考えております。

また、小樽港の今後の在り方の一つとして、石狩湾新港を含めた検討も必要であると考えており、改めて両港の今後の在り方について、関係者のご意見も踏まえ、早急に検討していかねばならないものと考えております。

以上です。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 22番、渡部智議員。

○22番（渡部 智議員） 7項目にわたりまして、長い時間、答弁をいただきました。

特に歯切れのよかった面は、一つの目標を掲げて、そして、きちっとそういう基本に基づいて政策的に進めている、これは、観光基本計画についてのご答弁でありました。

しかし、今回、ちょっと何点か質問させていただくのは、共通して言えることは、整理と区分、それから、簡単に言いますと、めり張りという、その背景と方向というものを、こうした時代の中ではもっと明確にさせて市民の理解を得る、また行政としてはこう進めるということが大事ではないのかなと、そのように私は見ております。

再質問をいたしますけれども、総合計画では、10年のおおむね半分が経過いたしました。その上での認識と分析についてどう考えておりますかと、こういう質問をしたわけです。

特に、その背景という面でのご答弁をいただきましたけれども、事業費ベースで進ちょく率81%と、そうい

った面の答弁がありました。これは、参考と言えば、そのことは必要でありますけれども、しかし、計画というのと、それから実施計画というローリングをかけてきた面とは、おのずと、質問をいたしました中では私は違う観点でしておりますので、10年の計画に対しておおよそ半分来ましたと。市長は、半分来たことに対してどう認識され、また分析されておりますかと、こういう面での質問の趣旨でありますので、その点、もう一度、お考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、政策アセスにかかわって点検を行う必要があると考えている、第3次の実施計画に反映させたいと、その面の反映というのが非常に大きな言葉であります。今、10年計画に対して半分まで来ましたと、それから、実施計画は、片方3年、3年で、平成15年ではその実施計画が終わっている。しかも、実施計画の次の組立ては来年であります。第3次を掲げたときには、これで9年、その方向が決まっていくということでもありますから、もう少し、反映というそのことの中で、政策アセスを含めたいいわゆる点検といった面には、もう少しめり張りをつけていく必要があるのではないのかなと。

でなければ、前回の総合計画でも一つの10年計画を掲げてきて、そして、全くそれに手をかけることができなかったこと、あるいは、前回、計画に掲げたものが、今回は全くその計画にのっていないというような面があります。それでは、市民の受ける側としても、せっかく10年スパンの総合的なまちづくりという面ではなかなか理解を示してもらえないのではないかとということで、めり張りというそのものを含めてきちんと考え方を示していただきたいということでもあります。

それから次は、環境の基本計画であります。

平成8年当時、環境基本計画という言葉ではなく、思い切って、今の小樽市の状況からしていくならば、もう条例が必要であろうということの質問をさせていただきました。そのときも一定の答弁をいただいて、慎重に対応というか、検討していきたいと。平成8年から今日というと、やはり非常に経過している。確かに、答弁の中で、市長の方から市民との懇談会なり、そういう会合の中で、理念や、いわゆる理想的なそのものではなく、身近にできる、そのことはいつの時代であっても大事にしていかなければならないと思います。

しかし、環境にかかわる問題というのは、たくさんありますから、政策的に進めているもの、更には、進めていかなければならないという項目を整理していきながら、やはりそれに到達していくということも大事であろうというふうに私は考えます。

そうなりますと、今からそういった面の検討をしていくことによって、環境の基本計画というのは、おおむね3年なら3年を目指してとか、あるいは、そういうようなものというめり張りをしっかりと持つことが大事でないのかなというふうに思います。

ごみ問題で相当変化もしておりますから、計画を立てるという面でもなかなか難しい時期を迎えてきました。しかし、広域連合を含めて一定のまとまりができて、来年には、一つごみ問題を含めた総合的な計画も出されることになるのかなというふうにも見ておりますので、そういった面では、もう少し、先に一つの目的に連動するようなそういう取組というのを大事にしていきたいというこの2点を再質問したいと思います。

以上です。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 再質問にお答えをいたします。

初めに、計画10年間の認識と分析ということで、さきほどは進ちょく率でお答えしましたけれども、この総合計画を進めるに当たっての基本的な方針といいますが、こういったものがございまして、一つは、市民参加の推進とか、あるいは民間活力、あるいはまた大学等の活用、行財政運営の効率化、健全化、それから広域行政の推進、こういう四つを一つの基本としております。これまで、市民参加につきましては、各種審議会等において市民公募という新しい手法を導入して進めておりますし、あるいはまた、市長への手紙ということでも市民の意見を反映させる、こういうことで取り組んできております。

また、民間活力とか、大学の活用につきましては、既にご承知のとおり、地場産業の振興会議におきましては、産学官が連携して知恵を出し合って一つの方向性を出して検討を進めてきているという部分がございます。更に、行政運営の効率化につきましては、ご承知のとおり、行政改革の推進という面での取組を進めております。広域行政については、ごみ問題での広域連合の設置、あるいは観光における広域観光の推進と。こういった面で、じゅうぶんではありませんけれども、そういう総合計画の推進に当たっての四つの基本的な方針の立場に立って進めてきているということでございますので、この点はご理解を願いたいと思います。

それから、めり張りをつけてはどうかということでございますけれども、さきほどもお答えしましたが、極めて厳しい財政状況の中で、事業の選択に当たっては、今後とも、急激な時代の変化といいますが、こういったものをじゅうぶん見極めながら、その緊急性とか必要性、優先順位をつけるなど創意工夫をしながら、これからもやっていかなければならないと思います。その際には、当然、市民の皆さんのご意見といいますが、そういったものもじゅうぶん聞きながら、更には、現状の厳しさ等も市民の皆さんにご理解をいただきながら、そういった努力を積み重ねながら、事業の推進といいますが、事業の選択、そういうものをしていかなければならない、こういうふうに思っています。

それから、環境の問題で、環境基本計画の策定の問題ですけれども、これは重要な問題であるというふうな認識は持っております。さきほどもお答えしましたとおり、市民ルールの推進員会議で、理念よりもまず市民一人一人が何をすべきかという行動の方が大事だというご意見が非常にあったものですから、一つは、環境基本計画の策定に先駆けて市民行動計画を策定しておくということにしたわけでございます。当然、この基本計画をどうしていくか、同時並行的に検討することも必要であるかと思っておりますので、この部分については少し検討させてもらいたい、こう思います。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 22番、渡部 智議員。

○22番（渡部 智議員） 丁寧なご答弁をいただきましたので、あとは予算特別委員会の方で質問していきたいと思えます。

終わります。

○議長（松田日出男） 渡部議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時50分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 9番、大島護議員。

(9 番 大 畠 護 議 員 登 壇)(拍 手)

○ 9 番 (大 畠 護 議 員) 平成14年第3回定例会に当たり、市民クラブを代表して、質問いたします。

質問者も5番目、前の質問者と重複する項目がありますが、通告をしておりますので、続けて質問いたします。

初めに、議案第30号「和解について」であります。

市道花穂中央線街路事業に伴い、富岡1丁目101番6の土地の一部が市道用地となりました。市と地権者との間で用地買収交渉が行われ、平成4年6月12日に、市は、その土地を取得しました。

しかし、土地を買収するに当たり、一部借地をしている借地人、権利者に対し、市担当職員は、何ら連絡をせず契約をし、用地を取得したものであります。借地人、原告は、小樽市を相手どり、道路用地となった土地の引渡しと借地料相当額の賠償金の支払いを求め、平成13年10月30日に横浜地方裁判所横須賀支部に訴えを提起したのであります。

都合4回の法廷が開かれ審理されてきましたが、本年7月31日に裁判所から和解案が示されたのであります。その内容は、1 借地権の補償、借地権の買上げ80万 9,866円。2 損害金、借地権が損害された期間の補償、補償期間は平成8年8月から平成14年7月までの6年間、13万 6,872円、総額は94万 6,738円であります。

市は、この土地に借地人がいることを把握できず、地権者と一方的に用地補償交渉を進めたこと自体、行政側にかしがある以上、この和解案はやむをえないものと判断をします。

しかし、その結果として、補償費の二重払いということにはなりませんか。関係者に対して、この責任をどのように対処するお考えなのか、市長にお尋ねいたします。

次に、財政健全化計画についてお尋ねいたします。

市職員の雇用計画についてお尋ねいたします。

市長は、財政健全化対策の一環として、人件費を削減するため、平成15年度、2003年から3か年で100人の職員を削減し、36億円の人件費の減を見込んでいると発表されました。また、原則的に、退職者を補充せず、現在の約2,200人から100人程度減らし、来年度、2003年から調整手当も廃止するなどの方針を明らかにしております。

職員削減計画についてであります。2003年度から2005年までの3か年の退職予定者数、嘱託職員数、臨時職員数など、年次別の雇用計画及び影響額をそれぞれお示しください。また、調整手当の内容と年次別の影響額について、項目別にお答えください。

毎月、市が発行する「広報おたる」や「お知らせ版」などで嘱託や臨時職員などを除いた市職員数を公表しておりますが、これは、実態とは異なる数字ではありませんか、いかがですか、お答えください。

行政改革の取組、事務の合理化やOA化などが進められておりますが、直近の市職員数の実態はどのようになっているのか。嘱託職員、臨時職員、再任用雇用者について、それぞれお尋ねします。

また、市長は、3か年にわたる職員削減計画を立てましたが、現在の小樽市の人口規模で適正な職員数は、どの程度とお考えですか。

さきほど述べました計画の中では、「原則的には退職者を補充せず」とありますが、現在の職員の年齢、階層などの状況はどのようになっていますか。また、採用を見合わせた結果、年齢、階層はどのように変化するか、あわせてお尋ねします。

次に、小樽市職員再任用制度の導入についてお尋ねいたします。

平成14年4月1日から導入された「小樽市職員の再任用に関する条例」については、私たち市民クラブは、この条例の制定に対し、終始、反対の態度をとってまいりました。

現在の厳しい経済情勢の中、経営者も日々の資金繰りに苦しみ、また、勤務先の倒産やリストラ、失業などにより雇用情勢が急速に悪化している中、勤めたくても就職先がない、子育て真っ盛りの40歳、50歳世代の一家の支えとなる方が苦しみ悩んでいる最中、この制度は市民感情からすれば余りにもかけ離れた「公務員だけが優遇されている」制度と、多くの市民から苦情が寄せられております。

これは、単に小樽市だけの問題ではありません。しかし、市は、本年4月から制度の導入を決定したのであります。小樽市と同規模の人口10万から15万人の都市は全国にどれくらいの数があり、再任用制度実施状況はどのようになっているのか。首都圏、名古屋、大阪圏の都市は除きます。具体的に都市名を挙げ、その理由などについてもお答えください。また、小樽市を除く全道33都市の職員再任用制度の状況はどのようなのか、あわせてお尋ねします。

本年度、再任用制度を導入した本市では、4月1日に、前日退職した24名の元職員を再雇用しましたが、平成14年度において、その人件費はどの程度見込んでいるのか、お聞きします。

再任用希望者の雇用に当たっては、「審査をして採用を決める」と説明をされていたのですが、1名の辞退者以外は全員雇用となっており、審査は名ばかりであることも判明しました。それどころか、採用者の中には、3月31日退職、4月には満61歳になり、年金が全額支給されることになる職員が2名いることもわかりました。人には、それぞれ皆いろいろな事情、特に、生活上では人に言えない事情があるというのは、私もじゅうぶん承知をしております。しかしながら、これまでの理事者の再任用制度に対する説明からいって、これら職員の採用に対しては納得がいきません。

2名の職員は、満61歳の誕生日までの期間が具体的に何日間であったか知りませんが、過去にプロ野球のドラフト会議の入団交渉で、制度上の「空白の1日」を悪用し、本人が希望していた読売巨人軍に入団したプロ野球の選手がいたこと、そして、この選手が国民から痛烈な批判を浴びたことを今思い出しました。では、5月では問題はなかったのかと尋ねられると困りますが、やはり、制度に対する本人の自覚はもちろんのこと、採用を決める関係者の厳しい態度と判断が必要ではなかったのではないのでしょうか。身内に甘いと、市民から批判をされてもしかたがありません。いかがですか、市長のご所見をお聞かせください。

また、去る11日の新聞報道によれば、市長は、「来年度から再任用雇用については凍結する」と述べられておりますが、実は、この突然の発表に大いに驚いております。また、先日の答弁でも、市長はお答えになっております。来年度から、再任用は凍結とした本当の理由は何だったのですか。

また、市長は、導入に当たり、議会に対して、「民間企業などの調査も十分行い、導入の参考にした」と常々答弁され、市民クラブをはじめ多くの市民の反対をよそに、本年4月から実施に踏み切ったのであります。市長は、議会に対するこれまでの説明と、今回の決定についての整合性を一体どのようにとらえておられるのか、お答えください。

また、職員再任用制度の導入に当たっては、議会側から附帯決議がつけられておりました。導入後わずか1年で凍結、中止という事態は、市長の財政に対する厳しさを見通しの甘さがあったのではないのか、そう感じております。お答えください。

次に、フィッシュミール協業組合についてお尋ねいたします。

私は、平成9年第2回定例会以来、フィッシュミールの未収金問題については、連帯保証人に対する小樽市

の対応に問題ありとして、機会あるごとに議会で取り上げ、指摘を行い、早期解決に向けた積極的な取組を示唆してきたところであります。

今日に至るまで、はや5年余りの何月が経過しております。その間、時効を目前にした昨年第1回定例会において、突如、市は訴えの提起の議案を提出し、議会の議決を経て裁判に持ち込んだのであります。既に1年半を経過しておりますが、現在までの状況を具体的にお尋ねします。

まず、事件名、原告名、被告名、訴訟物の価格、裁判の経過と今後の進行予定などについてお尋ねします。

また、第9回口頭弁論、第10回口頭弁論の原告側の陳述書の提出者はだれなのか、その証人を選任したのはどのような理由からであったのか、明確にお答えください。

去る9月9日午後1時15分から、第1回目の証人尋問が、札幌地方裁判所小樽支部第1号法廷で開かれました。原告側からは、所管の経済部次長ほか数名の関係職員が傍聴に来ておられましたが、原告側証人は、どのような立場、身分の下で証言されることになったのか、お答えください。また、その2名の証人は、平成2年当時小樽市職員で、現在、市の関係職員ではありませんが、どのようなポストにあって、この件にどうかかわっていたのか、あわせてお尋ねします。

私は、当日、裁判を傍聴し、原告側証人の尋問を聞いての私の感想としては、行政のチェック機能としての議会の果たすべき役割の大切さを改めて再認識をしたところであります。

平成2年当時、市長は、経済部次長としてこのフィッシュミール問題と深くかかわり合いがありました。行政にとって最も重要なことは継続性であります。その責任をどのように感じておられるのか、お伺いします。

次に、公有財産の管理について何点かお尋ねします。

1 地方自治法は、公有財産に関する定めがあります。第238条第2項及び第3項では、所有の目的を異にする「公有財産」は、「行政財産」と「普通財産」とに分類され、第238条の4及び第238条の5では、それら分類された公有財産は、その目的に応じて適切に管理及び処分されなければならないと規定されております。

行政財産とは、普通地方公共団体において、公用若しくは公共の用に供し、又は供することを決定した財産を言います。そのうち、公用に供する財産とは、普通地方公共団体が、その事務又は事業を執行するため直接使用することを本来の目的とする公有財産を言い、例えば市の本庁舎や消防施設などであります。公共の用に供する財産とは、住民の一般的共同利用に供することをその本来の目的とする公有財産を言い、公の施設を構成する物的要素が多い、例えば道路、病院、学校、公園の敷地や建物などであります。

一方、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産を言い、普通財産は、直接、特定の行政目的のために供されるものではなく、一般私人と同等の立場でこれを保持し、その管理及び処分から生じた収益をもって普通地方公共団体の財源に充てることを主目的とする財産であること、ご承知のとおりであります。

私は、常日ごろ、理事者に対し、「市有財産の管理については適正に管理せよ」と再三にわたり申し上げてまいりました。不法占拠や無断使用などといった法令や条例違反に当たる行為がある場合については、行政としては厳しく指導し、対処の上、関係者に対して適切な事務手続の下、適正な料金を課すべきことは当然であります。これまでも、関係する部局においては、これらの考え方にに基づき、早速、指導に取り組みられ、関係者と協議を重ねた結果、適切に改善された事例の報告を多数受けておりますが、いかがですか。市長のご所見をお尋ねします。

次に、市有財産の売却収入についてお尋ねします。

財産収入には、普通財産の貸付け、その他私権の設定による運用収入、売払い交換による売却収入などがあ

ります。

本市においても、厳しい財政の中、市有財産の見直しが行われました。平成13年度、土地取得事業決算では、歳入歳出総額 6,778万 7,113円で、2件の公共用地の売払いを行いました。また、本年度は、小樽市土地開発公社が所有する赤岩1丁目45番の土地が売却となり、既に契約管財課所管の新光1丁目36番1、旧市職員独身寮の建物も、平成11年6月30日で用途廃止され、本年8月、建物が解体されております。今後も、こういう公社所有の土地や旧独身寮の敷地などが、順次、売却される予定と思いますが、これらのほかに売却などを含め検討されている物件はありますか。また、売却収入の額は、それぞれどの程度見込んでいるのかについてもお尋ねします。現在までの売却状況と、今後の予定など、あわせてお答えください。

次に、市職員の公宅についてお尋ねします。

小樽市のすべての公宅については、現在どのような状況であるのか。所有関係、民間からの借上げ、市所有、公宅の状況、戸建て、マンション、延べ面積別、各所管先、使用目的などについてお尋ねします。

また、公宅の家賃、貸付料についてであります。小樽市が民間から借り上げる際のそれぞれの家賃は月額幾らであるのか、それを職員に幾らで貸し付けているのか。更に、借り上げている家賃と貸付料の金額の差額はどのように取り扱われているのか、併せて、具体的にお示しください。

また、市所有の長橋3丁目、第二病院の院長用公宅は、平成7年4月から空き家、同じく緑3丁目の公宅も平成8年4月から入居者がいない状態のまま、いずれも今日に至っているのですが、これら空き公宅は、だれが、どのように管理をしているのか、お答えください。

これらの公宅は、築何年を経過した建物なのか、また、長期間、入居希望者がいない理由をどのように考えているのか。市の財政の健全化のためにも、これら市所有の公宅については、緊急に用途廃止、売却も含めて再検討の必要があると思うのでありますが、いかがですか。市長のお考えをお聞かせください。

この項の最後に、花園5丁目5番17号に所在する小樽病院の公宅についてであります。

この公宅が建築されたのはいつですか。建物の規模、今日まで増改築などが行われた経緯はあるのか、あるとすれば、それは、いつ、どのような内容であったのか、あわせてお尋ねします。

本年の6月末、私あてに1通の手紙が市民から届きました。内容は、小樽市職員の人事に関することあります。「人事異動を活発に行い、昨今、問題になっているようなさまざまな不祥事を未然に防止せよ」というのが主な骨子でありました。ただ、気になる一文がありました。「小樽病院の公宅に、同じ職員が20数年以上も入居しているのはなぜか。人事交流がスムーズに行われていないからではないのか、官舎にそぐわない使用ではないのか」との市民の素朴な疑問でありました。

調査の結果、指摘のある建物は、所有者は小樽市、小樽病院が管理する病院職員のための公宅であることが判明しています。さきほども述べましたが、重要なことは、20数年も入居者が変わっていないとの指摘なのであります。現在、入居されている方は、昭和53年から住んでおられます。入居以前の昭和50年から57年までの7年間と、平成4年4月から平成6年3月までの2年間は、確かに病院の事務に従事されておりましたが、それ以外の期間は、何ら全く関係のない部署に配属となっている市職員であることがわかりました。その職員の方は、この議場に着席されております。職員の経緯、職歴からいっても、市長はじめ議場におられる理事者の皆さんもこの事実を承知していたのではないですか、お答えください。

その方は、小樽市職員倫理規程第4条第2項第2号に定める服務管理責任者という重責を担っている幹部職員なのであります。一方、小樽市病院事業公宅貸付規則、制定は昭和46年4月1日、直近の改正は平成9年12

月24日。その第1条では、「小樽市病院事業に勤務する職員の居住の用に供する住宅の貸付けについては、この規則の定めるところによる」と規定されております。すなわち、この規則では、病院に勤務する職員のための住宅であり、勤務する職場の配置転換があったときには、速やかに明け渡さなければならないものではありませんか、お答え願います。

公宅貸付規則に違反する行為が、19年間もまかり通ってきたことに驚きを禁じえないのであります。この職員には、違反行為に対する自覚がないことに恐ろしさすら感ずるのであります。いつ、だれが、どのような理由で、公宅貸付規則に反する行為を長期間にわたり、この職員に認め続けてきたのか。

市長にお聞きします。この規則では、特例が認められておりますか、あるとすれば貸付規則のどこに記されているのか、お答えください。

さきの小樽市教育職員独身寮については、管理規則で特例が認められています。同規則では、第2条第1項、「入寮できる者は独身である教職員であって、住宅に困窮している者とする」、同2条第2項で、「前項の職員以外であっても、教育委員会が特別の事情があると認めた者は、入寮させることができる」との特例が認められております。

また、平成11年6月11日に用途廃止になりましたが、小樽市職員独身寮管理規程の第3条では、入寮資格として、「寮に入寮できる者は、小樽市職員である男子独身者であって、住居に困窮している者、若しくは、やむをえない事情により家族と同居できない者で、市長が入寮の必要を認めた者とする」、第7条では、「市長は、虚偽、不正の手段により入寮した者があるときは、その承認を取り消すものとする」などという厳しい内容なのであります。

更に、第8条では、「入寮者は、自己の希望により退寮するか、次の各号の1に該当するときは、遅滞なく退寮しなければならない」と規定され、第1号で、小樽市職員の身分を喪失したとき、第2号、結婚したときなどの退寮理由が挙げられております。これらの規則、規程などは、小樽市の財産を管理運営する上に必要不可欠なものであることは、いまさら言うまでもありません。

さきの規定違反の実態が、職員に範を示さなければならない幹部職員であったことに、私は義憤を覚えるのであります。市民感情からいっても、職員の立場から見ても、到底、承知できるものではありません。

小樽市職員倫理規程に照らし合わせると、幹部職員みずからの責任はもちろんのこと、上司たる総括服務管理責任者、すなわち助役の責任も重大な問題であると認識しております。早急に事態の解決に取り組み、一日も早く行政に対する市民の不信を取り除き、信頼の回復に努めなければならないと思いますが、いかがですか。また、関係者に対する監督責任の所在を明確にし、対応をしなければならないと思いますが、市長のご所見をお尋ねします。

質問の最後に、小樽市職員倫理規程の目的を定める第1条では、「この訓令は、職員（地方公務員法第3条第2項に規定する一般職員）が、公務員として常に自覚しなければならない倫理の保持に関し必要な事項を定めることにより、市民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、もって市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする」と規定、記述されておりますが、全く同感であります。これを定めた市長のご見解をお示ください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 大畠議員のご質問にお答えいたします。

まず、議案30号についてのお尋ねであります。土地売買契約では、土地所有者において借地権の消滅をすることになっておりましたが、土地所有者は、借地権者に対する補償は別に市が交渉するものと理解し、契約の締結に応じたものであろうと思います。このようなことから、借地権者が補償されていないものとして訴えを提起し、今回の和解勧告となったもので、結果的には補償額の増額ということになるものと思われま

す。次に、関係者に対する責任であります。和解案に至る経過については、ただいま申し上げましたとおりであります。契約から年数が相当経過しておりますことから、現在、当時の契約締結状況や交渉記録等の詳細について調査を進めております。

いずれにいたしましても、和解手続が完了した段階で、これらの調査結果に基づき、関係者に対する責任の有無について検討してまいりたいと考えております。

次に、財政健全化について何点かご質問がありました。

最初に、市職員の雇用計画についてであります。まず、今後3年間の定年退職予定者は、今年度43人、15年度58人、16年度56人であり、合計157人となっております。健全化計画の試算では、原則退職者不補充と想定して、15年度に約3億円、16年度に約7億円、17年度に約11億円で、合計21億円の削減効果を見込んでおります。

雇用計画につきましては、正規職員については原則不補充の方針ですが、組織・機構の改編や業務の見直しを進め、配置基準に基づく医療技術等の資格を必要とする職種について最小限の採用をしたいと考えております。

なお、嘱託、臨時職員については、正規職員の動向を見て採用しており、具体的な雇用計画をお示しすることは困難ですが、適正かつ効率的な配置に努めたいと考えております。

次に、調整手当の削減であります。本市の調整手当は、現在、国家公務員に準じて給料の3%を支給しています。国家公務員は、漸減しながら平成19年度まで支給されますが、本市は、独自の措置として平成15年度から全廃するものであります。平成15年度から17年度の3か年で、調整手当で約9億円、期末・勤勉手当で6億円を見込みました。人件費全体で約36億円を削減目標といたしたところであります。

次に、職員数の実態であります。毎年2月の「広報おたる」には、正規職員の人数のみを公表しておりますが、嘱託・臨時職員については、任用の期間、職種などが多様であり、人数の変動が大きいことから、公表の数値には含めておりません。

なお、平成14年4月1日現在の職員数は、正職員2,171人、臨時職員174人、嘱託員669人、再任用職員24人となっております。

次に、適正な職員数についてであります。本市は、消防のように地理的な特殊性から多くの職員を配置していることや、2か所の病院や政令市として保健所を設置していることなどもあり、人口を基準にして適正な職員数をお示しすることは困難であります。

なお、平成12年度の普通会計決算統計の職員数は、10万人以上の道内9市平均を比較しますと、人口1,000人当たりの職員数は、道内9市平均が8.3人に対し、本市は9.5人となっております。

次に、職員の年齢階層であります。平成14年4月1日現在の職員数で見ますと、20歳代が326人、30歳代

が593人、40歳代が615人、50歳代が631人、60歳代、これは医師等でございますが、6人となっております。職員の採用停止が長く続きますと、職員構成が高年齢化するとともに、将来的には職場における配置でひずみが生じる可能性もありますので、年齢階層のバランスには留意する必要があると考えております。

次に、再任用制度であります。全国の状況につきましては、人口規模や産業構造などが小樽市に近い全国の類似都市26市で申し上げますと、実施状況は、条例を制定した市は25市で、条例を制定していない市は佐賀市1市であります。条例を制定した市で、再任用しなかった市は、土浦市、流山市、立川市、津市の4市です。全道33市につきましては、条例を制定した市は29市で、条例を制定していない市は網走市など4市であります。条例を制定した市で、再任用制度を実施した市は札幌市など23市で、そのうち岩見沢市など7市が再任用者がなく、また函館市など6市が制度の実施を見送りました。15年度におきましても、旭川市など6市が更に制度の実施を見送る予定であります。

次に、14年度再任用職員の人件費の見込みであります。再任用職員24人の給与総額は、予算額で約4,420万円です。再任用制度につきましては、再任用の期間を1年間としておりますので、確かに満61歳になると年金は満額支給されますが、これについては、任用の形態としてやむをえないものと考えております。

再任用の審査につきましては、所属長より面接の結果を踏まえた内申書を提出してもらい、これまでの勤務成績や健康状態などを含めて審査した結果であります。

次に、凍結の理由であります。平成13年度決算において、小樽市の財政状況は、市税や交付税の大幅な減収等により急速に悪化し、来年度の予算編成において約40億円の財源不足が見込まれ、ここ数年は厳しい財政状況が続くものと考えております。この厳しい財政状況を踏まえ、退職者に対しても人件費の総額抑制の一環として、平成15年度から当分の間、再任用制度を凍結するものいたしました。昨年、議会においてご審議いただいた経過がございますが、導入時の財政状況の見込みより更に深刻な財政状況となり、道内他都市の動向なども見て決定をいたしましたところであります。

次に、小樽フィッシュミール協業組合についてのお尋ねであります。まず、裁判の現在までの状況であります。第1回口頭弁論が平成13年5月28日に行われ、本年9月9日までの間に計12回の審理が行われたところであります。第8回までは、小樽フィッシュミール協業組合の設立に至る経過、また、平成2年当時の魚腸骨共同処理施設賃貸借契約の解除契約に至る経過などについて、双方が主張する事実関係について準備書面の取交わりを行い、第9回及び第10回では、原告側関係者から当時の状況について記述した陳述書が提出され、それを踏まえて、本年9月9日には原告側証人2名に対する証人尋問が行われたところであります。

次に、事件名等でございますが、事件名は、「平成13年(ワ)第29号使用損失補てん金請求事件」であり、原告は小樽市、被告は丸大館水産食品株式会社など法人2社、個人7名となっております。

また、訴訟物の価格は、1億5,780万4,108円となっており、公判の経過につきましては、さきに述べましたとおり、現在まで計12回の審理が行われたところであります。

なお、今後の進行予定につきましては、次回は10月21日に前回持ち越された原告側の証人尋問及び被告側の証人尋問が行われることとなっており、その後の日程は11月18日と12月16日に予定されております。

次に、原告側の陳述書の提出者と証人の選任理由であります。陳述書の提出者は、大谷昭三氏と高橋康彦氏の2名であります。また、証人に選任した理由であります。大谷氏につきましては、昭和50年6月の小樽フィッシュミール協業組合設立の前段から平成2年3月の操業停止、同年6月30日の魚腸骨共同処理施設賃貸借契約の解除契約に至る経過などを承知していること、高橋氏につきましては、同契約の解除契約にかかわ

ていたことなどから証人をお願いしたところであります。

また、証人の立場ということですが、大谷氏は、昭和42年6月から昭和49年4月まで経済部商工課長、昭和51年4月から昭和58年5月まで経済部長、昭和62年6月から平成3年5月まで助役、また、高橋氏は、平成2年4月から平成5年4月まで経済部商工課長、平成9年4月から平成11年6月まで経済部長でありました。その間、証人は、選任理由で述べた内容のかかわりを持っております。

次に、契約解除当時、経済部次長であったという私の責任ではありますが、小樽フィッシュミール協業組合に関する訴訟提起につきましては、適法に成立した解除契約に基づく使用損失補てん金が長年にわたって滞納となり、第2期目の時効完成が目前に迫っていたため、債権回収を図る上でやむなく踏み切ったものであります。

私といたしましては、契約不履行が原因とはいえ、市民を相手に訴訟を提起することは極めて重く受け止めておりますが、これまで12回にわたって審理が行われ、更に訴訟が継続中でありますので、コメントは差し控えていただきます。

次に、公有財産の管理であります。

初めに、公有財産の適正な管理についてであります。市有財産につきましては適正な管理に努めているところでありますが、その管理は公正にしてかつ効率的に行われるべきものでありますので、今後とも適正な管理について一層努力してまいります。

次に、市有財産の売却についてであります。土地開発公社所有の土地を除き、平成13年度一般会計決算での土地売払いは4か所で1,121万円、平成14年度当初予算では、ご質問にありました旧独身寮ほか3か所で1億1,100万円、また、今定例会に追加提案しました旧住吉中学校の敷地及び校舎で1億9,470万円の財産売払いを予定しております。

今後におきましても、市有財産の現況調査や買受け等の意向調査を実施し、遊休等資産の活用と処分の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、土地開発公社における土地売却状況であります。平成14年度におきまして、赤岩1丁目の公社所有地の売却を行っております。9区画のうち、これまでに6区画を売却し、その額は約4,160万円となっております。残る3区画が完売になりますと、売却額は約1,380万円の見込みであります。

なお、今後の考え方ではありますが、公社所有地につきましては、設立団体である市の買戻しが前提になりますが、利用の見通しが薄れ、買戻しが難しくなった土地につきましては、公社と市の協議を基に売却を検討していかなければならないものと考えております。

次に、公宅であります。現在の状況を所管ごとに申し上げますと、まず、総務部所管として英語指導助手公宅が1軒、民間借上げ、戸建て、119.77平方メートル、借上げ家賃8万円、貸付料2万円であります。

次に、企画部所管として、東京事務所職員公宅が2軒、民間借上げ、マンション、61.88平方メートル、借上げ家賃16万円、80.29平方メートル、借上げ家賃19万5,000円、貸付料は無料であります。

次に、学校教育部所管として、教育長公宅が1軒、民間借上げ、マンション、76.23平方メートル、借上げ家賃10万円、貸付料2万8,720円。教育職員独身寮が1軒、市所有、戸建て、486.11平方メートル、貸付料8,000円あります。

次に、病院事業公宅のうち、小樽病院所管として24軒ありますが、市所有が2軒、民間借上げ22軒となっております。市所有は、戸建て、126.36平方メートルと71.07平方メートルで、民間借上げは、1軒が戸建て、110.16平方メートル、21軒がマンションのワンルームから4LDKで、面積は平均して1軒当たり66.45平方

メートルとなっております。また、第二病院の所管として9軒ありますが、市所有が4軒、民間借上げ5軒となっております。市所有は、戸建てが2軒、94.77平方メートルと130.41平方メートルで、マンションが2軒、いずれも72.26平方メートルです。民間借上げは、マンションの2LDKから3LDKで、面積は平均して1軒当たり81.88平方メートルとなっております。貸付料につきましては、小樽病院、第二病院ともに、市所有公宅については8,200円から2万3,000円、民間借上げ公宅については、家賃が6万5,000円未満は、その75%を病院が負担、残りの25%を本人が負担し、家賃が6万5,000円以上は、病院負担は4万8,800円で打切りとなっております。

現在の状況は以上のとおりであります。また、借上げ家賃と貸付料の差額につきましては、市の負担となります。

次に、長橋3丁目及び緑3丁目にある市所有の病院公宅についてであります。いずれも所管は市立小樽第二病院であり、管理についても同様であります。これらの公宅は、築16年、築26年が経過し、立地条件などの関係で入居を希望する者がいない状況であります。今後、更に利用希望がなければ、起債の問題もありますが、用途廃止や売却も含めて検討してまいります。

次に、花園5丁目の小樽病院公宅であります。昭和34年8月に建築されたもので、木造2階1棟2戸建て、延べ床面積は1戸当たり71.07平方メートルとなっており、昭和40年8月に各戸に3.75坪増築しております。維持補修等の経費の支出はしておりません。

次に、小樽病院公宅を病院以外の職員に貸し付けていることですが、この物件は、築後43年を経過している木造住宅で、老朽化が著しく、公宅としての維持管理が極めて困難な状況にあります。また、付近住民から不用心との指摘もあり、小樽病院では、管理責任を果たす上での緊急避難として、当時、病院職員であった者に入居を認めてきた経過があります。公宅貸付規則では、病院に勤務しない職員への貸付けを認める特例はありませんので、本来、速やかに明渡しを指示すべきところでありますが、当該住宅の入居希望者もなく、空き家とした場合の管理上の問題点もありまして、現在まで貸し付けてきたものであります。

次に、職員倫理規程についての見解ですが、この規程は、職員が全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務の遂行と職務の専念義務を確認し、公私の区別を明らかにして、職務あるいは地位を利用して私的な利益のために用いることを禁止しているものであります。特に、利害関係人との禁止行為を明示したものでありますが、その基本は、法令の順守はもとより、市民から疑惑や不信を招くことのないよう職員の倫理保持を規定したものであります。職員は、日常的にこの規程の趣旨を堅持して、市民から不信感や疑惑などを持たれないよう行動しなければならないものと考えております。

次に、公宅にかかわっての職員倫理規程につきましては、職員の服務上、利害関係者との関係についての禁止行為を定めたものであります。その趣旨は、職員の基本的心構えにあるとおり、法令を順守し、公務員としての信用を損なうことのないようにしなければならないものであります。小樽病院の公宅の件につきましては、さきに述べた経過もあり、規則の運用上に問題はありましたが、病院の施設管理上の問題でもあることから、関係者及び総括服務管理責任者などの責任については言及できないものと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 議長(松田日出男) 9番、大島護議員。
- 9番(大島護議員) 再質問を何点かさせていただきます。

まず、フィッシュミールでございますが、継続性の責任はないのかということで、質問をし、答弁をいただ

きました。

現在の山田市長さんは、昭和63年から平成元年まで経済部次長、その後、平成7年から平成8年は経済部長を2年間なさっております。この間には、まだフィッシュミール問題は議会では議題になっておりませんでした。その後、9年の2定から、これはおかしいのではないかとということで、議会でいろいろ質問させていただきました。今、山田市長は、経済部次長はしていたが、部長をしていたこの2年間の間は答弁がございませんでした。部長としての責任は、本当にどのように感じていたのか、この点について、再度、質問いたします。

私は、裁判を傍聴しておりまして、なぜ前経済部長さんが定年退職前にやめたのか、私はちょっと納得がいかない部分がありました。もう、あと数えるだけの短期間で定年退職を迎える部長が途中退職をされたことについて、ちょっと疑問に思っておりましたけれども、この裁判を傍聴に行きまして、もしかしたらこのことが原因でなかったのかなと、これは私の推測でございます。

その裁判の傍聴をしておりまして、尋問を聞いておりまして、確かに、この証人の高橋さんも、平成2年から3年間、担当の商工課長をしておられました。その間、5年ですか、5年間、何もしていなかったのです、実は。それは、裁判の記録、証人の記録を読んでもいただければわかるかと思いますが、それで、なぜ9年から始めたのかと尋問がございました。そうしましたら、議会だ、議会での質問があったのだと。それから、この5年間の空白を埋めるべくして、いろいろな方々が質問したのではないのですか。

この2年間の経済部長としての市長の責任というのを、もう一度、どのように感じているのかお聞かせください。

それから、樽病の公宅でございますけれども、この家賃が、今、答弁がございませんでした。家賃は幾らですか。花園の、今の指摘申しました家賃は幾らですか。

それで、不用心のためなのだと、そのような内容のご答弁がございましたけれども、それでは、平成8年から空いている第二病院の院長の公宅は、なぜこのまま空かせておくのですか。市長、おかしいのではないですか。同じに不用心であれば、だれかを入居させるべきでなかったのではないのですか。これは、院長公宅なのですよ、院長公宅ということで規則にうたっているのです。職員は入れられなかったのかどうなのか、この点についてもお尋ねします。

市長、19年間ですよ。私は、今、本人が目の前にいますから言いたくありませんよ。しかし、こういうことが市でまかり通っているのかと思うと、これは、声を大きくして言わなければならないのが私の役目でないのかなと思って尋ねているのです。職員の皆さんだって、おかしいなと思っておりませんでしたか。私は、だれかが、やはり上司に言ったことがあるのではないかと思うのです。19年ですよ、この間、本人は10回の配置転換があるのですよ。規則どおりに行けば、これは当然、今のご答弁では納得がいきません。もう一度、ご答弁をお願いします。

それで、ここに、平成10年8月、先月の市営住宅の申込書がございました。申込書では、収入で市営住宅に入居できる基準というものがございます。1世帯、これはいろいろなケースがあると思いますけれども、これに書かれているのは月額で20万円以下と書かれているのですよ。これをオーバーしたら申請できないのです、受付の段階で、市長。

そして、一方では、ここに福祉の所管する特別目的住宅の登録状況がございました。今、待機者は380件を超えているのですよ。この方々が入居する収入ということになれば、市長はご存じだと思いますよ。なぜ、この1万1,000円の、1万1,000円かな、今、答弁をいただきますけれども、私の方から言いますよ、1万1,000

円ですよ、市長、家賃が。一軒家ですよ、ちょっと市民感情からいっても、余りにもひどすぎるのではないのか。私はそう思っております。私に手紙をくれた方に何と答弁したらいいのですか。これは、答弁のしょうがございません、私も。

明確な答弁をお願いします。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 最初に、フィッシュミールの問題ですけれども、さきほどもお答えしましたが、今、係争中ですから、今ここで責任があるとかないとかという議論をしても、裁判の結果がどうなるかわかりませんのでコメントは差し控えたいと、そういうふうにお話をしました。

それから、病院の公宅の問題ですけれども、確かに、19年間というか、だいぶ、長い期間ですが、この間に、今話を聞きましたらいろいろな経過があって、もともとだれも入らない空いている住宅があるので、だれか職員でいないかということで入ったという経過があるようです。それが、病院を行ったり来たりする人事異動もあって、一度、また病院から異動になって、再度、また病院に戻ったというような経過もありました。それから、本人自身も、その間にいろいろと病院側と取得についての話し合いもあったようで、そんな経過があったものですから、売却してもいいとか、少し検討させてくれとかという経過があって、いたということでございます。そういう経過がいいかどうかは別にしまして、そんなやりとりもあったようで、本人もそのままずっといたというふうに聞いております。

しかし、本人としても、いつまでもというわけにもいかないと思いますので、今現在、新しい住宅を取得すべく、今、物色中だというふうに聞いておりますので、その点をご理解願いたいと思います。家賃については、規則上でそういう規定があるものですから、そういう家賃の徴収になっているというふうに思います。

それから、第二病院の院長公宅の管理については、病院の局長の方からご答弁申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 樽病事務局長。

○（樽病）事務局長（高木成一） 大畠議員の再質問にお答えをいたします。

第二病院の院長公宅でございますけれども、ここは現実的にも希望者がおりません。

ただ、この院長公宅は、第二病院敷地内にございますので、これは先ほど市長からご答弁申し上げました管理運営上は、良好な管理ができていているということでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 9番、大畠護議員。

○9番（大畠 護議員） 再々質問を1点いたします。

再質問で、市長は、本人が取得をしたい、途中でそういう申出があったと、今そのような答弁をされました。

私は、この質問の前に、公有財産のことについて何点が質問いたしました。公宅を、入居者が欲しいからといって、入っている個人に、市長、売られますか。それは、おかしいのではないですか、市長。できないのですよ。そう思うのです、私は。

だから、その点について、もう一度、明確な答弁を、入っているものが欲しいと言ったら、買うことができるのかどうなのか。できるとすれば、どういう手続が必要なのか、明確にお答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

○市長(山田勝麿) かつて、相当以前にそういう話があったということだけです。ですから、今、本人に売るとか売らないとか、そんな話ではございませんので、誤解しないでください。本人に、今、随意契約で売るということではありませんので、ご理解願いたいと思います。かつてそういう話が、売ってくれるのであれば、本人は買ってもいいですよという話はした、しかし、病院側の都合でそんなことはできませんということですので、ご理解いただきたいと思います。

(「議長、議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 大畠議員。

○9番(大畠 護議員) 市長、かつてあったという話は、私も今聞いてわかっているのですよ。だけど、そういうことは、例えばですよ、今、公宅に入っている職員が今住んでいる家を欲しいと言ったら、例えば借上げ住宅であればこれは別です。しかし、市有財産である公宅を、入居者の希望でその本人に売ることができるのですか。もう一度、答弁をお願いします。

○議長(松田日出男) 今の大畠議員の発言は議事進行ですが、議事進行の答弁を市長にというのは、ちょっと。再質問ということであればあれですけれども、これは再質問ということで、質問の答弁漏れというような感じで了解したいと思います。それでよろしいですか。

○9番(大畠 護議員) 今のは、議長の答弁が正しいのか、失礼しました。市長の答弁が正しいのかどうか、それだけ確認してください。

○議長(松田日出男) 市長。

○市長(山田勝麿) ですから、売却はできませんと言っているのです。できない。

○議長(松田日出男) できないということではよろしいですか。

○9番(大畠 護議員) 詳しくは、委員会でやります。

○議長(松田日出男) 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 3時52分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 松 本 光 世

議 員 佐 野 治 男

平成14年 第3回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成14年9月18日

出席議員（34名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴	
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文	
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄	
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬	
9番	大	島		護	10番	中	島	麗	子	
11番	新	谷	と	し	12番	古	沢	勝	則	
13番	見	楚	谷	登	志	15番	次	木	督	雄
16番	久	末	恵	子	17番	小	林	栄	治	
18番	八	田	昭	二	20番	佐	藤	利	次	
21番	佐	々	木	勝	利	22番	渡	部		智
23番	武	井	義	恵	24番	北	野	義	紀	
25番	西	脇		清	26番	高	階	孝	次	
27番	岡	本	一	美	28番	吹	田	三	則	
29番	中	畑	恒	雄	30番	松	田	日	出	男
31番	佐	々	木	政	美	32番	高	橋	克	幸
33番	斉	藤	陽	一	良	34番	秋	山	京	子
35番	佐	野	治	男	36番	佐	藤	利	幸	

欠席議員（1名）

14番 新 野 紘 巳

出席説明員

市	長	山	田	勝	麿	助	役	小	坂	康	平				
収	入	役	中	松	義	治	教	育	委	員	会				
							委	員	長	鈴	木	美代子			
教	育	長	石	田	昌	敏	水	道	局	長	須	貝	芳	雄	
総	務	部	長	鈴	木	忠	昭	企	画	部	長	山	岸	康	治
企	画	部	参	事	山	田	厚	財	政	部	長	藤	島	豊	
経	済	部	長	木	谷	洋	司	市	民	部	長	池	田	克	之
福	祉	部	長	田	中	昭	雄	保	健	所	長	外	岡	立	人
環	境	部	長	山	下	勝	広	土	木	部	長	兵	藤	公	雄

建築都市部長 仲谷正人
 小樽病院 高木成一
 事務局長
 学校教育部長 菊 讓
 監査委員 大津寅彦
 事務局長
 財政部財政課長 吉川勝久

港湾部長 旭 一夫
 消防長 広田 宰
 社会教育部長 藤田喜勝
 総務部総務課長 宮腰裕二

議事参与事務局職員

事務局長 厚谷富夫
 庶務係長 三浦波人
 調査係長 大門義雄
 書 記 丸田健太郎
 書 記 中崎岳史
 書 記 橋場敬浩

事務局次長 土屋 彦
 議事係長 大野 肇
 書 記 渡辺美和
 書 記 牧野優子
 書 記 山田慶司

開会 午後 2時20分

○議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に前田清貴議員、新谷とし議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 4番、大竹秀文議員。

（4番、大竹秀文議員登壇）（拍手）

○4番（大竹秀文議員） 平成14年第3回定例会に当たり、議長のお許しを得て、一般質問をいたします。

最初に、市営墓地の利用についてであります。

市内には、小樽市が管理する共同墓地が14か所あります。沿革をひもときますと、開設年月日は、古いものでは明治17年11月、忍路墓地が許可を受け、新しいものでは平成9年7月、張碓墓地が許可されております。

墓地行政は、平成11年4月より北海道から小樽市に権限委譲され、法律で大枠を決め、あとは地方自治体に任されております。また、墓地には、永続性、非営利性が求められており、この理念に沿った安定的な運用が利用者の最も切実な要望でもあります。

市営墓地の全体区画数は、平成14年5月末現在、1万5,498区画となっております。このうち、墓碑の建立数は1万5,148区画で、使用許可を受けていながら、いまだ建立されていない区画が240区画あります。また、市に許可の取消を申し出た区画が236区画あり、このうち126区画が、再度、希望者に貸し付けられております。最近では、核家族化や親元を離れて各地で家庭を持つ世帯が増え、小樽市における墓碑建立需要も増え、許可の順番待ちも40数件あるとも聞いております。

そこで、需要と供給のバランスをいかにするかが、今、墓地行政に求められていると思います。墓地の中には、何十年もお参りされてない墓碑や、空いたままになっている区画も見受けられます。市営墓地は、申すまでもなく、公共用財産であります。また、新しい墓地を建設するには多額の税金を投入しなければなりません。

そこで、少ない費用で市民サービスを満たす手法として、未建立区画や空き区画の調査、調整などによる対応が有効と思われます。市条例では、許可後1年から2年以内に墓碑の建立が義務づけられております。そこで、現状に合った条例の運用も含めて、これからどのような施策を展開するおつもりか、お聞きいたします。

次に、今年のお盆前後に墓参りに行ってまいりました。私のところは、中央墓地にあります。そこで見聞きしたことを基に、お尋ねいたします。

お盆前の日曜日、11日の状況であります。お墓の清掃などで訪れる車と人で大変な混雑でした。墓地内の道路は、余り広くなく、駐車車両もあり、車の交差や歩行者にも危険な状況が見受けられました。また、お盆に入ってから墓地内通路の車両通行が規制されるため、高齢者や足腰に自信のない墓参者は、急で長い坂道を登るのに大変難儀しておりました。

そこで、提案ではありますが、交通規制はいたしかたないとしても、高齢化社会での市民サービスとして、

あるいは安全対策として、混雑する一定期間だけ、交通規制をしている対案として、墓地内を循環できる、よく遊園地などで運行しているような車両の投入を検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。この運行により、坂の上にある空いている区画にも借り手がつくのではないのでしょうか。ご見解をお聞きたいします。

次に、教育問題について質問いたします。

戦後の日本人社会は、経済成長を最優先に、日本の復興に向け、がむしやりに突き進むことにより、世界の経済大国と言われるまでに成長してきましたが、21世紀を迎えた現在、戦後教育のツケが大きな社会問題として取り上げられております。

子どもは、小樽の未来を託す大事な宝であります。小樽の繁栄はもちろん、世界に貢献できる日本人を育てるためにも、我々大人が、今、教育に大きな責任と決断を併せ持たなければならない一番大切な時代を迎えているのではないのでしょうか。

学校教育は、社会生活を豊かに送るための基礎・基本を身につける場所であることは言うまでもありません。しかし、最近では、その基礎・基本が、教える側の教師たちに極端に乏しくなっているように思われます。授業の基礎・基本、対人関係、生活習慣など、むしろ教師の側に定着していない傾向さえ見られるのではないのでしょうか。教師の使命は、親にとってかけがえのない子ども一人一人の大切な「命の時間」を預かり、子どもの個性を見だし、子どもみずから伸びる芽を伸ばすことにあると思います。その重要性を認識し、公教育を進めていくためには、教師も常に学ぼうとする姿勢が何より大切であると考えます。

今、小樽の多くの父母は、「教師が変わり、学校がよくなり、教育が変わる」ことを願っております。小樽の児童・生徒と教師を取り巻く教育環境整備に責任を持ち、磐石の体制で対処するのは、文部科学省や道教委ではなく、教育現場に一番密着し、学校教育を管理指導している小樽市教育委員会の最大責務であると言えるのではないのでしょうか。明日の授業を具体的にどうするかも含めて、児童・生徒と教師の個性を見だし、公教育を推進し、管理運営する責任が教育委員会にあると考えます。

加えて、児童・生徒にとって教育を受けるチャンスは、一瞬のうちに過ぎ去ってしまうということを原点に据えながら、方法論を論じなければなりません。公教育では、社会生活の基礎・基本を培う場であり、小樽という地域特性を取り入れた独自の教育方針を立て、長期的な展望の下に施策を立案し、タイムリーに取り入れる「決断力」と「指導力」と「説得力」が教育委員会に求められております。

当然、我々議会にも、その責任があることは言うまでもありません。父母も新しい教育を求めています。教育委員会の「指導力」と「説得力」を期待し、質問に入ります。

2002年、新しい学習指導要領が取り入れられましたが、現場での体制が定着したとはいいがたい現状にあるように思われます。昨年、文部科学省が表明した学習指導要領の内容は、最低規準との発言があり、軌道修正されましたが、規制の緩和による新旧の相違点を明確に述べていただき、何が重要なのかを明らかにし、それを教育現場がどのように取り入れ、実践しようとしているのか、お聞かせください。

更に、新学習指導要領に対して小樽市独自の取組があったら、お示し願います。

次に、「ゆとり教育」についてお聞きいたします。

ゆとり教育の実施が発表されるや否や、矢つぎばやに「子どもたちの学力が低下する」と各方面から反論が起きております。文部科学省の取組に見られる三つの大きな柱では、授業時間の削減、学習内容の削減、教科書内容の削減を挙げておりますが、私としては、削減だけが子どもたちのゆとり教育につながるという

考えは理解できません。

そこで、児童・生徒と教師、学校現場でのゆとり教育のあるべき姿をどのように考え、運用しようとしておられるのか。また、学力低下が心配されないのかについても、ご見解をお尋ねいたします。

更に、小樽市教育委員会として、ゆとり教育に対する小樽市独自の教育方針がございましたら、実行に当たった問題点と対応策も含めてお示しください。

次に、学校教育という立場から見た家庭教育についてお伺いいたします。

最近の調査によりますと、テレビゲームなどに熱中するあまり、家庭での学習時間の減少が問題視されております。世界的に見ると、日本の子どもたちの学習時間は、先進諸国の中では最低にランクされております。勉強しなさいと親からうるさく言われた我々の子ども時代と現在では、家族構成や家庭環境も違い、親の意識や価値観も変わってきたようにも思われます。今、子どもを育てる上で、何よりも家庭・学校・地域の連携が重要に思うのです。新学習指導要領においても地域の経済力の重視がうたわれておりますが、それには、まず学校が地域に開かれなければなりません。

そこで、小樽市教育委員会が地域の教育力の現状をどのように評価し、学校教育に生かそうとしているのか、お聞かせください。また、子育てする上で何が大切なのか、親と子どもの望ましい人間関係についてどのように考えているのか、その留意点と解決策の選択肢をお示しください。

次に、学校教育についてお尋ねいたします。

全国的に少子化が進み、各学年での生徒数が減少しております。これに起因するさまざまな問題があり、例えば、学年ごとの学級数が少なく、中学校では専門課程を履修した教師を配置できない学校もあります。冒頭で述べたとおり、子どもたちにとって教育を受けるチャンスはそのとき以外にありません。

そこで、我々大人は、小樽の子どもたちの教育環境をできるだけよい方向に整備する責任があります。地方自治体は、現在、財政難に陥っておりますが、長期的な見地に立って、未来を担う子どもたちに今投資しなければ、将来、有能な人材の育成ができなくなるように思うのです。市費による非常勤講師の派遣などにより、国の基準だけでは不足する教育環境整備に小樽市独自の教育投資をするべきではないでしょうか。未来を担う子どもたちへの投資は、必要な投資であり、市民にも大いに支持されるものと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、少人数指導の将来展望についてお伺いいたします。

最近の子どもたちの数学、理科に対する理解度が問題となっております。一方、国語では、正しい日本語の使い方に乱れが見受けられ、危ぐされてもおります。これは、理解ができてできなくても、現在のカリキュラムに沿って、クラス全体が進行してしまう弊害によるものとも言われております。特に算数においては、積重ねによる勉強となりますので、一度つまずくと、後の授業が理解できないことになります。かといって、みんなが理解できるまで足踏みすると、授業が遅れ、全体学力の低下につながります。

そこで、国内の他の地方で取り入れられている、ティーム・ティーチングの変則運用や空き教室を活用する、クラスを分割した指導を取り入れられないものか、お伺いいたします。

そのためには、市費による非常勤講師の派遣や、学校現場では児童・生徒への個の尊重と教師の自主性と力量も必要となります。また、少人数学習は、生徒と教師が絶えず身近でやりとりすることにより理解度が高まり、お互い学習に対する意欲が増すことにより、信頼関係が生まれ、教育効果が上がると考えます。加えて、これらの取組は、不登校児の未然防止の一助となるのではと考えますが、ご所見と取組についてお伺

いいいたします。

最後に、土曜学校の開設需要と取組についてお伺いいたします。

週完全5日制となり、学校現場や家庭生活の面で戸惑いがあるのが現状であります。土曜、日曜の家庭での過ごし方をアンケート調査した結果、「ただぶらぶらして過ごす」「テレビゲームをする」「寝ている」などが上位を占め、本来目的から離れた実態があるようです。親も子どもも、行く場がない不安と不満を訴え、どうしたらよいのかわからない状況にあるのではないのでしょうか。多くの子どもたちにとって、同じ世代の仲間がいる学校こそが安住の地であるようにも聞こえてまいります。

これらの状況を踏まえて、教育委員会として何らかの対策をとらなければならないと考えます。そこで、土曜学校の開設も一つの選択肢としてあるのではないのでしょうか。既に茨城県古河市で実施されております。これは、第2・第4土曜日に、小学校高学年には国語・算数、中学校では国語・数学・英語とコンピュータ教室が開かれ、その日の予定を見て子どもたちが自主的に登録し、現役の教師が1人もいない学校関係者以外により管理運営されております。スタッフへの謝礼は市の負担となっているそうです。

一方、社会人の中には、子どもと一緒に勉強し、社会貢献もしたいと考えている大人もおります。見方によっては、少子高齢化社会での共存共栄策でもあります。完全週5日制は、文部科学省が「子どもを地域や家庭に帰す」ために取り入れた施策であります。地域や家庭の受入態勢が整っていない現状では、何らかの方策を考え実行しなければならないと考えます。

そこで、週5日制になった子どもたちの家庭での生活実態をどのように受け止め、更に問題点に対する対応策をどのように考えているのか、教育委員会のご所見をあわせてお伺いいたします。

質問全般にわたり、「これから検討してまいりたいと考えております」とのあいまいな答弁は、ご容赦願いたいと思います。

再質問を留保し、私の一般質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 大竹議員のご質問にお答えします。

市営墓地についてのご質問ですが、市営墓地の使用につきましては、小樽市墓地及び火葬場条例において、使用許可後1年以内に墓碑・墓石等の建立を行うことになっております。また、何らかの理由で建立ができない場合には、更に1年間の猶予を認めております。

ご指摘のとおり、使用許可を受けても未建立のものが240区画、許可後使用者から返還されたものが110区画あり、合わせて未建立区画が現在350区画を有しております。諸般の事情で、使用許可済みで未建立の240区画については、長期に未建立のものもあり、早期に建立意思の確認をしてまいりたいと考えております。また、返還された110区画については、現在墓地の使用希望者がおられることから、現場説明などを行い、未建立墓地の有効利用を図ってまいります。

次に、墓地内を循環できる車両の投入ですが、これまで、お盆期間中は、高齢者や身体の不自由な方の車については墓地内への乗入れを認め、その他の車両についてはご遠慮をいただいているところであります。

本年度、中央墓地についてマイクロバスの現場運行を試みましたが、参道の幅員が狭く、マイクロバスの運行の安全や墓参者の安全確保が難しいことがわかりました。今後、他の方法も含め検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 大竹議員のご質問にお答えします。

まず、新旧学習指導要領の相違点についてですが、学習指導要領の性格をめぐっては、これまで文部省は「一定の幅を持つ基準」とか「標準」という言葉で説明してきましたが、今回、文部科学省は「最低基準」という説明をしており、各学校に対して多様な教育課程を編成するとともに、今まで以上に創意工夫した発展的な活動の取組を強調しております。

教育委員会としては、昨年12月に、各学校が創意工夫した教育課程を編成できるよう、市内教職員 121人の共同作業に基づく教育課程編成の手引、小学校・中学校用を作成し、発行いたしました。また、今年度から、民間専門家の力を借りながら、教科や総合的な学習時間に対応できる教員の研修講座を新設するなどしながら、指導上の課題の克服に向け取り組んでおりますが、今後その内容を更に充実させていきたいと考えております。

次に、ゆとり教育のあるべき姿についてですが、教育内容の見直しによってきめ細かな教育活動が可能となったことから、繰返し指導や観察や実験、調査研究などの体験的・問題解決的な学習を行うことにより、失敗してもやり直すことができる時間的なゆとりや、実際に体験し考えるゆとりなど、精神的なゆとりを大切にした教育を行うことが重要であると考えております。

とかく、これまでの授業が画一的に指導しがちであったことから、どのように児童・生徒一人一人に応じた指導を充実させ、充実感を持たせるかが大切であると受け止めております。また、適切な評価方法やその基準について研究が深められるよう、学校向け指導資料を発行するなどしながら、今後、教科等について理解がじゅうぶんでない子どもに対しては補充的な学習を、また、じゅうぶんに理解している子どもには習熟度別のグループ指導など、発展的な学習を行うよう工夫、改善に努めてまいります。

次に、家庭での学習時間が減少していることについてですが、ご指摘のとおり、近年、子どもたちのテレビ視聴や生活時間の変化が大きく、家庭において学習する時間が不足していると思います。

こうした状況を踏まえ、各学校においては、児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を進めることを基本に指導をするよう、お願いしているところであります。また、各学校独自の保護者に対する学習情報の提供場面を多くするほか、児童・生徒の教育問題について、教育研究所、スクールカウンセラーによる相談体制を強化し、保護者が子どもの教育に自信が持てるよう援助しております。

次に、市費による非常勤講師の派遣など、市独自の教育施策についてですが、市教委では、平成12年度から学校適応指導教室にふれあい協力員を2名、平成13年度からスクールカウンセラーを1名と、中学校4校に生徒指導補助員4名を配置するとともに、本年度は不登校児童生徒訪問指導員1名を配置しております。

また、市費による非常勤講師の派遣についてですが、現在、道教委において少人数指導のモデル授業を小学校1年と中学校3年を対象に進めており、経過について注目しております。また、教育課程の改訂に伴い、中学校における専門教科の授業時間に大きな変化を生じており、非常勤講師による代替も必要と考えており

ます。小樽市の将来を担う子どもの育成に当たって、市費の活用が不可欠という場合には、市と積極的に相談してまいりたいと考えております。

次に、少人数指導についてですが、児童・生徒の興味や理解の程度に応じた学習が今まで以上に行われるため、少人数の中で学習を深め、教員との信頼関係や児童・生徒相互の関係も醸成され、不登校の未然防止につながるものと考えます。

小樽市内においては、これまでの取組に対するご指摘をじゅうぶん反省しながら、現在、小学校5校、中学校6校を中心に算数、英語、総合的な学習の時間等において、複数の教員が協力して一斉授業に当たったり、学級を分割した学習形態を選んで授業を実施するなどしながら、効果を検証しております。また、当該校による打合せ会議を持ち、相互に交流したり指導力の向上のため努力を重ねております。

最後に、子どもを地域や家庭で積極的に生かすことについてですが、学校や家庭、地域は完全学校週5日制の下で、さまざまな体験を通して子どもたちに豊かな心とたくましさなどをはぐくむことが求められております。そのため、教育委員会といたしましては、各学校のPTAや町内会を中心に、学校施設などを有効活用して、ボランティアの指導による体験的な活動や奉仕活動など、地域で子どもを育てる環境づくりに向け、10月を目途に検討中であり、案がまとまり次第、モデル事業を立ち上げてまいりたいと考えております。

以上であります。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 4番、大竹秀文議員。

○4番(大竹秀文議員) 何点か、再質問させていただきます。

まず、墓地問題についてですが、調査、調整ということが必要になるということで、やるということですが、それは、いつまでにそのような状況を整理するというつもりでいらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

あとは、教育問題についてでございます。

新旧の相違点を明確にということでもありますけれども、今聞いていても、どのようなことがどうなるのかという面がちょっと見えてこないようにも感じます。専門の方はわかるのかもしれませんが、一般市民から見ましてちょっとわからないようなことがあるのではないかなというような気がいたしました。それで、いつ、どこで、どのようにという部分が、こういう形でやりたいということはあるのですが、それに対する具体的な話がいろいろな面に出てきてない。これから取り組もうとしているということはわかりますけれども、もう少し、こういう問題点があって、そのためにはこういうことをしていかなければならないというようなことを明らかにしてもらうことによって、親としても、あるいは地域としても、それに対する対応ということが考えられると思いますので、その辺で踏み込んだ答弁ということがいま一つなかったのではないかなと思います。その辺は、もう一度答弁していただきたいなと思います。

それから、いろいろな指導なり、あるいは、パンフレットをつくりながら学校現場に対していろいろな指導をしていると言いますが、それが教育委員会として実のあるものとなっていると判断しているのかどうか。ただ、学校現場に対してこのようにしているからそれをもって済むのだということではなくて、やはり、子どもにとってはその一瞬しか教育を受けることができないと思うのです。学校現場でいきますと、いろいろな施策をやるにしても時間がかかるとしても、子どもにとってはその一瞬しかない、そのことをどのように考えているのかという部分、それに対して施策としてどういう手を打っているのかという部分

で、もう少し突っ込んだ中でお答え願いたいと思います。

それから、今回、道教委の方で、試験的に、3年間ぐらい、モデル校をつくりながらという話がございましたけれども、それを待っていたとしますと小樽自体は3年遅れるわけですよ。小樽の子どものことを考えると、小樽独自の中でそれに対する施策を考え、道ということは道に、それは道としてあるのですけれども、小樽は小樽なりという形の中で積極的な取組をしていかなければならないというのが、教育委員会に課せられた大きな仕事ではないかと思うのですね。

そういう面について、具体的にそのような問題点と、それに対する、父兄も含め、あるいは地域も含め、現場も含め、このようにしていただけるとこのような形になっていくのになという思いも、もう少し出していただきたいなと思っておりますので、その辺につきまして再質問でお答え願いたいと思います。(拍手)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市民部長。

○市民部長(池田克之) 私の方から、墓地の関係でございますけれども、まず、未建立の区画の關係の有効利用ということでございます。ただいま市長からお答えしましたように、未建立のものにつきまして、年内に建立意思の確認等の調査をしてまいりたい、このように思っております。

それから、墓地内に車両の乗入れというご提案でございますけれども、来年度に向けまして、ご提案のお話も含めまして検討を進めていきたい、このように思っております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 学習指導要領の違いということですが、さきほどもお答えいたしましたけれども、これまでは一定の基準ということでそこから抜け出してはいけませんよ、これをきちんと守ってくださいということでした。新しい場合は、これは最低基準ということで、学校の工夫によっていかようにでも活用できますという姿勢なのです。

それで、特色ある学校づくりということで、各学校がそれぞれの意見で教育課程を編成することになっていて、教育委員会の仕事はそれに対して助言するという立場でございますので、各学校の裁量で教育課程を編成し、特色ある授業活動を行うということが前提になっております。

具体的な内容については、菊部長に答えさせます。

3番目のご質問のいわゆる道教委の研究を3年待っていてはということですが、文部科学省の学級編制基準の改定は、都道府県単位で編制基準を変えなければ、地方自治体で少人数学級に取り組んだ場合、いわゆる教員配置については市費独自ですが、教員とは認めませんという規定になっております。いわゆる本州各県では、それぞれの自治体で教員を採用している場合、包括的に県の方で少人数指導を進めますという前提があります。私どもは、212市町村それぞれでそれを考えているのですが、道教委の変化がまだないので、212市町村のどの市町村もそれに踏み出せないでおります。

しかし、中ではいろいろと問題について検討している、注目しているという事情にございますので、その辺をご理解いただきたいと存じます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（松田日出男） 学校教育部長。

○学校教育部長（菊 謙） 学習指導要領のことについてお話しさせていただきます。

今回の改訂に当たりまして、学習指導の内容をじゅうぶん見直しまして、今までたくさんの指導内容等がございましたが、それをダブったりしないようにという観点から量的に減らしたものでございます。例えば、皆さんもよくお聞きしていますように、算数で申し上げますと台形の面積でありますとか、円周率でありますとか、さまざまなものがございますが、子どもたちの発達段階に応じて量を減らしたという考えでございます。

また、教育委員会におきましては、学校の現状をじゅうぶん踏まえまして学習指導に当たっての資料を作成しているところでございますが、私どもが作成した資料につきましては、学校の方から、その資料が適切であったか、もっとよりよいものがないかということの意見をじゅうぶんに参考にしながらと。また、私どもは新しいものを更に作り直してということで、皆さんにお目にかかっていると思いますが、指導室便りですとか、指導室からの資料集としてお配りしております。また、お配りするだけではございません。校長会、教頭会議のときに、1時間から2時間の時間をかけてじゅうぶんに説明させていただいておりますので、それが先生方に更にフィードバックされ、またその資料が悪かったらまた私どもで作り直すと、そういう方法で考えてございますので、私どもは新しい学習指導要領に基づいた内容が着実に学校に定着していくものというふうに考えてございます。

最後になりますが、それぞれの学校では、今回の学習指導要領に当たりまして、一番大きな目玉は特色ある学校づくりということを念頭に置いて、学校経営を進めていただいているところでございます。特色ある学校づくりというのは、言うまでもございませんが、アドバルーンを上げて、ただこういうことやっているよということではなくて、最終的に、子ども一人一人がその地域の特色をじゅうぶん踏まえて、基礎・基本の定着でありますとか、自分たちの郷土、つまり小樽をよく理解してもらうというような考えに立ちまして、それぞれの校長先生に特色ある学校づくりをお願いしているところでございます。

大竹議員の方からたくさん出てございますが、私どもは一つ一つ受け止めながら、学校ですばらしい実践がされるよう努力しているところでございます。

以上です。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 4番、大竹秀文議員。

○4番（大竹秀文議員） 再々質問いたしますが、今の中でちょっとわからない部分があったので、お伺いいたします。

道教委といたしましては、市費で採用された人については教員と認めないというようなご発言が今ございましたけれども、これは、教員と認める認めないということと、教育をするということの中で、市費でやった場合には、私は土曜学校などの場合を例に挙げましたが、これはあくまでも教員であるとは限らないわけですね。だから、教育のカリキュラムの時間内でやるとするとそういうことはあると思いますけれども、私が一つの提案として挙げていった土曜学校などになりますと、子どもたちのために教えるということは、教員である必要はないという部分も出てくると思うのですよ。その辺と、教員と認めないという部分が、どのような形で、どう考えて、現状では運営されることができるのかという部分を聞きたいと思います。それがまず1点です。

それから、特色ある学校づくりという中で、学校を管理している管理者に対して、ただ単に助言するだけであるというような今のお話でしたけれども、やはり、小樽の教育はどうあるべきかということは、教育委員会の中において一つの方針がきちっと決められた中で、その中で各学校が特色あるものを持っていくべきだと思うのです。それは、今の教育長の答弁からいきますと、各学校が責任を持ってやるのだから、教育委員会としてはそれをただ単に補足するといいますが、助言するということだけでは、教育委員会の、小樽市教育委員会としての位置といいますが、それがすごくあいまいになっているのではないかなと思います。

今までいろいろ質問した中でもありますけども、学校現場の中であったことについては学校に責任があるのだ、教員の採用とかなんとかに絡む問題については道教委にあるのだ、教育委員会というのは、そういうことについては何ら責任がないというような発言が今までも結構聞かれているわけです。今でも言われてますように、学校の方針というものをある程度決めた中で、それに沿って各現場で特色のあるものをつくるということではないかと思うんですけども、今の話を聞きますと、もう完全に各学校現場に任せられているので教育委員会としてはその辺の責任がないのだと、そのようなことまで聞こえますので、その辺について、2点、再々質問したいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) まず、最初のいわゆる少人数指導にかかわる教員を採用した場合、自治体の規則といいますが、そういう基準がなければ採用できないというのはそのとおりでございます。

ただ、ご指摘のありました土曜学校、あるいは、いろいろな形で子どもを教えるということは、お答えいたしましたように、ボランティアとして参加することができます。例えば、退職された先生、あるいは教職免許を持っている民間の方、あるいは教育に熱心ないろいろな活動をなさっている方は、それぞれ教師として有用であると思ひまして、いわゆる文部省の基準による学級編制にかかわる問題とは若干違いますので、舌足らずでその辺は誤解を招いたのではないかと思います。土曜学校ではボランティア的なそういう指導がじゅうぶんに可能ですので、それについては10月を目途に検討しており、その事業を始めたいと考えております。

それから、もう一つ、学習指導要領と教育課程の問題で、教育課程の編成は学校の権限であって、いわゆる学校がそれぞれ特色ある教育課程を編成する権限を持っております。教育課程について、教育委員会は責任を放棄しているのではなくして、指導・助言をするわけですが、最終的に、その学校の教育課程について、法令に準拠していない場合はだめですよと言いますが、基本的な枠組みを変えなさいとか、そういうような強制はできない仕組みになっておりますので、ご理解をいただきたい、そう思います。

付言いたしますけれども、教育委員会として責任を放棄しているわけではございません。さきほど部長からお答えしましたように、指導資料なども発行しておりますし、最近では、小樽市の教育という冊子をまとめて各学校に配布したことを申し添えます。

○議長(松田日出男) 大竹議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

(10番 中島麗子議員登壇)(拍手)

○10番(中島麗子議員) 一般質問をします。

今年8月5日、住民基本台帳ネットワークシステム、住基ネットが始まりました。しかし、個人情報保護対策が未整備のため、不参加の自治体や凍結、延期を求める声もあり、足並みが乱れたままのスタートになりました。初日だけでも6自治体、400万人が参加せず、情報漏えいがあれば接続を中断することを決めたり、住民個人の希望者のみを対象にする自治体も出ています。

最大の原因は、すべての国民に11けたの番号をつけて、名前、住所、性別、生年月日とその変更情報を全国単一のオンラインシステムで管理するとき、個人情報が流出して利用されるのではないかというプライバシー侵害の不安があることです。1999年、住民基本台帳法がこつこつ改正により住基ネット法を制定したときも、プライバシー保護に十全の措置を講ずることにより、住民が信頼するに足る制度の確立を図ることなど5項目の附帯決議を全会一致で決めています。

ところが、さきの通常国会に政府が提出した個人情報保護法案は、報道規制、表現の自由を脅かす法案として世論の反対で成立せず、その結果、住基ネットの前提条件がないままの実施になり、政府・与党の責任は重大です。稼働した後、データが送信できない、接続間違い、住基ネットシステムへの侵入を防ぐ防護壁が故障するなどのトラブルのほか、通知書を別世帯に配布したり、透けて見えるなどプライバシーにかかわる問題が発生し、更に国民の不安が高まっています。小樽市でも、8月19日までに250件の苦情、問合せが寄せられており、そのうち住基ネットに反対、拒否できないかとの意見が50件以上です。

2000年、杉並区長は、全国に先駆けて、個人情報保護に問題ありと住基ネットに異議を申し立て、その後、住民票コードが漏えいしたり、区民の基本的な人権が侵害されるおそれがあるとき、区長の権限で住基ネットからの離脱ができることを独自の条例で決めています。横浜市は、市民選択制を決め、後志のニセコ町は、9月までに個人情報保護の改善策をとらなければ離脱すると表明しております。ネットには参加するが、個人情報が流出したときは離脱するとした自治体も増加しています。

住民のプライバシーを守るために、自治体が必要な対策をとるのは当然です。どんなコンピュータシステムでも、絶対に情報が漏れないということはありません。来年8月からは、希望者に住民基本台帳カードが交付されます。これには、市町村の判断で独自のサービスを付け加えることができます。収入や財産、思想・信条や病歴、情報が集まれば集まるほど漏えいしたときの被害が大きくなります。国がこの個人情報を一元的に管理するわけですから、国民総背番号制として監視に使われる危険性が懸念されます。防衛庁の情報公開請求者に対するリスト作成問題でも明らかです。今からでも、見直し、中止すべきです。

この立場から、何点か質問します。

まず、個人情報保護対策を前提に制定した住基ネット法が、この対策なしで始まったことをどう考えるのか、また、国段階で個人情報保護対策がなされないのですから、小樽市としての対策はどうするのか、お聞かせください。

次に、市民からも住民コードの使用目的が多く質問されていましたが、このシステムを利用して何ができるのか、今後利用できる範囲を広げるのかどうか、拡大するとしたらどのような目的でどんな範囲にまでするのか、お聞かせください。

住基カードが来年発行予定です。市町村の判断で情報を入れることができますが、法整備がふじゅうぶんな段階では活用すべきではないと考えますが、小樽市は独自の情報入力をする予定でしょうか、お答えください。

小樽市としても、個人情報保護対策が制定されていない現在、当面、市民の選択制を検討し、その具体策

ができるまでは住基ネットから離脱するべきではないでしょうか。横浜市は、市民選択制を実施し、市長みずからは「希望しない」と発言しています。山田市長は横浜方式で選択を求められたらどちらを選択するのか、この点もお聞かせください。

最後に、現在のように不参加自治体がある中で、全国一律のオンラインシステムとしての機能が果たせるのでしょうか、答弁を求めます。

ITを自治体業務に活用すること自体は有用なことです。いつ、どこに、どのように活用するかは、住民要求や実態に基づいて自治体がそれぞれ判断すべきものであり、国が一律に押しつけるものではないはずです。この点でも、今回の住基ネットと国民番号制については廃止すべきです。

次に、交通安全の問題です。

北海道は、全国で交通事故死が過去10年間連続トップです。小樽市では、毎年約700ないし800件の事故が発生し、1,000人前後の負傷者が出ています。市民の中からは、危険な箇所信号や横断歩道、交通標識を希望してもなかなか設置してくれない、死亡者が出ないと対処しないと不満があります。

このたび、緑2丁目のハロー薬局前に横断歩道の設置希望が出されましたが、同一場所に横断歩道橋があるため、設置しないということです。確かに、緑小学校に通学する子どもたちには必要ですが、高齢者や病人は利用できず、いつも道路を横切る人が絶えず、大変危険です。また、緑生協の前も、山手線のバスに乗るため道路の横断が必要ですが、交通量が多く横断歩道の希望があります。しかし、ここは横断禁止道路だといって、対応できない状況です。すぐ近くに富岡歩道橋がありますが、平面の横断歩道がやはり必要です。どちらも、車にとって、横断歩道橋があるのに横断歩道があるのは危険、坂道なので車が一時停止ができない、車優先の判断ではありませんか。なぜ、歩行者の安全第一で対策できないのか、お答えください。

また、駅前、長崎屋と第3ビルをつなぐ歩道橋があっても、その下に横断歩道があります。緑歩道橋にも同様に設置できないのはなぜでしょうか、お答えください。

いなきたコミュニティセンターの前は、近くに歩道橋があっても、商店街利用客のために手押し信号を設置しています。本来なら、このように生協緑店の建設時も、買い物客の安全確保のために、交通アクセスの改善を図るべきではなかったでしょうか、お答えください。

2点目は、歩道橋についてです。

市内の歩道橋は14か所ありますが、そのほとんどは昭和50年代から60年代につくられたもので、障害者・高齢者対策としてバリアフリー法が制定されたように、高い階段を昇降できない高齢者が増え、ほとんど使用されず、実態に合わなくなっています。歩道橋を解消して高齢者や障害者も安全に利用できるよう、対策が必要です。また、歩道橋があるために、平面の横断歩道や手押し信号設置ができないのでは、安全対策上の弊害です。今後の対策をお聞かせください。

3点目は、歩行者保護のための車と歩行者分離の交差点の推進です。

札幌市内で体験しましたが、全く車の心配をしないですべての方向に移動できるのは安心です。小樽市内では駅前、いなきたコミュニティセンター付近の交差点など、最優先に実施してほしいものですが、計画をお示しください。

答弁を求めて、この項目を終わります。

宏栄社問題について、お聞きします。

市内天神町にある、社会福祉法人北海道宏栄社は、身体障害者授産施設と身体障害者福祉ホームを運営し

ています。私は、6月議会の厚生常任委員会で、この法人が同施設事業の収益金で元本保証のない高利のユーロ建て債券等を購入し、その後、後志支庁の指導で債券を処分して約1,800万円の損失を出した件について取り上げました。その後の調査で、社会福祉施設としての運営そのものが問われる、この点を再度質問したいと思います。

直接の指導・監督責任は北海道後志支庁ですが、市が年間約6,000万円、障害者への措置費を出しており、同施設には市民が職員、パート労働者として勤務していますから、小樽市も果たすべき役割があると思います。

最初に、ユーロ債券の問題です。

社会福祉法に基づく、国や道の要綱は、社会福祉法人が現金資産を有価証券に換えて保管する場合、元本保証、安全確実な証券を条件とし、その価値が相場変動により変化する株式等は含まれないとしています。また、資産は、理事会の定めるところにより、理事長が管理することになっています。

今回の問題は、施設長の個人判断でユーロ債券を1億1,000万円購入し、3か月後に理事会に報告したこと、理事会もまたこれを追認し、その後の損失に対する賠償や処分などの責任については、後志支庁が法人みずから判断すべきこととお構いなしとしたことで、全く放置されたままであることです。このような法律に触れる投機的行為で、損失を与えた反省、おわびの報告がなされたのでしょうか。まず、この点をお聞かせください。

次に、訓練生をはじめとした職員等からの苦情です。

今年の4月、日本共産党に、理事者が法人に損害をつくっても処罰を受けず、パート、訓練生のボーナスがカットされると匿名の手紙が届きました。これまで、平成8年、宏栄社職員一同が、当時の理事長に、施設長に対する賃金問題、職員への態度の改善を求める要望書を提出しています。平成9年、同施設の労働組合から理事長に、施設長と職員の信頼関係の調整の話し合いの申入れ、同年、訓練生自治会から署名つきで施設長退任の申入れがなされています。

社会福祉法第62条第4項第2号では、社会福祉事業の経営者は社会的信望を有することとあります。このような事態は、障害者の授産施設として、運営上、問題があると思います。平成9年の署名と申入れの内容は市にも相談されていますが、どのように対応されたのか、お答えください。

現施設長は、平成3年から就任して12年目で、小樽市幹部職員の天下りです。かくも長期間、在職すること自体、問題です。小樽市は、職員を派遣した立場で、どのように対策してきたのか、お聞かせください。

この項目の最後です。

今年3月、同施設は、障害者住宅として20人規模の福祉ホームを建設していますが、現在まで3戸を空き室にしたままです。市では、6月に車いす住宅3戸に対して14件の申込みがあり、空いているなら市民に提供するのが本当です。この件に対してはどのように対応してきたのか、お聞かせください。

以上、宏栄社が社会福祉法に基づいて運営されるための改善を求めて、質問いたします。

介護保険についてです。

介護保険制度が創設されてから3年目に入り、来年4月には介護報酬が改定されます。厚生労働省は、今年6月時点の調査結果を公表していますが、これによると、2003年から2005年までの第2期事業運営期間の介護サービス利用見込みは、現行より在宅で32%の増、施設では10%増、両サービスの合計では18%増の見込みです。

介護保険料は、全国自治体の約8割が値上げで、平均11%増、全国平均3,241円の予定です。65歳以上全体では約920億円の負担増、夫婦2人世帯で年間平均7,920円の負担増になります。北海道は、現行保険料より172円上がり、3,323円と全国平均より高くなっています。この調査では、釧路管内鶴居村が7,348円と高額で話題となりました。全国では9,000円台の自治体もあり、最も低い1,500円以下の自治体との地域間格差は7.8倍になり、保険料が大きな負担になるだけではなく、国民間の公平という点でも矛盾が広がっています。

この6月に小樽市は道に報告しているわけですから、その結果をお知らせください。

今後3年間のサービス量見込みを在宅、施設で現行比較でどれくらい見込んだのか、介護保険料は幾らになる予定か、お答えください。

本市は、介護保険開始初年度から赤字で、毎年、財政安定化基金から借入れをしており、この借金総額が今後の保険料に上乗せされるため、保険料は更に高くなるはずで、基金からの借入総額は幾らになりますか。介護保険制度は、開始3年目の新しい制度です。今後の第1課題は何か、市長の見解をお聞かせください。

小樽市の65歳以上の高齢者は3万6,500人、このうち介護認定申請者は約5,200人、そのうちサービス利用者が約3,750人で全体の10%にすぎません。つまり、65歳以上の9割の方は保険料だけ支払っているわけです。保険料に対する市民の実感は、市の調査では負担だがやむをえないと答えた者が介護保険利用で39.3%、介護保険を利用していない方で45.2%と、どちらも約4割、負担が苦しい、とても払えないと答えた4ないし5%を加えると、約半数は保険料が負担と言っています。本市では、年金から天引きではなく、介護保険料を自分で納めている人は約8,500人です。そのうち、保険料未納者は、平成12年度末で509件、平成13年度末で762件と増加しています。

今年10月から、70歳以上高齢者の医療費自己負担が1割、所得によっては2割負担です。限度額があるとしても、全額支払った後、手続をして3か月後に返還される仕組みですから、現金がなければ受診できません。更に、来年度から年金支給額の減額ですから、年金からの介護保険料の増額は、高齢者の生活を大きく圧迫することは間違いありません。

小樽市は、低所得者対策として平成13年10月から介護保険料の減免制度を実施していますが、13年度決算で、保険料減免が409人、187万円ほどにすぎません。予算額と対象者数に対する実施率、申請して断られた数、その主な理由は何か、お答えください。

利用料ですが、来年、介護報酬改定で、訪問介護料のうち一番多く利用されている家事介護料が引上げになり、更に、これまで低所得者対策として3%に据え置かれていた利用料を6%、つまり現行の2倍にする方向です。ヘルパーを利用している高齢者にとっては、保険料と利用料の値上げでダブルパンチです。

介護報酬全体の改定額が決定していないために、どれくらいの負担増になるか、まだわかりませんが、小樽市は、低所得者に対して訪問介護サービス利用料金5%を決めたばかりです。この内容を、国の方針の変化に合わせて後退させるべきではありません。むしろ、高齢者の医療、年金、介護保険料を含めた負担増に対して、介護保険料、利用料の減免枠を拡大すべきと考えますが、見解をお聞きます。

今年6月、69歳の独り暮らしの女性が、介護保険料が払い切れないと相談に来ました。遺族年金月額13万円で、介護保険料は第2段階で、平成13年6月は1,350円、1年後に3,510円と2倍以上になったためです。週二、三回、医大に通院して、今でも薬を1日3回分、1回減らしているのに、もうこれ以上減らせないと

言っていました。減免対象にならないのか検討しましたが、年金が年額21万円多いために該当せず、うなだれて帰っていきました。この方の来年の生活を考えると、病院も行けなくなるのではないかと心配されます。

払いたくても払えない保険料にして、少ない額でもきちんと払っている人を締め出す結果になっています。6月議会では、全会一致でこれ以上の介護保険料の引上げに反対する意見書を採択しています。今の制度では、介護サービスの利用が増えると保険料に転嫁せざるをえない仕組みになっており、このような負担能力を無視した保険料の引上げはやめて、国と道の責任で低所得者対策を実施するように、市長、ぜひとも強く要請してください。答弁を求めます。

最後に、特別養護老人ホームについてです。

北海道は、介護保険開始以後、初めて特養ホームの調査を実施して、入所待機者が1万5,000人、制度導入前より2.5倍に増えていると報告しています。

小樽市の待機状況は、今年8月時点で663人、介護保険開始前が372人ですから、1.8倍です。市は、今年1月、特別養護老人ホーム待機者の調査をしています。回答者の5割は痴ほうと診断されており、2割が自宅待機、介護者がいないため、今すぐ施設に入りたいが45件です。特別養護老人ホームへの申込み以外、何もサービスを利用していない人が5人いました。これなどは、保険料のみ払ってサービスなしの典型ではないでしょうか。

市長は、これまで、70床の増床計画を明らかにしましたが、いまだ実施計画が見えません。道は、次期介護保険計画で特養ホームの増加は道全体で24%しか見込んでいません。この中に小樽市の分が含まれているのか、現在の待機数に対して、これまでどおり70床増の計画のままか、あわせてお答えください。また、この間、市として特養老人ホームの整備枠拡大の要望を具体的にどのように上げてきたのか、お知らせください。

来年度から始まる新型の特養ホームは、個室とユニットケアがセットになっているものです。やすらぎ荘の改築も同様になると考えられます。来年の介護報酬改定では、施設に支払われる報酬額が引き下げられ、入所者から居住費に当たるホテルコストを、1か月4万円から5万円徴収することが決まっています。個室化には賛成ですが、月4ないし5万円の徴収がどのような影響になるか、心配です。お金のある人しか入れない、低所得者の締め出しにならないのか、現在の入所者の収入でホテルコストが払えないため退所になるケースはないのか、この点についてお答えください。

介護サービスの拡大がそのまま保険料値上げになる現行制度を改め、国民負担を軽減するための取組を小樽市としても実施していただきたい。このことを申し上げて、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) 中島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、住基ネットについて何点かご質問がありました。

個人情報保護対策についてであります。国におきましては、本人確認情報の利用目的及び民間の利用禁止が改正住民基本台帳法で明確に規定していることや、情報の送信については専用回線を使用し、外部から

の不正侵入を防止するためにファイアーウォールの設置をしていること、更に、内部の不正利用を防止するため、住基ネット事務に従事する職員の秘密保持が義務づけられ、これに反したときには地方公務員法や地方税法の罰則により過重の罰則となっていることなど、一定の法整備がされております。

なお、個人情報保護法の早期成立については、国に働きかけてまいります。

次に、市としての対策についてであります。小樽市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例のほか、今回、新たに小樽市住民基本台帳ネットワークシステムに関する組織管理運営要綱を定め、アクセス管理、情報資産管理、住基ネット機器の設置室における入退室の管理など、セキュリティ対策に万全を期しております。また、これらに従事する職員の教育、研修をより一層強化し、個人情報の保護について信頼されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、住民票コードによる住基ネットの利用についてであります。改正住民基本台帳法別表には、本人確認情報を提供する事務として国、都道府県及び市町村の93事務に限定されており、これらの事務に係る申請、届出等の際に添付することとなっている住民票の写しの省略や、共済年金の受給者の現況届の廃止等が可能となります。

次に、今後の利用範囲の拡大であります。国会で継続審議中の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案で、さらに171の事務に本人確認情報を提供する予定となっております。具体的な事務としては、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法による年金給付の支給に関する事務等があり、93事務と同様に、手続における住民票の写し等の添付の省略を可能とすることとしております。

次に、住基カードの発行についてであります。住基ネットの施行とカードの発行は、法律上セットのものであり、市といたしましては、来年発行予定の住基カードについては市民からの申請により希望者へ発行していく予定であります。

なお、現在、庁内の関係する部局の中で、本市として住基カードの独自利用が可能かどうかについて検討を進めているところであり、住基カードに独自の情報を入力するかどうかについては、今のところ未定であります。

次に、住基ネットへの選択制でありますけれども、住民基本台帳法では住基ネットへの参加・不参加の選択制は認められていないものと承知をいたしております。

次に、参加しない自治体がある中で全国共通システムとしての機能を果たせるかどうかであります。この住基ネットは、住民の利便性や行政手続の簡略化を目指すシステムであり、参加・不参加の自治体があることから、例えば不参加の自治体の住民が住基ネットサービスを受けられなくなるなど、住民サービスにおいて差が生じることになりますので、国では支障があると言っております。

次に、交通安全について何点かご質問がありました。

初めに、緑2丁目及び富岡1丁目の歩道橋の下に平面の横断歩道を設置すべきとのことですが、小樽警察署とのこれまでの話し合いでは、全市的に歩道橋のある箇所には横断歩道は設置しないという見解であり、現状での設置は難しいものと考えております。

次に、駅前の第2ビルと第3ビル間の横断歩道及び歩道橋であります。この横断歩道は昭和37年に設置されたものであり、また、歩道橋は駅前再開発事業の中で二つのビルの連絡路として昭和51年に建設されたもので、ほかの歩道橋とは異なるものであります。したがって、緑歩道橋下の横断歩道の設置について

は、ただいまお答えしたとおり、難しいものと考えております。

次に、緑生協前の交通アクセスの改善であります。平成8年、緑生協がオープンしたときに、生協から関係方面に交通安全施設の設置要望が出されましたが、当時、小樽警察署からは、店舗が市道と道道が交わるカーブした変則Ｔ字路に位置しており、現況の道路形状では安全施設の設置は難しい場所との見解が示されたところであります。その後、交通アクセスの改善の一環として、左右の車両確認を容易にするドット線が小樽警察署の指導により交差点内に表示され、安全性が図られたところであります。

次に、歩道橋の今後の対策であります。歩道橋は、確かに高齢者や身体に障害のある方には利用が難しい面があります。このようなことから、国におきましては、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、いわゆる交通バリアフリー法が、平成12年11月15日、施行されたところであります。この国の基本方針に基づき、平成13年6月には、国道5号の拡幅により張碓歩道橋に階段のほかスロープも併設されるなど、具体的な推進が図られております。

今後、小樽開発建設部、小樽土木現業所、小樽警察署、小樽市が一体となり、バリアフリー対策について協議を進めることといたしております。

次に、歩行者と車両分離の交差点の取組であります。北海道公安委員会から、オルゴール堂前のメルヘン交差点を歩車分離交差点とするため、9月20日、歩車分離式信号の供用を開始するとの連絡を受けておりますし、今後も小樽市内に歩車分離式信号を増設していく計画と聞いております。

次に、宏栄社についてのご質問でございますが、初めにユーロ債の購入と売却処分に関してであります。

市といたしましては、資産の管理についての指導、監督権限はありませんが、入所者からの不安も寄せられましたので、福祉部長名により、法人として適切な対応をしていただきたいと申入れをしたところであります。

なお、法人からは、理事会での経過報告のほか、施設入所者に対して、朝礼時2回にわたり経過説明をしたと聞いております。

次に、平成9年当時の市の対応についてであります。5年前のことでもありまして明確なことは申し上げられませんが、ご指摘の内容での匿名の電話などが市にも寄せられておりましたので、基本的には法人内部の問題ではあります。市としては、理事長や施設長に適切な対応をするよう求めたところであります。

次に、法人の施設長の問題であります。法人からの要請を受けて市として人材を紹介したところであります。就任期間が長くなっていることについては、法人として事情があったものと考えております。市としては、小樽市職員の再就職に関する取扱要領に基づき、施設長の交代について再三要請しているところであります。

次に、福祉ホームについてのお尋ねであります。福祉ホームは、身体障害者福祉法に基づく生活施設であり、障害によって家庭での日常生活に支障がある方々に提供されるものであります。また、入居条件は福祉施設の入所者等に限定しているものではありませんので、市としても早急に市民に開放するよう申入れをしてきたところであり、10月初旬には公募等の手続をとると聞いております。

次に、介護保険についてのお尋ねであります。初めに、今後3年のサービス見込量についてであります。

平成13年度実績と第2期介護保険事業運営期間である平成15年度から17年度までの3か年のサービス量見込みの平均を比較しますと、居宅サービスでは39.9%、施設サービスでは9.1%の増となっております。

なお、このサービス量見込みについては、国の15年度予算の概算要求資料として大まかなサービス見込量を算定したものであり、特に施設サービスについては道との調整を終えていない推計数値であります。また、保険料につきましては、サービス量見込みが概数であることや、9月4日付けで、国から、平成15年度から17年度までの財政安定化基金拠出率や後期高齢者補正係数、所得段階別補正係数に係る措置などが新たに示されたことから、現在、サービス量見込みなどの精査を行っておりますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

なお、今議会中には現時点での保険料の水準についてお示しできるものと考えております。

次に、財政安定化基金からの借入れであります。平成12年度決算で約327万円、13年度決算見込みで約2億466万円、14年度3定補正後予算で約2億7,479万円、合計約4億8,272万円となる見込みであります。

次に、今後の課題であります。介護保険が施行され2年5か月を経過しましたが、小樽の在宅サービス利用者も増加傾向を示しており、全体的には、徐々にではありますが、制度が定着しつつあると受け止めております。

しかしながら、今後の高齢化の進展や制度の普及などによる保険給付費が増加し、それに伴い保険料の上昇が避けられない状況にあり、本市の第1号被保険者の約75%が市民税非課税であることから、その影響が大きいことや、保険料が個人単位と言いながらも、同居している世帯の所得を加味して算定される仕組みになっているため、一部に負担の公平を欠く実態にもあります。また、利用者負担につきましても、国の特別対策によるホームヘルプの3%負担の軽減策が、制度施行後の新規利用者を対象としないことなど、問題が生じております。したがって、保険料、利用者負担に対する低所得者対策については、個々の市町村が対応するのではなく、国の制度として総合的・統一的な対策を講ずることが大きな課題の一つであると考えております。

次に、介護保険料の減免であります。平成13年第2回定例会で保険料第1段階と第2段階の、3,110人の減免分として1,400万円の予算を補正しており、予算額に対する実施率は約13%。減免対象者に対する実施率も約13%となっております。また、減免の対象とならなかった方は、保険料第1段階と第2段階あわせて256人で、その理由は世帯の年間総収入額が生活保護基準額を上回ったためであります。

次に、介護保険料、利用料の減免額の拡大であります。保険料につきましては、全国で独自減免を実施している市町村は431団体で、小樽市も平成13年10月から低所得者保険料の独自減免を実施しております。また、利用料につきましても、平成14年6月から、社会福祉法人以外の事業所の訪問介護利用者に対する助成を独自に実施し、低所得者の利用者負担の軽減拡大を実施しております。

なお、今後の保険料、利用料の軽減につきましては、本市の財政状況などを総合的に勘案し、慎重に検討をしてまいりたいと考えております。

次に、低所得者対策の実施に対する要請であります。これまでも全国市長会を通じ国に要請してきており、今後とも、市町村が介護保険を円滑に実施していくため、国の制度として総合的な低所得者対策を講じようとして全国市長会を通じて国へ働きかけてまいりたいと考えております。

次に、特別養護老人ホームであります。さきに道が調査した内容は、各市町村の今後の利用見込みを集計したものであり、その中に小樽市の数値も含まれております。

また、小樽市の特別養護老人ホームの整備計画につきましては、次期計画の作成に合わせて、現在検討中であります。また、特別養護老人ホームの整備枠の拡大や優先整備の要望につきましては、平成12年6月の

後志高齢者保健福祉圏域連絡協議会において、また、同月に後志支庁社会福祉課長が来庁した際に、更に、平成13年10月の後志地区地域福祉懇話会において、次期計画における整備枠の拡大等について、道に対して要望いたしております。

次に、新型特養のホテルコストについてであります。新型特養は全室個室化のユニットケア方式であり、入居者の居住環境が抜本的に改善されることから、従来の介護や食事に係る利用者負担のほか、施設サービスと在宅サービスの負担の均衡を図ることを目的として、新たに、家賃や光熱水費などの居住費を在宅同様に新型特養の入居者からも負担していただくものであります。

なお、現在、国では、施設から締出しとならないように低所得者への配慮が検討されていると聞いておりますので、現在のやすらぎ荘が新型特養へ転換された場合でも、同様の配慮がなされるものと考えております。

以上です。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 10番、中島麗子議員。

○10番（中島麗子議員） 再質問を行います。

最初に、住基ネットの問題ですが、新聞紙上で、市長はトラブル発生時は個人情報の送信を停止する、このように言ったと述べてありました。これについて、まず、どこで、どのような形で発言されたのか、このとおりに受け取っていいのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

それから、二つ目は、個人情報の確認事項として、今のところ4項目です。しかし、実際の住民票に記載されている情報というのは、この4項目に限らず、13項目あります。例えば、国民健康保険や介護保険、国民年金や児童手当の受給者に関するさまざまな中身が含まれています。そういう情報と、これら4項目は分かれてオンラインに乗るということになるのでしょうか。この4項目以外のその他の情報が伝わることはないのか、この点について確認したいと思います。

3点目は、さきほどお答えにあったとおり、小樽市の個人情報保護制度として、小樽市電子計算機処理にかかわる個人情報の保護に関する条例があります。この中では、本人からの情報開示、訂正、削除の権利が認められています。

しかし、全国から情報が集中するセンターでは、このような個々の申請、請求権を認めていません。この矛盾についてどのように対応するのか、お聞かせください。

宏栄社の問題です。

今のお答えでは、職員の前で2度ほど経過報告をしたといいますが、謝った、そういう表現ではございません。私も何回か確認しておりますが、1,800万円の損失を与えたことについて、反省しているというふうには受け取れない情報が多々入ってまいりました。

この点について、大変遺憾だと思いますし、これについての指導、監督ができない立場とは思いますが、つまり、これが肯定されているということに大きな問題を感じます。

とりわけ小樽市は、小樽市職員の再就職に関する取扱事項、再就職した者の在職期間は原則として満65歳、特別な事情があるときは市と協議すると。平成9年4月から施行ですが、附則がついていて、施行日以前の再就職者についても、この要綱に準じて取り扱うとしています。現施設長は、平成3年3月、市の経済部長職で退職、同年6月から宏栄社に10年以上の就任です。どんな協議がされて現在に至るのか、お聞かせくだ

さい。

市長は、この要綱を決めたとき、要領を決めた以上、なぜ守らせないのか、この点についてもお答えください。

介護保険のことです。

保険料は、この議会中に答えるとおっしゃっていますが、正確な数字はともかく、財政安定化基金から4億8,700万円、3年間通じてお金を借りてきた。別の言い方をすれば、赤字を出さないで介護保険を運営しようと思えば、いったい幾らの保険料だったら赤字を出さないで済んだのか、こういうふうに考えなければならぬと思うのです。単純に65歳以上人口で割り返すと、3年間で4,000円以上、つまり現在の3,090円に4,000円プラスした7,000円の保険料でなかったら、赤字なしで介護保険を運営できなかったことになるのではないかと私は推察するのですが、いかがでしょうか。

もう一つは、減免制度の問題です。

当初1,400万円、3,100人の見込みに対して13%の達成率と。低所得者対策としては余りにもふじゅうぐんではないでしょうか。さきほどお話があったとおり、市民税非課税第3段階では年金が全く入っていない、無年金の方々が含まれているのです。この方々も、第3段階の保険料を払うという大きな矛盾がある。こういうところも含めた検討をすべきだと思います。対象枠を第2段階から第3段階までに拡大する。あるいは、断られた方々のほとんどが収入基準ですから、本市の就学援助制度のように、生活保護基準の1.3倍、こういうふうに基準を検討することもできないでしょうか。さきほど慎重に検討するとおっしゃいました。ぜひとも、慎重に、前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特別養護老人ホームの増設規模は、今、改めてお聞きしましたが、協議会や懇話会で発言した、後志支庁の本市訪問時に話した、この程度ではありませんか。本来なら、正式に、市長が出向いて文書で実態を報告して調査もしているのですから、これを資料としてぜひとも優先的につくってほしいということを申し入れるのが筋ではないですか。そういう点では、熱意を込めて、老人ホームの増設について文書で改めて申入れをしていただきたい。この点は、どうでしょうか。

あとは、ホテルコストの問題です。

国は、締出しはしないと言っているからそうなるでしょうとおっしゃっていますが、介護保険が始まってからは、今の入所者の方々の料金というのは要介護度に合わせた1割負担です。けれども、介護保険が始まる前の平成11年度までは収入に応じた負担ということで、平成11年度の小樽市内343名の特養ホーム階層別入居者状況を見れば、343名のうち、ホテルコスト分、月5万円掛ける12か月、60万円だけを見れば、60万以下の収入の方が161名ですよ。半分は年収60万以下です。この方々が継続して入れるかという問題が深刻なのです。事実に基づいて市の実態をきちんと報告して、お金の問題でなくホームが利用できるように意見を上げてください。

このことを質問して、再質問とします。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

○市長(山田勝麿) 私がお答えした以外のものは、担当部長から答弁させます。

初めに、住基ネットを停止するという問題ですけれども、これは、たしか、日にちは忘れましたが、記者

会見の折に、万が一個人情報漏えいするおそれがある、又は漏えいした場合には国や道とも連携をとりながら送信の停止若しくは切断も視野に入れますと、こういうお話をしております。

それから、次は宏栄社の問題ですけれども、施設の理事長に対しましては再三お話をしております。たまたま今お話がありましたホームの問題とか、こういう建設の問題があったものですから、少し待ってほしいというような要請もあったのですけれども、いやいや、それはそれとして早くという話もしました。しかし、ぜひという話もありまして、今回こういった事業も終わりましたので、改めて申入れをしたい、こういうふうに思っています。

それから、減免の関係です。さきほどもお答えしましたが、対象枠の拡大の問題ですけれども、ご承知のとおり、非常に厳しい財政状況の中で、今、拡大するとかしないとかという判断はつきかねますので、もう少し時間をかけて、財政状況を見ながら判断をしていきたいと思っております。

それから、特養の問題については、さきほど何点か申し上げましたけれども、私もいろいろな機会でも申し上げております。ただ、後志管内という問題がありまして、各町村ともやっぱり我がまちにぜひつくってくれという要望があるものですから、そののけ、そののけと小樽だけつくれと言うわけにもいきませんので、そういったことも含めて、改めてまたそういった機会に要請をしていきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市民部長。

○市民部長（池田克之） 住基ネットの関係で、私の方から2点お答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、住民票にございます記載13項目が漏れるのではないかとというご質問でございますが、これは、改正住基ネット法の中で、本人の氏名、それから住所、生年月日、性別、それから住民票コードと、ただいま言いました変更情報のみということで、法律の中で6情報ということに限定されてございますので、そういったことは無いものと、このように承知をしております。

それから、市の条例における個人情報保護制度の関係で、住基ネットの本人確認情報の削除を含めました訂正等についてでございますけれども、法の中では開示の申請を受けた場合には、その開示に係る本人の確認情報につきまして、その内容について追加又は削除の申出がありましたら遅滞なく調査を行い、その結果を当該申出した方に対しまして書面で通知をする、このような規定になっているわけです。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 福祉部長。

○福祉部長（田中昭雄） 中島議員の再質問にお答えいたします。

現行3,090円の介護保険料が、ご答弁申し上げました4億4,872万借入れということなのですけれども、この借入れをしない場合、保険料は幾らになるのかというご質問というふうに思います。

現行保険料につきましては、保険給付費のほかに、財政調整交付金の交付率や財政安定化基金の拠出率、更には、所得段階に応じた補正被保険者数など多くの要素を基にして算定をしております。しかしながら、14年度保険給付費の見込みなどが未確定でありますので、単純に借入総額を被保険者数で割り返しますと、私どもの試算では月額400円というふうになりますので、現行保険料3,090円に加えますと3,500円程度ということになります。

それから、ホテルコストについてでございますけれども、さきほど市長からご答弁申し上げたとおりで

ざいますが、国の内容についてよく見極めた上で対応をしたいというふうに考えております。

以上であります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 10番、中島麗子議員。

○10番（中島麗子議員） 先に住基ネットの問題ですけれども、さきの市長の見解ではトラブルがあったら離脱すると。つまり、トラブルがない限り問題なし、こういうふうに判断しているということでしょうか。個人情報保護されるとおっしゃいますけれども、内部の職員の倫理意識も強化するとかとおっしゃいますけれども、ネットワークセキュリティの会社で調査したところ、情報漏えいの9割は内部関係者と。日弁連が実施した実態調査でも、7割の自治体が民間業者に委託してと。小樽もそうですね。そもそも住基ネット法に決められている指定情報処理機関が地方自治情報センターという一民間団体です。ここのコンピュータに国民すべての本人情報が記録、保存されるのです。当然、心配されると思います。トラブルがない限り問題なし、そういうふうに考えていいのですか。

もう一つは、池田部長は、法律では報告することになっているとおっしゃっていますけれども、違いますよ。これは、参議院の第154国会の決算委員会で、我が党の八田ひろ子さんが質問したことに答えて、政府参考人の芳山達郎さんという方が答えています。現在はそういう必要はないということで法律になっているので、個人の情報開示についての問合せは受け付けないと。個人個人ではなくて、集団に関しての情報については方法がありますと、こう答えているのです。これについて、もう一度お答えください。

もう一つは、市長は、今、小樽だけ、小樽だけと要請するわけにいかないとおっしゃっていますけれども、私は、小樽だけ要請しろと言っておりません。小樽の特養ホーム待機者の解決のために、小樽にもつくってほしいと。こういうふうに正式に申入れをしてください、こういうふうに言っているのです。向こうがどのように判断するかは別問題であり、やるべきことはやってほしい、誠心誠意、きちっと申入れをしてほしいと言っていることを再度確認したいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） セキュリティの問題ですけれども、これは、私どもとしてはないことを信じておりますけれども、万が一、万が一、あった場合ということも想定されないわけではございませんので、市としては万全の体制をとっているつもりであります。

しかし、いろいろなそれぞれの機関を通っていきますから、どこかの部分でないとも限らない。そういうとき、その場合には、さっき申し上げましたとおり、送信の停止とか切断も視野に入れますというふうに申し上げております。

それから、特養については、もちろんずっと要請してきています。ただ、さっきも言ったとおり、管内でも手を挙げていますから、管内の町村に優先してやってくれというわけにもいきませんので、ただ、要望はしておりますので、それはご理解してほしいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市民部長。

○市民部長（池田克之） 私の質問の受止め方が勘違いをしていたのかわかりませんが、全国の地方自治体共同のシステムであるということで、今、小樽市の個人情報保護条例は市の中の一つのものでございます

が、これは、全国の国や都道府県、それから市町村等が、こういったところが参加するところの、そういうことを前提としたシステムでございます。今言ったこれらの全国システムの個々の情報については、国の見解、書類はたしか今日は持ってきておりませんが、その辺は難しい面があるという見解が一つあります。その中で、そういった国民なり市民の声もあるので、このことについてどうするかというようなことで、やれば政令、省令等でそういうものが示されてくるものと思っております。そういった面で、現在のところ難しいと、こういった国の見解は文書であるということです。

以上です。

(「議長、答弁漏れ」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 中島麗子議員。

○10番(中島麗子議員) 今、私が質問したのは、国の段階では、個人が自分の情報がどのように登録されているのかを確認することは難しい、そのことはできないということをおっしゃいました。でも、小樽市の条例ではできることになっているのです。その矛盾をどうするのですかと聞いているのです。「小樽市のご案内」がありますね。電子計算機処理にかかわる個人情報保護制度のご案内ができたときに、この制度によってどのような権利が生まれるのかというところに、きちっと開示請求権、訂正請求権、制度に、削除をする請求権が出ているんです。これが小樽市の条例であるときに、国がつくっている新たな住基ネットワークシステムの法律では国の方では認めていない、このずれはどうするのですか。ここをお答えになっていないのです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市民部長。

○市民部長(池田克之) さきほどもちょっとシステムの仕組みをお話しさせていただきましたけれども、一つの自治体の市民の情報というよりも、この住基ネットは、全国3,300余の自治体の個人情報のための、さきほども言いました4情報、その4情報を含めた6情報ですが、そういったものをその自治体に参加するという前提でつくられたネットワークでございますので、そういった面では、一つの自治体の情報開示の部分とはちょっとシステムそのものが違いますので、国においては、さきほどの答弁になりますけれども、難しい面があるということでございます。

○議長(松田日出男) 中島議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 21番、佐々木勝利議員。

(21番 佐々木勝利議員)(拍手)

○21番(佐々木勝利議員) 体内時計では3時半を超えて休憩の時間となりますけれども、もう少し頑張ります。

今日は、市民待望の小樽・中国定期コンテナ航路開設の記念日であります。小樽の今後の発展に思いをいたし、一般質問いたします。

まず初めに、核兵器廃絶平和都市宣言の小樽についてです。

9.11、アメリカにおける同時多発テロ事件から1年が過ぎました。それ以降、戦争の概念も大きく変わってやうであります。米国は、戦争状態にあり、テロ支援国家に対する報復のために、早ければ今週にも、遅くとも来春までにイラクを攻撃すると伝えられています。その際には、「宣戦布告も国連決議も必要としな

い」「単独行動をも辞さない」と言っているようであります。日本は、無条件にこの戦争に手を貸すことになるのでしょうか。始まったばかりの21世紀も、新たな戦争の世紀になりかねない状態です。

ここに、近づく核戦争の危険を警告する「核の時計」があります。今年、2分進められて7分前になったとされています。1991年のソ連崩壊を受けて、地球最後の日とされる終末を示す午前零時まで17分の位置に戻された針は、95年の中国、フランスの核実験で3分、98年のインド、パキスタンの核実験で5分、そして今年2月に2分進められて7分前になったとされています。

それは、米国の弾道弾迎撃ミサイル、いわゆるＡＢＭ制限条約からの離脱表明、核軍縮交渉の停滞が理由となっています。歴代の広島市長が、68年から、核実験のたびに打った抗議電報は628本に上ると公表されています。人類は、いつの日にか、核兵器を廃絶し、広島、長崎を最初で最後の被爆都市にするとの責務を負っていると思います。そして、唯一、被爆国の日本こそ、核の脅威をなくす運動の先頭に立つべきと考えます。

そこで、市長の見解を伺います。お聞かせください。

過日、8月6日、第15回反核平和の火リレー小樽地区集会在庁内で開かれました。その場に市長は出席できませんでしたが、市長からのあいさつ文が代読されました。

要約すると、全世界からの核兵器の廃絶を目指す皆さんの活動に、核兵器廃絶平和都市宣言をしている小樽市として敬意を表します。核兵器が廃絶され、戦争のない平和な世界を実現することは、全人類の悲願であります。北海道における反核平和の火リレーの活動は、今回で15回目を迎えるということですが、核兵器の廃絶と国際平和の実現を願う反核平和の火が、多くの手でリレーされ、そして、多くの人々に感動を与えて無事にゴールできることを祈念いたしますと結んでおります。

改めて、「核兵器廃絶平和都市宣言」をしている小樽市長としての願いと決意をお聞かせください。

次に、数値で見る小樽、住みよさランキングについてです。

観光客集客数では全国でも上位にランクされる小樽ですが、データによるそのまちの評価を知ることは、これからのまちづくりに必要と考えます。ここに、民間の調査、都市データバック2002年度版全国695都市によると、ちなみに、財政健全度全国1位は豊田市、住みよさ全国1位は福井市であります。この住みよさランキングの算出方法は、採用指標の個別データごとに偏差値を算出して、その平均で総合評価をしたものです。スリーＡからＥまでの7段階で評価されています。

この全都市住みよさランキングの採用指数は次の五つを基にしています。一つは安心度、医療、福祉、出産。二つ目に利便度、買い物環境、金融、通勤時間。三つ目に快適度、社会基盤整備など。四つ目に富裕度、財政、所得水準。五つ目には住環境充実度、住宅の広さ、地価、持ち家。この指標を基にして個別ごとにデータ分析をしている。

さきほど言いましたように、福井市は総合1位で、スリーＡで偏差値は57.30です。小樽市は総合で385位です。全体で673都市を対象にしたデータであります。Ｂランク、偏差値は49.97。

ちなみに、さきほどの指標から並べると、安心度は380位、利便度は299位、快適度は240位、住環境充実度は405位、富裕度は523位、全道で見ますと、1位は砂川市、総合でも13位、ダブルＡ、2位は滝川市、総合20位でダブルＡ、3位は名寄市で総合26位のダブルＡ、類似都市では、帯広市がそのトップに立ちまして、総合で49位、Ａランクであります。苫小牧市は総合で55位、Ａランクです。北見市は総合で194位でもＡランク、偏差値ですから。旭川市は総合で241位でＢランク、そして、釧路市は総合362位でＢランク、

室蘭市は総合 366位のBランク、函館は小樽と同じです。385位のBランク。江別市は総合で 552位のCランクになっていますが、快適度は総合の17位というふうに記録されております。ちなみに、札幌市は総合は377位のBランク、しかし、快適度は56位、こういう数字であります。

ここで出た結果は、各都市の相対的なポジションを数値化したものです。数値データで表わせない要素や個別都市の事情は加味していませんが、なぜこの都市が高いのか、あるいは低いのかを、構成要素のバランスなどから読み取ることができると思います。

小樽市のキャッチフレーズ、目指す都市像は、未来と歴史が調和した安心、快適、躍動のまちとなっています。

そこで、以上の点を考慮して、我がまち小樽を自己評価するとどのように評価しますか、伺っておきます。

また、努力することについてあれば、具体的に示してください。

改めて、この問題について、市民、子どもたちにアンケート調査をする予定を組みませんか、見解を伺ってこの項を終えたいと思います。

次に、さきほども触れましたけれども、小樽の住民基本台帳ネットワークシステムについて何点が質問します。

すべての人に番号を振り、住民票の情報を全国的なコンピュータネットワークでつなぐいわゆる「住基ネット」が8月5日から動き始めましたが、「行政の効率が上がり、国民も便利になる」と政府は言いますが、個人情報が入り込んだり、国に管理強化されたりするのではないかとといった不安が指摘されている、その中の施行となりましたけれども、準備を進めてきた自治体からも施行の延期などを求める声が出ていると聞きます。

そこで、その実態はどうか、詳細に説明をお願いいたします。

小樽市も、いち早く、8月12日に11けたの数字から成る個人コードを通知するはがきを送付し、16日までに終えたと報告されました。

そこで、この作業の中での事前の対応として、制度趣旨の説明はじゅうぶんなされたのか。また、事後のこととして、受取拒否など、市民の反応はどうであったか。そして、それにどう対応したのかについてもお聞かせください。

受け取ってみて、疑問を持った人が多かったと思います。そもそも住基ネットとは何か、11けたの番号はどうやって決めるのか、何のためにそんなことをするのだろうか、今だって行政は電算化されているのではない、個人を見分けるのに番号も使われているが、ネットをつくることはいつ決まったのか、将来どんなふうになっていくのか、特にこの点についての反対論も根強くあるようです。住基ネットの便利さと管理社会化という暗い面の両方を推し進めていく可能性をはらんでいるから、一番問題なのは、私たち一人一人が番号によって政府に管理される世の中になりかねないことだと思います。

そこで、伺います。問題点をどのように把握されているのかをお聞かせください。

政府は、「法律で決めた目的にしか使わない」と言っていますが、住基ネットを利用できる事務の種類を93から264に増やしたこと、どんどん範囲を広げていったらどうなるのでしょうか。こんな心配もある。税金を幾ら払ったか、どんな成績で国公立大学に入学したのかとか、国立病院にどんな病気で入院したか、どんな罪を過去に犯したかなど。そして、住民票コードをコンピュータに打ち込むだけでなく、他人に知られたくない情報をあっという間に呼び出すことが技術上ではできるようになること。また、住民カード、いわ

ゆるＩＣチップの問題。情報が増えるほど、中身を盗み見られたら被害は大きくなると心配しています。また、漏えいの心配が大きく出ています。

国民を管理する仕組みにはなっていないし、外に情報が漏れることもないから大丈夫と政府は説明しますが、本当にそうだろうか。コンピュータ世界で絶対安全はありえないのが常識になっています。心配や不安がついて回るうちは、強引に進める必要はないと考える者の一人です。今は、立ち止まって考えることが肝心ではないだろうか。この点についての市長の判断、見解をお聞かせください。

次に、市の国際観光交流特区について何点か伺います。

特定の地域に限り、先行して規制を外す構造改革特区の構想が具体化へ動き始めましたが、財源の要らない経済活性化策、なかなか進まない規制緩和の突破口又は地域振興策など、さまざまな思惑から推進を求める声が高まる一方で、権限縮小につながる各省庁や業界団体の抵抗も強まっているのが現状ではないでしょうか。

そうした流れの中で、市は、国が導入を目指している構造改革特区構想について、小樽港の第3ふ頭を国際観光交流特区にすることを提案することになったとありますが、そこで、この問題の、この間の経過とその取組について伺います。具体的にお聞かせください。

明らかになっている点の一つに、改革会議が打ち出した原則は、一つには、民間の計画も活用して地方自治体が発案し、自治体の責任で実施することである。二つ目に、外交や防衛などの分野を除き、できるだけ広く認める。三つ目に、減税や補助金などの財政措置はとらないなどを踏まえた内容となっております。そこで、そういう点を踏まえた港湾物流、観光交流を両立させるための特区構想であると理解しますが、その構想内容を明らかに示してください。また、これまで進めてきた港湾計画などとの整合性をどのように図るつもりなのかもお聞かせください。

規制緩和への賛否が分かれている分野もある中で、改革特区のねらい、効果や弊害をじゅうぶん検証しながら実験的に先行していくことが重要と考えますが、この構想の実現の見通しについてお聞かせください。

次に、小樽の高校の現状について何点か伺います。

現在、小樽の高校は、公立高校には普通科2校、職業科3校があります。私立高校は3校で、全体で小樽には高校が8校あることになります。平成元年春から平成14年春までの間口削減の状況と現状を見ますと、次のようになっています。公立高校で見ますと、潮陵が2間口削減されて現在8間口の320名の定員です。桜陽はといいますと、3間口減らされて現在7間口の280名です。商業は4間口削減で現在4間口の160名です。工業はといいますと、3間口削減されて現在5間口の200名の定員です。水産は削減はゼロです。現在は4間口の160名の定員です。この平成元年から14年の春までで、小樽は合計12間口削減されて、現在は28間口の1,120名の定員です。このような推移から見ても、小樽は、生徒数減少に伴ういわゆる機械的間口削減の連続であったということがわかるのではないのでしょうか。

まず初めに、この間における市の対応とその取組について具体的にお聞かせください。

次に、小樽の高校間口の問題として、公立、私立間の比率の問題、公立高校の間口が狭い。公立普通科、職業科の比率の問題。普通科希望者に対して募集数が少ない、他都市に比べて普通科間口が狭いこと、市外から市内高校への流入の問題、市内公立高校の市外からの入学者は全体で16.8%、普通科高校は20%となります。また、実質的に、小樽の公立普通科高校に進学できる割合は全市中学卒業者の3割程度です。それによって、市内公立高校の平均倍率は1.31倍とされています。これは、全道平均を大きく上回る結果となっ

ています。そして、不本意な進路変更が増加している。それによって、高い学費や遠距離通学を余儀なくされているということです。この小樽の高校の現状をどのように認識しているか、伺います。

このように、小樽の高校の現状は、子どもたちにとって大変厳しい状況に置かれています。早急に改善しなければならないと考えます。機械的な間口削減をするのではなく、現行の選抜制度、入試制度の改善を図って、地域の実情、特に小樽の実情に合ったよりよい教育環境を、知恵を出し合って作り出していかなければならないと考えます。

教育長の考え方、見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保して、終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 佐々木勝利議員のご質問にお答えいたします。

初めに、核兵器廃絶についてのお尋ねであります。我が国が核の脅威をなくす運動の先頭に立つべきこととありますが、被爆地である広島、長崎から全世界に非核平和の実現を訴え続けており、また、我が国としても、過去の体験を踏まえ、非核三原則を国是として、この考え方を諸外国に明らかにしております。今後も、唯一の被爆国として、この姿勢を堅持していかなければならないものと考えております。

次に、核兵器廃絶平和都市宣言をしている市長としての願いと決意ということですが、先ほど紹介がございましたが、「反核・平和の火リレー」小樽地区集会での私のあいさつ文の中でも述べておりますが、核兵器が廃絶され戦争のない平和の世界が実現されることが、全人類の悲願であることは言うまでもないこととあります。我が国においては、戦後57年が経過しようとしており、戦争を知らない世代が全人口の7割以上を占めております。このような状況の中であって、戦争によって何がもたらされるのかということをも市民とともに考えていかなければならないと思います。

先般の平和事業で、被爆体験者の岩本節子さんが語った、「戦争では勝者も敗者もありません。あるのは犠牲者だけです」という言葉を重く受け止めております。

次に、住みよさランキングに関してのお尋ねであります。まず、自己評価であります。このデータを見ますと、本市の評価は、「住環境の充実度」と財政状況を示す「富裕度」が他の指標に比べて低い数値であると受け止めております。

しかしながら、このような指標による評価は一つの見方として否定するものではありませんが、大切なことは、市民の皆さん一人一人が心から「住みよいまち」と思っていていただくことであり、そのためには、多くの皆さんの知恵を結集しながら「まちづくり」に努めていきたいものと考えております。

次に、小樽市の将来都市像に向けた取組であります。将来都市像に向けては、これまで同様、21世紀プランに盛り込まれております諸施策の着実な推進が基本になると考えておりますが、厳しい社会経済状況の下で、これまで以上に事業の優先度や必要度を見極めながら、緊急性の高い事業を厳選した上で施策の展開を図らなければならないものと考えております。

また、市民の意向調査につきましては、今後予定しております21世紀プランの中間点検の状況を踏まえ、アンケート調査の実施やホームページの活用など、どのような方法がよいかも含めて検討していきたいと思

います。

次に、住基ネットについてのお尋ねであります。初めに、改正住民基本台帳法の施行延期を求める各自治体の動向であります。本年8月22日現在、72市区町村議会と2県議会が意見書を、また39市区町村長と1区議会が要望書をそれぞれ総務省に提出していると聞いております。これらの意見書や要望書の詳細については承知していませんが、総務省の話では、住基ネットに不参加の自治体は、横浜市、東京都杉並区、東京都国分寺市及び福島県矢祭町の四つの市区町であります。また、9月11日に、東京都中野区は、本人確認情報を利用する国の機関等におけるセキュリティ対策が不完全であるとの理由で、住基ネットから離脱したと報道されております。

次に、住民票コード通知の発送の事前の対応であります。市民の理解をいただくため、7月及び8月の「広報おたる」に掲載したほか、総連合町会と協議を行い、町内会回覧によるお知らせ、さらには小樽市のホームページに掲載するなど、広報活動を行ってまいりました。

次に、住民票コードの発送後の市民の反応であります。現在のところ、受取拒否が24件のほか、反対や問合せなど、この制度に対するさまざまな意見が寄せられました。受取拒否をされた方や反対の方々には、住基ネットについての趣旨や住民票コードの削除はできない点などをご説明し、理解を求めたところであります。また、住基ネットの周知を図るため、小樽ろうあ協会や小樽視覚障害者福祉協会に対して、ボランティア団体の協力も得て、点字による独自のパンフレットや録音テープを作成し、それぞれ説明会を行ったところであります。

今後とも、住基ネットについての市民の理解を得るため、地域への「出前講座」の実施、「広報おたる」への掲載など、広報活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、住基ネットと住民票コードについてであります。住基ネットは平成11年8月18日の住民基本台帳法の改正により、地方公共団体共同のシステムとして決定されたものであります。また、住民票コードの11けたの数字は、北海道知事から指定されたもので、無作為に付番したものであります。また、住民票コードは本人を特定する番号で、本人確認を迅速かつ確実に行うためのもので、経費の節減、多くの時間の短縮が図られるなどの利点があると言われております。

次に、番号によって政府に管理されるのではということですが、住基ネットの本人確認のための情報は、氏名、住所、生年月日、性別、住民票コードとこれらの変更情報のみであり、これらを利用する事務として、国、都道府県及び市町村の93事務に限定されており、国が直接の管理システムではないと承知しております。

次に、住基ネットの安全性であります。住基ネットは大切な個人情報を取り扱うため、個人情報の保護を最重要課題としています。そのため、国において、制度面、技術面、運用面から万全の対策を講じており、制度面では情報の提供先と利用目的と明確に規定するとともに、民間での住民票コードの利用を禁止しています。技術面では、専用回線を使用するとともに、情報を暗号化することで外部からの不正侵入や情報漏えいを防止し、法律で定められた事務にのみ情報を提供又は利用されることとしております。運用面では、運用にかかわる職員を限定するなど、管理を厳重にし、目的以外の利用を防止しております。市においても、「小樽市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」のほか、「小樽市住民基本台帳ネットワークシステムに関する組織管理運営要綱」を定め、セキュリティ対策に万全を期し、市民の不安の解消に努めております。

いずれにいたしましても、新しいシステムであり、ご指摘のとおり、絶対大丈夫ということは必ずしもないと思いますので、絶えず、その在り方を点検、見直しを行いながら、万が一個人情報漏えいのおそれ、もしくは漏えいした場合は、国や道と連携をとり、送信の停止若しくは切断も視野に入れなければならないと考えております。

次に、「国際観光交流特区」についてであります。初めに、提案に至る経過とその取組であります。構造改革特区につきましては、政府の経済財政諮問会議と総合規制改革会議が、その導入の方針を打ち出し、7月5日に内閣官房に構造改革特区推進室が設置されたところであります。

8月2日に全国の自治体への提案要請がありましたことから、本市におきましても、新たな産業の創出等により市内全体の経済効果が見込まれることや、規制を緩和することによってまち並み景観や生活環境に悪影響を及ぼさないことなどを重視し、一定のエリア内での効果がじゅうぶん期待できる小樽港第3号ふ頭地区を「国際観光交流特区」として提案したものであります。

次に、構想の内容についてであります。小樽港第3号ふ頭の港湾物流機能を確保しつつ、関税法等の規制緩和を行うことで、寄港する外国人観光客等へのサービス機能の導入等により、港湾関連企業の観光産業への参入や事業展開等による地域経済の活性化を図ることを目的とするものであり、外国貿易港としての知名度、地理的優位性を最大限に生かした北海道観光の国際的な海の玄関口として、魅力ある地域の創出を目指すものであります。

次に、港湾計画との整合性であります。平成9年に改訂した港湾計画においては、「物流事業の増大や輸送革新の進展に対応した港湾物流機能の充実・強化及び国内外との交流拡大に対応した海上ターミナル機能の充実」などを位置づけしており、港湾計画の基本方針と特区提案とは整合性が図られるものと考えております。

次に、この構想の実現の見通しであります。国からの説明によりますと、地方公共団体等からの提案を踏まえて、具体的な制度の策定後、関連法案を提出するものと聞いております。今後、国の法整備等に関する動向につきましては注視していかなければなりません。私といたしましては、関係機関の協力を得ながら、提案した特区構想の実現に向け、努力してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 佐々木勝利議員のご質問にお答えいたします。

最初に、平成元年度以降の適正配置計画に対する取組ですが、ご指摘のとおり、この14年間で12間口、学級定員の引下げを含めると公立高校は620名の定員の減となります。

教育委員会では、毎年の計画案が示されますと、市長部局、市議会をはじめ、市内教育関係団体とも連携をとりながら、北海道教育委員会に対する陳情行動や、さまざまな機会を通じて間口確保の取組を行ってまいりましたが、生徒数の減少期が続いており、そのこともあって大変厳しい状況にあると考えております。

次に、高校の現状認識についてであります。公立では普通科2校、専門職業科3校があり、今年度春の収容率は全道の76.0%に対し、小樽は78.8%と高い水準にあります。また、それぞれに特徴のある私立3校を含め、受験生にとっては多様な選択肢があるものと理解しております。

その反面、公立普通科間口の割合は他学区に比べ低く、近年の大学進学率向上の中で、受験生や保護者が

らは普通科を希望する声が強く、適正配置計画策定に際して、市教委としてそうした声を道教委に訴えてきたところであります。

最後に、高校教育の環境づくりについてですが、平成12年に道教委が策定いたしました「公立高等学校配置の基本指針と見通し」では、16年度より長期計画の段階に入り、その中で統廃合を含めた検討がなされるものと考えております。市内高校の今春入学者は公立で16%、私立では56%が市外からの生徒となっており、後志全域を含めた高校の在り方についての論議が必要であり、そうした場の設定を要望している状況にあります。

以上です。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 21番、佐々木勝利議員。

○21番（佐々木勝利議員） 時間の関係で、2点だけ。

聞き漏らしたというか、押さえ方で、住基ネットのところ、事後のこととしてということで、私は受取拒否を含め市民の反応はどうであったか、それにどう対応したかということを知りました。

受取拒否については24件ということで、数字が明らかになっておりますけれども、その取扱いについてどういうふうに判断をして、やったことは、趣旨を理解して、理解を求めたということなのですね。聞いたのは、どう対応してどうなったのかということを知りたい。例えば、受取拒否の状態が今でも続いているということ、その結果、どういうふうに推移していくのか。

さきほど横浜の件が出ましたが、選択型ということは、自分で決定していくという道筋をつけていくものだということに私は押さえているのです。ですから、拒否をしているということができるということは、選択できるというか、その道を開いているということに私は受け取るものですから、その辺のところの説明をお願いします。その1点だけです。

それから、教育委員会の方に。

教育長の方で、最後の小樽の高校の現状、それから取り組んできた経過から、小樽の高校の現状は選択肢がある一面、希望する学校に行けない、しわ寄せがいつている、それで地方から入ってくると、こういうようなことなんかを総合した結果、それでは小樽としてはどうするのですかということについては、基本方針と見通しの中にげたを預けるような答えが返ってくるので、少し踏み込んだ小樽市の現状打開を、高校の在り方を考えるのだと言うけれども、げたを預ける、音頭取りは道教委の方にあるのだと。こういう答えが返ってくるのだけれども、もう少し踏み込んで、教育長としてこの問題を具体的にどういうふうにして解決を図っていくのかということを知りたい、ということです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市民部長。

○市民部長（池田克之） 住基ネットの関係の再質問にお答えいたします。

受取拒否が24件ということでございますけれども、実はこの関係につきまして、国の見解としてでございますが、拒否がされましても、法的には小樽市長として国民に通知をしたという解釈になるわけでございます。

それで、私どもは、この住民票コードを通知しまして約1か月たちまして、そういった関係について、今、少しこの部分について業務が落ち着きましたものですから、改めて、こういった取扱いの全体を整理する形

で、道並びに国に、その辺のところを、ほかにも何点が協議する事項がございますので、今の取扱い等も含めまして、改めてその辺のところを道や国に協議をしまいたい、その取扱いについて協議をしていきたいと思っています。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) お答えいたします。

さきほどもお答えいたしましたけれども、平成16年度から、基本指針と見通しによると大幅な削減がされそうだと。ですから、その前に、今は、14、15、16年、この間に後志全体の高等学校の在り方を検討する機会を設けなければいけないと考えています。例えば、水産高校一つ、これは拠点校です。工業高校は後志第1、第2、第3を含めて1校、商業高校は3校、そして、私立高校あり、普通科高校ありということで、いろいろありますが、間口が総体的に小さくなってきております。例えば、郡部の学校は、1学年に園芸科と普通科一つといったような高校の出現も予想されるような状況にありますので、早急にそういう検討機関をつくってほしいと、この前の地域協議会の席上、市長から要望を申し上げました。それで、道教委の政策室あるいは後志教育局の局長からも、それはいつまでにということですから、早期に立ち上げてほしいと、そういう要望をしましたので、近くそういう相談があるものと考えており、小樽市としては積極的にその場で発言し、後志全体の高校の在り方について考えてまいりたいと考えております。

○議長(松田日出男) 佐々木勝利議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時45分

再開 午後 5時10分

○議長(松田日出男) 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 17番、小林栄治議員。

(17番 小林栄治議員登壇)(拍手)

○17番(小林栄治議員) 昨日9月17日、日本を震かんとさせました北朝鮮の拉致事件、死亡を確認された方々に、まことに心痛み、大きな悲しいこの出来事に心からお悔やみを申し上げます。

初めに、教育委員長におかれましては、ご多忙の中、ご出席に対して深く感謝をいたします。

発行部数が国内で1番と言われている読売新聞、7月6日付けの社説を読み、愕然としたのであります。この社説の見出し、「うそについては信頼されない」は、前回の議会でも大きく問題になりました。この教育問題を取り上げ、私の一般質問に入ります。

小樽市の学校が、少人数授業などを行うための教員の増員措置を受けながら、他の教員の肩がわりなどをさせていた問題をこの社説は扱ってありました。不正な行為にもかかわらず、もっともらしい言い訳がなされている、許されることではないと一刀両断の下に切り捨てています。最も高い倫理性が求められている学校教育の神聖な場で、うそについては信頼されないと指摘されていること自体、私は痛惜極まりない思いをいたします。学校がうそをついてきたと、父母も市民も、子どもたちまでが知ることになった、小樽の教育の信頼は、地に落ちたと言わなければなりません。

全国に小樽の名が出たことは、痛恨の限りであります。

ところで、このＴＴ加配問題は、全国の報道機関のホームページによってあらゆる角度から取り上げられ、全国注目度大の小樽です。ある報道機関のホームページによりますと、雪印食品は狂牛病対策の国産牛買上げ制度を悪用し解散に追い込まれたが、今回の小樽市のケースはこれによく似た悪質な手法と言える。だが、小樽市教育委員会は、目的外使用を認めながら、生徒指導の充実や選択履修の幅の拡大など、子どもたちのために使ったと学校をむしろ弁護している。小樽市教委に自浄能力を期待できない面もあり、文部科学省の調査が待たれる。また、次のような主張もあります。解散が決まった雪印食品の場合、消費者が信用するしかない食品表示そのものに虚偽があった。その場合、実際の食品に危険性はなかったと言っても通用しない。小樽市の場合も同様だ。虚偽を積み重ねた結果に幾ら効果があったと言っても、だれも納得はしない。教育正常化に、長年、執念を燃やし続けてきた、小樽生まれの小樽育ちの私は、目から火が出る思いであります。

その後、道教委は、全道の他の地域でも目的外配置がなかったか、文部科学省の要請を受け実態調査を行い、その結果を発表したと8月31日付け各社の新聞は伝えております。それらの報道によりますと、胆振管内を中心に不正受給の学校が小学校6校、中学校24校の計30校あったと発表されていますが、小樽のように、計画と異なり少人数指導等が全く行われなかった学校、すなわち、目的外使用の学校は全道で1校もなかったとされています。極めて不適切と指摘された30校は、実施はしたが、予定時数の半分とか、それに満たないとかの問題であり、小樽の目的外使用とは質が異なると理解しています。

ところで、新聞報道によれば、この小樽の目的外使用に対して、4年間で64人分、1億3,000万円の返還要求を文部科学省は道教委に行ったと伝えています。これは、国庫負担分の金額ですから、残り半分は地方交付金で賄われる1億3,000万円と合わせ2億6,000万円の公金が不正に使用されたということになります。これは、13年度分は含まれていないようです。聞くとところによると、1人当たりの年間人件費は平均で約80万円といえますから、13年度分は概算で総額1億5,200万円、したがって、不正に使用された公金は5年間で約4億1,200万円になる。国庫負担分は総額で半分の2億600万円ですから、概算で文部科学省に最終的には返還される額になるのでしょうか。ご承知のとおり、国庫負担分の返還は、5年までさかのぼることができるということで処理されるのですから、実際の不正使用はもっと大きくなるはずで

関係者の話によれば、これからの教育関連の新規事業は厳しい冬の時代が予想されると思うがどうか。遠山大臣の、子どもたちのために措置したものが、教員の負担軽減に使われ、聞けば聞くほど許せない。国民感情として決して許されず、ゆゆしき問題。また非常に気になる発言として、小樽市については幾つか不適正な実態がある。速やかな是正を図るように指示したが、幾つかの不適正な実態とは具体的に何を指すのか、注目いたしております。

現在の市教委の管理下で、これだけの不祥事が起きたのです。関係者の処分は当然ですが、教育委員会の責任を問いたい。社会的、政治的責任をどうされるのか。身の縮む思い、深くおわびするだけで済む問題ではなく、事は極めて重大でありますので、教育委員長の答弁を求めます。

次に、小樽で前代未聞の不祥事に重大な問題と認知されていると思いますが、任命権者である市長のお考えを示していただきたいと思います。

次に、樽教研についてお尋ねいたします。

現在、先生たちの研究組織、いわゆる樽教研の会則作成と組織の発足を急がれていると聞いておりますが、小樽にとって新しい出発になるのか疑問点がありますので、お伺いいたします。

小樽の教職員団体は、現在でも学習指導要領を全面的に否定している団体であることは有名な事実であります。今年度、各学校では、特に小学校において、自分たちの学校の道徳の指導計画作成が大半拒否され、やむなく校長、教頭の手で作成されているやに伺っており、長い経過もあり、この道徳の問題は教育長も議会で改善の約束をされている国旗・国歌の日常指導の問題と同じく、全く改善の動きが見られません。学習指導要領を全面的に否定するとは、このように深刻な事態を生むのだということに、私は注目を強めたいと思います。

ところで、教育長、学校現場がこれほど異様な事態が続いているのに、新しい会則でスタートして、この樽教研が正常に機能するのですか。道徳教育部会は、他の部会と同じく、先生たちの参加が望まれますか。今までと同じように、この部会は、基本的に校長、教頭先生によって構成される結果になるのではないかと懸念いたしておりますが、いかがですか。

また、過去において、樽教研が教職員団体の研究、つまり自主編成運動に利用されていた。具体的には、教職員団体の責任者名で樽教研の各部長に部会開催が指示されている。このような不正常の中、改善することができのかどうか。少なくとも、この研究組織には長い間市民の税金が使われてきたのです。今回、新しい会則の作成を契機に、本来の公教育の研究に戻るというのであれば歓迎いたしますが、基本的な実態を放置して形だけを整える今の進め方には賛成しかねます。今回の会則の決定、会の発足を延期すべきと思います。このような組織の研究に公金を使用することに疑問を感じます。

次に、教育研究所の問題であります。

この小樽市の公的機関が、事実上、開店休業の状態にあるようです。平成9年度ですから、6年間、この実態が続いていることになります。本来、この研究所の中心的活動は、全市的視野から選ばれた8人の研究員と6人の情報研究員の先生方によって、平成8年度までは積極的な活動が続き、研究寄与の発表等多くの成果を上げてきたと評価されています。また、多くの人材も育成してきたと関係者によって指摘されています。

ところが、平成9年度から、肝心の研究員を教育委員会が委嘱できなくなったと聞きます。このように、中心的な活動に大きな穴ができた理由は、教職員団体の非協力によると言われておりますが、事実なのでしょうか。もし事実なら、なぜ教職員団体の非協力で条例で設置された公的機関の活動が実質的に止まるようなことが起きるのか、全く理解に苦しみます。小樽の教育にとっても大変貴重な公的教育機関にもかかわらず、この問題が現在まで5年間も未解決の状態になっていることに、教育長の答弁を求めます。

次に、その他の項であります。生徒指導、教員の配置に関して伺いをいたします。

この制度は、生徒指導上、極めて困難な問題を抱えた学校に先生を加配するものと理解をしております。児童・生徒の健全な教育を願って、文部科学省が推進している事業と押さえております。例のTT等の加配と同じ制度でしょう。

小樽においても、生徒指導上、困難な学校が生じ、父母や多くの関係者が苦勞され、その解決に大変な努力が続けられてきたことは、多くの市民に広く知られているところであります。少年非行についても、道内では2年連続で前年の検挙件数を上回っている上、凶悪化、粗暴化が著しく、極めて憂慮すべき状況になってきました。法務省保護監察所の通達により、本年度から小樽保護司会に市内中学校14校区内の保護司14名に学校担当専従を決め、私自身、保護司として三役とともに、9月11日、校長会に出席、その報告をし、学校との生徒指導の連携を深め、全国的な組織のさなかに生徒指導の最も難しい大変大切な時期であります。

そこで、お尋ねいたします。

この制度がいつから小樽に適用されたか。各年度に配置された各小中学校名を挙げてください。今年度、小樽では、小中学校それぞれどの学校に何名の教員が加配を受け、配置されているのか。また、この制度の目的からいって、現在の配置が適切なものと判断されているのか、答弁を求めます。

再質問を留保させていただき、質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 小林議員のご質問にお答えいたします。

小樽市の少人数指導等の問題についてであります。いかなる理由であれ、制度の趣旨を損ねる運用をしたことや、こうした行為を長年にわたり防止できなかったことは、まことに遺憾であります。

また、このことを是正するため、文部科学省から道教委に厳正な指導を求められておりますので、今後の道教委の判断を待ち、市教委としては、教育委員会の会議の中で対処し、判断が示されるものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育委員長。

○教育委員長（鈴木美代子） 小林議員のご質問にお答えいたします。

少人数指導等の問題に関わる教育委員会の責任についてですが、今回の不適切な教育活動について、市民の皆様から心からおわびを申し上げます。

子どもたちの個に応じた多様な教育活動を推進するため、各学校において計画を立て取り組んできたものですが、正しい指導を制約する文書の存在が障害になって小樽市の学校現場に混乱を与えたものと考えております。この問題について調査を進める中で、各学校において、反省と是正の努力をしなければという意識が生まれ、二度と不正を許さないという態度が生まれたこと、また過員となった学校で少人数学級指導が計画され実践を深めていることが大きな救いとなっております。

今後、国及び道教委から改めて指導があると考えており、教育委員会を開催し、関係者の措置について厳正に協議、判断してまいります。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 小林議員のご質問にお答えします。

まず、文部科学省は、小樽市内小中学校の少人数指導等の問題にかかわって、道教委に対し、不適切な実態が確認された平成9年度から平成13年度までの義務教育費国庫負担金を返還すること、返還の時期及び返還金額は全道の調査結果を踏まえて対応すること、また、ホームページ等への掲載等による道民への公表、校長会等における指導の徹底と指導主事による学校訪問等、再発防止に関する取組を徹底して実施するとともに、小樽市の学校管理運営全般について改善を図ること、更に、教育委員会職員や校長、教頭等の責任者に対する厳正な対応を速やかに行うといった内容の指導がありました。

これらを踏まえ、道教委は、全道的な見地から厳正な判断を下すものと考えています。市教委としても、これまでの不適切な実態について心から反省するとともに、これまでの国や道の指導に基づき、学校管理運営全般について一層改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市教育研究会の在りようについてですが、会則につきましては、昨年末から小学校・中学校両校長会などと協議してまいりましたが、この9月に会則案がまとまりました。その大きな特徴といたしましては、指導主事が研究会の構成員になり、部会や事務局の役員として加わることになりましたし、事務局の所在地につきましても教育委員会指導室に置き、事務局等の会議も教育委員会で開催することといたしました。更に、事務局員のほとんどを小中学校長、教頭で構成されることになります。

なお、道徳部会につきましては、指導室からも加わり、研究を深めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市教育研究所の活動についてですが、市内における児童・生徒の実態調査や各種検査、小学生使用の副読本・教材の編集発行、更には、道の研究所連盟の一員としての研究活動、教育相談窓口として活動を行っています。また、研究所の独自の研究テーマに基づく研究協力校11校や各種研究団体13団体の活動も支援しており、活発に行われている活動は、学習指導要領の全面实施に伴う研究活動の推進役として、その役割を増していくものと考えております。

なお、平成9年度より、ご指摘のような状況もあり、研究員の委嘱をせず、研究所の職員のみで活動を行っていますが、研究協力校や研究団体の協力もあり、その活動は年々深まりを見せております。

次に、教育活動の停滞については、職員団体とのかかわりもありますが、現在、研究協力校や研究団体の活動の支援はもとより、一般教員の参加を呼びかけて改善に努めております。また、今後は数名の教頭を研究員に委嘱して、その活動をより活発に進めてまいりたいと思います。

次に、生徒指導教員の配置についてであります。小学校には昭和60年度、中学校には昭和63年度から配置されており、今年度までの延べ学校数は小学校28校及び中学校18校であります。今年度の配置学校は、最上小学校、桜小学校、北山中学校及び潮見台中学校にそれぞれ1名が配置されております。

最後に、現在の配置についてですが、今年度の異動に当たっては、市教委からは生徒指導教員の配置要請をしておりませんでした。後志教育局から学校名と配置人数が内示されたものであります。その際、市教委に対して配置要請文書の提出が求められましたが、配置学校にはその理由がないため提出を断った経過があり、今後、局に対して生徒指導教員配置の趣旨に沿った加配になるよう要請してまいります。

以上であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 17番、小林栄治議員。

○17番(小林栄治議員) 再質問をいたします。

委員長の答弁の中で、正しい指導を制約する文書が存在が障害になってとお答えをいただきましたが、私の知る限りでは道教委は否定をしているのですが、私の認識が間違っているかどうか、具体的に説明をいただければと思います。

次に、樽教研についてであります。

指導主事が研究会の構成員となり、事務局を教育委員会指導室に置く、会議も教育委員会で、道徳部会も指導室が加わると。大変画期的な、大変な正常化に向けた会則案でございます。今後、教職員の資質の向上をはじめ、研究会の成果をご期待申し上げます。東山中学校への移転効果で先日も行ってきましたが、その

効果を感じながら、一步前進であると私は考えてます。

しかし、道德部会に指導室が加わると。一番大事なことは、一般教員が道德部会に参加することになっているのかどうか、この辺を明らかにしてほしいと思います。ここが一番注目するところですので、この点で再度答弁を求めます。

閉鎖的なというか、教育委員会には余りにも強いイメージが今までにあったものですから、大変評価しております。教育長は、先ほど学校名を挙げたことに対して、これからも具体的に明確にお答えをいただけますように願うものであります。

私の知る限りでは、北教組小樽支部役員と生徒指導教員の配置校は、偶然の一致ではないと推察するところではありますが、昨年の配置校の学校名の報告を求めます。恐らく、支部役員の学校に配置しているはずであります。まさにＴＴ問題と同じで、目的外使用をしているのではないかと懸念をいたしております。

今後の小樽の正常化に向けて、さきほど道教委のお話もされていますから、道教委と北教組に対しまして毅然たる態度で臨んでいただきたいと思います。

多感な中学生指導という大変難しいときでもあり、今後の取組について、再度、教育長のお考えをお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育委員長。

○教育委員長（鈴木美代子） 小林議員の再質問について、正しい指導を制約する文書の存在が障害になってということのご説明ですが、教育長に答えていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 小林議員のご質問に対して、委員長にかわりましてお答えいたします。

過日、道教委幹部と同行して文部科学省に参りましたときに、道教委幹部、私を目前にいたしまして文部科学省の職員が、この文書の存在が小樽市の教育に甚大な影響を与えているのではないかと発言をされており、その後も同じような説明がございましたので、私といたしましては現在もそのように考えております。

次に、道德部会についてでございますが、昨年度は一般教員１名の所属でございました。これから募集することになりますので、確かに、ご指摘のように一般教員の参加が最大の問題でございますので、これからも努力を続けてまいりたい。時間を要すると思いますが、更に努力をいたしてまいります。

次に、生徒指導の加配でございますが、昨年は若竹小学校、桜小学校、潮見台中学校の３校でございました。生徒指導教員の加配の経緯については、さきにお答えしたとおりでございますが、今後とも市教委の立場について道教委に対して明確に申し上げてまいりたいと考えております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 17番、小林栄治議員。

○17番（小林栄治議員） 今回、私は予算委員会に入っておりませんので、再々質問をお許しいただきたいと思います。

最後に、教育正常化運動の小樽は、過去に北海道議会で取上げられました。議論をされた経過の中、私も、父母・ＰＴＡの立場で、当該学校長に教育説明会の要求をいたし、文部省の教科書が教職員団体の白カリを

使うのかと。学校長と教職員の対立が異常な過去の学校現場の経過の中で、改めて、小樽の子どもたちのために、真の公教育の充実と子どもたちの学力のレベルアップを強く切望するところであります。

これは、市民・父母の願いでもありますので、教育長の毅然とした今後の教育行政に対する決意について、答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田正敏) 再々質問にお答えいたしたいと思います。

小樽の教育正常化運動の中で、かつて白カリの問題があり、その問題の解決のために、多くの市民の方々、教職員が努力され、現在白カリといったような状況が全くなかったことに対して、そのご努力に対して心から敬意を捧げたいと思います。

今日、私どもの学校教育の現状を見ますときに、公教育の問題、学力を高める問題、完全学校5日制の中で、地域や家庭の中の子どもを育てることで協力をして学校教育を充実させていくことは大きな課題でございますので、教育委員会の会議を通じ、あるいは市民の方々のご意見をいただきながら、努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長(松田日出男) 小林議員の一般質問を終結いたします。

鈴木教育委員長、ご退席してよろしゅうございます。

(「議長、34番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 34番、秋山京子議員。

(34番 秋山京子議員登壇)(拍手)

○34番(秋山京子議員) 一般質問をいたします。

福祉に関して、何点かお伺いをいたします。

「市民と歩む21世紀プラン 小樽市総合計画」の作成に当たり、市民にアンケートを実施した際、小樽市をどのようなイメージのまちにしたいかとの問いに、「福祉都市」との答えが28.3%あり、トップだったそうですが、この計画は、平成10年から19年までの10年間の計画であり、今年は5年目、2次実施計画の中間の年でもあります。

最初に、現時点で「福祉都市」のイメージをどのようにとらえられていますか、お尋ねいたします。また、21世紀プラン作成から5年たった今、当時約4分の1強の市民が描いた「福祉都市」に近づいていると考えますか、お伺いいたします。

次に、21世紀プランの「ふれあい 福祉・安心プラン」の「地域福祉」の項で、福祉のまちづくりの推進を挙げ、「福祉のまちづくり条例」の制定をうたっておりますが、市ではこの「福祉のまちづくり条例」をどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、点状ブロックについてお伺いをいたします。

小樽のまちも、ここ数年間で、ハートビル法による福祉インフラガイドラインに基づいた工事などによって、店舗や病院、施設関係など安心して使える建築物も多くなっているのではと思います。歩道も大幅な工事や新設の際には、点状ブロック、線状ブロックの敷設も目につきます。

ところが、最近改修工事があった歩道の敷設について、気になった箇所がありましたのでお伺いいたしま

す。

通常、点状ブロックは、歩道のほぼ中央部分に敷設されているの多いと思いますが、この箇所は3分の2ほど内側、建物側に敷設されております。視覚障害者の方がつえを持って歩いたとき、もし建物に突起物があった場合など、少し不安になりました。なぜ内側に敷設したのか、何か理由があるのか、お伺いいたします。

次に、この点状ブロックは、一応、市内全域の大きな通りに面する交差点付近の歩道には敷設されておりますが、特定の施設まで誘導する線状ブロックの敷設箇所はごく一部にとどまっているように思います。更に、点状ブロックの敷設後のフォローは余り目につきません。

以前、点状ブロック等の補修に関してお伺いをしたとき、「維持修繕の基準に基づき対応しております。維持修繕の基準は、通常5ミリから2ミリ以下になった場合」との答弁をいただいておりますが、現在もこの基準は変わっていないのか、改めてお伺いいたします。

最後に、これまでもお尋ねをいたしました、盲導鈴を設置している施設数と交差点での音声誘導鈴箇所をお知らせ願います。

次に、子育て支援対策についてお伺いをいたします。

市民の方からの相談で、「小学校1年生と3歳の子供がいます。ぎりぎりまで頑張ったのですが、どうしても手術のため入院しなければなりません。夫は仕事の関係で朝が早く、帰宅時間も一定でないため、子どもまでは手が回らない状況で困っています。何とかならないでしょうか」という内容でした。3歳の子供は、一時保育所をお願いしてみようと認可保育所で唯一、一時保育をしている日赤保育所に聞いてみましたが、「3歳児はもういっぱいでお預かりは無理です」と断られてしまいました。許可外保育所は、金銭的に余裕がなく断念しました。1年生の方は、放課後児童クラブにお願いできないか問合せをしたところ、入所期間は原則6か月以上になっているので短期間は難しいと思いますが、直接、学校に相談してくださいとのことでしたが、夏休みにかかってしまい、結局、周りの善意に甘えざるを得ませんでした。

金銭的に余裕もなく、身内が近くにいない場合などは深刻な問題です。小樽市には、道立の児童相談所のように、一時、子どもを預かってもらえる施設もないため、厳しいものがあります。母親の緊急入院だけではなく、家庭の事情で働かざるを得なくなった場合など、子どもを取り巻く環境は決して明るくはありません。小樽市としても、保育所の定員数を増やしたり延長保育を実施したりして子育て支援に取り組んでいると思いますが、待機児童は減ってはおりません。

最初に、お伺いいたします。

現段階での待機児童数の状況と、待機児童の減らない原因をどう見ているのか。更に、一時的保育についてのお考えをお聞かせ願います。

次に、地域子育て支援センター「げんき」の活動の状況についてお知らせください。核家族化の中で、子育てに悩む若いお母さんの味方として、私は、子育て支援センターを核に、子育て支援サポート運動が地域に広がって、例えば、事情があって、短期間、日中だけでもサポートしてもらえるというような仕組みができることを期待しておりますが、今後の子育て支援に対するセンターのお考えをお伺いいたします。

次は、教育委員会に留守家庭児童事業、学童保育についてお伺いしたいと思います。

この留守家庭児童事業は、対象児童を小学校1年生から3年生までとし、「両親が就労している児童」「長期病気療養中」などの理由で、昼間、保護者のいない家庭の児童が対象となっております。開設時間は日曜日、

年末年始は休会、祝日、学校休業日は休会となっていて、学校の場合、下校時から午後5時まで、勤労女性センターは下校時より午後6時まで、銭函サービスセンター、塩谷児童センター、いなきた児童館は下校時より午後5時までとなっています。小樽市では、市内28校中19校が児童クラブを開設、5校が他施設に放課後児童クラブを開設、残り3校は、郊外地域という特殊性もあってか、開設はされておられません。

このとおりでよろしいのでしょうか。

次に、学校、勤労女性センター、児童館それぞれの開設時間の違う理由と未開設の3校についての見通しはいかがなのでしょう、お考えをお伺いいたします。

学童クラブも終わったのか、夕方6時を過ぎているのに校庭内の遊具で遊んでいる児童、公園の遊び場で、「おばさん、今何時」と何回も聞きながら遊んでいる子ども、帰りたくても帰れない子どもたちもいるという実態を知るにつけ、心が痛みます。

ある新聞に、「不登校や子どもの犯罪なども増加している。子どもを取り巻く問題は高度成長期の急激な核家族化で、地域共同体がなくなったのが原因。それ以前は、地域に地縁、血縁があり、子どもはみんなで育てた」という記事がありましたが、これらの問題も含め、よい解決策をと悩んでおりましたところ、神奈川県川崎市が、現在の留守家庭事業、学童保育を継承、発展させた新しい形の「放課後対策」として、小学校1年生から6年生までの全児童を対象に、地元の小学校施設を活用し、放課後や土曜日、夏休みなどに遊んだり交流できる場を提供する「わくわくプラザ事業」を、来年4月から全市立小学校114校で実施するとの新聞記事がありました。

2年前の13年10月に、モデル事業として7校がスタートしたそうですが、その一つ川崎区の川中島小学校では、「わくわくプラザ」の登録児童数8月10日現在で262人と、全児童数500人の約半数を超えていて、特に1、2年生は80%を上回っているそうです。この「わくわくプラザ」は、全学年を対象として、希望者は無条件で利用できるのです。開設日は、日曜、祝日、年末年始を除く毎日で、開設時間は、平日は放課後から午後6時まで、学校の休みの土曜日は午前8時半から午後5時までで、プラザ事業はすべて学校敷地内、校庭、体育館も含んで行われ、スタッフは市の非常勤務職員、アルバイト、地域のボランティアで構成されていて、川中島小学校の場合、毎日4名から5名体制で行っているそうです。川崎市が、昨年、モデル校の保護者と子どもを対象にアンケート調査を行った結果、約9割が「プラザがあった方がいい」と回答をしていたそうです。

ぜひ、小樽市も、近年の子どもたちを取り巻くさまざまな問題解決の一環として、全児童を対象にした新しい形の「放課後対策」をお考えいただきたいと思います、教育長のお考えをお伺いいたします。

次に、過日、「いのちの輝き」をテーマに、小学校に出向き、助産師の視点で命の大切さを語り、「いのちの教育」の出張授業を展開している「日本助産師北海道思春期学習会」P A Lの会の講演会でその活動を知り、ぜひ小樽でもP A Lの会の特別授業を通し、未来ある児童に「いのちの輝き」の感動を伝えたいと考えまして、教育委員会にお伺いしたいと思います。

P A Lの会は、少年らによる暴行、増加する殺人事件や児童虐待などに心を痛めた札幌近郊の助産師8人で昨年4月発足したばかりの会です。このP A Lの会は、「健やか親子21」の課題の中から、「思春期の保健対策の強化と健康教育の推進」「子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減」の2点を趣旨に、約45分間の特別授業を行っています。その内容は、一つ、人間のもとと精子・卵子、二つ、受精卵の発育、三つ、クイズ方式にして性の決定、四つ、受け継がれる命、五つ、ビデオで胎児エコー画像と胎盤の動き、そして

出産シーンの説明、この授業を通し、命の成り立ち、命の大切さ、生きていることのすばらしさを感じてもらい、元気で生まれてこられただけで偉いと自分を褒めようと促し、最後に、誕生日は親、家族に感謝する日ですと訴えているそうです。この特別授業には、必ず多くの保護者にも参加を呼びかけ出席をお願いしているそうですが、最初の授業のとき、一番感動していたのは男性の教師だったそうです。授業に参加し感動した親たちの声が伝わり、8月24日現在で20校から申込みがあり、9校の小学校で特別出張授業を行ったそうです。こうした助産師による同様の授業は、群馬県では数年前から行っているほか、東京都でも始まっているそうです。

お伺いいたしますが、市内小学校では「性に関しての授業」は何年生から行われているのかお知らせください。また、PALの会は、5年生の理科の授業「誕生」を学ぶときに招かれているそうですが、小樽市の5年生の理科の授業「誕生」ではどのような授業がなされているのか、お伺いいたします。また、小樽市の「まち育て出前講座」のメニューに、「思春期で変わる心と体」というのがありますが、活用している学校はありますか。

この特別授業に参加した母親の、「子どもと同じ話題で時間を共有できたことに感謝しています。ふだん、どのようにこの話題が進んでいるのか、少し気になっていたところでした。最近、テレビなどでも出産シーンが出てきて、お互いに無言で見えたりしましたが、今回のような専門家の方々が説明しながらビデオを見せてくださると、また違った気持ちで受け止めることができるように思います。子どもたちの疑問に、正面を向いて自然体で受け答えがしたいと思っています」という感想もあり、参加したことによる親子の対話にもつながっているという広がりのあるのがすばらしいと思います。ぜひ、小樽の子どもたち、いのち輝く特別授業を希望いたしますが、教育長の考えをお伺いいたします。

以上、再質問はいたしませんので、前向きな答弁をお願いいたします。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 秋山議員のご質問にお答えいたします。

初めに、福祉都市のイメージについてであります。小樽市の将来イメージとして、高齢者や障害者などの方々にとって生活しやすいまちをイメージした市民が最も多かったことを踏まえ、21世紀プランの施策の大綱の中で、「ふれあい 福祉・安心プラン」として福祉社会の実現を目指していくとともに、長寿はつつプログラムを重点項目としているところであります。

福祉都市のイメージは多様にわたり、一概には言えませんが、基本的には、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる都市と考えております。このため、21世紀プラン策定以降においては、子育て支援センターの設置や乳児医療の充実、小樽駅のエスカレータの設置、リフトカーの運行など各種の福祉施策に取り組んできており、今後とも、厳しい財政状態にありますが、市民の皆様のご意見をお聞きしながら、福祉の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、「福祉のまちづくり条例」についてであります。この条例は、バリアフリーの理念を示すとともに、障害者や高齢者にやさしいまちづくりの実施施策としての性格を持つものでありますので、これまでもハートビル法や北海道のまちづくり条例の動向を踏まえて検討してまいりましたが、今後は、平成15年度以降に

策定を予定している「地域福祉計画」を先行させ、条例については引き続き検討をしてみたいと考えております。

次に、点状ブロック、線状ブロックの敷設位置についてであります。国土交通省の整備ガイドライン等の中では、歩道幅員が広い場合、民地側の歩道の端より60センチ程度となっておりますが、路上施設や占用物件の設置状況など歩道の状況により変更している場合もあります。また、維持管理につきましては、著しい破損や2ミリ以下に磨耗しブロックの機能が発揮できなくなった場合に補修するものであり、現在も基準は変わっておりません。

次に、盲導鈴の設置施設数などありますが、盲導鈴につきましては、現在のところ、ＪＲ小樽駅のほか市民センター、市総合福祉センター、市身体障害者福祉センターの４か所に設置されております。メロディ信号につきましては、最近では今年３月に、稲穂２丁目の日専連ビル前交差点に設置され、これを含めて市内に19か所設置されております。

次に、子育て支援についてであります。

初めに、保育所の待機児童であります。国が14年度から新たに示した定義では、特定の保育所へ入所の申込みをし、その保育所へは入所できないが、他に入所可能な保育所があり、そこへ入所しない場合は待機者としての扱いをしないという考え方であり、その考え方によれば、８月１日現在、待機者はゼロであります。しかし、これまでどおりの定義では、38名の待機児童が発生している状況であります。

次に、待機児童が減らない理由であります。景気の低迷により職を求めるお母さんが増加していることや、低年齢時から保育所に子どもを預け働く女性が増えてきていることなど、女性の社会参加が背景にあるものと考えております。

次に、一時保育であります。小樽市では定員を15名と決め、日赤保育所１か所で実施しております。13年度の実施状況を見ますと、毎月実利用人員は7名から8名で、最大で1か月のみ11名となっており、一時保育としては15名の定員で対応可能と考えているところであります。

しかし、保育の実態としては、一般の入所要望にこたえながら一時保育と通常保育を同じ保育室内で実施していることから、施設のスペースや保育士の配置状況等から一時保育の対応が困難となる場合もありますので、今後の検討課題であると考えております。

次に、子育て支援センター「げんき」の活動であります。昨年４月にオープン以来、町内会の皆さんや老人クラブの方々、さらにはボランティアの皆さんに支えられながら今日まで活動してまいりました。今年度は、保育士による子育てサークルへの親子遊びや子育て相談等の出前指導や「子育て支援ボランティア育成講座」の実施など、新たな取組を行っているところであります。今後は、これらのサークルやボランティアが地域で交流し、連携が図れるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 秋山議員のご質問にお答えいたします。

初めに、放課後児童クラブの開設状況についてであります。開設時間は、小学校、銭函サービスセンター、塩谷児童センターが下校時から午後５時まで、勤労女性センターは下校時から午後６時までとなっております。以下、小学校においては、28校中19校で放課後児童クラブを開設し、６校が勤労女性センターなど

の施設においてクラブを開設しておりますが、忍路中央、祝津、張碓の3校については未開設であります。

次に、勤労女性センターと学校児童館の開設時間の違いについてであります。学校、児童館が午後5時までであるのに対し、勤労女性センターは午後6時までとなっておりますが、勤労女性センターについては、その性格上、託児業務を行っている関係などもあり、午後6時までの開設となっております。

なお、学校については、保護者の強い要望もあり、今年度より午後4時30分から午後5時に延長したところであります。

また、未開設校につきましては、開設要望が出てきた時点で検討してまいりたいと考えております。

全児童を対象とした新しい形の「放課後対策」についてであります。近年の都市化や少子化、核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄化などがあることはご指摘のとおりであります。将来を見据えた子どもたちの教育、健全育成に当たっては、学校、地域、家庭の教育力の向上と連携が強く求められておりますが、今後、川崎市川中島小学校わくわくクラブなどの事例について調査してまいりたいと考えております。

次に、「性についての授業」についてですが、4月からの新しい教育課程においては、小学校4年生の保健で学習することになっており、思春期には個人差があるものの、体つきに男女の特徴があらわれることや、異性への関心が芽生えることなど、体と心の変化について学びます。

次に、5年生の理科「誕生」についてですが、魚を飼育したり観察することと並行して魚の雌雄や受精卵の発生の過程を学ぶほか、人間の誕生についての授業を通して母体内での成長や誕生について学習し、生命の神秘や生命を尊重する態度を育てることを学んでいきます。

ただいま、PALの会の特別授業について伺いましたが、「思春期の保健対策の強化と健康教育の推進」「子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減」の2点について、今後、PALにお聞きし、特別授業の活用について検討いたしたいと考えております。

また、ご紹介のあった「誕生日は親、家族に感謝する日です」については、「幼少から少年時代、親に誕生日を祝ってもらっていたが、成人後は兄弟がそれぞれの誕生日に両親を招待し食事をしたり、感謝の花を贈ります」という文章を以前に読んだことがあり、すばらしい愛情表現だと感心したことがありました。誕生日の日について、学校で教えることが「いのちの教育」の大切さにつながることと改めて感じております。

最後に、保健所の出前講座ですが、PTA等で平成13年度には2校、平成14年にはこれまでに1校がそれぞれ利用しており、今後も出前講座の活用が一層拡大するよう努めてまいります。

以上です。

○議長（松田日出男） 秋山議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8番、斉藤裕敬議員。

（8番 斉藤裕敬議員登壇）（拍手）

○8番（斉藤裕敬議員） 一般質問をいたします。

質問も最後でございますので、重複の点多々あるかと思っておりますけれども、通告に従い、質問いたします。環境部に尋ねます。

桃内廃棄物最終処分場のり面保護マット敷設工事に関してであります。

のり面保護マットとは、遮水シートが割りばしやガラスの破片など鋭利なもので穴が開かないように保護するための布のことです。

まず、発注時の特記仕様書への疑問であります。

事あるたび、環境部が技術的根拠として示す財団法人全国都市清掃会議、この全都清が昨年11月、「廃棄物最終処分場整備の計画、設計要領」を発刊いたしました。中身を読みますと、保護マットの性能基準が示されており、いろいろな数値が書かれておりますけれども、この中には、厚さは示されておられません。

ところが、今回、桃内保護マットの発注仕様書には、厚さ15ミリを基準とすると明記されており、このことによって納入メーカーは2社に絞られます。更に、同じく特記仕様書の中のその他の項で、面ファスナー接合と併記されていることから、メーカーは事実上1社になります。特命と同じことになります。国後のムネオハウスの一連の発注が事実上1社であった、これと全く同じ構図なのであります。競争性が全く見られない発注と言わざるをえません。

なぜ、環境部は、常日ごろ、よりどころとしている全都清の設計要領をあえて用いず発注に至ったのか、説明を求めます。

保護マットメーカーの不誠実な行為であります。

このメーカーは、当初、私の指摘を受けた市の担当者に対し、マットは札幌白石の自社工場で製造していると説明し、その後、下請会社の札幌工場と修正し、回答してまいりました。しかし、その後の調査で、事実は福井県のシート工場で生産したものであることが判明したのであります。このことは、製造業者と誤認させるような行為、つまり、消費者側に誤解を与える行為であり、製造物責任法の考え方からも大いに疑問があるのであります。食料品の虚偽表示、何とか産と表示しながら、実は輸入品だった、こういう問題が取りざたされ、社会的に強い非難を浴びている。食品の虚偽表示事件と全くこれまた同じで、二転三転し、つくっていないことをわかりながら、市に対して生産工場の報告をするということは、虚偽表示以前に商業倫理に反することは明らかなだ、こう思いますけれども、どう思われますか、経緯に照らしてお答え願います。

メーカーから市へ提出された保護マットの性能品質についての資料には、提出されるべき、記載されるべき密度の項が当初記載されておらず、市もこれを見落としておりました。形式的なメーカーへの証明書請求、形だけ書類をもらったと言われても仕方がなく、大いに問題であると思いますが、いかがでしょうか。

また、試験6項目のうち5項目はJISに定められた試験方法で行われているのに、貫入抵抗試験はアメリカ合衆国試験法で行われております。一説によりますと、JISには貫入抵抗試験に適した検査方法がないとも聞きます。しかし、全都清要領では、これに代わる試験として、同じくアメリカの試験方法ですけれども、ASTM-D-4833という方法を用いなさい、全都清のとの巻にはこう書いてあるのです。しかし、今回、メーカーから提出された証明書には、同じアメリカ合衆国といえども、全く違う試験方法のデータを載せてあります。再度、公的検査機関にその性能検査を依頼すべきと思いますが、いかがですか、お答えください。

今回の発注は、マットの強度、性能を基準にして行われるべきで、結果として10ミリが主流となっているのであります。これを15ミリに指定することにより、施工時の扱いにくさが増し、結果、施工費が増大してくるのであります。更には、貫入抵抗で全都清が示しているのは500ニュートンという基準ですけれども、実に7倍にも及ぶ3,430ニュートンで小樽市は発注しております。専門家、これは市の専門家に尋ねますと、安全を見ても最大3倍ぐらいで発注するのが常識だそうであります。過大設計と言わざるをえないのであります。市長が行財政改革を推進している中、つめに火をともしような小さな節約をこの1回の発注で水泡に帰させている、これは大きな問題ではないか、こう思います。お答え願います。

また、10ミリマットと15ミリマットでは価格差は幾らあるのか、今回の発注に照らしてお答えください。

旧朝里川温泉整形外科病院跡についてであります。

これまで、自民、共産議員から、警察との連携や消防法的指摘、提案を含め、議論がありました。しかし、残念ながら、住民にとっては抜本的な改善には至っていないとのことでもあります。市は、何度かその現場を調査したと聞きます。実情はどうだったのでしょうか、お答えください。

市は、所有者に対して、善良な管理者としての義務の履行、これを全面に打ち出し、ときには住民訴訟の支援も含め、積極的に介入するべきではないか、お答え願います。

住基ネットです。住基ネットは、国、地方を通じた行政の合理化を図り、行政情報をオンライン化することにより、「電子政府・電子自治体」を実現するための不可欠な基盤として8月5日からスタートしたのであります。

政府は、制度面、技術面、運用面からじゅうぶんな措置が講じられている、こう言うものの、個人情報保護法がまだ成立していないことなど、問題点を指摘する声も少なくありません。

各自治体による操作マニュアルの不透明さや、公務員犯罪による公務員そのものの信用の失墜、ハッカー対策、リストブローカーの暗躍等々、住基ネットに対する国民不安が広がっているのも事実であります。市長は、これらの行為をどう受け止め、どう対応されようとしておられるのか、ご所見を賜りたいと存じます。

また、ときには市独自の条件を設け、一瞬、施策として立ち止まるのも必要ではありませんか、お答えください。

再任用についてです。

払いたくても残業賃が払えない、賃金カット、リストラを行うしかない。中小事業者の痛々しい声が聞こえます。そんな中、実行された再任用制度は、市民クラブの大畠会長が、さきの委員会、または本会議で指摘したように、退職後わずか1か月で年金満額支給を受けられるにもかかわらず、1年間の雇用を行うなど、年金受給までの退職者の生活を支えるという趣旨からは大きく逸脱しておりました。また、市長は、再任用に当たり、厳しい資格審査を約束しておりましたけれども、結果的に審査による人選の形跡も見られませんでした。

市長は、凍結見直しの理由を、あたかも財政が苦しいからやめる、人件費削減の一環などと他党の質問に答えられておりますけれども、そんなことは初めからわかっていたことであり、理由にはなりません。私たち市民クラブは、当初からこの再任用に異論を唱え、警鐘を鳴らしてまいりました。制度開始から5か月半、1年度の折返しを見ずしてリタイアの政策変更、このことに対して、市長は率直に見通しの甘さをお認めになるべきであります。いかがでしょうか。

経年の効果を検証することなく凍結に至ったのは、再任用自体、施策的には効果が薄く、不要な制度であったと映ります。不要な制度を推進したことは、当然、不要な支出と言わざるをえませんが、市長はどうお考えでしょうか、お聞かせください。

再任用凍結の報道の後、幾つか、市民の方からご意見をちょうだいしました。「民間で、新規事業を始めて半年で方向転換したら責任問題だ」「反対を貫けなかったおまえたち議員、議会は情けない」、変わったところでは、「傷口を最小限にとどめたのだから、いい決断だ」と、さまざまであります。その中で、特に心に残ったのは、56歳の男性の言葉でありました。「定年間近の我々の年代の同窓会では、公務員は定年後どうするかの話、民間人は定年までどうやってリストラされないで勤め上げるか」この話で持ち切りだそうです。官

民の雇用に対する意識を妙に言い当てた指摘と感じました。

市長は、今回の再任用凍結に当たり、官民の雇用に対する意識のかい離をお感じになりませんでしたでしょうか、お答えください。

自殺予防対策です。

昨年の12月、厚生労働省から、「職場における自殺の予防と対応」という本が刊行されました。2000年の自殺者は、男性2万2,727、女性9,230、計3万1,957人、戦後3回目のピークが今来ています。自殺者数と景気はとても関連性が強く、また、心の病との関係も顕著であります。市は心の病の相談機能の強化を図らなければならないと、私は、常日ごろ、訴えてまいりました。この3万人よりもはるかに少ない犠牲者の交通安全対策と比較しても、現状の体制はじゅうぶんとは言いがたいと思います。どのように認識されておりますか。

また、潜在的支援必要者、ちょっと乱暴な言葉で言うと自殺予備軍、この方たちの状況をどう把握されておりますか、お尋ねいたします。

最後に、教育です。

小樽教員不正加配のその後についてです。

小樽市の小中学校で国の少人数指導に対する補助制度を悪用し、不正に教員加配を受けていたことが判明いたしました。これに端を発し、文部科学省の調査は全国に及び、道教委も本年8月30日に調査結果を同省に報告したと聞きます。

調査の内容をお示し願います。

また、あわせて、人件費にかわっている2億6,000万円とも言われる不正受給金が今後どう扱われていくのか、教育長のお考え、ご答弁を願います。

自宅研修の見直しです。

かねてから、その実態が全国的にもかなり格差が見られ、「研修が美名の下、単なる教員の休養ではないか」といった指摘も後を断たない自宅研修についてお尋ねします。

これら強い世論の批判を受け、文部科学省も、研修の権利を付与するものではないと、強い姿勢で取組を始めたと聞きます。学校長が権限と責任を持って実効ある研修を促す取組が各都道府県で始まっているとも聞きます。自宅研修の名称の変更、学校長との関係などさまざまな取組であります。他府県の実情と本市のこれまでの実態、今後の体制をお示しください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 斉藤裕敬議員のご質問にお答えいたします。

初めに、桃内廃棄物最終処分場のり面保護マット敷設についてであります。保護マットの選定についてであります。接合方法を含めると1社となりますけれども、最終処分場の建設当時、道内先進都市である札幌市の事例を参考に、厚さ15ミリの面ファスナー接合とし、地元住民へ説明したものであります。その後も、地元住民から安全性を低下させることがないようにとの要請もあり、また、遮水シートの安全性が保た

れていることから、本年度の保護マット敷設の工事においても採用することとしたものであります。

次に、マットメーカーの対応であります。当初、販売元に問い合わせましたところ、自社工場で製造したことでありましたが、その後の再確認で、マットは福井県のシート工場で製造し、面ファスナー接合部は札幌の工場で加工していることが判明いたしました。このことは、市として、販売元がすべてを製造しているものと思い込んでいたことや、相手方の受取方も適切でなかったことから、結果として事実誤認が生じたものと考えております。

今後、販売元に対しまして、こうした問題が生じないように注意を促すなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、製造物責任法は、製造物に欠陥があった場合における製造業者等の損害賠償責任を規定したものであり、今回の件はこの法に該当するものとは考えておりません。

次に、メーカーから提出されましたマットの試験成績証明書についてであります。当初、請負業者から提出された保護マットの試験成績証明書には、ご指摘のように、一部不備がありましたが、試験項目の不足につきましては、同時に検査を行っており、追加提出されたものであります。

次に、使用材料の性能を確認する試験方法であります。財団法人日本繊維製品品質技術センターなどの公的機関に確認したところ、現在、マット類の貫入抵抗試験はJISに規定されておらず、アメリカの試験方法に準じて行われているのが一般的であるとのことでありました。

次に、行財政改革推進との整合性であります。マットの選定に当たりましては、廃棄物の埋立状況や地元住民からの安全性の確保が求められていることを考慮し、耐久性、接合の確実性、施工性など、安全性を最重点に選定したものであります。

また、10ミリとの価格差であります。施工費は10ミリマットとした場合でも同額であります。10ミリマットの本体価格につきましては、5社を調査したところ、平均1平方メートル当たり1,994円であり、15ミリマットは2,600円ですので、価格差は1平方メートル当たり606円となります。したがって、平成14年度の施工予定面積を乗じますと、約467万円となります。

次に、朝里川温泉整形外科病院の現場調査の実情と、市のかかわりであります。当該建物は、これまでも、所有者に対し適正な管理を行うよう要請を続けてきたところであり、しかしながら、解体費の費用の問題などもあり、解決には至っていない状況にあります。今年の7月にも、地域住民から、建物に関する迷惑事例の報告と、住民の不安解消について要請を受け、市消防本部と関係部局で、去る7月15日と19日から21日までの4日間、深夜にわたり、実情を調査しております。その結果、36台の車両と71名の若者たちが建物の周辺に集まり、一部の若者たちは建物内に侵入して騒いでいる状況でありました。

このような実態を踏まえ、建物所有者に対し、早急に現状を確認の上、地域住民と話し合いをするとともに、建物の適切な管理について必要な措置を講じるよう、文書などにより強く要請したところであります。

市といたしましては、一日も早く地域住民の不安が解消されるよう、所有者に対し、引き続き要請をし、早期に改善が図られるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、住基ネットのご質問であります。住基ネットに対する国民不安が広がっているとのことご指摘ですが、操作マニュアルについては、国から全国共通のものが示されております。

次に、職員による不正利用の防止についてであります。住基ネット事務に従事する職員は住民基本台帳法により秘密保持が義務づけられ、秘密を漏らした者は、地方公務員法や地方税法より過重な罰則となつて

います。また、市においても小樽市住民基本台帳ネットワークシステムに関する組織管理運営要綱を定め、セキュリティ対策に万全を期しております。また、ハッカー等による不正アクセスについてですが、住基ネットの専用回線の使用や、ファイアウォールの設置などの対策を講じているところであります。

ご指摘のとおり、不安の声もありますので、絶えず、その在り方について点検、見直しを行い、不安の解消に努めてまいりますが、万が一、個人情報漏えいするおそれがある場合、もしくは漏えいした場合は、国や道と連携をとり、送信の停止若しくは切断も視野に入れていかなければならないものと考えております。

次に、再任用制度についてのお尋ねであります。最初に、導入に際しての再任用制度の見通しについてありますが、再任用制度は、年金制度の改正に伴い、退職者が年金を満額受給できるまでの補完措置として、国家公務員に準じて実施したものであります。しかしながら、市の財政状況は急激に悪化しており、今後の財政健全化のために、人件費の総額抑制が更に必要となったため、昨年の議会での審議経過もございましたが、道内他都市の状況を踏まえて、再任用制度を凍結することを決定いたしました。

再任用職員につきましては、平成13年度末退職者のうち対象者51名の中から申出を受け、審査の後に任用を決定し、退職前の職歴が生かされる職場等に配置しております。現在、それぞれの経験を生かしながら業務を遂行しており、給与の支出については適正なものと考えております。

次に、官民の雇用に対する意識ですが、現在、民間では厳しいリストラが行われ、給与実態においても減少傾向が続いており、完全失業率は5%台が引き続き、高卒の就職率も50%程度と予想されるなど、大変に厳しい雇用情勢にあるものと認識しております。

公務員は、制度上、身分保証がなされておりますが、現在、国の行政改革推進本部において、能力や業績をより反映した給与や任用制度を検討しております。本市の職員においても、厳しい社会情勢の中で住民本位の行政サービスを提供していくために、公務員としての意識や行動原理を改革し、その使命を果たしていかなければならないと考えております。

次に、自殺予防対策ですが、心の病の相談は、保健所業務の重要なものの一つと認識しております。これまでは、精神保健福祉士をはじめとして、保健師や医師が電話や来所による相談を行ってまいりましたが、その多くは精神病に関するものであります。精神病以外の市民からの悩み事相談は非常に少ない事実から、保健所の相談機能がじゅうぶんに果たされていなかったものと認識しております。

潜在的支援必要者の実態についての把握は、全国的にも非常に難しいとされております。今後、電話や来所相談だけでなく、積極的に訪問相談も取り入れ、更に地域や職場の関係者が連携し合うことにより、潜在的支援必要者の相談に応じられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 斉藤裕敬議員のご質問にお答えいたします。

まず、小樽市以外の少人数指導等の実施状況に係る道教委の報告書についてですが、道教委のホームページから入手した資料に基づき、その概要をお答えいたします。

平成5年度から13年度までの少人数指導等のための定数加配を受けた小樽市以外の学校は、小中延べ5,046校、5,105人であり、うち全体の約50%は書類などにより確認ができなかったとなっております。一方、書類などで実態が確認できた延べ2,477校、2,536人の約40%に当たる小中延べ914校、1,030人については、

対象学年や教科を変更したり実施時間数が計画を下回っていました。その中でも、合理的な理由もなく時間数を大幅に減らしているなど、極めて不適切な学校が、小学校延べ6校、6人、中学校延べ24校、24人となっております。

道教委としては、調査結果を受け、国庫負担定数等の取扱いについて、文部科学省とも協議の上、小樽市の調査結果とあわせ適切に対処するとともに、関係者の措置について早急にかつ厳正に対処することとしております。

以上が調査の概要であります。

次に、国庫負担金の返還についてですが、このことについては、小樽市受給分を含め、今後、文部科学省、道教委、相互協議の中で結論を出すこととされておりますが、現在、私どもに協議についての連絡がなく、私自身、現在、感想を述べる立場にないので、ご理解願います。

次に、自宅研修の実態についてですが、全国的に「まとめどり」の廃止により新しい取組が始まっておりますが、現在、東京都が午前4時間の校外研修を認め、午後は出勤することが前提となっているほか、他県においては年休による消化を勧めたり、校長の許可権を重視したりする対応が多いと聞いております。

これまでの自宅研修の是正を求めた本年1月31日付け道教委通知に基づき、市教委として、「長期休業中は研修計画をあらかじめ提出し、その計画について校長の許可がない場合、校外や自宅での研修は認めず、欠勤として扱う」とした内容を示しており、7月中旬の小中学校長会議で説明し、指導した結果、この夏休み休業は、学校に出勤し、事務処理、教材研究などに当たる教職員が多かったと報告を受けております。

なお、今回の実情については、近く道教委が調査する計画であると聞いております。

以上です。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8番、斉藤裕敬議員。

○8番（斉藤裕敬議員） 再質問をいたします。

環境部から市長はどんな報告を受けられているのかなと思って答弁を聞いておりました。環境部は、土木部に対して、この発注をそれこそあなた任せにしたのですよ。そして、土木部の職員は、全都清の基準が去年できたなんて知らなかったのです。全都清の設計要領、分厚い緑色の本ですけれども、これを知らないで発注したのですよ。担当課長が私のところに来て言っていましたよ。桃内住民が、ちゃんとしてくれとか、安全性だとか、桃内住民がマットのミリの厚さなんて、そんなのを知るわけがないではないですか。そんなまやかしの答弁をしたってだめです。発注工事に携わった職員は、私に知りませんでしたと言った。

今日は資料請求をさせていただきました。皆さんのお手元にあるやつです。実は、私が一番最初に、15ミリと設計仕様書に書いたら1社になるのではないのかと、今回、質問の1発目で指摘したとおりのことを言ったわけです。そうしましたら、この冊子を持ってきた。いやいや、1社ではないのです、2社あるのです、こう言って持ってきたのですよ。2社あると言いながら、このケー・エフ・シーと言うのですか。ケー・エフ・シー販売、それと日建工学、こういうような流れらしいですね。日建工学がパテントを持っている。そして、その双方の性能や何かを調査して、結果、面ファスナーと言うのですか、それにしたと、こう私に言ったわけですよ。

それでは、パンフレットが何かを参考に持ってきてくださいと。持ってきたパンフレットがこれですよ。カラーコピーです。日建工学などという住所も何も入っていない。電話番号も何も入っていない。不自然に

思いませんか。

当然、私は不自然に思いました。商品名が書いてあります。ステラキーパー S K - 15特A、こういう商品だそうです。今回、15ミリでニッタイマットのものと日建工学のものを比較した片方というのがこれだそうです。

しかし、こんなものが、カラーコピーで営業しているところなんてあるわけではないではないですか。私は調べました。そうしたら、快く、日建工学という会社はファクスで送ってきてくれました。これが本物ですよ。これが本物のステラキーパーという商品のパンフレットです。その中には、最大が10ミリまでで、15ミリという製品はないのですよ。だれが何の目的でこんなものをつくったのですか。

しかも、これは、私の指摘を乗り越えるため、意図的につくった形跡があるのですね。私は、これは信ぴょう性がないものだと思っていますけれども、この試験方法があります。偽物と私は思っているパンフレットと称されるこのカラーコピー、これには試験方法が J I S の L の 3204 という試験方法で、これはデータをとりましたという数字が載っているのです、もっともらしく。ところが、本物の日建工学という会社の試験方法というのは、今言った3204という試験方法は採用していないのですよ。日建工学というところは、J I S の L の 1096 というやつです。これで全製品を検査しているのですよ。これはどちらが本物なのか。なぜこんなものを入手しているのですか。

悪く疑えば、1社ひもつきだろう、特命ではないかという指摘で、これはまずいと、いや、もう一社あるのですとつくり話をし、15ミリというものがあるのですとこれを出してきた。2社あるのです、だから、競争性が担保されているのですと。

ところが、パンフレットを出せと言われたからびっくりしたのではないですか。こんなものが出てきた。だれが何の意図でこんなことをやったのか、調査する必要があるのではないですか。

更には、私は、そんな中途半端な疑問でこんな質問をしているわけではないのです。平成13年度の発注仕様書、この中には、のり面保護マットについてという特記があります。建設物価の5月号の315ページに記載されているニッタイマット15ミリと同等以上の製品に使用されると。15ミリと、ニッタイマットという製品名が入っているわけです。それでは、同等以上ということで物価本を開きますと、15ミリがないのですよ、一つしか。おかしいと思いませんか。

全く環境部と土木部の関係は何なのか。この辺は、どちらかが何のためになのか、調査をして、私は今のパンフレットや何かというのは偽物だと思っているわけです。今述べた理由からも、どう考えても一般常識として考えられないでしょうと。調査を早急にすることが必要です。これをお答えください。

メーカーの姿勢について、P L 法などということとは関係ないよと、こういう門前払いみたいな話です。私は質問で申し添えたはずですがけれども、P L 法とかそういうものは、やはり責任の所在が最終的に見つかるようにしておかなければならないということで、P L 法に抵触すると言っていますから、考え方からとも言っていますよ。疑問があるといった上に、商業倫理に反するだろうと言っているのですよ。私のところに報告に来たのは、最初は白石の南郷通でつくっていると言ったのですからね、布を。その次は下請の札幌と言ったのですから。ましてや、製品検査、工場検査と言うのですか、工場検査も行くと行ったのですから。その間、何日間も放置して、頭をかいて実は福井県でしたと。こんな話をまともに受けられると思いますか。普通だったら、こんなのはペナルティーものですよ、これは。信用できない者と契約できますかって。おかしいと思いませんか。

過大設計ではないと、安全性を重視したのだから、こうおっしゃっています。しかし、皆さんが、事あるたびに、議員の皆さんはみんな知っていますよ。事あるたびに、私との議論の中では、全都清がこうやった、全都清がこうやったと言っているではないですか。その全都清が示した保護マットの強度というのは500なのです。500ニュートンという単位ですよ。これが示しているのです。技術屋さん、これは市の技術屋さんに聞いたのですからね。小樽市の技術さんに聞きましたら、最大3倍ぐらいの余裕を持たせる、最低基準の3倍ぐらいを持たせることはあるとおっしゃっていました。しかし、今回は7倍ですよ。

しかも、特記仕様書の数字というのは、ここにニッタイマットのパンフレットがありますけれども、これが納入されたものですが、ニッタイマットの比較値というのがあります。ニッタイマットというのはこういう性能を持っていますよというものを書いているものです。これと全部同じなのです、数字が。密度、引っ張り強度、圧縮率、耐薬品性、耐貫通性、これは全部発注仕様書と同じなのです。これだっておかしなことではありませんか。これが過大設計と言わないで何と言うのですか。四百何十万とさきほどおっしゃっていたけれども、そんなのは問題視する数字ではないのですか、市長にとって。お答え願います。

全く、見つからなければ何をやっているかわからない、そんなことさえ考えたくなくなってしまいます。

再任用について尋ねますけれども、私は、一つの政策としての市長が、前回、再任用をやるのだ、私たちはだめだと言いまして、反対しました。しかし、与党である自民党の皆さんからも、これは市民感情を考慮したらどうなのだという意見が多数寄せられたはずなのです。実際に私も聞きましたし、議会の中でも取り上げられていた。議会と理事者がその両輪であるならば、少なくとも与党の自民党の皆さんの声は受け止めなければだめだったのではないですか。

指摘されていた個々の議員さんからすれば、自説を曲げて、与党という立場を貫き通して腹にのみ込んだわけですよ。そして、賛成に回ったわけですよ。ところが、ちまたでは随分批判を受けたと思いますよ。再任用だとか公務員優遇だと、何を考えているのだと、いろいろ言われたはずですよ。けれども、それを我慢して、与党としての立場を貫いたではないですか。それが途中で方向転換をころっとする、何か2階に上らせて、はしごを外しているのだったらいいけれども、下から火をつけるような話ではないですか。私は、再任用制度は、これはいけないなと。この方向転換というのは、小樽市議会と市長の関係を象徴しているような気がしてなりません。

この点について答えてください。

最後に、教育長に尋ねますけれども、今回、一般質問でいろいろな方たちから教育の問題を取り上げられました。ＴＴ加配については、私は、ご承知のとおり、張本人ですから、複雑な思いで他の方たちの質問を聞いていましたけれども、道教委と各市教委、局も含めて、この長年続いてきた構図というのにそろそろ無理が出てきているのだろうと。それを道教委の方も薄々気づいていながら、やはりそこは組織防衛ですから、文部科学省に対しては何か責任の回避に映るような言い方をしている部分もある。私には見えるのです。

しかし、道教委の一方で、姿勢として情報公開を積極的に進めています。これは、今後広がりを見せると思うのです。そうすると、今まで、それこそ教育長が道教委の中でいろいろと活躍をされていた時代とさま変わりしている。いろいろな力関係も、これは道教委と学校管理職、組合員、この力関係というのは、もうそろそろ変わってくるのかなと。

私のＴＴ加配の問題で、小樽市の教育長は、ある意味でダメージを受けたと思います。けれども、変な言い方ですけども、ひとつ、道教委と小樽市の関係、国、道、市の関係というのが従来どおりに行かないと

いうことはどうも事実らしい。であれば、スクラップ・アンド・ビルドのスクラップはもう行われているわけで、これは間違いなく、完全なスクラップに至ると思いますよ。

では、教育長としては、それこそ石田教育長の下での小樽市の教育というものを、もっと具体的に、さきほど冊子の話もありましたけれども、学習教材の話もありましたけれども、もっと具体的におそれないで出していただきたい。とかく、小樽市の教育だけを見ていると、背後にそびえる道教委の力関係というものが見えなくなってしまうときがありますけれども、今回の石田教育長というのは、たまたまではないのでしょうけれども、道教委とのパイプもおありだし、経験もされてきているわけだから、これは道教委に遠慮せずに、まず石田イズムみたいなものを示していただいてかまわないと思うのです。それを示された上で、正々堂々と議論をしていきたい、こう思います。

このことについて、ご意見をちょうだいしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 助役。

○助役（小坂康平） ただいまの再質問のうち、再任用の件につきまして、私からご答弁をさせていただきます。

今いろいろご指摘がございましたように、確かに、再任用制度の導入に当たりましては、最初の制度の設立のための条例案の審議の際、あるいはまた、先般の具体的な実施のための条例の制定のための議案の提案のときにも、いろいろ大変厳しいご意見があったことはじゅうぶん承知をしておりました。その中でも、市内の雇用状況ですとか賃金問題のこともありまして、附帯意見をつけての成立であったということもございまして、私どもとしては、そういった背景をじゅうぶん重んじて、制度の導入に踏み切った経過はあるわけでありまして、その後、さきほどの市長の答弁にもありましたように、財政の状況、見直し、これが当初のシミュレーションよりも、再点検した結果、相当厳しいものになるというような状況の変化がございまして、再度、見直しの事業、項目を精査した結果、この再任用制度におきましても、これはひとつ見直しの対象にすべきだといったような判断から、今回、そういう決定をさせていただいたわけでございます。いろいろご指摘があることはじゅうぶん承知をしておりますけれども、制度を制定してから1年たたずの中でこういった考え方を修正させていただいたということは、さきほど申し上げたような急激な財政の悪化が一番主な理由であるということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

あとは、ほかの点につきましては、それぞれ担当の部長からお答えさせていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 土木部長。

○土木部長（兵藤公雄） 私の方から、ただいま再質問がございました保護マットにつきましては、環境部の方から私どもの方に依頼工事を受けているものですから、私の方から答弁させていただきます。

第1点目の日建工学さんのマットの件でございますけれども、私どもも、パンフレットを知り得たときには15ミリということで記載されておりまして、議員がおっしゃられるニッタイ工業以外のところでもつくっているということで我々は認識してございました。ただ、前段で一つお話がありましたのは、二転三転したということのお話でございますけれども、当時の担当の者がじゅうぶん対応をしていなかったことについては、これはやはり、非常に私どもとしては申し訳ないと思っています。

そんなことで、日建さんの方の部分についても、製造会社は同じですけれども、私の方に預かっている、

パンフレットを持っているのは15ミリということになってございます。

次の平成13年度の仕様書ですけれども、建設物価の中に書いてありますものとニッタイマットの同等程度のものであるということをお話をしてございますけれども、さきほど来ちょっと市長の方から答弁させていただきましたように、やはり、当時はそういった基準というのはなかなかないということもございまして、札幌市の処理場の事例を参考にさせていただいて、一つは、全都清の基準の中にも書いてございますけれども、不織布ですね、いわゆる保護マットでございまして、これにつきましては、刃つけ量といいますか、単位面積質量が多ければ多いほどいいということになっておりますので、そういったことも含め、そしてまた、やはり安全性というものを重視しながらこのマットを選んだということでございます。私どもとしては、さきほども市長の方から答弁いたしましたように、地域の方々の不安を取り除くということで、安全性を一つに考えて採用したものでございます。

それから、第3点目の商業倫理うんぬんということでございますけれども、これにつきましても、私どもの職員が、販売元がすべてを製造しているということで誤認をしているというか、思い込んでいたものですから、相手方というか、メーカーの方との話のやりとりの中でそれぞれお互いに考え方が異なっていたということで、事実誤認が発生した中でこういった結果になったのではないかと考えております。

それから、4点目のさきほどお話がありました貫入試験の方で、500ニュートン以上で7倍であり過大ではないかというお話でございまして、確かに、議員がおっしゃられる全都清の基準の中では、貫入試験はすべてが500以上という表現をされております。ただ、不織布につきましては3種類ほどの種類があるわけですが、それぞれ特性を持っておりますので、一つは長繊維不織布、短繊維不織布、そして反毛フェルトということでそれぞれあるわけですが、刃つけ量は、さきほど言いました単位面積なのですが、これはそれぞれ400グラム以上、500グラム以上、そして反毛フェルトが1,000以上になってございまして、さきほどお話しした刃つけ量が比例するというのでございまして、貫入試験は比例するというのでございまして、例えば長繊維の場合は400、これはたまたま私どもは1,000の基準でフェルトを使っておりますので、仮に単純に2.5倍、もう一つの短繊維の方は500以上ということですので、反毛フェルトは1,000になってございまして2倍ということからいきますと、仮に貫入抵抗の方が500ニュートンでありますから、これの、私どもが使っている長繊維から比べると2.5倍、それから、短繊維に比べると2倍ということで、比例しますと、さきほどお話のありました500の2倍でいくとだいたい1,000ニュートンということになりまして、私どもとしては、この全都清の基準は一律に500以上となっておりまして、私どもは、こういう形になるというのは、ちょっと全都清の中に書いてございまして、刃つけ量に比例をして大きくなるということでございまして、ちょっとこの辺については私どもとしてはおかしいなと思っておりますけれども、そういう意味で、7倍だから特に過大ではないかというところまでは私どもは考えてはございません。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 斉藤(裕)議員にお答えします。

ここ数年、振り返ってみますと、大きな波に襲われてぐらぐらしているような感じで日々を過ごしております。

しかし、議会、委員会を通じて、各会派の皆様からご質問を受けたり、お答えしている中で、自分自身をもっときちっと出さなければいけない、そういう気持ちを抱くことが多くございます。

ただいま激励をいただきましたが、今後とも努力、精進をいたしたい、そう考えております。

（「議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8番、斉藤裕敬議員。

○8番（斉藤裕敬議員） 答弁漏れがありますので、答弁させてください。

さきほどパンフレット、日建工学のパンフレットが二つ出てきて、これは偽物ではないか、調査するべきではないかという質問をしましたが、その部分の答弁が抜けておりますので、答弁させてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○土木部長（兵藤公雄） 申し訳ございません。

今、私どもの手元にあるのは、日建工学さんのパンフレットで、これはコピーなんですけれども、ございますし、議員の方には違うものがあるということでございますので、このパンフレットについては、私どもとしては、この辺はもう一度確認させていただきたいと思います。

以上でございます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8番、斉藤裕敬議員。

○8番（斉藤裕敬議員） 再々質問をいたします。

再任用に関してですけれども、急激な財政の悪化なのだと、これは予想できなかったのですか。何か議会答弁を乗り切るための言葉にしか受け止められません。仮に予想していないほど財政が悪化したというのだったら、それは、そもそもの見極めが間違っていたという話でしょう。一つの施策を途中でギブアップするぐらいの大きな財政的な見通しが変わったというのだったら、それはそもそも見通しが間違っていたということです。

皆さんは、予見できなかったのかと言われたらどう答えますか。予見できなかったのですか。もう一度答えてください。

急激な財政の悪化というのは、そうしたら具体的には何だったのですか。当初、こうこうこういうように見ていましたけれども、この分がこうでした、この分がどうでしたと、こういうことを答えられますか。お答え願います。

それと、環境部のマットの関係ですけれどもですね、2回の発注でもう既に5,000万円くらいいっているのです。工事費で5,000万円いっているのです。全くの競争性のないものでね。10ミリにしたら十数社以上、物価本みたいなものを一生懸命数えましたけれども、十数社以上です。

私は、環境部はおかしいと思いますよ。任せっ放しで、発注したからといったって、全都清というものを基準に注意を払っていれば、土木部に対して少なくとも言えたはずなのです。事務事業の見直しなんてしていないということでしょう、それは。環境部長は、土木部に事務委託というのですか、そうしたからおれらは知らないと言わんばかりですけれどもね。全国の他都市の事例や何かを掌握するのは、環境部長、あなたではないですか。こういうことが、いろいろなことが起きてくるから、私は、ひいては、それこそ焼却炉のことだって心配になってくるわけですよ。本当ですよ。

このマットに関しては、きちんとした形で、数値も含めて示していただきたい。再調査ですよ。皆さん方

がやっていることは、本当にムネオハウスと同じですよ、やっていること。これは仕様書によるひもつけと言うのでしょうか。ひもをつけたというやつですよ、ひもつけ。ムネオハウスと同じですよ、これは。払っていったら、条件をこうやって削っていったら1社残った、これ当たりというやつです。ムネオハウスだけだったらいいかもしれないけれども、虚偽表示と同じですからね。担当の課長は、私に、工場検査をする、必ずしますからと。ああ、そうかい、それじゃ一緒に連れてってねと、そこまで言っていた話ですから。それが、福井県と。いやぁと頭をかかかれても、私たちではなくて、発注されたというのは、過大な金額で発注されたというのは、それこそ回り回って財政に来るのではないですか。土木部長の答弁にあった数字を、数値を、今持たれている数値というのは私どもも入手しました。何倍だ、密度が何だとか何だとか、それを行った上での質問ですからね。そんなね、技術屋さんはきついですよ。もしそんな数値をいじくり回すと、逃げられなくなりますよ。

環境部が、いや、市長はね、問題視しませんか、これを。通常な発注だと今感じていますか。それを最後に聞きます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

○市長(山田勝鷹) 最初に、マットですけれども、私も、昨日、初めて現物を見まして担当課長から聞きました。確かに、10ミリと15ミリがありました。それで、課長の説明では、15ミリの方は、貫入についてはそんなに心配ないと。しかし、10ミリの方は、これは5枚ぐらいありましたけれども、非常に薄いもので、ラミネート加工だとかと言っていましたけれども、こっちの方よりもむしろ15ミリの方が大丈夫だと、そういうことでした。

したがいまして、当初からこの15ミリを使用しているわけですよ、桃内で。最初からですね。それで、今何で10ミリだというと、10ミリに対して、安いからいいのだという話にもならないでしょうし、より安全性の高いものを採用しているわけですから、それはやっぱり、ある程度、大事なことですからいたしかたないのかなと。金は確かに四百何万か600万か高くなりますけれども、やっぱり、安全性を確保して住民の皆さんに安心してもらう、その方がやっぱり的確ではなからうかなというふうに思っております。

それから、再任用の関係で、財政状況が急速に悪化したというのは、ご承知のとおり、2月に財政の緊急会議を立ち上げているわけですよ、2月になって。ですから、当初予算を組んだその後、これは大変だと、3か年で150億の財源不足だということで一斉に見直しをかけたわけですから。そういう面で、確かに見通しを間違ったと言われますと、間違ったのかもしれませんが。このような経済状況というものを予測できなかったから。

したがいまして、それはひとつ、なかなかご理解してほしいと言ってもできないでしょうけれども、私どもとしては、そういうことで、再任用制度についても例外ではないと。1年間の実施ですけれども、これは組合の理解も得て実施をしていきたい、こう思っております。

○議長(松田日出男) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第5号、第33号、第34号並びに報告第1号及び第2号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、議案第6号ないし第25号につきましては、同じく、議長指名による12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、それぞ

れこれらに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

それではまず、予算特別委員会をご指名いたします。

横田久俊議員、前田清貴議員、成田晃司議員、大竹秀文議員、松本光世議員、大畠護議員、中島麗子議員、見楚谷登志議員、渡部智議員、北野義紀議員、高橋克幸議員、秋山京子議員、以上であります。

次に、決算特別委員会をご指名いたします。

横田久俊議員、前田清貴議員、中村岩雄議員、松本聖議員、古沢勝則議員、久末恵子議員、小林栄治議員、武井義恵議員、北野義紀議員、佐々木政美議員、斉藤陽一良議員、佐野治男議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合には、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第26号、第29号及び第32号は総務常任委員会に、議案第27号、第28号及び第31号は厚生常任委員会に、議案第30号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「請願・陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明9月19日から9月26日まで8日間、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 7時16分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 前 田 清 貴

議 員 新 谷 と し

平成14年 第2回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成14年9月27日

出席議員（34名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴	
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文	
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄	
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬	
9番	大	畠		護	10番	中	島	麗	子	
11番	新	谷	と	し	12番	古	沢	勝	則	
13番	見	楚	谷	登	志	15番	次	木	督	雄
16番	久	末	恵	子	17番	小	林	栄	治	
18番	八	田	昭	二	20番	佐	藤	利	次	
21番	佐	々	木	勝	利	22番	渡	部		智
23番	武	井	義	恵	24番	北	野	義	紀	
25番	西	脇		清	26番	高	階	孝	次	
27番	岡	本	一	美	28番	吹	田	三	則	
29番	中	畑	恒	雄	30番	松	田	日	出	男
31番	佐	々	木	政	美	32番	高	橋	克	幸
33番	斉	藤	陽	一	良	34番	秋	山	京	子
35番	佐	野	治	男	36番	佐	藤	利	幸	

欠席議員（1名）

14番 新 野 紘 巳

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	監	査	委	員	木	野	下	智	哉		
助	役	小	坂	康	平	収	入	役		中	松	義	治			
教	育	長	石	田	昌	敏	水	道	局	長	須	貝	芳	雄		
総	務	部	長	鈴	木	忠	昭	企	画	部	長	山	岸	康	治	
企	画	部	参	事	山	田	厚	財	政	部	長	藤	島	豊		
経	済	部	長	木	谷	洋	司	市	民	部	長	池	田	克	之	
福	祉	部	長	田	中	昭	雄	保	健	所	長	外	岡	立	人	
環	境	部	長	山	下	勝	広	土	木	部	長	兵	藤	公	雄	
建	築	都	市	部	長	仲	谷	正	人	港	湾	部	長	旭	一	夫

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	菊 讓
監査委員 事務局長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消 防 長	広 田 宰
社会教育部長	藤 田 喜 勝
総務部総務課長	宮 腰 裕 二

議事参与事務局職員

事 務 局 長	厚 谷 富 夫
庶 務 係 長	三 浦 波 人
調 査 係 長	大 門 義 雄
書 記	丸 田 健太郎
書 記	中 崎 岳 史
書 記	橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長	土 屋 彦
議 事 係 長	大 野 肇
書 記	渡 辺 美 和
書 記	牧 野 優 子
書 記	山 田 慶 司

開議 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に成田晃司議員、高橋克幸議員をご指名いたします。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 9月17日の本会議における市民クラブ大島議員の代表質問のうち、病院事業に係る公宅の状況に関する部分で、小樽病院所管として24軒、市所有が2軒、市所有は戸建て126.36平方メートルと71.07平方メートルと答弁いたしましたが、これらの部分それぞれ小樽病院所管として25軒、市所有が3軒、市所有は戸建て126.36平方メートルと、1棟2戸でそれぞれ88.56平方メートルと82.62平方メートルと訂正をさせていただきたいと思います。

なお、病院事業公宅貸付規則別表の所有公宅の表示及び花園5丁目の公宅の延べ面積に誤りがありましたので、この点につきましては、早急に規則改正をいたします。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 樽病事務局長。

○樽病事務局長（高木成一） ただいま市長から、9月17日の本会議における市民クラブ大島議員の代表質問に関連し、答弁の訂正をさせていただきましたが、その後、特に所管の委員会におきましてご指摘のありました病院事業公宅貸付規則別表について誤りがあり、不適切でありましたことをおわび申し上げますとともに、早急に是正し、今後、この規則の運用の適正化に努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 9番、大島護議員。

○9番（大島 護議員） ただいまの、市長により、私の代表質問に対する答弁訂正がありましたので、この際、一言申し上げたいと存じます。

昭和40年に公費を投入し増築した居宅を、登記せず放置していた余りにもずさんな管理、長きにわたり、多くの職員がこの病院公宅の管理に携わってきたにもかかわらず、だれも気づかず改正されなかった規則、全く他人事のような事務と言わざるを得ません。あきれ返っております。明らかな規則違反であっても、状況を是正できなかった原因は一体何だったのか。市長、小樽市役所は事なかれ主義がまんえんし、自浄作用が全く期待できない体質になってしまったのではないですか。市長は、いろいろいきさつがあったなどと述べられておりますが、そんな理由は身内の論議であり、市民には全く通用しません。

また、今回の入居者は、山田市長の懐刀と目される市の大物幹部であり、条例、規則の重みも重々認識し、知らなかったなどとは、到底、口が裂けても言えない職員ではありませんか。見つからなければ、やった者勝ちのような雰囲気はいけません。

私は、公宅の必要性を否定する気持ちはございませんが、資格のない職員が、いかに古い建物とはいえ、花園5丁目の土地100坪、事実上の一軒家を1万1,000円で住まいすることは黙認できません。市民の目に

はどのように映りますか。毅然とした態度で、この不正入居問題を解決されることを市長に強く申し入れ、私の指摘いたします。

○議長（松田日出男） 日程第1「議案第1号ないし第34号並びに報告第1号及び第2号並びに請願・陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 24番、北野義紀議員。

（24番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○24番（北野義紀議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

今定例会で提出された専決処分報告は、老人保健制度の改悪により、窓口での自己負担2割導入に伴う医療受給者証の発行にかかわるものである。今後、支払い限度額が収入などによって異なることとなるが、高齢者本人が自分の上限額を理解できるかどうか、甚だ疑問であり、還付手続がなされない事態も懸念される。市としては、自己負担限度額が確認できるようにするなど、少しでも高齢者に対してメリットがあるよう工夫してほしいがどうか。受診抑制にもつながる窓口負担増は、到底、容認できるものではなく、事前に議会へ諮る必要があることは言うまでもない。このような中身を専決処分することは、当然、適切な処理ではないと思うがどうか。

市は、深刻な財政状況を立て直すため、部長職以上で構成する財政健全化緊急対策会議を立ち上げ、本年2月から5回の会議を行ってきたというが、現時点で具体的な解決策は見いだせたのかどうか。今後、5年、10年先という中長期的な財政再建策を模索するため、若手職員の人材育成や意識改革という観点に立ったプロジェクトチームの設置についても検討すべきと思うがどうか。

ここ数年来、本市の財政が、全国的な景気低迷の影響による市税収入や地方交付税の落込みなどで非常に厳しい状況下に置かれ、いまだ現状打開の兆しが見えないことは、もはや言をまたないところである。さまざまな行政課題の解決には、財政健全化に対する市民の理解と協力を得ることはもとより、常に緊張感を持ちながら行財政運営に当たることが必須と考えるが、市としては現状をどのように受け止め、今後どう取り組んでいく考えなのか。

事業展開に当たっては、基本方針や調査、計画の作成をコンサル発注ありきといった態度ではなく、いま一度、原点に立ち戻り、関係団体や市民とともにつくり上げていくといった姿勢が必要ではないか。とかく、施策の実施には財源確保を絶対条件とする傾向にあるが、金銭負担を伴わない方策も少なくない。市としては、最小限の経費で最大限の効果を実現させていくことが行政に課せられた使命であるとじゅうぶん認識した上で事務を執行していくべきと思うがどうか。

行財政改革の一環として、引き船業務の民間委託を平成15年度から実施したいとして、現在、業者との話し合いや職員との交渉を進めていると聞く。また、本年4月1日施行の水道法の改正によって、水道水の供給に必要な技術力を持った企業に浄水場の管理を委託することができるようになったとも聞く。市は、あらゆる分野で民間委託を検討しているというが、他都市では早くから取り組み、行政サービスのほとんどを民間委託している例がある。このように、業務の民間委託の推進など、本市は、行財政改革を進めることが緊急

課題であり、市長の決断と実行が必要と思うがどうか。

本市財政の悪化の要因に、職員数が多いこと、その要因として、特に消防や保健所などを例に挙げている。そこで、消防職員についてだが、民間人で構成する消防団は、夜の見回り、独り住まいの方への防火の声かけ運動、火災警戒区域の設定、ポンプ車のホースの延長や隣家への延焼防止活動など消防職員の補助的な任務に当たっているが、消防団員としてはもっと積極的に消火活動に参加したいという意向があるとも聞く。他市において、ポンプ車の管理、運営を消防団に依頼しているところもあるが、消防職員の削減につながることから、本市においても早急に検討し、取り組むべきと思うがどうか。

朝里川温泉の新源泉掘削について、昨年度3号井を掘削したものの、毎分30リットルの湯量しか確保できないが、朝里川地区のまちづくりを考えている方々が朝里川温泉地区の振興に期する活用方法を検討していることから、埋戻しはしていない状況にあると聞く。3号井をもし一企業にのみ使用させるようなことがあれば、適正な価格で売却すべきと思うがどうか。

また、今年度、更に4号井の掘削工事に当たり、入札業者12社が指名されたが、入札日以前に既に請負業者は話合いで決まったとの連絡が入った。これに対し、市は事前にこの情報を入手したため、9月17日に予定していた入札を延期しており、今後、調査するという。工事が遅れることは心配だが、一日でも早い解決を図るとともに、今後このような事態が起こらないよう、事業を進めてほしいと思うがどうか。

近年、博物館、文学館、美術館の来館者数が漸減してきている中、文化芸術振興条例の制定のための調査に取り組んでいるという。21世紀プランには、文化芸術の鑑賞機会や施設の整備拡充の分野はあるが、鑑賞者を開拓し育成する活動については触れられていない。年齢、性別、居住地、居住形態、教育歴、職業、役職、所得階層など、来館者の属性を分析し、特性に応じた対策を相当綿密に行わなければ、積極的な利用者増につながる有効な企画は打ち出しにくい。これらを踏まえ、鑑賞者開拓活動に積極的に取り組むことが、市民の文化芸術意識の向上につながると思うがどうか。

現在、スクールカウンセラーについては、道費1名、市費1名の2名が配置されていると聞くが、この体制で市内全校に対する対応はじゅうぶんと言えるのかどうか。市教委は、あくまで道費1名の増員を求めていく考えというが、子どもたちの未来のため、市費によってでも増員を図るという積極的な考えはないのか。

小樽市地域防災計画では、市内の小中学校全校を避難所として指定し、特にすべての小学校を市民の第1次的な避難場所と定めている。この計画の基となった北海道地域防災計画では、耐震構造で倒壊、損壊のおそれのないことが避難施設選定要件の一つとされているにもかかわらず、避難所とされる小中学校の多くは、建築年次も古く、校舎や体育館は現在の耐震基準に適合していない可能性がある。このような状況下で、耐震予備診断を実施したのがわずか小学校3校のみということは、極めて問題ではないのか。市は、老朽化に伴う修繕は行っているというが、それで事足りるといった態度であってはならず、地震による被害を未然に防止するといった観点から、早急に全市小中学校の耐震診断を行うべきと思うがどうか。

現在、全国的に有効求人倍率が非常に低いレベルで推移しているが、本市における雇用状況はそれを更に下回るといった厳しい実情にあり、管内新規高卒者の就職についても、昨年以上に悪化しているという。たとえ就職できたとしても、雇用者の求める人材とのギャップから、1年もたたずにやめるという事例もあり、いわゆる雇用のミスマッチが取りざたされている。市としては、常に実態の把握、情報収集に努めるとともに、これら課題解決に向けた対策を迅速に講じていくことこそ必要であると思うがどうか。

商工会館跡地の利用の検討については、これまで、利用に携わってきた団体や近隣町会の方々と検討懇談

会を開催しており、本年10月には最終的な利用方針が出される予定と聞く。これまでの検討懇談会での方向性は、当面は用途が限定されるような建物や撤去しづらい設備はつくらず、長期的な視野に立って将来において対応が容易な多目的広場として活用する方向だと聞く。この最終方針が定まると、芝やフェンス、入口など具体的な設備配置が検討されることと思うが、子どもたちの遊び場として来春には利用できるよう努めるべきと考えるがどうか。

市内において、冠婚葬祭業全国最大手であるベルコ会館の建設が予定されているとのことだが、ベルコ側は、自社斎場への供花持込み禁止、専属業者への一元化の方針を打ち出していると聞く。これに対して、北海道生花商協同組合に加盟する生花店が方針の撤回を求めて受注拒否などで対抗する事態が発生しているが、市は現状をどのように把握しているのか。また、ベルコは、オリジナルの生花をパンフレットで注文する方式をとっており、花材等の指定はできないなど自社の利益を優先させた仕組みであり、当然、供花の質の低下ははかり知れず、信用問題にもつながることが懸念されるがどうか。明らかに、独占禁止法の目的や趣旨に反すると言わざるを得ない。道内他都市においても、ベルコへの加入が増加し、会館等を核施設として営業展開され、短期間に拡大している現状にあり、関連業者にとっては死活問題にもなっている。市は、地元業者の切捨てとも言えるベルコの経営姿勢に対して、早急に具体的な方策を講じる必要があると思うがどうか。

市内観光を考えると、歩いて移動ができる、比較的短距離の移動で済む観光エリアの中で、北運河の近くの小樽交通記念館が一番北の端にある観光施設である。観光客にとっては、余り移動に時間をかけたくないものと思うが、赤字を抱える交通記念館の集客を図るためには、祝津エリアの小樽水族館への道すがらでもあることから、相乗効果が及ぶよう交通アクセスをもっと研究するとともに、北運河地区への集客策の研究に努める必要があると思うがどうか。

本市を訪れる修学旅行生にとって、再び訪れたいくなるような魅力あふれる観光施設、観光施策を体験してもらうことができれば、将来の観光客増加に向けた取組としてじゅうぶんに効果が期待できるものと考えられるがどうか。そのためにも、本市児童生徒の修学旅行先選定の経緯なども参考に、研修テーマとして何を求めているかといった実態を把握することは有効な手段である。市としては、修学旅行の目的が達成されるよう相手方に配慮した受入れ態勢を確立した上で、観光施策を展開すべきと思うがどうか。

先日、新たに開設となった中国定期コンテナ航路の第1便が本港に到着した。今定例会には、ガントリークレーン購入の予算が計上されているが、第1便の荷おろし作業を見る限りでは、今後の集荷がじゅうぶんに確約されない現状での施設整備の必要性については、甚だ疑問が残るものと言わざるを得ない。市は、この状況をどのようにとらえているのか。この際、定期便開設を機に、地場産品の売込みなどといった経済振興策は当然として、中国本土からの観光客呼び込みや、人や文化の交流といった新たな面にも着目し、それらの実現に向けた施策についても積極的に推し進めることも必要と思うがどうか。

市は、国に対し、第3号ふ頭地区を国際観光交流特区とすべく提案したと聞くが、実現後のふ頭の利用方法はどうか変化するのか。現在の物流機能を存置しつつ、更なる人流を図りたいというが、7月に「飛鳥」が入港した際、平日であったために港湾荷役と重なり、肥料の原料によるおいとほこりで迷惑をかけている。今後、目指すべき港湾の活性化のためには、ホスピタリティへの配慮が不可欠であると思うがどうか。

国の構造改革特区構想に見られるように、規制緩和による経済の活性化を図る動きがある。小樽市の分区条例では、商港区、工業港区など五つの港区と無指定の地区があるが、各港区における規制を緩和して経済

効果の一端を担ってはどうか。特に最も広い商港区においては、港湾関連事業だけでなく、名称が示すように商業行為を可能にすることにより、経済の活性化や雇用対策につながると思うが、このように分区条例を弾力的に運用できるよう、地方港湾審議会などの意見を聞きながら検討すべきと思うがどうか。

国は、特殊法人改革の一環として、雇用・能力開発機構の廃止を決定しており、本市では、港湾労働者福祉センターが廃止対象となっている。しかしながら、同センターは、港湾労働者のみならず、周辺の労働者も利用する施設であり、存続要望は根強い。存続には地方自治体における買取りが条件となっているが、市は、財政難を理由に無理と性急に結論づけることなく、港湾の一施設としてとらえた中で関係機関と折衝を続けてもらいたいと思うがどうか。

本年8月から本格的に可動する住民基本台帳ネットワークシステムについて、国は、本人確認の6情報に限定されており、個人情報保護に関しては万全な対策を講じているという。本人確認情報は、開示請求を行うことができるというが、開示されている情報がどのように利用されているか把握できない仕組みであれば、国の制度として問題があると言わざるを得ない。個人情報の提供は、国や道など93事務に限定されるとのことだが、今後利用が拡大することも予想され、民間において活用される事態に発展することが危ぐされるがどうか。市としては、このように法整備が不十分な段階で出発した住基ネットには、是正を求めるべきであり、離脱すべきと思うがどうか。

母親の急な入院などによる一時保育については、定員を15名とし、日赤保育所1か所で実施しているが、施設のスペースや人員配置の関係から、定員内であっても入所を断るケースがあると聞く。保育所における枠外入所の実態は理解するが、定員を定めている以上、実施施設を拡大するなど、15名の枠を確保するための方策を検討すべきと思うがどうか。また、子育て支援センターが活動の一環として実施する子育て支援ボランティア育成講座などにより、今後、地域に子育て支援のためのネットワークが形成できれば、子どもの一時的な受入れ先として大いに期待できるのではないかと。

保育料は、これまで、納付書を交付し、利用者が銀行で支払う形態がとられてきたが、預金口座からの自動振込みを導入することにより例えば、郵便貯金口座からの場合には収納手数料が36円から10円と3分の1以下になり、また、納付書作成の手間やその郵送費も削減できる。利用者においても、現金を持ち歩かなくてもよいし、病気などで銀行に行けなくても支払いが可能であったり、更には通帳が明細書がわりになったりとさまざまなメリットがある。このように、市もさることながら、利用者にとって利便性の向上につながることから、早急に取り組むべきと思うがどうか。

本市の事務事業に係る温室効果ガスの排出量は、実行計画に対し、平成13年度においては総体的に削減されており、14年度の第1・四半期においても前年度より更に25%削減されている状況と聞く。排出抑制には、職員の意識啓発が重要であり、そのためには各課の実績報告や効果的取組を職員一人一人が認識できるような周知方法をとってもらいたいと思うがどうか。

小樽病院の公宅に既に病院勤務を離れた市職員が19年間も入居しているが、さまざまな事情があったとのことだが、病院公宅規則上、このまま居住することができるわけではなく、また、処分は小樽市職員倫理規程には該当しないというが、問題がある。市所有の公宅を普通財産とし有効活用を図るため、売却も含め検討すべきではないか。そして、倫理規程の総括服務管理者である助役も含め、関係職員の処分をするとともに、市民の信頼、職員の信頼を得るため、市長は訓示をすべきと思うがどうか。

市道浅草線の歩道改修によって、点字ブロックが産業会館寄りに敷設され、現状、同館への出入りが困難

になっている。施工を担当する土木部は、単に工事のチェックをすればよいという姿勢ではなく、高齢者や障害者に配慮するというハートビル法にのっとり、福祉部と連携の上、身体障害者団体の意見を聞くなどといった体制をとってもらいたいがどうか。

業務の民間委託は、若年者の雇用対策やまちの活性化、人口対策などにつながると思うが、若竹町のうぐいす公園を住民みずから整備し、維持管理も行っている例や、都市公園、街区公園での愛護会による草刈りやごみ拾いなどの活動もある。今後、公園の整備や維持管理に当たっては、民間委託だけでなく、地域住民の協力の下で進めるよう努めるべきと考えるがどうか。

今年度、桃内最終処理場で使用されるのり面保護マットは、果たして妥当なものを選択したと言い切れるのかどうか。入札に際しての特記仕様書の内容では、全国都市清掃会議が示す基準値を大きく上回っており、建築資材の専門雑誌には、今回のマットと同等品を製造しているメーカーはたったの1社しか掲載されていない。全国的に見渡しても、今回納入された15ミリマットの採用は極めて少ない。市は、地域住民の不安をあおるおそれがあることから、従前から使用しているマットよりも基準を下げることはできないというが、その根拠は科学的データに裏づけられておらず、到底、納得できる説明ではないと思うがどうか。こうしたことから、当初より、特定の業者に落札させる目的で故意に納品困難な特記仕様を定めておきながら、指摘されると、あわてて競合する業者を探し出したのではないかという疑念は、いまだ払拭できない。市は、今後の入札に当たっては、こうした疑惑を絶対に持たれることがないように厳重な注意を払い、公正かつ適切な事務執行に努めなければならないのではないか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、古沢委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、報告につきましては、いずれも承認と、賛成多数により、決定いたしました。

次に、その他の各議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により、決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 次に、議案第1号に対し、中島議員外5名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 25番、西脇清議員。

(25番 西脇 清議員登壇)(拍手)

○25番(西脇 清議員) 日本共産党を代表し、議案第1号一般会計に対する修正案の提案趣旨の説明を行います。

出口の見えない長い不況のトンネルは、国民の暮らしと雇用に深刻な事態をもたらしています。

9月16日は、来春卒業予定の高校生の就職試験が全国一斉に解禁となりましたが、7月末現在の求人倍率は、全国平均は過去最悪の0.5倍、道内は0.2倍というどん底状態です。8月の全国企業倒産は1,562件で戦後5番目、今年に入ってから1万3,248件、前年比では過去3番目。倒産の原因としては、物が売れない、売掛金が回収できないなど、不況型が1,205件で全体の77.1%を占めています。

とりわけ重大なことは、貸倒り対策として政府が実施した信用保証協会の中小企業金融安定化特別保証制度を利用したものの、倒産した企業件数は、前年同時期27.4%の増、423件になっています。長引く不況と

金融機関による貸しはがしが、中小企業の倒産に拍車をかけています。小樽市内の負債額 1,000万以上の倒産は、平成に入ってから13年度まで 234件、負債総額は 961億 4,000万円で、中小企業の置かれている状況は大変厳しく、ましてや、零細業社は一層深刻です。こうした中小零細企業の経営を少しでも支える役割を行政として果たすことが、今、求められております。

修正案は、こうした目的を目指すものであります。

修正案は、商工費の商工業振興費を 5,000万円増額補正する。市内中小零細企業を対象とし、駆け込み緊急金貸付金として市が直貸しを行います。市長が認めたものに、50万円を限度に無利子・無担保・無保証、1年間据置き、一括返済として10月1日より執行します。

5,000万円の財源として、民生費社会福祉総務費支援費制度施行準備事業費50万円を全額削減します。削減の理由は、現在は、障害者が施設やホームヘルパーなどの福祉サービスを利用する場合、措置制度によって国と自治体がサービスの提供に直接責任を負っています。しかし、来年度からは、介護保険と同じように、障害者本人が利用したいサービスを決め、みずからサービス事業者を選んで契約するしくみになります。障害者の契約に基づくサービス費用のうち、本人負担のうち、利用料を除いた費用を国、自治体が支援費として助成する支援費制度にかえるというものです。これは、行政責任を現行より大幅に後退させるなど問題点が多く、認められません。この50万円を削減することにより、国庫支出金19万 9,000円は国に戻します。一般財源である30万 1,000円は、駆け込み緊急金貸付金の原資の一部とし、不足する 4,969万 9,000円は、13年度からの繰越金のうち、減債基金繰入金 1億 8,638万 8,000円から流用し、措置するものであります。

以上、皆さんの賛成をお願いし、提案趣旨の説明を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、修正案も含め、一括討論に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

○12番(古沢勝則議員) ただいまは、日ごろから尊敬する北野委員長の報告でありましたが、残念ながら、反対であります。

日本共産党を代表して、我が党提案の議案第1号に関する修正案には賛成、原案である議案第1号に反対、報告第1号及び第2号には不承認の討論を行います。

まず、修正案であります。

西脇議員からの提案説明でもおわかりのように、我が党の修正案は、商工費商工業振興費を 5,000万円増額補正して、市内の中小零細業者を対象にした駆け込み緊急貸付制度を立ち上げようというものであります。

深刻な、しかも、長い不況の下で、日本経済はもとより、道内も市内も今大変な状況にあります。中小零細業者にとっては、命綱でもあった商工信組が破たんしました。予測されていたとはいえ、余りにも早くマイカル小樽は倒産であります。市内商店街では、市民に長く親しまれてきたしにせの店舗や、更には有力な事業所の閉鎖も続いています。企業倒産も失業状態も、最悪の状況から抜け出せないでいます。

しかも、その上、予算特別委員会の総括質疑において私が明らかにしたように、冠婚葬祭業では全国最大手のベルコが、市内勝納町に建設予定の大型集会場への市内業者からの供花持込み禁止、専属業者しか認めないという異常な取引システムを強要しようとしています。こうなれば、釧路市や旭川市の例を見るまでもなく、市内の冠婚葬祭においては、その喜び、お祝い、お悔やみの心を託す生花の多くが、地元小樽で扱う

ことができずに、札幌からの搬入ということになってしまうのは明白であります。市内の生花商組合に加盟する生花店37店舗の経営はもとより、生花卸業にとっても文字どおり死活問題であります。

マイカル小樽の誘致は、曲がりなりにも地元との共存共栄がうたい文句でありました。しかし、ベルコ進出は、その最初から地元排除、自社の利益優先であります。弔いの心が、そして喜びの心が、利益優先のためにピンはねの対象とされかねません。

このように、小樽の中小零細業者は、厳しい環境にさらされてきました。小泉政治は、いよいよかじ取り不能であります。このままでは、日本経済の再生も、景気の回復も、全く見通しが立ち行きません。こうしたとき、市民も、地域経済も、行政も、力を合わせて頑張ろうというのがこの修正案のメッセージであります。党派、所属会派を超え、ぜひ実現させたい。中小零細業者へのエールであります。

議案第1号平成14年度一般会計補正予算では、減債基金に1億8,000万円を戻し、財政調整基金に2億6,000万円を積立てるとしています。そうであれば、ぜひ、その一部を取り崩してでも、今緊急に求められている事業にその予算を活用すべきではないか。市民には赤字で何もできないと言わんばかりのこうしたやりくり予算には、賛成できません。

加えて、専決処分報告第1号及び第2号は、老人保健法の改悪による受給者証の交付事務に伴い、その経費に不足が生じるために加えた補正についてのものであります。

予算特別委員会初日の総括質疑の場で、我が党の中島麗子委員が強く指摘した問題でもありますが、そもそも高齢者に大変な負担増となる老人保健法の改悪には、我が党は断固として反対であります。

よって、本件については不承認であります。

なお、討論を終わるに当たって、議案第33号及び第34号について、賛成とはしましたが、一言付言しておきます。

言うまでもなく、本件議案は、旧住吉中学校廃校に伴う当該不動産の処分、その売却代金の処理についてであります。

市長提案は、来年度約40億円の収支不足の見込みであるから、この売却代金約1億9,400万円そっくりそのまま減債基金に繰り入れるとしました。歴史と伝統を誇った住吉中学校は、生徒数の減少を理由にし、適正配置により廃校にされました。そもそも適正配置とは、教育環境整備、教育条件の向上を掲げて実施したものであります。そうであればこそ、学校改修や耐震診断など教育予算に生かしてこそ、市民から、より納得される予算執行ではないでしょうか。誤解を恐れず、例えて言えば、子どもの小遣いをくすねて、ばくちの借金返済に当てる不心得な親のようなものであります。感心できません。

予算を厳密に組み、市民生活の充実、市民要望を実現させていくためにこそ使う、こうした我が党の修正案に対して、議員各位の賛同を重ねてお願いし、討論にいたします。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

この際、議長から申し上げます。

岡本一美議員から、身体上の理由により、採決に当たっては起立による態度表明が難しい旨の申出がございました。

岡本議員に限り、本日の会議における採決は、起立にかえて、すべて挙手によることを認めることといたします。

まず、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

修正案を可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、議案第1号の原案について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、報告第1号、第2号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、報告第1号、第2号は承認と決定されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、31番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 31番、佐々木政美議員。

(31番 佐々木政美議員登壇)(拍手)

○31番(佐々木政美議員) 決算特別委員長の報告をいたします。

当委員会に付託されております議案第6号ないし第25号につきましては、去る9月18日に開催されました当委員会におきまして、採決の結果、いずれも継続審査と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、議案第6号ないし第25号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、35番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 35番、佐野治男議員。

(35番 佐野治男議員登壇)(拍手)

○35番(佐野治男議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第26号については、地方税法の改正を受けた中で、株式の譲渡取得の取扱いが盛り込まれているが、

消費不況の現在、株に頼って景気浮揚を図ろうとするものであり、上場株のみが優遇されることからすれば、大企業優先、金持ち優先としか理解できないがどうか。

石狩開発については、道の石狩湾新港地域の振興方策の基本方向の中で、開発スキームの限界の克服が課題としてうたわれていることからすれば、道としては、既に限界であるということ自体を認めていることになるのではないか。今後、こうした破たん寸前の会社に対し、なおも応分の負担が求められることになるのか。市は、石狩開発の経営状況と新港地域の振興方策は、密接な関係ではあるが別物との姿勢だが、企業立地に助成を行いながらも土地分譲の見通しが立たず、出資に見合う配当も得られない現状にかんがみれば、市がこれ以上負担をすることは改めるべきではないか。また、市が出資した 6,800万円については、もはや紙くず同然と考えるが、今後の対応策がまとまった段階で、当委員会に報告すべきと思うがどうか。

道教委と北教組本部間、いわゆる本庁・本部間において取り交わされた確認書や協定書については、本年 3 月、道教委から是正にかかわる実施方針が示され、明らかに法令の趣旨を損ねるものについては 8 月中に是正されることとなっていたが、現状、学校現場に対し是正に向けた指導の徹底に関する通達や通知は行われているのか。また、教育局、市教委と支部間、学校長と分会間においても、本庁・本部間の取扱いを追認するものを含め、数多くの確認、協定がなされている。それらの中には、労働慣行が法令に準拠しなくても尊重すべきなどという到底理解できないものも含まれており、当然ながら、順次是正していくべきと思うがどうか。

公立高校の現状については、過日、道教委から適正配置計画案が示されたが、これまでの経過と本市の対応はどうであったのか。市教委は、間口確保のため、道教委への陳情や知事部局への要請行動を行い、結果として、当初 3 間口削減予定であったものが 2 間口にとどまり、小幅で済んだとの見解があるが、今後、更なる削減が予想されることからすれば、あくまでも削減との認識に立った中で、取組の検討を進めていくべきと思うがどうか。

輸入食品の残留農薬の問題が取りざたされる昨今、本市の学校給食における輸入小麦の使用実態はどうなっているのか。有機りん系の殺虫剤には、中枢神経に害を及ぼすことやぜんそくの原因となる物質の存在なども確認されており、視力低下の原因との指摘もなされている。他の自治体では、農家と直接、作付交渉を行っている実態もあることから、価格ではなく、子どもたちに安全な小麦を提供するとの観点に立った対策を行ってもらいたいと思うがどうか。

小樽国際ガラスフェスティバルについては、平成 2 年を初回とし、途中で名称変更はされているが、平成 8 年まで 7 回の開催を見ている。この間、第 1 回から第 3 回において、国内外の著名な作家によるガラス工芸のデモンストレーション制作が行われ、多数の作品が生み出された。現在、それらの作品については、消防庁舎にある書庫やガラススタジオに保管されていると聞くと、市教委は所有権の帰属をどう認識しているのか。第 7 回の実行委員会に帰属し、今後、散逸を防ぐためにも市の所有にしたいと言うが、できるだけ早期に相手方との折衝に当たってもらいたいと思うがどうか。また、このように長期にわたって所有権もあいまいなまま経過してきた背景には、行政と市内ガラス工房との連携が途切れていたことが原因と考えられる。今後、工房との間に接触の機会を設け、随時、意見交換を行っていくべきと考えるがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第 32 号、請願第 54 号、陳情第 84 号及び第 88 号につきましては、採決の結果、賛成少数により、議案は否決と、請願・陳情はいずれも不採択と、それぞれ決定いたしました。

次に、請願第40号につきましては、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第26号、陳情第2号及び第30号につきましては、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定いたしました。

次に、その他の案件につきましては可決と、全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 1番、横田久俊議員。

(1番 横田久俊議員登壇)(拍手)

○1番(横田久俊議員) 自由民主党を代表して、委員長報告どおり、請願第54号、陳情第84号について不採択とする討論を行います。

これら請願・陳情は、小樽の公立高校の配置に関するものです。

我が党は、基本的に、間口の削減については見直しを求め、道教委へも陳情をしている立場であります。今回は小樽市内で卒業生が135人減少する中で、1間口の削減にとどまった状態であります。これは、石狩の第2学区が148人の減少で3間口削減、また、渡島第1学区では157人減少で同じく3間口の削減など、小樽市と同様の減少数でありながら3間口削減されている地域もあることなどをかんがみますと、小樽の1間口削減というのは道教委が小樽市に一定の配慮をした結果とも見ることができ、ある程度の成果はあったものと評価しているところであります。

こうした児童数の減少というやむを得ざる状況の中、我が党としては、単に白紙撤回を要求するなどということではなく、私学、PTAなどとの連携を深め、公私の比率などを十分に検討していく中で、最も適正な配置数を議論していくつもりであります。

よって、本請願・陳情を不採択と主張して、討論といたします。(拍手)

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 11番、新谷とし議員。

(11番 新谷とし議員登壇)(拍手)

○11番(新谷とし議員) 日本共産党を代表し、委員長報告に反対し、議案第26号は反対、議案第32号は賛成、請願第54号、陳情第84号及び第88号並びに継続中の案件はすべて採択とする討論を行います。

議案第26号は、小樽市税条例の一部を改正する条例案についてです。

議案の一部、特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅にかかわる固定資産税の税率を下げることに賛成です。

しかし、土地譲渡所得や上場株式等の譲渡にかかわっては、控除の特例措置の延期や税率の引下げなど高額所得者優遇になっています。

政府は、長引く不況、株価の低迷から、景気対策として上場株価の引上げのため個人投資家を証券市場に呼び込もうとしていますが、株を取得する階層は高額所得者層です。優遇措置は不公平税制になるものであり、認められません。また、小樽市にとって影響は少ないとはいえ、税収減になりますから、議案には反対します。

次に、議案第32号、我が党提案の非核港湾条例案についてです。

8回目の提案ですが、ますます条例制定の必要性が高まってきました。アメリカ・ブッシュ大統領の悪の枢軸発言、核体制の見直し、8月15日の国防報告は、これらを集大成したものです。

アメリカの新聞には、最初の対象国イラクへの攻撃作戦計画があふれ、事態は切迫しています。このようなアメリカの行動は、国際法にも国連憲章にも違反する無法なものであることは言うまでもありません。この戦争がどれだけの人々を犠牲にするか、中東全体を巻き込み、核兵器をも飛び交う大戦争になるかもしれないという危険ははかり知れません。

このようなアメリカの覇権主義に対し、同盟国である欧州諸国から強い批判が上がり、ドイツのシュレイダー首相は、欧州の協力、国連を通じてなどあらゆる手だてを講じて防ぐと言明しています。また、9月25日、イギリス国民に大きな影響力をもつ英国国教会の最高指導者ケアリー・カンタベリ大司教がイラク攻撃に強い警告を発し、アメリカ国内でも、神学者103人が反対署名に賛同し、イラク攻撃を真っ向から批判しています。もちろん、アジア、アフリカ、中東諸国からも、強い批判が上がっています。国内では、8月に開かれた原水爆禁止世界大会で、非核の政府との協力の場として大きな成功をおさめ、核兵器廃絶への強い意思とともに、アメリカの無法を許さないことが共通の合意になりました。また、広島・長崎市長が発した平和宣言でも、アメリカの核戦略への批判が公然と述べられ、内外に大きな感銘と反響を呼び起こしたことは古沢提案で述べたとおりです。今、これが世界の主流です。

小樽市は、8月3日、市制80周年記念の平和事業で、広島平和記念資料館から被爆者の岩本節子さんを招き、戦争体験を聞きました。だれもが改めて核兵器の恐ろしさを思い知らされたと思います。帰りしな、偶然、岩本さんにお会いしました。私が、核兵器廃絶のため頑張りますと言うと、にっこりと笑い、大きくうなずいていらっしゃいました。

全道で初めて、核兵器廃絶平和都市宣言をしたまちとして、非核港湾条例を制定することは、市民の安全を守り、アメリカの暴走に歯止めをかけ、世界の平和に寄与することにもなります。これを機に、ぜひ小樽から平和の発信をしようではありませんか。

皆さんの賛成をお願いします。

次は、請願第54号公立高等学校配置の基本指針と見通しの見直しを求める意見書提出方についてです。

道教委の示している指針と見通しでは、平成13年から15年の3年間で100から112間口、14年から19年までを長期見通し期間としています。全道的には、中期で100から112間口、長期で95から112間口、更に小規模校の統廃合など、20%も間口削減をする計画になっています。

小樽、余市、古平、仁木などの後志第一学区では、13年から15年の3年間で5から6間口を減らす予定ですが、過去3年間では、配置計画のほかに2間口も削減になりました。小樽市内の公立高校を見ると、14年度の平均入試倍率は全道平均を大きく上回っています。市外からの入学者は16.8%、とりわけ普通科は20%に上っていますが、今年4月から道教委は通学区域の改善に着手していますから、通学区域が拡大され、市内の高校は更に倍率が上がることで、また、地方の高校は存続の危機すら出てくるのが考えられます。北海道の地域性とさまざまな生徒の困難さを考えるとき、地域の高校を存続させるのは行政としての責務です。

こうした問題を克服する上で必要なことは、30人学級の実現です。基本指針と見通しの見直しを求める意見書は、昨年、道内59自治体で採択されました。小樽市議会では、12年の第3回定例会で同趣旨の意見書を全会一致で可決し、子どもや父母、また学校にも大きな励ましを与えたのに、今回、自民、公明、市民クラブの皆さんが反対の態度を表明したのは納得がいきません。

しかも、8月20日には、超党派で15年度の公立高校適正配置計画策定に当たって、間口の削減をしないよう道教委に陳情に行ったではありませんか。市内の普通科の間口が削減にならなかったから、それでいいというものではありません。少子化傾向で、今後、更に生徒数が減少するのは現実ですが、道教委の示す特色ある学校づくりを進める上でも、今、全国で大きく広がり、衆目の一致した意見となっている30人学級の実現をするよう求めるべきです。

陳情第84号は、小樽工業高校建築科、土木科の募集停止の白紙撤回を求める意見書提出方についてです。

小樽工業建築科は54年間、土木科は36年の歴史を持ち、それぞれが小樽市内はもちろん全道に優秀な人材を輩出していることから、不況下にあっても就職にはすぐれた実績を持っています。来年度は、建築科、土木科をやめて、新たに建設科を設けるといっていますが、それぞれの科の持っている特性を十分に生かすことができなくなると考えられます。また、事実上、1学級削減になるため、来年度の受験を控えている子どもたち、父母、また学校をも不安にさせています。9月20日には、工業高校同窓会会長、PTA会長と教育長が再検討を求めて道教委を訪ねたということでしたし、現在、間口削減反対の署名を行っていると聞きますが、これに反対する皆さんは、子どもや父母、住民、また先生方の願いに、また努力に水を差すのではないのでしょうか。

なお、私学に対しては、一層の助成を強めるよう要望するものです。

ぜひ考え直して、請願第54号、陳情第84号を採択してください。

次は、陳情第88号憲法第9条を守り、有事法の制定に反対する意見書提出方についてです。

前国会では、平和を求める多くの国民の戦いで有事法制案をストップさせることができました。しかし、継続審査になっており、小泉内閣は成立をあきらめたわけではありません。

第2回定例会でも同様の陳情がなされ、自民、公明両党は不採択の討論をしました。公明党は、陳情者は有事法制案を戦争法という議論を意図的に展開していると述べておりましたが、有事法制案は、そもそも戦争を前提にした何物でもないのではないのでしょうか。海外で米軍の後方支援している自衛隊が武力攻撃されれば武力攻撃事態に発展すると、政府みずから認めています。問題は、武力攻撃のおそれのある場合を含み、武力攻撃が予測できる段階であっても国民動員条項が発動されることになっていることです。

法案には、国民に戦争協力義務があること、国民の自由と権利に制限が加えられることが明記されています。戦前の国家総動員法にもつながるものです。権利の制限は必要最小限にしたいと思いますけれども、戦争が大きくなれば権利の制限も大きくなるのが必然です。その上、自衛隊が必要とする物資の保管命令に従わなければ懲役や罰金を、また、立入検査を妨げたら罰金を科すことが明記されています。これらは、反戦平和の立場に立つ者は国家が犯罪者と見なすものです。

そもそも政府自身、日本を侵略する国はまず考えられないと答弁しているのに、戦争を前提とし、国の最高法規である憲法をじゅうりんする法案に、国民は納得するはずがありません。有事法制案は、アメリカの強い要請にこたえようとしたものですが、アメリカの先制攻撃戦略、イラクへの攻撃が開始されそうな切迫した情勢の下で、今回提出された陳情の願意は妥当です。

採択を求めます。

なお、継続中の案件は、これまでどおりすべて願意妥当、採択を求めて討論といたします。（拍手）

（「議長、33番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 33番、斉藤陽一良議員。

(3 3 番 齊藤陽一良議員登壇)(拍手)

○ 3 3 番 (齊藤陽一良議員) 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成、議案第26号、第29号は可決、第32号は否決、請願第54号、陳情第84号、第88号は不採択、継続審査中の案件請願第40号、陳情第2号、第30号は継続審査を主張して、討論を行います。

議案第26号、第29号は、それぞれ地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の課税の特例措置及び株式譲渡に係る固定資産税の減額措置等を設けるなど所要の改正を行い、また、消防法の一部改正等に伴い、火を使用する設備等の位置などについて所要の改正を行い、それぞれ本市条例の一部を改正するものであり、妥当であると考えます。

議案第32号は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有するすべての国に対し、核兵器不積載の証明書の提出を求めるものでありますが、非核三原則は我が国外交の原則であり、その堅持は我が国政府の基本方針であります。外交は国の専権事項であり、政府の最高度の政策的決断をもって決すべきであります。外交上の事項に触れて、市条例によって一般的、原則的に他国に非核証明書の提出等を求める規定を定めることは、市長の港湾管理上の権限の範囲を超えるものと言わざるを得ず、否決いたします。

請願第54号、陳情第84号は、道の公立高等学校配置の基本方針と見直しを見直し、それに基づく平成15年度公立高等学校適正配置計画案における北海道小樽工業高校建築科、土木科の募集停止の白紙撤回を求めるものでありますが、道の適配計画の見直し、学級削減反対を求める道への陳情の経緯は、我が党を含めて全市的なものとして確かにあります。しかし、現実的には、先般発表された道の計画における削減学区を見ると、後志第1学区、小樽については、他に比べて相当程度配慮されているものと推測されます。

具体的には、後志第1学区生徒増減数 183名減、学級数2学級減、定員80名減、削減率43.7%、全道平均削減率54.3%などとなっており、小樽市内生徒増減数 135名減、学級数1学級減、定員40名減、削減率29.6%と全道の半分となっており、このような数字から見れば、削減率は小樽について相当配慮されているものと受け止めざるを得ないと考えます。

そのような背景から、行政、PTA、教育関係者、私学の動向などを考えるとき、極めて時間的余裕がない中で白紙撤回を求めても、結果として難しいものがあると考えざるを得ません。したがって、我が党としては、白紙撤回等を求める意見書提出については難しいものと考えます。

陳情第88号は、いわゆる有事法の制定に反対する意見書の提出を求めるものでありますが、我が党は、防衛出動法制の整備を求める立場であり、不採択を主張し、以上、討論いたします。(拍手)

(「 議長、21番 」 と呼ぶ者あり)

○ 議長 (松田日出男) 21番、佐々木勝利議員。

(2 1 番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

○ 2 1 番 (佐々木勝利議員) 民主党・市民連合を代表して、委員長報告のうち、否決となりました議案第32号は可決、不採択となりました請願第54号、陳情第84号、第88号は、いずれも採択の討論をいたします。

議案第32号小樽非核港湾条例案です。

現在、戦争の概念が大きく変わりつつある情勢の中で、平和を求める声が大きくなってまいりました。改めて痛感いたします。平和は、上から与えられるものではなく、みずから守ることが重要となってまいりました。国会の論議を通して、今こそ、地域から平和をつくる力が求められていることはありません。継続が力です。

議案第32号は、小樽の核兵器廃絶平和都市宣言20年の節目の年、これを確かなものにし、より前進させ、平和な商業港を世界に発信できる、そのための道筋をつけるために必要と考えます。

陳情第88号は、さきの国会で継続審議となった有事法制関連法の扱いについてですが、備えあれば憂いなしの小泉首相の格言とは逆に、法案に対する国民の憂いは決定的なものになったのではないのでしょうか。国民の厳しい目は、世論調査や新聞などで明らかなように、疑問や慎重の声が多く聞かれるようになってまいりました。

有事法制は、周辺事態法より一步も二歩も進んで、自治体の協力は責務と位置づけられていますが、あくまでも自発的な協力と受け止めるべきです。今、持たなければならないのは、市民の命と安全を守るために自治体は拒否できるという確信を持つことではないでしょうか。感覚まひが心配です。戦争は、協力ではなく、止めるものです。いかなる場合も、戦争に道を開くことは許されません。戦争の拡大に手を貸してはなりません。

その意味において、願意は妥当であり、採択することを主張いたします。

請願第54号は、公立高等学校配置の基本方針と見通しの見直しを求めるものですが、一昨年6月26日、公立高等学校配置の基本方針と見通しを策定いたしました。

その内容を見ますと、中学校卒業者の減少に伴う機械的学級削減、小規模校を中心とした学校統廃合の再編、更なる多様化に対する高校の存続競争を、生存競争を、一層推し進めるものであると問題提起されています。

今日の子どもたちと教育をめぐる危機的状況を克服する上で、重要なかぎとなっている少人数学級実現の流れの中であって、30人以下学級の実現と現行の適正配置計画策定方法を抜本的に見直すことを求めていく動きが活発になってきた状況を踏まえ、願意は妥当であり、採択を主張いたします。

陳情第84号は、道立小樽工業高校建築科、土木科の募集停止の白紙撤回を求める意見書提出方についてですが、9月3日に発表された平成15年度公立高等学校適正配置計画案によると、建築科及び土木科が募集停止し、建設科を新設するとなっています。これは、小樽工業高校において、1学級削減と同時に、それぞれの持っている特性をじゅうぶん生かすことができなくなると考える面と、地場産業育成の観点からも、両科の存続を要望するものとなっています。

これまでの小樽の公立高校の間口削減の状況を見ますと、平成元年から平成14年までの間に12間口の削減であり、生徒減少に伴う機械的間口削減の連続であったことは周知の事実です。この間における道や道教委に対する市の取組によって一定の評価される状況づくりをしてきたことは認めるところではありますが、小樽の切なる願いは受け入れられず、結果として削減され続けてきました。

今回も、小樽工業高校における予想外の学科転換による1間口削減ということになりそうです。全道との比較において、小樽の場合は小幅な削減と受け止めざるを得ないと考えている向きもありますが、これまで、節目節目に間口確保の要請を議会意思として決議、意見書として道、道教委に上げてきた経過を踏まえるならば、今回も同様の意思表示をすべきと考えます。

小樽の子どもたちの教育環境整備、充実のために、採択を主張し、討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第32号、請願第54号、陳情第84号、第88号について、一括採決いたします。

委員長報告は、議案は否決、請願・陳情はいずれも不採択でありますので、原案について採決いたします。

議案は可決と、請願・陳情はいずれも採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、議案は否決、請願・陳情はいずれも不採択と決しました。

次に、請願第40号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第26号、陳情第2号、第30号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 17番、小林栄治議員。

(17番 小林栄治議員登壇)(拍手)

○17番(小林栄治議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

平成8年3月策定の小樽市商業振興策については、築港地区への大型商業施設進出に向けた既存商店街との共存共栄策としての位置づけであったと記憶するが、現在までに至る経過と今後の取扱いについてはどうなっているのか。平成11年8月に、振興策に掲げる事業の大半が街なか活性化計画に移行しているが、その時点で事業の達成率、見直しなどといった作業は行われてきたのか。策定に至るまで、議会で議論を重ねてきた経緯からして、施策の変更や状況の変化が見られた場合には、速やかに報告が行う必要があったと思うがどうか。結果として、事業の趣旨や目的等があいまいになってしまえば、商業振興策としての本来の意味を持ち得なくなるのではないかと。今後、市は、各事業の整理を行った上、商業者の自助努力を喚起できるようなハード、ソフト両面の均衡のとれた施策の実現が肝要と思うがどうか。

観光振興に力を注ぐ本市においても、訪れる観光客の中には不満を表明する方や改善を求める方があることは否定できない事実である。例えば、土産品店や飲食店が軒を連ねる堺町通りやその周辺地区において、路上の迷惑駐車増加や休日の慢性的な交通渋滞の発生状況について、市はどのようにとらえ、今後、どう対策を講じていく考えなのか。この種の問題は、観光施策を進める経済部の直接的な所管ではないとしても、いわば観光客を受け入れるホスピタリティの一環との観点から、事態の改善に向けて関係者に協力を求めている

いくなど、積極的に取り組むべきと思うがどうか。

朝里川温泉地区内において、営業する各温泉施設への安定した配湯量の確保を図るべく、昨年度、新たに3号井の掘削調査を行ったが、結果は湯量に乏しく失敗に終わったと言わざるを得ない。今年度、新たに4号井の調査を行う予定と聞いていたが、工事発注入札寸前に業者間での不正行為の疑いが浮上し、当該入札は急きょ中止となっている。この談合疑惑自体、看過できない重大な問題であり、早急に調査の上、適切な措置を講じることは当然のことであるとしても、今後、市はどのようなスケジュールで工事を進めていく考えなのか。一刻も早くボーリング調査を行い、湯量豊富な井戸を掘り当てることこそが、市に課せられた使命であると思うがどうか。

本年5月、小樽国際ホテルは、入居するビルの管理会社から、共益費滞納を理由に電気、水道等の供給が停止され、営業休止に追い込まれたが、現在も好転の兆しは見られない。当初、市の説明では、当事者間の話し合いにより9月末でいずれにしても撤退すると聞いていたが、期日が差し迫り、現状はどうなっているのか。階下で今なお営業続けている商業者の方々が被った影響については、市はどのようにとらえているのか。市の情報は具体性がなく、消極的な姿勢が多々見受けられる。市は、適宜、的確な情報収集と現状把握に努めるとともに、迅速な対応を心がける責務があると思うがどうか。

平成15年度、石狩湾新港港湾事業予算管理者案についての事前協議がなされているが、例年、答申に当たり、市が参考とする市内関係団体間の意見がいまだにまとまらないうと聞く。これは、小樽市域で新港西地区整備後の具体的な姿が見えないことに対する関係業界の不信感のあらわれではないのか。当初、将来の増加する貨物取扱量に対応するためとして新港の整備を推し進めてきたにもかかわらず、この期に及んで今後の動向を見定めながら検討していくといった市の態度は一貫性がなく、到底、認めがたい。このような不安を抱える中、多額の公金を投入することは言語道断であり、過大投資となるおそれがある。市としては、あくまで確実な見通しを持ってない以上、管理組合に対し、即刻、整備の中止を申し入れるべきであると思うがどうか。

本市の厳しい財政状況から見れば、石狩湾新港管理組合負担金は決して少ないものとは言えず、これまで市がそれに見合うだけの恩恵を受けてきたと言えるのか。今後、詳細な調査を実施し、出資に対する経済波及効果を具体的な数値として示すべきであり、それができなければ説得力を失うこととなりかねない。また、今後、組合から撤退せざるを得ない状況に備え、規約に定める負担金割合に応じた資産分配を受けることができるかどうかについても、事前に調査しておく必要があると思うがどうか。

市が出資する、株式会社マリンウェーブ小樽の平成13年度事業報告が今定例会に提出されているが、それを見る限り、第三セクターとしては全国的にも珍しい健全経営を続けている会社である。昨年の事業報告の際、今後、剰余金は株主配当として還元することも視野に入れ検討するとしていたが、今回の剰余金に関しては将来の施設工事等のための留保資金としている。昨今、財政の窮状を市民にまで訴えている現状からすれば、筆頭株主である市が配当金を受けられるよう同社に強く申し入れることは当然のことと思うがどうか。

第9次港湾整備7か年計画の終了まであと半年を残す余地となったが、来年度以降の計画についてはいまだに白紙の状態である。国の整備方針が示されなければ策定できないといった消極的な態度であってはならず、地方の時代と言われる今日においては、市が独自性を発揮し、みずからで立案の上、国や道に提示するといった積極的な取組、姿勢こそがまさに必要と思うがどうか。などであります。

なお、閉会中の7月22日に開催された当委員会におきましては、平成14年度石狩湾新港管理組合一般会計

補正予算案、中国定期コンテナ航路の開港、ロシア漁船の入港規制、新日本海フェリー小樽・敦賀航路の休止について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第17号、第85号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第64号、第83号、所管事項の調査につきましては、全会一致により、陳情第64号及び所管事項の調査は継続審査と、陳情第83号は採択と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 25番、西脇清議員。

(25番 西脇 清議員登壇)(拍手)

○25番(西脇 清議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対の討論を行います。

陳情第17号、第85号は採択を主張いたします。

第17号は、雇用の創出と失業者の生活保障を求めるものです。

小樽職安の発表によりますと、市内の7月度の休職者は4,154人、就職件数は358件で、就職率は8.6%です。有効求人倍率は0.35倍で、全道、全国平均を大きく下回っております。今年に入ってから7月までの中小企業の倒産は14件、負債額は16億7,400万円、前年と比べて倒産件数では1件の増、負債額では1,600万円の減で、どちらも前年並みの倒産が発生しているということになります。

小泉内閣発足後1年半になりますが、2001年のG O Pはマイナス1.9%の大幅落込み、株価の急落、失業率は5.4%、失業者360万、所得は前年比4兆9,000億円の減少、企業倒産は2万51件、5.9%の増、不良債権18兆円から26兆8,000億円に49%の増、すべての経済市場は惨たんたる状況になってます。こうした状況ですから、雇用・失業問題の解決は急務であります。

陳情第85号は、春香山登山道入口に入山届出書、告知板及びトイレの設置を求めるものです。

年間数千人が自然に接することを楽しみにしておりますが、環境問題を持ち出すまでもなく、トイレぐらい設置するのは当たり前です。

願意はいずれも妥当であり、採択とすべきです。

以上で討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、陳情第17号、第85号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時15分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 26番、高階孝次議員。

（26番 高階孝次議員登壇）（拍手）

○26番（高階孝次議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

生協みどり店前の交通安全対策の問題については、市としても警察署に対し横断施設の設置を要望したというが、現状の道路形態では安全施設の設置は難しく、また、歩道橋のある箇所には原則として横断歩道の設置は困難との見解であった。同様に、緑第一大通ハロー薬局前の横断歩道橋を見ても、交通弱者である身体に障害のある方や高齢者などが歩道橋を渡ること自体、困難な現状にあっては、当然、歩行者の側に立った施設とは言えないのではないかと。市は、歩行者の安全確保を図るとの観点から、歩車分離交差点の取組や今後の歩道橋の在り方などを検討する中で、市民要望に沿った交通安全対策を早急に講じていく必要があると思うがどうか。

10月1日から、市内3か所のサービスセンターで各種行政手続が可能となるワンストップサービスが本格的に実施されるというが、本庁ではこういった取扱いになるのか。新たに窓口が一元化されるとの理解でよいのか。今後、本庁においても各種手続が1か所で行える総合的な窓口を設置するなど、より一層、市民サービスの向上に向け努めていくべきと思うがどうか。

議案第31号小樽市老人医療助成条例及び小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案については、国の医療保険制度の改悪を受け、10月1日から定額制を廃止し、70歳以上の高齢者の医療費1割ないし2割負担を導入する内容となっている。所得によっては、1か月の自己負担限度額が変更となったり、自己負担が高額になる場合があり、本人申請により償還払いされる仕組みになるというが、こういった内容では単に受診抑制につながりかねないとの懸念もあるがどうか。

高齢者が上限額を容易に確認できるかどうかも甚だ疑問であり、本人への通知が一切なされないのであれば、無用の混乱を招くことも予想される。国の通達にもあるとおり、今後、受給者が不測の事態などにより還付手続が遅れることがないように、受給者本人への償還払い通知について前向きに検討すべきと思うがどうか。また、受給者に対する一部負担金の減免制度については、重篤な疾病や長期入院などの理由によっても医療費が減免される内容であるが、市としては、積極的に活用が図られるよう周知方法を検討してほしいがどうか。

市は、小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例第45条による原状回復等の措置命令を行ったことはないというが、現状、不法投棄は後を絶たない。今後、指導を行っても従わなかった者に対しては、広報等により公表していくというが、強い姿勢で臨むことも必要になっているのではないのか。これらの問題の解決のためにも、条例に基づく一定の基準を明確に確立していく必要があるのではないかと。不法投棄者の特定につ

いては、現状把握が極めて難しいというが、収集費用の問題があるにせよ、いつまでも廃棄物を放置しておくことは常に危険が伴う。市は、監視パトロールを強化していくことは言うまでもないが、不法投棄が抜本的に解消されるよう検討の上、何らかの手だてを講じていくべきと思うがどうか。

花園5丁目の小樽病院公宅については、途中から緊急避難的な措置として入居を認めてきたとのことだが、19年間にわたり放置された実態にあり、市は具体的な対策を講じてきたと言えるのかどうか。小樽市病院事業公宅貸付規則では、病院以外に勤務する職員への貸付けを認める特例はなく、明らかに違反しているのではないのか。これまで、公宅の維持補修等の経費は一切支出していないということだが、改修が行われた形跡があるのかどうか。このような行為は病院側が判断すべき事柄であり、改修を許可した書類が存在しないというのであれば、管理責任は極めて大きいと言わざるを得ないがどうか。また、家賃が給料天引きされていることについてだが、果たして入居資格を失った市職員から使用料を徴収できるかも甚だ疑問である。現状、公宅貸付申請書の更新手続書類さえ見当たらないのであれば、まさにずさんな事務処理であったということは否めず、結果として入居者が原因なしに不当な利得を得ていることになる。入居者に対し、利得の返還を請求しなければならない事態と思うが、この点についてどう認識しているのかどうか。また、当該公宅は木造1棟2戸建てで、うち1戸は空き家状態であるというが、同規則の別表は1戸のみと表示されている。実態に合わせて、直ちに改正する必要があると思うがどうか。

医療現場における事故発生の要因については、これまでもさまざまな原因が取りざたされている。市立病院としても、事故防止に向けた対策としては、例えば、医師や看護師の意識喚起に努めるというだけでは不十分であり、日常の労働条件の中にこそ医療事故につながる要因があるものと認識すべきである。現状、具体的な取組はどのようなことが行われているのか。厳しい勤務条件の看護現場においては、特に引継ぎの時間帯に事故が多発しているように見受けられるが、今後とも医療事故防止の徹底に向けて日ごろから緊張感の保持を怠ることのないよう、病院全体で鋭意取り組んで欲しいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第14号、陳情第68号につきましては、採択の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第70号、第72号、第86号、第87号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第27号、第28号、第31号、請願第5号、第12号、第39号、第43号第2項目及び第3項目、第44号、陳情第23号、第46号、第63号、第65号、第66号につきましては、全会一致により、議案は可決と、請願・陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

(10番 中島麗子議員登壇)(拍手)

○10番(中島麗子議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対の討論をします。

議案第28号、第31号は否決、陳情第86号、第87号は採択、継続審査中の請願6件、陳情8件は、すべて願意妥当、採択を主張します。

今年の9月15日、市主催の敬老会、金婚祝賀会が例年どおり開催されました。今年、市内の75歳以上の方は1万6,091名、100歳以上の方が48名です。市長は、これまでの長い人生の厳しい生活や苦勞をねぎらい、小樽市発展に対する尽力に敬意を表され、今後も高齢者の皆さんが安心して健康で生きがいに満ちた生活が送れるよう努力するとあいさつされました。全く、同感です。

しかし、これからのお年寄りの生活は、まさに暗黒時代の始まりでしかありません。

議案第31号は、国の老人保健制度の改悪に伴い、小樽市の老人医療助成と福祉医療助成の条例を変更するものです。10月から始まる老人保健制度の改悪は、70歳以上の高齢者の医療費窓口負担を1割ないし2割にするもので、上限額があっても、一度全額支払い、後で償還払いですから、大きな負担になり受診抑制が心配されます。一番の問題は、今まで診療所などで月1回の受診なら850円の支払いで済んだお年寄りが、診療内容によっては8,000円、約10倍もの負担になることです。

第2の問題は、上限額を超えた医療費の払戻手続は申請方式で複雑なことです。毎日の薬を飲んだかどうかも忘れがちになる高齢者が、数か所の病院を受診して適切な手続ができるのか、わずかな額なら、煩雑な手続を嫌い、放置することも考えられます。せめて、償還払い分が発生したときは、個人通知をするのは当然です。国民健康保険では医療費通知をしているのですから、できないわけではありません。

第3は、老人保健制度の医療費減免制度の活用です。老人保健法第28号第7項の規定に基づき、老人保健法施行規則第20条では、市民税非課税で主たる生計維持者が災害で著しい損害を受けたとき、干ばつ、農作物の不作等で収入が減ったとき、失業などで収入が減ったときなどに続き、重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したとき、このように書いてあります。本市においては、かつて申請者がなかったといいますが、この制度は市民にほとんど知らされていません。

国の制度として、市民周知を図り、積極的に活用を図るべきです。国の制度改悪をそのまま市民に転嫁する議案第31号には、反対です。

本委員会では、次期介護保険料試算額が報告されました。今後、介護報酬の改定などの影響がありますが、財政安定化基金からの借入額を3年ないし9年で返済することで、4,200円から4,400円の額が示されました。現在の3,090円に比べ4割増、全国平均11%増に対して大幅な増額です。最高額は月6,000円を超えます。払えないと言っても、年金から天引きですからどうしようもありません。介護保険が始まって最初の見直しで、保険料の大幅アップは大きなショックであり、今後も介護サービスが利用されるほど保険料が上がるしくみですから深刻です。

国民の強い批判で、国は、ようやく離島や広域化対策などに対象を限って保険料支援の検討を始めました。小樽市の減免制度では、無年金者は対象外です。保険料を大幅に引上げるなら、我が党が提案してきたように、市民税非課税まで対象にして、減免額も大幅に拡充を図るべきです。

政府は、来年度から、公的年金に物価変動を反映させ、年金引下げの方針です。受給者全体の年金引下げは初めてであり、対象者は約4,000万人とされています。もともと日本の年金額は極めて低く、平均年金額は国民年金で5万1,000円、厚生年金で17万7,000円ですが、女性は男性の半分です。

物価が下落したと言いますが、ぎりぎりの生活を強いられている年金生活者の苦しい実態は変わりません。医療改悪によるお年寄りの1割負担導入、介護保険料の引上げ、年金削減など、高齢者への大きな負担増は許されません。

議案第28号は、市税条例改正に伴う国民健康保険条例の一部改正の提案ですが、これは、株の売買の損失

に対する税金緩和対策で、株の売買の推進を図るものです。このような一部の高額所得者への優遇税制ではなく、暮らしと社会保障を充実し、個人消費を高めることが経済活性化への重要な政策です。

陳情第86号、第87号は、交通安全対策を求める市民要望です。

歩道橋がある箇所に横断歩道は設置できないと言いますが、高齢者や病人、障害者の安全な横断対策が歩道橋があるために実施できないのでは、大きな矛盾です。ほとんど利用されない歩道橋を解消して、市民要望にこたえ、適切な対処をするのは当然ではないでしょうか。

以上、皆さんの賛同をお願いして、討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、請願第14号、陳情第68号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第70号、第72号、第86号、第87号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第28号、第31号、請願第5号、第12号、第39号、第43号第2項目及び第3項目、第44号、陳情第23号、第46号、第63号、第65号、第66号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 5番、松本光世議員。

(5番 松本光世議員登壇)(拍手)

○5番(松本光世議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第30号の道路用地をめぐる和解の件は、平成4年に、市が、市道花穂中央線の用地買収の際に、敷地に借地権が存在することの確認を怠ったために、借地権相当額の補償と借地権侵害に対する賠償金を和解金として払うとの内容であり、結果的に、土地購入費用の借地権分を実質的に二重払いすることになってしま

った。土地の売主と市の関係から、市が売主に借地権分の返却を求めることも可能かと思われるが、裁判所が市の落ち度を勘案しての和解であり、市としては特に法的手段を行使しないという。しかし、当時の担当部局の責任ということももちろんあり、更に、市全体の責任ということを認識して、今後、このようなことのないように細心の注意を払って業務を遂行してもらいたいと思う。

地方分権一括法が施行されて、平成13年度から、国の普通財産である、現状が道路・河川の場合、地方公共団体に無償譲与するという事業が進んでいる。この事業は、北海道財務局で指定した場所を、市は特に現地確認をせずに受け取る体制になっており、管理が非常に困難な部分も、今後、市に譲与されてくる可能性もある。一方、小樽市においては、譲与された後の管理・維持補修の諸費用の措置が厳しい財政状況で極めて困難という。しかし、市に管理が移る道路の沿線住民からの整備への期待は非常に大きなものがあるはずで、地域から多くの要望が出されることが予想されるので、財政的な措置を含む早期の対応をとるべきと考えられるがどうか。

市道赤岩道線は、極めて幅員が狭いが、交通量は多く、特に冬期間は自動車の交差や歩行者の通行にも支障を来している状況である。この沿線の赤岩2丁目には、北山中学校や赤岩保育所、特別養護老人ホームはるといった文教施設や福祉施設があり、居住者数も相当ある。地域住民から除排雪の徹底を求める要望が多く、これまで以上にパトロールを強化し、雪対策の徹底を図ってもらいたいと思うがどうか。

市道の占用料は、店舗の看板等広告物の占用に対し、届出があったものについて、許可の上、徴収しているが、市内にはまだ徴収しなければならない事案も数多く存在する。改良工事が行われる市道については、測量等を含めてどの程度の面積を占用しているかを確定後に指導しているのが現状と思われる。函館市においては、占用料につき、徹底した徴収体制をとっていると聞く。小樽市においても、今後、市内のパトロールや現地調査をこれまで以上に徹底し、徴収漏れのない、市民に不平等感を与えることのないような徴収体制を心がけてほしいと思うがどうか。

陳情第82号の願意である梅ヶ枝山手線の整備については、市で梅ヶ枝団地の造成売却をした昭和40年代に、将来の市道梅源線との接続を約束されていたとのことであるが、市の厳しい財政状況や現地の地権者との移転交渉が難航している現状では、今後の開通見通しは極めて困難とされている。造成当時は、将来の車社会への変化を予測できずに、狭あいどころ配のきつい現地に団地がつくられたわけだが、特に冬期間においては、道幅が狭いために消防車、救急車などが地区内に入っていけず、また、ごみ出しには祝津山手線まで行く必要があり、その途中で転倒してけがをするなど深刻な事態も起きている。梅源線との接続が困難ならば、地区内の道路整備を急ぎ、また、より一層の除雪体制を充実させることで緊急自動車の通行を可能にするなど、地元住民が安心して日常生活を送れるように、市の責任でできる限りの措置を講ずるべきではないか。

公園を整備する際に、地域住民の意見を取り入れることが少ないように見受けられる。例えば、小樽築港駅の北側にある築港広場公園は、子どもたちが遊べる遊具がなく、老人クラブのお年寄りがゲートボールをするスペースもないなど、余り身近に感じられず、市民が憩える状態とは言えないのではないかと。また、潮見台公園においては、これまでほとんどの市民の利用がされていない状況が続いている。地域住民の声を取り入れた公園づくりを行えば、住民が憩うことができ、利用度も増すものと思われる。具体的には、パークゴルフ場やゲートボール場が整備されれば、ぜひ利用したいといった地域住民の要望もある。こうした市民ニーズを生かした公園整備を検討すべきではないか。

今年度から導入した若年者向け共同住宅建設費補助制度は、当初の募集期間での応募がなかったため、6

月からは随時の募集に切り替えたが、それでも制度の活用の申込みが現在まで1件もない状況が続いているとのことである。この制度は、中心市街地の活性化の一環として設けられたものだが、市内中心部に対象地域を限定していることが利用を困難にしている。市内全体での人口対策という観点から、補助対象地区を広げることを検討してはどうか。また、この制度を市民向けにPRするために、市の中心部に空き地を持つ地主あてにパンフレットを郵送していると聞くと、むしろ利用の可能性が高いのは現在アパートなどの建替えを考えている方ではないのか。これまでの送付対象者に加えて、宣伝活動の範囲を広げることを検討すべきと思うがどうか。

オタモイ2丁目27番地の地区では、市が昭和46年に民間事業者が開発行為の許可を出していたが、工事がなかなか進まなかったこともあり、昭和51年と53年に開発者に対して早期の事業完了を求める通知をしたが、何も進展はなく、その後、開発事業者が昭和63年に死去して、一般継承人も何の措置もとらなかったため、開発が途中でとんざした状態で現在に至っている。現地は、開発行為が完了していないために、地区内の道路及び接続道路も市道認定ができず、地元住民はいまだに舗装がされていない道路の通行を余儀なくされているなど、不便を強いられることになってしまっている。現状では、市として積極的な道路整備等の推進は困難というが、市の責任も皆無とは言えず、人道的な観点からも、地域の劣悪な状況を解消するため、例えば道路の簡易整備など、市は何らかの救済措置をとる必要があるのではないかと。

水道学校については、8月1日の水の日になんで、水の大切さと水道の仕組みを理解してもらうために昭和60年に始めたとのこと、現在、年1回の開催と聞いている。水道学校に参加した小学生のアンケートの中には、水の大切さがよくわかり、とてもためになったといった声もある。水道局として、もっと市民に水道行政に関心を持ってもらい、また理解してもらうためにも、ダムの見学会も含めて開催回数を増やすべきと考えるがどうか。また、水道施設を見学するのとしらないのでは、子どもたちの認識が全く違うと思われる。学校週5日制になったこともあるので、教育委員会にも積極的にPRして、小中学生の参加者増に努めてほしいがどうか。

市のホームページには、水道局に関しての掲載項目が一つしかなく、市民向けの情報量が極めて少なく感じられる。例えば、他部局では各種制度を積極的にPRしたり、イベント等のお知らせをしたりとホームページを有効に活用している現状がある。水道局として、実際にもっと市民に知ってもらうことが数多くあると思われる。これまでも、広報誌での情報提供はしていると思うが、IT化が進んでいる中で、ホームページ上で市民向けのお知らせや周知事項などを掲載し、情報量を増やすよう取り組んでもらいたいと思うがどうか。

未舗装の砂利道等の道路において、側溝は整備されているものの、道路の砂利が削られてしまい、雨水が側溝に流れないで道路が水浸しになってしまっている箇所が市内に何か所か見受けられる。また、雨で土砂等が流れて側溝が埋まってしまい、雨水があふれて付近の住民が困っている箇所もある。市は、通常の市道整備事業に加えて、こうしたいわゆる欠陥道路についても整備を進めるべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第21号、第52号、第82号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定しました。

次に、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第24号、第29号、第43号、第62号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、その他の案件につきましては、可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 23番、武井義恵議員。

(23番 武井義恵議員登壇)(拍手)

○23番(武井義恵議員) 民主党・市民連合を代表して、委員長報告中陳情第82号について、反対の討論を行います。

委員長報告は陳情第82号は継続ですが、民主党・市民連合は、採択を主張いたします。その趣旨を申し上げます。

陳情第82号の願意は、市道梅ヶ枝山手線の早期整備方についてであります。願意の内容に二通りあると考えられます。

その一つには、日常生活に支障を来さない道路対策であり、二つには、小樽市が開発時に町民に説明のあった長橋線への接続方についてであります。

したがって、当面としては、不安を抱かないで済む生活が営まれるために、冬期間の救急車、消防車、ごみ収集車などが運行のできるようにしてほしいという願意であります。それは、日常生活はもちろんですが、小樽市が取り組んでいるごみの減量化などに協力したいという内容も含まれております。このことはまた、現代社会での最低限度の生活が営まれるようにしてほしいという切なる願意の陳情でもあるのであります。どこに不可解なところがあるでしょうか。

また、去る25日の建設常任委員会の理事会の理事者の答弁では、この地区の小樽市の開発は必要だったのか、こう配のことは特に頭の中に入っていなかったのではないかなど、将来展望の欠けていた開発計画であったように思われるとの内容の答弁がありました。したがって、都市計画法第36条の処理はなされているのでしょうか。全く疑わしいと言わざるを得ません。更に、都市計画法第48条に関する対策もできない内容の開発であります。それは、同法では、地方公共団体は開発行為者に必要な技術上の助言、又は資金上その他の援助に努めるものとするであります。このたびの陳情の開発者は、小樽市であります。小樽市そのものが開発者であり、助言や援助を受ける当事者であります。

したがって、本事件の場合は、せめてチェック機能の責を有する市議会が陳情を採択し、開発の当事者である小樽市に対する指導的立場に立つことこそ、真の議会の在り方であることを強く主張し、議案第30号は可決、その他の案件は第2定と態度は変わりませんので討論を省略し、私の討論を終わりたいと思います。

(拍手)

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

○12番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、簡潔に討論を行います。

委員長報告には、反対であります。継続審査中の請願案件及び陳情案件のすべてについて、いずれも採択を求めます。

当委員会に付託された継続審査案件は、請願が2件、陳情が15件であります。さきの第2回定例会においても明らかにしたように、これら案件のうち、約半数が平成11年第2回定例会に向けて市民から提出されて

きたものであります。新しい議会に寄せる市民の期待のあらわれでありました。

しかし、これらの案件は、今期議会の終盤を迎えて、なお継続審査中であります。なぜそうなるのか。慎重の上にも慎重を重ねての継続審査ではなく、その原因ははっきりしています。

この間、与党会派が採択を主張した案件は、すべてにおいて市長が同意もしくは受入れの態度表明をしたものでありました。市民がみずからの意見を議会に反映させ、その一方、議会は市民の意見に基づいて活動を進めていく。それを制度として戦後において確立させたのがこの陳情・請願制度であります。

しかるに、与党会派の皆さんは、こうした双方向の関係においても、その軸足は理事者側への一方通行であります。採択も不採択も、あるいは継続審査という名の下での事実上の棚上げも、要は理事者次第、これが、今期議会の終盤に当たっても、なお棚上げにされたままの案件が多い最大の理由であります。

議員各位が、陳情案件、請願案件に込めた市民の願いの側に立ち、ぜひとも採択されるよう呼びかけたいと思うものであります。

なお、議案第30号に関して、一言申し添えておきます。

和解という手法の判断に沿うことには、我が党は反対していません。しかし、なぜこうした間違いが生じたのか、その原因と処理、そして借地権の補償を認めたからには、当然生じてくるであろう当初の用地取得価格の過払い問題、こうした問題などについて適切な処理がされるように望むものであります。

継続審査中の案件は、願意妥当、採択されるよう重ねてお願いして、討論を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、陳情第21号、第52号、第82号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第24号、第29号、第43号、第62号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第35号及び第36号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第35号教育委員会委員の任命につきましては、山田純司氏の任期が平成14年10月10日をもって満了となりますので、引き続き、同氏を委員として任命するものであります。

議案第36号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、北潟谷仁氏、長谷川君代氏の任期が平成15年1月31日をもって満了となりますので、北潟谷仁氏につきましては引き続き、長谷川君代氏の後任として、新たに高橋房子氏を委員候補者として推薦するものであります。

何とぞ原案どおりご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田日出男） これより、討論に入ります。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 26番、高階孝次議員。

（26番 高階孝次議員登壇）（拍手）

○26番（高階孝次議員） 日本共産党を代表し、山田純司氏の教育委員任命について、棄権の討論をいたします。

平成12年6月、山田純司氏が、前任者の残余の期間、教育委員に任命されるに当たって、我が党は、対してきた三つの中学校の統廃合が既に決まった後でもあり、今後、財政の効率化を最優先の地方行革の一環としての学校統廃合を繰返してはならない、このことを期待して棄権といたしました。

今回も、基本的には、そういう態度は変わっておりません。

この際、あえて申し添えさせていただきます。

これからの小樽の教育、教育行政をめぐる情勢というのは、一層厳しくなることが予想されます。小樽では、TT加配問題の後始末、新学習指導要領の実施による学校完全5日制、それによるところの授業時間の大幅な削減、学力の低下、中学校の統廃合の教育効果の検証、評価もこれからです。

さきほども討論の中にありましたけれども、毎年のように削減される高校の間口問題、そして、一方では少人数学級への強い要望、どれもこれも急いで解決しなければならない問題だと思えます。小学校の統廃合どころではないと思えます。

更に重大なことは、肝心の国の文教政策、教育政策が、猫の目のように変わる問題です。議会でも論議がありましたけれども、新学習指導要領は最低の規準だ、今度はこういうふうに変ったのだ、こう言います。学力の低下ということが騒がれますと、慌てて今度は見直しとともとれるようないろいろな言い訳を文科省はしているわけであります。

そのほか、日の丸・君が代の強制、つくる会の教科書の問題、今度は、道德教育のつもりかと思えますけれども、教科書でもないのに公費7億円もかけてつくった心のノートの押しつけ、近くは教育基本法の改正の中間報告があるようであります。いずれも、これは大変な問題です。

こんな中で、小樽の教育を、憲法と教育基本法の精神にのっとり、教育の機会均等と21世紀を担う子どもたちに行き届いた教育を保障することは、まさに喫緊の課題だと思えます。これからは、ますます教育委員皆さんの使命、任務が重要になると思えます。そのことを十分に認識され、対処されることを切に願って、討論を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第35号について採決いたします。

同意と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第36号について採決いたします。

同意と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第17号」を一括議題といたします。

意見書案第10号ないし第17号につきましては、提案説明等を省略し、意見書案第1号ないし第9号について、提出者からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 11番、新谷とし議員。

(11番 新谷とし議員登壇)(拍手)

○11番(新谷とし議員) 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第8号について、提案の趣旨説明を行います。

意見書案第1号は、小樽工業高校建築科、土木科の募集停止の白紙撤回を求めるもので、工業高校教職員一同から要請がありました。

さきほど述べたとおり、建築科で54年、土木科で36年の歴史を誇り、全道に優秀な人材を輩出しています。就職にもすぐれた実績を持ち、入学志願者も高倍率になっています。募集停止で一学級減になる上、建設科が新設されても、それぞれの科の特性を生かせなくなるものと考えられ、存続を強く訴えたものです。

第2号は、北海道の地域性やさまざまな困難を抱えた生徒の実態を踏まえ、地域の高校を守り発展させていくために、公立高校配置の基本指針と見直しを見直すことを求める意見書案です。

他都府県では、少人数学級が行われ始めました。へき地が多く、小規模の学校が多い北海道で、生徒数の減少で機械的に学級数を減らすのではなく、30人学級を実現し、地域の高校を守るのは当然です。12年3定では、全会一致で可決されておりました。

第3号は、国の責任で30人学級を実現し、教職員定数の改善を求めると同時に、私学助成の削減に反対し、教育予算の拡充を求める意見書案です。

教育困難克服、教育の機会均等にかんがみ、国の教育予算の増額で30人学級を実現し、私学助成の一層の充実を図るものです。

第4号は、憲法第9条を守り、有事法制の制定に反対する意見書案です。

さきの世界大戦、太平洋戦争の反省から、憲法第9条を制定しました。政府は、他国から侵略されることはまずないとしているのに、アメリカの戦争に組み込まれる体制をしき、国民や地方自治体に戦争協力を義務づけることは、憲法第9条をじゅうりんし、言論、表現、思想信条の自由を踏みにじるものです。有事法を廃案にして、平和外交で国際貢献すべきです。

第5号は、障害者支援費制度の改善に関する意見書案です。

障害者福祉対策は、措置制度から障害者が事業者と契約を結ぶ支援費制度へ変わります。しかし、利用料負担、サービスの質、制度から除外される障害者が出ないか、まだまだ不安があります。予算の増額を含め、

政府が責任を持って改善・充実を図るよう求めるものです。

第6号は、住民基本台帳ネットワークの施行の凍結を求めるものです。

住基ネットは、個人情報保護の法律整備がされないまま、8月5日、スタートしました。

しかし、多くの専門家が指摘しているように、現行のしくみでは個人情報の漏えいや不当使用の危険は避けられません。11けたの国民総背番号制も、国民の合意を得られているとは言えません。政府にこのシステムの施行を凍結するよう求めるものです。

第7号は、公共事業受注企業からの政治献金規制に関する意見書案です。

鈴木宗男氏のムネオ疑惑に見られるように、公共事業の発注にかかわる口きき、受注企業からの政治家に対する献金は、税金の還流問題として国民に大きな怒りを買っています。企業団体献金は直ちに禁止すべきですが、差し当たって税金を原資とする公共事業の受注企業からの政治献金を禁止するよう制度の改善をするように求めるものです。

第8号は、年金の引下げ計画中止に関する意見書案です。

政府は、来年度、物価スライド制の凍結を解除し、年金の引下げを進める考えです。医療・介護保険制度など負担増になる中、年金制度の改善・充実が国民の切なる願いです。全国4,000万人の年金受給者を直撃する年金の引下げ計画は、中止すべきです。

以上、全会派の皆さんの賛成をお願いして、提案説明を終わります。(拍手)

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 3番、成田晃司議員。

(3番 成田晃司議員登壇)(拍手)

○3番(成田晃司議員) 自由民主党を代表し、意見書案第9号、道路整備に関する意見書について、提案趣旨説明を行います。

国の構造改革の議論が進む中、北海道は広大な面積を有しており、都市間距離も長いことから、北海道の道路網整備は中長期的な視野に立って、体系的かつ計画的に整備が推進されるべきものと考えます。

本道各地の活力ある地域づくり、まちづくりを支援し、良好な生活環境の創造、安全で安心できる郷土の実現を図る上で不可欠なものであります。特に、高規格幹線道路のネットワーク形成は、道内の圏域間の交流、連携の強化、地域経済の活性化、緊急医療・災害時の代替ルートの確保、更には、我が国における安定した食料供給基地と観光資源の提供の場として、その役割をしっかりと担うための道政の最重要課題です。

よって、国においては、北海道の道路整備の実情を十分踏まえた上、引き続き、計画的かつ安定した道路整備が早期に実現されますよう各会派の配慮を強く要望し、提案趣旨説明といたします。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、意見書案第1号ないし第9号について、一括討論に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

○12番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第8号には賛成、同じく、第9号には反対の討論を行います。

第1号は、小樽工業高等学校建築科、土木科の募集停止の白紙撤回を求めるものであります。

同時に、第2号及び第3号は、道教委の公立高等学校配置の基本指針と見通し、これの見直し、つまり、3

0人学級の実現と教職員の定数改善並びに私立高等学校への助成拡充を求めるものであります。

いずれも、教育的配慮より経済効率優先、こうした教育行政の在り方への問い返しであります。それはまた、さまざまな困難を抱えた生徒や、この地域に高等学校を守り発展させたいと願う教師集団の思いがあふれてくる意見書案であります。同時に、これは、市民に対しても、行政に対しても、そして我々議会人に対しても問いかけてくる意見書であります。

小樽における教育をどうするか。今期議会においても、我々は数多くの議論を重ねてきました。まず、平成11年2定であります。30人以下学級の実現を求めた意見書を全会一致で可決、提案者は、横田議員、新谷議員、斉藤陽一良議員、佐々木勝利議員、大畠議員でありました。同年3定、高校間口の現状維持を求めた意見書を全会一致で可決、提案者については、我が党は北野議員にかわったほかは、同じく、横田、斉藤（陽）、佐々木（勝）、大畠議員であります。翌12年2定では、前年2定と同様の意見書を提案者も同じくして全会一致で可決、同年3定においても、公立高等学校配置の基本指針の見通しの見直しを求めた意見書を全会一致、このときの提案者は、見楚谷議員、北野議員、斉藤（陽）議員、佐々木（勝）議員、松本（聖）議員でありました。平成13年に入って2定では、私学助成教職員の定数改善及び30人以下学級の実現を求めた意見書が、横田、新谷、斉藤（陽）、佐々木（勝）、大畠各議員の共同提案で可決、そして、今年に入って前回2定では、30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担法の改悪反対の意見書を、全会一致、可決であります。

ここまで来ると、何を言いたいのか、およそわかりだと思えます。

さきほどの総務常任委員長報告に対して、自民党の横田議員は討論に立ちました。では、お尋ねしたいと思います。最も適切な配置数とは一体何か。これを明らかにする責任があると思えます。明らかにした上で、態度表明をすべきであります。加えて言えば、横田議員は30人以下学級の実現の強力な提案者でもありました。

同じく、討論に立った斉藤陽一良議員であります。間口削減について、あなたは、相当程度配慮されているとする一方で、白紙撤回は難しいと言います。

あなたも、そして横田議員も、この3年間余、適正配置指針の見直し、あるいは30人以下学級の実現で、5度も6度も提案者となっているのです。その提案は一体何であったのか、そのことを問いたいと思えます。これら提案者として名を連ねていた横田議員、斉藤陽一良議員には再度、自民党の見楚谷議員、公明党の高橋議員、市民クラブの大畠議員、松本聖議員には、議員としてこの場に立つ責任があるのではないのでしょうか。ぜひ、討論に参加することを求めたいと思うのであります。

意見書案第4号です。

憲法第9条を守ること、アメリカが引き起こす不法な戦争行為に参加しないこと、そのために、平和外交を貫き、国民の基本的人権はしっかりと守ることを求める意見書であります。狂信的とも言えるアメリカ・ブッシュ大統領の下で、いよいよイラク戦争の危機が強まっています。こうしたときであればあるほど、この意見書案の持つ重みを実感するものであります。

第5号は、障害者支援費制度の改善を求めたものです。

障害者福祉制度は、来年4月から大きく変わっていきます。現在は、ご承知のように、障害者が施設やホームヘルプなどサービスを利用する場合、措置制度で国と自治体が直接的に責任を負っています。

しかし、来年度からは変わります。介護保険と同様、障害者本人が利用したいサービスを決めなければい

けない。みずからサービス事業者を選び、そして、みずから契約するしくみになります。サービス費用のうち、提案でもあったように、本人負担である利用料を除いた費用が国、自治体から支援費として助成される、これが、来年4月から実施される支援費制度であります。対象となるサービスは、身体障害者・知的障害者の各種施設利用、在宅サービス、障害児の在宅サービスで、およそ360万人の障害者・障害児が対象とされます。

多くの障害者が不安を抱える中で、このほどようやく厚生労働省の支援費基準額が発表されましたが、何よりもまず、国の支援費は障害者の生活実態に合った額でなければなりません。併せて、現行のサービス水準は、絶対に後退させないこと、障害者の生活実態を反映した認定や、現行の措置制度も柔軟に活用していくこと、自分で契約が困難な障害者への支援策など、こうした具体的な対策を拡充していくことが必要になっています。遅れているサービス基盤整備促進の上からも、国の障害者予算を大幅に増額することが今強く求められています。

私ごとではありますが、私の妻は、市内の知的障害者・知的障害児の施設に勤務して32年であります。こうした障害者とともに頑張っている家族を持つ者として、本意見書案の行間に見え隠れする学院生の一人一人の笑顔に対しても、ぜひとも各位に賛同を呼びかけたいのであります。

第6号は、問題の住基ネットであります。

本来、このシステムは、個人情報保護法がない下では強行の許されないものでありました。個人情報の漏えいと不当使用の危険性が避けられず、また、すべての国民に対して11けたの番号を振り当てて管理することなど、到底、国民的合意も得られていません。

現状でも、福島県の矢祭町、東京都杉並区、国分寺市は参加していません。市民選択制を導入した横浜市では、今月から非通知申請が相次いでいます。さきの長野県知事選で再選された田中知事も、住基ネットはまさに住民を管理するもので、システムに多大なる疑問を持っていると述べ、凍結・見直しに取り組むと表明しています。東京狛江市をはじめ、少なくない自治体では、今、人権侵害のおそれがある場合には接続を停止する。こうした条例改正を決めています。政府であれ、自治体であれ、プライバシーの保護に対する国民・住民の意識や関心の外では存在できません。こうした国民・住民の声を無視する政治はご免であります。

第7号は、公共事業受注企業からの政治献金規制に関する意見書案であります。

今月の13日付け官報で、総務省から2001年の政治資金収支報告書が公表されています。K S D事件に続いて、ムネオ疑惑や公共事業発注にかかわる一連の口きき疑惑など、昨年から今年にかけては政治と金にまつわる問題がめじろ押しでありました。報告書に対しても、疑問や問題点は山積みであります。しかし、この報告書からだけでも、例えば、大手ゼネコン18社は自民党に対して総額2億6,200万円もの大型献金をしていることがわかります。

ところで、自民党は、さきに政治資金に関する有識者懇談会の提言として、売上げに占める公共工事の受注が50%を超えている場合には寄付限度額を50%減ずるとしていますが、これら18社のうち、公共工事受注率50%を超えている企業は、わずか4社にしかすぎません。献金規制するどころか、まだまだ献金を受けることができるという、そうした自主規制ではありませんか。

これまでも、企業団体献金の廃止は、国民の場においても、国会の場においても、何度も確認されてきました。こうした国民に関する公約はその都度ほごにされ、あまつさえ、企業の献金は社会的意義があると開き直ってきました。その結果が、ムネオ疑惑であります。その結果が、公共事業への口きき疑惑であります。

公共事業は、言うまでもなく税金で賄われる事業であります。企業団体献金もちろん禁止すべきであります。差し当たってこうした公共事業受注企業からの政治献金こそ、禁止すべきではないか。立場を超えて異論のないところだと思います。

賛成討論としては最後になりますが、意見書案第8号であります。

年金の引下げをしないよう求めた意見書であります。この点においても、思い起こすのは平成12年4定であります。自民・中村議員、共産・新谷議員、公明・高橋議員、民主・武井議員、市民ク・大畠議員、各議員連名で、社会保障制度を堅持し、改善・向上を求める意見書案が提出されました。そこではこう言っています、給付水準の適正化で将来の給付総額を2割程度削減することになっており、給付削減は年々大きくなっている、このように指摘しつつ、年金の充実、21世紀の高齢化社会においても、安定した制度として存続が求められている、こうして、政府に対し、社会保障等の増進を求める意見書であります。無論、全会一致、可決でありました。

第8号は、その趣旨、内容において、全く同じくするものであります。今回もまた、当然、全会派一致で賛同が得られるものと確信しています。

さて、討論の最後は、意見書案9号についてであります。

我が党は、この意見書案に反対です。

なぜか。

第1に、この意見書案の骨格をなす一つが、道路特定財源制度の温存、これによる道路整備の継続を求めていることであります。

第2は、高速道路、高規格幹線道路を優先にしたネットワーク形成を求め、なおかつ、それを地方行政側に最重要課題として押しつけているからであります。平成13年2定において、道路特定財源の一般財源化を求める意見書、これを当議会は賛成多数で可決しています。我が党は、この意見書案の共同提案者の一人でもありました。この意見書は、こう言っています。一日も早い道路特定財源の一般財源化を図れ。

では、そのときに反対した自民党を除いて、他の会派の皆さんは、本日、提案者も1年前のこの意見書のときと同じであります。公党のとるべき態度としては、いかにあるべきか。議会に同じく籍を持つ者として、残念に思うと同時に、強く反省を求めるものであります。

わずか3年で態度が180度変わる、懲罰ものではないか、けさほど、私に届いた市民の声であります。その心境の変化など、ぜひともこの討論の場でお聞かせいただきたいものであります。

このことを重ねてお願いし、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号ないし第4号について、一括採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第5号ないし第8号について、一括採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松田日出男） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第9号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時29分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 成 田 晃 司

議 員 高 橋 克 幸

○ 諸般の報告

○ 今定例会に提出された意見書案

○ 平成 1 4 年小樽市議会第 3 回定例会議決結果表

○ 請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

(1) 木野下智哉、佐藤利幸両監査委員から、平成１４年５月～７月分の各会計例月出納検査について報告があった。

(2) 平成１４年第２回定例会において採択と決定した陳情の処理経過について、次のとおり報告があった。

陳情第１３号「長橋３丁目２１番・２２番付近道路の整備方等について」は、平成１４年１０月に国立療養所小樽病院が民間に委譲される際、敷地内の既存道路部分を市に寄贈していただくということで相手方と交渉しております。寄贈後は、市の道路として通行に支障のないように管理いたします。

陳情第７３号「緑２丁目２３番市管理道路の除雪方について」は、現場で陳情者と話し合いを行い、今年度試験的に除雪を行い、除雪によってできる段差や路肩に堆積された雪の状態等をみて、今後の対応について話し合うということで陳情者の了解を得ております。

以 上

平成 14 年

第 3 回定例会

意見書案第 1 号

小樽市議会

北海道小樽工業高等学校建築科・土木科の募集停止の白紙撤回を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	新 谷 と し
	同	佐々木 勝 利
	同	北 野 義 紀

北海道小樽工業高等学校建築科は、昭和 23 年小樽市立工業高校より建築科の生徒を受け入れて以来 54 年間、土木科は、昭和 41 年の新設以来 36 年間の歴史を持ち、それぞれが、小樽市内はもちろん全道に優秀な人材を輩出している実績を持つ科です。また、小樽工業高校は、昨今の不況下にあっても、就職には優れた実績を持ち、入学志願者も高倍率となっています。

北海道教育委員会が 9 月 3 日に発表した「平成 15 年度公立高等学校適正配置計画案」では、建築科及び土木科を募集停止にし、「建設科」を新設するとしています。これは、小樽工業高校において 1 学級削減となると同時に、それぞれの科の持っている特性を、十分に生かすことができなくなると考えます。

北海道教育委員会は、すべての子どもたちに行き届いた教育を進めるために、30 人学級こそ早期に実現すべきであり、生徒減による機械的学級削減をすべきではありません。

若年層の製造業離れが進んでいるといわれる中、小樽工業高校の建築科・土木科は、地場産業育成の観点からもそれぞれの特徴を生かしつつ、存続することが望ましく、両科の存続は不可欠です。よって、「平成 15 年度公立高等学校適正配置計画案」に盛られている、北海道小樽工業高等学校建築科・土木科を募集停止にし、「建設科」の設置案を白紙撤回し、建築科・土木科として存続を強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 9 月 27 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成 14 年 9 月 27 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

平成 14 年

第 3 回定例会

意見書案第 2 号

小樽市議会

北海道の地域性やさまざまな困難を抱えた生徒の実態を踏まえ、地域の高校を守り発展させていくために「公立高等学校配置の基本指針と見通し」を見直すことを求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

新 谷 と し

同

佐々木 勝 利

同

北 野 義 紀

今日の教育をめぐる困難な状況を克服するために、文部科学省が策定した第 7 次（高校第 6 次）教職員定数改善計画により、他都府県では、40 人に満たない少人数学級編成が行われはじめました。

しかし、本道においては、北海道教育委員会が「公立高等学校配置の基本指針と見通し」を 2000 年 6 月に決定し、教育的配慮より経済効率を優先し、北海道独自の高校リストラを強行しようとしています。この状況は、本道で 40 人に満たない学級が実現可能になれば、全く状況が変わることは明白です。

へき地が多く、小規模の学校・学級が多い北海道の地域性と、さまざまな困難を抱えた生徒たちの実態を踏まえ、地域の高校を存続させる方向で、行政は責任を果たすべきです。

よって、北海道教育委員会は、「公立高等学校配置の基本指針と見通し」を見直し、北海道独自に 30 人以下学級を実現し、教育条件整備、教職員の定数増に努めることを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 9 月 27 日

小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 9 月 27 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

平成 14 年

第 3 回定例会

意見書案第 3 号

小樽市議会

今日の教育危機を打開するため、国の責任での 30 人学級実現、教職員定数改善を求めるとともに、私学助成の削減に反対し、教育予算の拡充を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

新 谷 と し

同

佐々木 勝 利

同

北 野 義 紀

今日の教育をめぐる困難の克服を願う国民の願いにこたえるためには、国の責任での 30 人学級実現、教職員定数改善が必要です。

また、後期中等教育に果たす私立高校の役割は大きいにも関わらず、授業料は公立と比べて高額で、教育条件も劣悪です。中卒者急減期を機会に 40 人以下学級への移行が進んでいる今、教育条件の公私間格差の是正が求められています。

よって、政府におかれましては、教育困難克服、教育水準維持と教育の機会均等にかんがみ、国の教育予算の増額によって 30 人学級実現、教職員定数改善を行うこと、また、私学助成の一層の充実を図り、生徒・父母の教育費における公私間のひずみが解消されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 9 月 27 日

小 樽 市 議 会

議決年月日	平成 14 年 9 月 27 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

憲法第 9 条を守り、有事法の制定に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	新 谷 と し
	同	佐々木 勝 利
	同	北 野 義 紀

私たちは、57年前の終戦の反省に立ち、「戦争も核兵器もない、平和な日本と世界」「子どもたちを二度と戦場に送らない」を目指して、今日の日本をつくり出してきました。しかし、政府は、第154回通常国会に、テロ対策や不審船対策を行うことが必要だとして、有事法制案を提出しました。

本来、テロや不審船、あるいは予期せぬ破壊行為は、犯罪を取り締まるものとして、警察や海上保安庁が対応すべき事項です。さきの「不審船」においても、実際に対応したのは海上保安庁であり、領海の安全はじゅうぶんに現在の法令においても確保されます。

日本が憲法の上に立ち、平和主義を貫くならば、戦争行為に加わるための自衛隊（防衛庁）出動は、全く必要がありません。

また、有事法制は、国民を総動員するためのものであります。

有事の際には、国民の行う協力事項として、医療・輸送などのほかに、地方自治体の米軍・自衛隊への強制的な協力が説かれています。また、当然のこととして、一般市民も強制的な戦争協力を強いられます。

日本政府自身、今、日本に大規模で直接的な侵攻を企てる外国勢力は、いないことを認めています。そのような現在の情勢において、戦争を放棄した憲法第9条を持つ日本が有事法を制定することは、断じて許されません。

むしろ日本は、平和のための外交努力とその国際貢献を、今こそ実行すべきです。さきの大戦で多くの被害を与えたアジアをはじめ世界諸国もそれを望んでいます。

有事法は、憲法第9条を破壊し、言論・表現の自由、思想・信条の自由、更には身体の自由までじゅうりんします。この法制が実施されれば、世界的にも普遍化し、保障されている「基本的人権」が大きく制約されることは必至です。

有事法の制定に反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年9月27日
小樽市議会

議決年月日	平成14年9月27日	議決結果	否 決	
-------	------------	------	-----	--

障害者支援費制度の改善に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀
	同	西 脇 清 次
	同	高 階 孝 次

平成 1 5 年 4 月 1 日から障害者福祉対策は、これまでの措置制度から障害者が事業者と契約を結ぶ支援費制度へと移行します。この程、ようやく厚生労働省は、市町村が指定事業者や福祉施設に支払う支援費の基準額（単価）案を発表しましたが、制度から除外される障害者はでないか、利用料負担はどうか、サービスの質は確保できるのか、準備作業は間に合うのか等々、障害者だけでなく実施に当たる自治体にも不安と戸惑いが見られます。

政府は、障害者福祉を措置制度から支援費制度に移行する理由として、障害者の「人権擁護」、「自己決定」、「自由な選択」が保障できるとしています。しかし、サービス水準の低下や障害者本人・家族の負担増を招かないように全国基準を実態に見合ったものにし、重度加算・特別加算や成人障害者の利用料は、本人所得に基づく徴収とするなどの改善が必要とされています。「自由な選択」ができるよう基盤整備を急ぐことも欠かせません。また、今年度の障害者プラン予算は 3 , 0 5 0 億円にすぎませんが、移行後は大幅に予算を増額することも必要です。

障害者が安心して利用できる制度にするため、政府が責任を持って改善・充実を図るよう要望します。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出します。

議決年月日	平成 14 年 9 月 27 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

平成 14 年 9 月 27 日
小 樽 市 議 会

住民基本台帳ネットワーク施行の凍結を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀
	同	西 脇 清 次
	同	高 階 孝 次

8月5日から実施された住民基本台帳ネットワークに、国民の多くが不安を持ち、自治体からの批判も広がっています。3年前、この法律の成立に当たって、政府が公約した個人情報保護の法律整備がされないままに、その施行を強行したこと自体、国民には納得いかないことです。

根本的な問題点として、多くの専門家が強く指摘しているように、現行の仕組みでは、個人情報の漏えいや不当使用の危険は避けられません。また、すべての国民に11桁の番号を振り当てて管理することについても、国民的合意が得られているとはいえません。

従って、まず政府としてなすべきことは、この住民基本台帳ネットワークの施行を直ちに凍結することです。また、地方自治体の側が個人情報保護の見地から行なうネットワークからの離脱や切断などの対応に対しては、政府が干渉しないように要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

議決年月日	平成14年9月27日	議決結果	否 決	
-------	------------	------	-----	--

平成14年9月27日
小 樽 市 議 会

公共事業受注企業からの政治献金規制に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀
	同	西 脇 清
	同	高 階 孝 次

今年に入ってからの一連の国会議員等のあっせん収賄・受託収賄容疑事件の続発は、国民の大きな政治不信を呼び起こしています。なかでも、「ムネオ疑惑」や公共事業の発注にかかわる口利き、受注企業からの政治家に対する献金などは、政官業の癒着構造を露呈するものであり、税金の「還流」問題として国民から大きな怒りを買っています。

もともと支持する政党の活動を支える政治献金は、主権者である国民の政治参加の一部であり、参政権のない企業や団体には本来その資格はありません。これまでも、何度も企業・団体献金の禁止が確認されてきましたが、その都度、企業の献金にも「社会的意義」があると実行に移されないできました。しかし、そうした言い分が通用しないことは、鈴木宗男議員への企業献金を「わいろ」と認めた「ムネオ疑惑」でも明らかです。

企業・団体献金は直ちに禁止すべきですが、さしあたって、税金を原資とする公共事業の受注企業からの政治献金を禁止するように、制度改善を図るよう要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

議決年月日	平成 14 年 9 月 27 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

平成 14 年 9 月 27 日
小 樽 市 議 会

年金の引下げ計画中止に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

政府は、来年度予算編成において、公的年金に物価変動を反映させる物価スライド制の凍結を解除し、年金額の引下げを進める考えを明らかにしています。

年金の引下げは、全国 4 千万人に上る年金受給者を直撃することになります。仮に今年の消費者物価下落分 0.6 パーセントの引下げだけでも、その影響は将来にまで及び、年金受給者や家族の被る実害は甚大です。ましてや、一部に伝えられている過去 3 か年間の下落分も凍結解除するという議論は、とうてい認められるものではありません。

そもそも物価スライド制は、年金の実質価値を目減りさせないためにつくられた仕組みですが、既にこの間、労働者の賃金引上げを反映させる賃金スライド制も凍結されており、受給者の受け取る年金額は、据え置かれたままです。

医療・介護制度などでの負担増もあいまって、年金制度の改善・充実こそが今国民の切なる願いです。こうした時に年金を引き下げるとは、個人消費を更に冷え込ませ、生活・将来不安をあり、その結果、我が国の経済にも取り返しのつかない悪影響を及ぼしかねません。

よって政府においては、年金の引下げ計画を速やかに中止するよう要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

議決年月日	平成 14 年 9 月 27 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

平成 14 年 9 月 27 日
小樽市議会

道路整備に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 晃 司
	同	松 本 聖
	同	武 井 義 恵
	同	高 橋 克 幸

国の構造改革の論議が進む中で、行財政のあらゆる分野において構造改革を進めていくことは当然であり、その見直しは果敢に行わなければなりません。広大な面積を有し都市間距離も長く、自動車交通の占める割合の高い北海道としては、「国における道路整備の在り方についての見直し」の動向に注目せざるをえません。

そもそも道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は、中長期的な視野に立って、体系的かつ計画的に整備が推進されるべきものです。

しかしながら、本道における道路整備は、受益者負担に基づく道路特定財源制度の下、着実に進められているものの、いまだじゅうぶんとはいえず、本道各地の「活力ある地域づくり・まちづくり」を支援し、「良好な生活環境の創造」「安全で安心できる郷土の実現」を図る上で、不可欠なものです。

特に高規格幹線道路のネットワーク形成は、道内の「圏域間の交流・連携の強化」、「地域経済の活性化」、「救急医療・災害時の代替ルートの確保」、更には「我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供の場」として、その役割をしっかりと担うための道政の最重要課題です。

よって、国においては、北海道の道路整備の実情をじゅうぶん踏まえた上、引き続き、計画的かつ早期に整備が図られるよう、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望します。

記

- 1 道路整備及び積雪寒冷特別地域道路交通確保並びに特定交通安全施設整備等に関する新たな長期計画を策定し、所要の道路整備費を確保することにより、長期的視点に立った整備を一層推進すること。
- 2 高速自動車国道をはじめ、高規格幹線道路の整備については、国の責任において着実に推進し、本道の高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図ること。
- 3 道路整備に必要な財源確保の仕組みを今後とも維持すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 9 月 27 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 9 月 27 日	議決結果	可 決	賛 成	多 数
-------	------------------	------	-----	-----	-----

「ペイオフ全面解禁」延長と、地方自治体の公金預金をペイオフ対象から除外し、全額保護を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 竹 秀 文
	同	大 畠 護
	同	渡 部 智
	同	西 脇 清
	同	秋 山 京 子

平成 1 4 年 4 月に実施された定期性預金のペイオフ解禁は、普通預金への預替えや、大手金融機関への預金流出を招くなど、地域金融と地域経済の将来に不安を与えています。厳しい経営環境の下で、普通預金などを含む「ペイオフ全面解禁」が予定どおり、来年 4 月に実施されるならば、大手金融機関などへの預金流出が更に加速し、地域金融機関や中小企業、地域経済に大きな打撃を与えかねません。

また、地方自治体の公金預金は、地域住民の生活と経済に直結した資金であり、中小企業向け制度融資の原資ともなっており、その性格からしてペイオフの対象にはなじみません。更に、ペイオフ解禁による公金預金保護のための資金移動は、地域金融機関への不安をあり、地域経済の混乱を招くおそれもあります。

よって、政府においては、下記の事項について措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 平成 1 5 年 4 月に予定されている「ペイオフ全面解禁」は、金融不安が解消され、景気が回復するまで延期すること。
- 2 地方自治体の公金預金は、固定性、流動性を問わずペイオフの対象から除外し、全額保護する措置を早急にとること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 9 月 27 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 9 月 27 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

安全で快適な学校を目指し施設改善を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横 田 久 俊
	同	松 本 聖
	同	新 谷 と し
	同	佐々木 勝 利
	同	斉 藤 陽一良

学校施設は、児童・生徒の大切な学舎であるとともに、地震等の不測の事態の際の住民の避難所等にも指定されているなど、地域の貴重な防災拠点にもなっています。

阪神淡路大震災においては、建築基準法の耐震基準が強化された 1981 年以前に建てられた建築物の被害が目立ち、文部科学省が今年 7 月末にまとめた「公立小中学校施設の耐震改修状況調査結果」（約 13 万 3 千棟）によると、全体の約 66%（約 8 万 8 千棟）が 1981 年以前に建てられたものであり、このうち約 70% が耐震診断を行っていないというものでした。また、耐震診断を実施した 30% 弱のうち、約 1 万 2 千棟に耐震性に問題ありとされました。

文部科学省による公立小中学校施設の推定耐震化率は、約 57% に過ぎず、築 20 年以上の施設が全体の約 65% を占めるなど老朽化も深刻であり、子どもたちの安全や防災拠点としての安全確保を図るために、耐震化のための補強工事等が求められています。

しかし、一方では、国や地方公共団体の財政難から公立学校施設整備費の減少傾向が続き、ここ 10 年間では、児童・生徒の減少率を上回る大幅減少が見られています。

文部科学省が各都道府県教育委員会に公立学校施設の耐震化が進まない理由を聴取した際も、財政上の理由が多くを占めていたところです。子どもたちの安全を図るためにも、学校施設の耐震化は喫緊の課題であり、国としても、そのための立法化をはじめ、その予算確保を最優先すべきです。

国においては、耐震化に向けて必要な対策と、そのための予算を最優先して確保すべきです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

議決年月日	平成 14 年 9 月 27 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

平成 14 年 9 月 27 日
小樽市議会

奨学金制度の拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横 田 久 俊
	同	斉 藤 裕 敬
	同	佐々木 勝 利
	同	北 野 義 紀
	同	佐 野 治 男

長引く不況によるリストラや給与カットなどにより、所得の喪失や大幅減少などを強いられている世帯が数多く発生しています。そのため、高校・大学の中退や大学等への進学 of 断念を余儀なくされるケースが、ここ数年、高水準で推移しています。

日本育英会を中心とした我が国の公的奨学金制度は、年々充実し、平成 10 年度の貸与人数約 49 万 9 千人から、平成 14 年度には 79 万 7 千人まで拡大しています。

平成 11 年 4 月にスタートした大学、短大、専修学校（専門学校）等を対象にした新しい有利子奨学金「きぼう 21 プラン」の貸与人数枠も年々拡大し、旧制度だった平成 10 年度に比べ平成 14 年度は、約 4 倍の 39 万 2 千人まで拡大しています。また、保護者の失業や死亡、事故などによる家計急変があった場合に貸し付ける「緊急採用奨学金制度」（無利子）も年間約 1 万人の利用に備え、随時、申込みができるようになりました。

しかしながら、政府の特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月閣議決定）により、特殊法人日本育英会の廃止決定により、我が国の公的奨学金制度が廃止又は改悪されるのではないかという懸念もありますが、幸い、遠山文部科学大臣は、これを明確に否定し、新しい組織の下で、更に公的奨学金制度を充実させると明言しています。

政府においては、大学生総数の約 2 倍規模の奨学金提供がある英国や、国と民間が多種多様な奨学金を手厚く提供している米国等に比較し、我が国は、奨学金制度がまだまだ遅れていることを認識し、一層の充実を図るべきです。

また、物価高の日本で学ぶ留学生や就学生も急増しており、よき日本の理解者となる彼らに対する公的支援の充実も図っていく必要があります。よって、政府においては、教育充実こそ、最も優先すべき未来投資であることを認識し、以下の施策の早期実現を図るべきです。

記

- 1 大学、短大、専門学校生等への奨学金制度（特に無利子）を抜本拡充すること。
- 2 高校、専門学校、大学等への進学時の入学資金について、これを奨学金の対象とする制度を創設すること。
- 3 海外留学希望者への奨学金の創設をすること。
- 4 留学生・就学生の学習奨励費の拡充に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 9 月 27 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 9 月 27 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

介護保険制度の改革を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	前	田	清	貴
	同	齊	藤	裕	敬
	同	中	島	麗	子
	同	渡	部		智
	同	秋	山	京	子

平成 12 年度からスタートした介護保険制度は、本年で 3 年目を迎えましたが、介護サービス利用者の着実な増加が示すように、制度の着実な普及と発展が見られる反面、当初懸念されたような問題をはじめ、想定外の諸問題などが浮彫りになりつつあります。

最近の介護保険に関する各種調査や、地方自治体及び民間介護保険事業者等の意見や要望等から明らかになりつつある問題点とは、以下のように要約されます。

第一に、介護保険利用者の施設志向がより顕著になっており、多くの特別養護老人ホーム等の介護保険施設において、入所希望者・入所待機者が激増していること。

第二に、施設利用者の入所長期化が進み、結果として特養の「老人病院化」、老人保健施設の「特養化」等が進行し、各施設の役割の混在や機能の不明確化が進んでいる。

第三に、施設志向の激増の理由は、要介護者の増加、医療機関からの移動及び介護保険利用の権利意識の向上等々がありますが、基本的には、施設介護と在宅介護間のコストや負担の格差によるものと考えられる。

第四に、在宅サービスにおいては、ショートステイ不足が目立ち、リハビリ体制の欠如とあいまって、何か月前からの予約が必要であり、緊急入所が困難な状況にある。

第五に、農山村等の過疎地においては、施設や事業者の進出が難しく、「保険あってサービスなし」の地域も多い。

その他、さまざまな問題点があるが、地方自治体においては、施設整備や在宅サービスの充実が直ちに高齢者の保険料に跳ね返ることを懸念しており、次期介護保険事業計画策定に向けて慎重な検討が重ねられている。また、国に対し低所得者対策や介護予防事業の強化・充実を望む声が多い。

よって、政府においては、次の介護保険制度改革を視野に入れ、以下の施策の確立を図るべきです。

記

- 1 施設へのニーズが激増している以上、これに対応する必要があるとあり、その質を確保しつつ既存施設及び各種新型施設の整備を促進すること。そのためのきめ細やかな助成を行うこと。
 - 2 在宅介護の充実と家族介護の負担軽減を図る必要があるとあり、そのため在宅介護報酬の改善や過疎地等への特別加算の引上げ等を図るとともに、ショートステイ及びリハビリ体制の充実と、そのための人材養成を強力に進めること。
 - 3 介護予防の充実を図るとともに、一部の訪問介護利用料が 3 % となっている軽減策（平成 16 年度まで）を含め、利用料の 10 % 一律負担から所得に応じた段階的負担にするなど、低所得者の負担軽減の抜本策を講じること。そのための国の助成策を確立すること。
 - 4 国庫負担分の 25 % のうち調整費 5 % を別枠化し、全体として 30 % に拡大すること。
 - 5 要介護認定の更新期間を 6 か月から 1 年に延長するなど、制度の効率化を推進すること。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 9 月 27 日
小樽市議会

食品品質表示制度等食品の安全確保を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	村	岩	雄
	同	齊	藤	裕	敬
	同	中	島	麗	子
	同	渡	部		智
	同	秋	山	京	子

本年初頭の雪印食品から最近の日本ハムに至る、我が国有数の食品企業による食品表示偽装事件が連鎖的に発生しています。これらの表示偽装事件の続発は、食品表示に対する国民の信頼を大きく失わせるとともに、食品そのものの安全性と品質に対する消費者の不信感を増大させています。

一方で、現在までに 40 件を超える中国産の輸入冷凍ホウレンソウから、有機リン系殺虫剤であるクロルピリホスを中心に、最高で基準の 250 倍もの残留農薬が検出されるとともに、輸入健康食品による死亡事件等の健康被害問題が大きな社会問題になりつつあります。

食品の表示と監視は、現在、食品衛生法、JAS 法、景表法等の複数の法律によってなされていますが、そのチェック体制がふじゅうぶんなため、こうした偽装表示の横行を許してきました。また、消費者・事業者双方にとって分かりにくい制度となっています。

食品は国民の生命と健康の維持に不可欠なだけに、その安全性の確保は最優先課題であり、政府においては、国民優先・消費者優先の食品安全行政を確立する必要がありますので、その一環としての食品表示は、消費者が食品を選択する唯一の手段であることから、このような虚偽表示が今後二度と行われないう、国として抜本策を講じるべきです。

政府においては、下記の事項を早期に確立することにより、食品の安全性確保と信頼できる食品表示制度の確立を図るべきです。

記

- 1 食品の安全性確保に関する包括法として「食品安全基本法（仮称）」を早期に制定し、食品の安全性強化と信頼できる表示制度の確立等を図ること。
- 2 内閣府設置予定の「食品安全委員会」においては、広く各界各層の代表の参加を求め、各省庁との連携のもと必要な予算の確保を図ること。
- 3 食品衛生法に基づく残留基準が未設定の農薬、食品添加物等について、早急に残留基準値を設定するとともに、監視体制の強化を図ること。
- 4 健康被害の原因となる輸入食品や禁止農薬等を使用した輸入食品の水際でのチェック体制を強化するとともに、輸出国に対し是正措置を求めること。
- 5 原産地表示の徹底や偽表示に対する罰則の強化を図るとともに、品質保持期限と賞味期限の表示等の国民に分かりにくい表示等の是正を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 9 月 27 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 9 月 27 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

「地球憲章」の国際社会及び国内での普及・促進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 畠 護
	同	新 谷 と し
	同	見楚谷 登 志
	同	佐々木 勝 利
	同	斉 藤 陽一良

南アフリカのヨハネズブルグにおいて、「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（環境・開発サミット）が 8 月 26 日から 9 月 4 日の日程で行われました。10 年前の国連環境開発会議で採択した地球再生の行動計画（「アジェンダ 21」）の実施状況を点検し、次の新しい行動計画を作るためのサミットです。今回のサミットにおいては、環境破壊の要因ともなっている開発途上国の貧困対策及び先進国と途上国の貿易ルールなどが特に焦点となりました。

世界の地球環境対策がなかなか進展を見ていない中で、地球温暖化をはじめとして、地球の環境汚染・破壊、砂漠化、水不足、そして貧困の格差等が一層増大し、現実には、世界各地で氷河の溶解や温暖化に伴う海水面の上昇による陸地の消失等が始まっており、グローバルな環境対策の前進が国家や経済的利害を越えて、喫緊の課題となっています。

今回のサミットには、NGO 等の民間代表も数多く参加していますが、国家や民間を問わず、あらゆる諸団体が英知と力を合わせ、地球環境を守るための効果的な行動計画が創出されるよう、我が国として、最大の努力を行うべきです。

こうした中で、ミハイル・ゴルバチョフ元ソ連大統領や、国連環境計画の元事務局長を務めたモーリス・ストロング氏らが中心となった「地球評議会」が世界各地の NGO や市民、そして行政等の間で広範な討論を行い、それらの意見を集約する形で、「地球憲章」が策定され、公表されたところです。

この憲章は、あらゆる諸機関が地球環境を守るために、今後指針とすべき価値と原則が込められており、21 世紀の人類の指標ともいえるべきものです。

「地球憲章」は、四つの総則と十六の条文からなっており、その冒頭の「生命共同体への尊敬と配慮」の章においては、

- 1 地球と多様性に富んだすべての生命を尊重しよう。
- 2 理解と思いやり、愛情の念をもって、生命共同体を大切にしよう。
- 3 公正で、直接参加ができ、かつ持続可能で平和な民主社会を築こう。
- 4 地球の豊かさと美しさを、現在と未来の世代のために確保しよう。

とあり、以下、「生態系の保全」「社会と経済の公正」「民主主義、非暴力と平和」の順で、国家や民族等の利害や枠を越えて、人類全体として目指すべき行動規範を示しています。

これらのことから、政府においては、「地球憲章」が国連等の国際機関において広範に論議され、国際諸条約や新憲章として反映されるよう最大の努力をすべきです。また、地球憲章に関する質問に対し、政府が「地球憲章により、国家や人類そのものの『共通意識』として、人類的課題に取り組むことは極めて重要。子どもに対して地球憲章の精神を普及することも重要であり、文部科学省とも相談して研究・検討していく」と答弁したように、学校教育や環境教育などを通じ、積極的に「地球憲章」の普及啓発を図っていくべきです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 9 月 27 日
小樽市議会

イラクなどへ軍事介入を行わず、国連を中心にした平和秩序を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横	田	久	俊
	同	松	本		聖
	同	渡	部		智
	同	北	野	義	紀
	同	佐	野	治	男

アメリカのブッシュ政権は、「悪の枢軸」と決めつけているイラクに対して、「必要なことは何でもやる」などと戦争計画をエスカレートさせています。「国防報告」では、イラクへの先制攻撃を示唆し、「勝利のためにあらゆる手段を用いる」と核兵器を使うことさえ否定していません。

国連憲章は、他の国を先制攻撃する権利など、どの国にも認めていません。まして、その戦争目的が現政権の転覆にあるなどは、明らかに国連憲章に違反する戦争行為です。その上、「核兵器の使用は明確な戦争犯罪」とする国際法にも真っ向から反しています。

こうしたブッシュ政権の暴走に対して、同盟国をはじめ、アジア、アフリカ、中東諸国など、国際社会が一斉に非難の声をあげています。

日本政府としても、アメリカによるイラク先制攻撃計画の中止を求めるとともに、国連憲章に基づいた国際平和秩序の確立を強力に進めていくことを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議決年月日	平成14年9月27日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

平成14年9月27日
小樽市議会

北朝鮮によるら致事件の真相解明を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 畠	護
	同	武 井	義 恵
	同	高 階	孝 次
	同	吹 田	三 則
	同	佐 野	治 男

今般の日朝首脳会談において、北朝鮮の金正日総書記は、初めて日本人の北朝鮮によるら致問題の存在を認めました。その上で、ら致された日本人の安否については、8名の方々の死亡が確認されたと伝えられました。これが事実とすれば、極めて残念なことであり、痛恨の極みであります。さらに、北朝鮮の国家としての行為は重大かつ許すことのできないことであり、強く抗議いたします。

政府におかれては、生存者について早急にご家族との再会や本人の意思による帰国を実施させるとともに、亡くなったとされている方々については、事件の経緯やその後の行方など真相の全容解明に尽力することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

議決年月日	平成14年9月27日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

平成14年9月27日
小樽市議会

平成14年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○ 会 期 平成14年9月9日～平成14年9月27日（19日間）

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員 会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
1	平成14年度小樽市一般会計補正予算	H14.9.9	市長	H14.9.18	予算	H14.9.24	可決	H14.9.27	可決
修正案 第1号	平成14年度小樽市一般会計補正予算 修正案	H14.9.24	議員	—	（予算）	H14.9.24	（否決）	H14.9.27	否決
2	平成14年度小樽市港湾整備事業特別 会計補正予算	H14.9.9	市長	H14.9.18	予算	H14.9.24	可決	H14.9.27	可決
3	平成14年度小樽市水産物卸売市場事 業特別会計補正予算	H14.9.9	市長	H14.9.18	予算	H14.9.24	可決	H14.9.27	可決
4	平成14年度小樽市国民健康保険事業 特別会計補正予算	H14.9.9	市長	H14.9.18	予算	H14.9.24	可決	H14.9.27	可決
5	平成14年度小樽市介護保険事業特別 会計補正予算	H14.9.9	市長	H14.9.18	予算	H14.9.24	可決	H14.9.27	可決
6	平成13年度小樽市一般会計歳入歳出 決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.9.18	継続 審査	H14.9.27	継続 審査
7	平成13年度小樽市港湾整備事業特別 会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.9.18	継続 審査	H14.9.27	継続 審査
8	平成13年度小樽市青果物卸売市場事 業特別会計歳入歳出決算認定につい て	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.9.18	継続 審査	H14.9.27	継続 審査
9	平成13年度小樽市水産物卸売市場事 業特別会計歳入歳出決算認定につい て	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.9.18	継続 審査	H14.9.27	継続 審査
10	平成13年度小樽市国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.9.18	継続 審査	H14.9.27	継続 審査
11	平成13年度小樽市交通災害共済事業 特別会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.9.18	継続 審査	H14.9.27	継続 審査
12	平成13年度小樽市土地取得事業特別 会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.9.18	継続 審査	H14.9.27	継続 審査
13	平成13年度小樽市駐車場事業特別会 計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.9.18	継続 審査	H14.9.27	継続 審査
14	平成13年度小樽市老人保健事業特別 会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.9.18	継続 審査	H14.9.27	継続 審査
15	平成13年度小樽市住宅事業特別会計 歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.9.18	継続 審査	H14.9.27	継続 審査
16	平成13年度小樽市簡易水道事業特別 会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.9.18	継続 審査	H14.9.27	継続 審査
17	平成13年度小樽市中央通地区土地 画整理事業特別会計歳入歳出決算認 定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.9.18	継続 審査	H14.9.27	継続 審査
18	平成13年度小樽市小樽築港駅周辺地 区土地画整理事業特別会計歳入歳 出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.9.18	継続 審査	H14.9.27	継続 審査
19	平成13年度小樽市介護保険事業特別 会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.9.18	継続 審査	H14.9.27	継続 審査
20	平成13年度小樽市融雪施設設置資金 貸付事業特別会計歳入歳出決算認定 について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.9.18	継続 審査	H14.9.27	継続 審査
21	平成13年度小樽市物品調達特別会計 歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.9.18	継続 審査	H14.9.27	継続 審査
22	平成13年度小樽市病院事業決算認定 について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.9.18	継続 審査	H14.9.27	継続 審査
23	平成13年度小樽市水道事業決算認定 について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.9.18	継続 審査	H14.9.27	継続 審査
24	平成13年度小樽市下水道事業決算認 定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.9.18	継続 審査	H14.9.27	継続 審査
25	平成13年度小樽市産業廃棄物等処分 事業決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.9.18	継続 審査	H14.9.27	継続 審査

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員 会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
26	小樽市税条例の一部を改正する条例案	H14.9.9	市長	H14.9.18	総務	H14.9.25	可決	H14.9.27	可決
27	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案	H14.9.9	市長	H14.9.18	厚生	H14.9.25	可決	H14.9.27	可決
28	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H14.9.9	市長	H14.9.18	厚生	H14.9.25	可決	H14.9.27	可決
29	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	H14.9.9	市長	H14.9.18	総務	H14.9.25	可決	H14.9.27	可決
30	和解について	H14.9.9	市長	H14.9.18	建設	H14.9.25	可決	H14.9.27	可決
31	小樽市老人医療助成条例及び小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案	H14.9.9	市長	H14.9.18	厚生	H14.9.25	可決	H14.9.27	可決
32	小樽市非核港湾条例案	H14.9.9	議員	H14.9.18	総務	H14.9.25	否決	H14.9.27	否決
33	平成14年度小樽市一般会計補正予算	H14.9.12	市長	H14.9.18	予算	H14.9.24	可決	H14.9.27	可決
34	不動産の処分について	H14.9.12	市長	H14.9.18	予算	H14.9.24	可決	H14.9.27	可決
35	小樽市教育委員会委員の任命について	H14.9.27	市長	—	—	—	—	H14.9.27	同意
36	人権擁護委員候補者の推薦について	H14.9.27	市長	—	—	—	—	H14.9.27	同意
報告 1	専決処分報告（平成14年度小樽市一般会計補正予算）	H14.9.9	市長	H14.9.18	予算	H14.9.24	承認	H14.9.27	承認
報告 2	専決処分報告（平成14年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算）	H14.9.9	市長	H14.9.18	予算	H14.9.24	承認	H14.9.27	承認
意見書 案第1号	北海道小樽工業高等学校建築科・土木科の募集停止の白紙撤回を求める意見書（案）	H14.9.27	議員	—	—	—	—	H14.9.27	否決
意見書 案第2号	北海道の地域性やさまざまな困難を抱えた生徒の実態を踏まえ、地域の高校を守り発展させていくために「公立高等学校配置の基本指針と見直し」を見直すことを求める意見書（案）	H14.9.27	議員	—	—	—	—	H14.9.27	否決
意見書 案第3号	今日の教育危機を打開するため、国の責任での30人学級実現、教職員定数改善を求めるとともに、私学助成の削減に反対し、教育予算の拡充を求める意見書（案）	H14.9.27	議員	—	—	—	—	H14.9.27	否決
意見書 案第4号	憲法第9条を守り、有事法の制定に反対する意見書（案）	H14.9.27	議員	—	—	—	—	H14.9.27	否決
意見書 案第5号	障害者支援費制度の改善に関する意見書（案）	H14.9.27	議員	—	—	—	—	H14.9.27	否決
意見書 案第6号	住民基本台帳ネットワーク施行の凍結を求める意見書（案）	H14.9.27	議員	—	—	—	—	H14.9.27	否決
意見書 案第7号	公共事業受注企業からの政治献金規制に関する意見書（案）	H14.9.27	議員	—	—	—	—	H14.9.27	否決
意見書 案第8号	年金の引下げ計画中止に関する意見書（案）	H14.9.27	議員	—	—	—	—	H14.9.27	否決
意見書 案第9号	道路整備に関する意見書（案）	H14.9.27	議員	—	—	—	—	H14.9.27	可決
意見書 案第10号	「ペイオフ全面解禁」延長と、地方自治体の公金預金をペイオフ対象から除外し、全額保護を求める意見書（案）	H14.9.27	議員	—	—	—	—	H14.9.27	可決
意見書 案第11号	安全で快適な学校を目指し施設改善を求める意見書（案）	H14.9.27	議員	—	—	—	—	H14.9.27	可決
意見書 案第12号	奨学金制度の拡充を求める意見書（案）	H14.9.27	議員	—	—	—	—	H14.9.27	可決
意見書 案第13号	介護保険制度の改革を求める意見書（案）	H14.9.27	議員	—	—	—	—	H14.9.27	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員 会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
意見書 案第14 号	食品品質表示制度等食品の安全確保 を求める意見書（案）	H14.9.27	議員	—	—	—	—	H14.9.27	可決
意見書 案第15 号	「地球憲章」の国際社会及び国内で の普及・促進を求める意見書（案）	H14.9.27	議員	—	—	—	—	H14.9.27	可決
意見書 案第16 号	イラクなどへの軍事介入を行わず、 国連を中心にした平和秩序を求める 意見書（案）	H14.9.27	議員	—	—	—	—	H14.9.27	可決
意見書 案第17 号	北朝鮮による日本人ら致事件の真相 解明を求める意見書（案）	H14.9.27	議員	—	—	—	—	H14.9.27	可決
その他会 議に付し た事件	経済の活性化について（経済常任委 員会所管事項）	—	—	—	経済	H14.9.25	継続 審査	H14.9.27	継続 審査

（ ）内にある修正案第1号は、平成14年9月24日に予算特別委員会に提出され、否決されたものである。

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
40	通学バス代全額助成方について	H12.12.8	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
54	「公立高等学校配置の基本指針と見通し」の見直しを求める意見書提出方について	H14.9.13	H14.9.25	不採択	H14.9.27	不採択

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
2	銭函地区における教育環境の整備方について	H11.5.19	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
30	人種差別撤廃のための条例制定方について	H12.1.13	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
84	北海道小樽工業高等学校建築科・土木科の募集停止の白紙撤回を求める意見書提出方について	H14.9.13	H14.9.25	不採択	H14.9.27	不採択
88	憲法第9条を守り、有事法の制定に反対する意見書提出方について	H14.9.17	H14.9.25	不採択	H14.9.27	不採択

経済常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
17	雇用の創出と失業者の生活保障を求める意見書提出方等について	H11.9.8	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
64	塩谷地域への新南樽市場送迎バス運行実施要請方について	H13.9.25	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
83	「ペイオフ全面解禁」延期と、地方自治体の公金預金をペイオフ対象から除外し、全額保護を求める意見書提出方について	H14.8.6	H14.9.25	採 択	H14.9.27	採 択
85	春香山登山道入口における入山届出書、告知板及びトイレの設置方について	H14.9.17	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査

厚生常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
5	朝里・新光地域におけるコミュニティセンター設置方について	H11.6.30	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
12	介護保険における「移送サービス」実施方等について	H12.2.21	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
14	認可外保育所の補助金増額方等について	H12.3.2	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
39	重度心身障害者医療費助成事業への所得制限導入反対方について	H12.9.26	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
43	介護保険料・利用料の低所得者の負担軽減方について（第2、3項目）	H13.6.18	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
44	市道望洋東2号準幹線における一時停止線と標識設置要請方について	H13.9.17	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
23	保育所「最低基準」職員配置の改善を求める意見書提出方について	H11.12.9	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
46	天狗山ロープウェイ線コロナード最上前へのバス停留所新設要請方について	H12.9.12	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
63	就学前までの乳幼児医療費無料化実施方について	H13.6.19	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
65	銭函地区へのコミュニティセンター建設方について	H13.10.12	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
66	国への食品衛生法改正と運用強化を求める意見書提出方について	H13.11.8	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
68	認可外保育施設に対する財政支援強化方について	H13.12.3	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
70	「ふれあいパス」の現行制度堅持方について	H13.12.10	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
72	朝里十字街への多目的コミュニティセンター設置方について	H14.3.4	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
86	緑第一大通のハロー薬局前における手押し信号設置方について	H14.9.17	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
87	コープさっぽろみどり店から富岡1丁目バス停への横断方法の安全対策について	H14.9.17	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査

建設常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
11	市道豊ヶ丘通線及び市道豊ヶ丘小路線のロードヒーティング敷設方について	H11.12.13	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
13	市道桜1号線及び2号線のロードヒーティング敷設方について	H12.2.23	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
3	キライチ川における魚道の設置方について	H11.5.19	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
4	市道豊川第1線のロードヒーティング敷設方について	H11.5.28	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
5	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H11.6.1	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
7	見晴町11番市管理道路のロードヒーティング敷設及び側溝の蓋設置方について	H11.6.23	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
8	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H11.6.23	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
9	市道銭函1丁目新通線の急坂区間のロードヒーティング敷設方について	H11.6.24	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
10	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H11.6.25	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
12	市道松泉学院通分線のロードヒーティング敷設方について	H11.6.29	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
21	J R函館本線柙里沢踏切の拡幅改良要請方等について	H11.12.7	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査

24	市道天狗山登山分線ロードヒーティング敷設方について	H11.12.10	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
29	市道桜17号線の除排雪方について	H12.1.11	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
43	花園銀座3丁目市道大通線の整備方について	H12.9.4	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
52	「市道枉里沢線と交差するJR函館本線枉里沢踏切」の拡幅改良方について	H12.12.6	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
62	市道浄心寺横通線の一部ロードヒーティング敷設方について	H13.6.18	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査
82	市道「梅ヶ枝山手線」の早期整備方について	H14.6.18	H14.9.25	継続審査	H14.9.27	継続審査